

海外果樹農業情報No.55

99-R-5

米国における果樹産業政策・制度・ 体制等に関する調査報告書

1999年12月

(財) 中央果実基金

[JAPAN FRUIT FOUNDATION]

はしがき

本格的な国際化時代を迎え、海外の果実及び果実製品の需給等が、我が国果樹産業に大きな影響を与えています。このような事情の変化に対応し、中央果実基金では関係機関・団体等からの海外果樹関係の情報ニーズを踏まえ、海外における生果実及びその加工品等の生産・流通事情等に関する情報の収集・提供を行うことにより、我が国果樹農業の活性化・振興及び果実の需給・価格の安定並びに輸出の振興に資することとしております。

ご承知のとおり、米国は世界最大の農産物輸出国であり、我が国への最大の輸出国でもあります。果樹部門をみても、例えば、我が国の輸入生鮮果実分野では、柑橘類の9割弱、とうとうのほぼ全量、ぶどうの3割強が米国からであり、加えて、ふじ種、ジョナゴールド種等5品種のりんごが新たに追加輸入解禁され、本年12月から輸入が再開されております。

折しも、世界の貿易に関するガット・ウルグァイ・ラウンド後の新たなルール作りのため先般、米国シアトルにおいて世界貿易機関（WTO）による次期交渉の枠組み作りのための閣僚会議が開催されました。同閣僚会議は、農産物輸出国と輸入国、先進国と開発途上国の鋭い対立等から決裂をみたように、次期交渉においても、前回と同様、農業交渉が最も難航を極めるものとみられます。

このような中で、我が国果樹産業に最も大きな影響を与える米国の果樹産業政策・制度・体制等に関する最近の情報が必ずしも十分に把握されているとは言い難い面があります。御案内のように、米国では、「農業」を最重要産業の一つとして位置付け、いわゆる「1996年農業法」等に基づき、引き続き、果樹産業を含め多種多様な農業支援策を講じてきております。

このため当果実基金では、先般、「米国における果樹生果実類の輸入植物検疫制度に関する調査報告書」（1999年7月）を刊行しましたが、果樹産業を巡るこのような状況から、今般、政策・制度・体制等、米国における果樹産業振興の枠組みの現状を幅広く整理し、近年の動向の理解にも資するため、本調査を実施することとしました。

本調査は、米国の調査会社 Nakagawa Marketing 社に基づき調査を委託し、当果実基金で集大成したものであり、同社に対して厚く御礼を申し上げますとともに、この調査結果が今後の我が国果樹産業の振興上、少しでもお役に立てれば幸いです。

1999年12月

（財）中央果実生産出荷安定基金協会
(JAPAN FRUIT FOUNDATION)

理事長 澤邊 守

目 次

は し が き

	ページ
第1章 農業関係行政組織.....	1
第1節 連邦政府(農務省)	1
1 概 観.....	1
2 組織の仕組み.....	4
3 主要機関の任務.....	6
(1) 事業推進機関.....	6
(2) 農務長官直属専門官室.....	15
(3) 連邦公社.....	16
第2節 カリフォルニア州政府(食料農業省)	18
1 概 観.....	18
2 組織の仕組み.....	18
3 主要機関の任務.....	20
第3節 フロリダ州政府(農業消費者サービス省及び柑橘局)	24
1 農業消費者サービス省.....	24
1) 概 観	24
2) 組織の仕組み	25
3) 主要機関の任務	26
2 柑 橘 局	28
1) 概 観	28
2) 組織の仕組み	29
第4節 ワシントン州政府(農務省)	30
1 概 観.....	30
2 組織の仕組み.....	30
3 主要機関の任務.....	32
第2章 農業政策の根拠及び推進.....	38
第1節 連邦政府(農務省)	38
1 農業政策の根拠.....	38
1) 1996年農業法	38
2) 1997～2002年戦略計画	43

2	州政府組織との協調	55	2	カリフォルニア州	83	
3	果樹産業政策の位置付け	56	3	フロリダ州	83	
第2節 州 政 府		57	4	ワシントン州	84	
1	概 観	57	第4章 果樹産業に係る市場流通制度			85
2	カリフォルニア州	59	第1節 市場流通促進制度			85
1)	郡行政組織との関係	59	1	農業マーケティングプログラム制度	85	
2)	政策基盤	59	1)	概 観	85	
3)	果樹産業政策の位置付け	61	2)	設定手順及び運営方法等	86	
3	フロリダ州	62	3)	果樹産業関係マーケティングプログラム	87	
1)	郡行政組織との関係	62	(1)	連邦マーケティングプログラム	87	
2)	政策基盤	62	(2)	州マーケティングプログラム	95	
3)	果樹産業政策の位置付け	64	①	カリフォルニア州	96	
4	ワシントン州	64	②	ワシントン州	98	
1)	郡行政組織との関係	64	2	出荷品質基準制度	99	
2)	政策基盤	64	1)	連邦基準	99	
3)	果樹産業政策の位置付け	65	2)	州基準	102	
第3章 果樹産業に係る政府支援事業		66	(1)	カリフォルニア州	102	
第1節 連邦 政 府		66	(2)	フロリダ州	103	
1	生産支援事業	66	(3)	ワシントン州	103	
1)	連邦作物保険事業	66	3	市場情報サービス制度	104	
(1)	概 観	66	第2節 市場流通規制制度			105
(2)	実績プラン	67	1	公正流通確保のための規制	105	
2)	連邦作物保険対象外作物災害助成事業	70	2	食品安全性確保のための規制	106	
3)	融資事業	71	1)	食品添加物及び食品表示	106	
2	輸出支援事業	72	2)	残留農薬	107	
1)	輸出信用保証事業	72	3)	衛生管理	108	
(1)	概 観	72	3	植物防疫	109	
(2)	1997会計年度実績	77	4	有機食品	111	
2)	市場アクセス事業	79	第5章 生産・販売及び流通促進に關わる業界内組織			115
(1)	概 観	79	第1節 連邦／州農業マーケティングプログラム等管理組織			115
(2)	1998会計年度実績	80	1	連邦マーケティングオーダー等管理組織	115	
第2節 州 政 府		82	2	州マーケティングオーダー等管理組織	122	
1	概 観	82				

1) カリフォルニア州	122
2) ワシントン州	127
第2節 その他の主要な業界内組織	129
1 全米／広域組織	129
(りんご、とうとう、柑橘類、ぶどう、もも、なし、果実一般、カットフルーツ、冷凍フルーツ、有機フルーツ、果汁、ナッツ類)	
2 カリフォルニア州内組織	135
(りんご、あんず、アボカド、とうとう、柑橘類、もも、なし、ぶどう及びワイン、乾燥果実及びナッツ類、果実一般その他)	
3 フロリダ州内組織	142
(柑橘類、果実一般その他)	
4 ワシントン州内組織	145
(りんご、ぶどう、果実一般その他)	
第6章 試験研究及び普及啓発体制	148
第1節 連邦政府（農務省）	148
1 農業研究局	149
1) 概観	149
2) 組織の仕組み	149
3) 果樹関係試験研究機関	151
2 州協同研究教育普及局	159
1) 概観	159
2) 組織の仕組み	161
第2節 州 政 府	162
1 カリフォルニア州（州立総合大学農業自然資源部門）	162
2 フロリダ州	166
1) 州立総合大学食品農業科学部門	166
2) 柑橘局	168
3 ワシントン州（州立総合大学農業家政学部門）	168

第1章 農業関係行政組織

第1節 連邦政府（農務省）

1 概 観

米国における農業政策の推進母体である連邦農務省（USDA ; United States Department of Agriculture）は、優良種子の確保並びに生産技術向上のための情報収集を主要な目的として、1862年にアブラハム・リンカーン大統領によって設置された。設置当時の米国における就業者人口の90%までが農業従事者であったことから、この行政機関の発足に当たり、同大統領が「連邦農務省は国民省（People's Department）である」と宣言したことは余りにも有名である。その後、百数十年を経た現在の米国における農業従事者数は、全就業者数の僅か2%にまで縮少してしまった。しかしながら、米国民の全てが農業的営みから生み出される食料を消費し、衣類を纏い、住宅に住み、そして農業基盤である自然の中でのレクリエーションを楽しむという観点から見れば、連邦農務省は、今なお「国民省」の代名詞を冠するにふさわしい官庁といえよう。

連邦農務省は、連邦政府の各種官庁の中でも予算規模の大きな官庁の一つであり、1997年会計年度（脚注参照）の予算に基づき比較すると、国防総省（U. S. Department of Defense）、保健福祉省（U. S. Department of Health and Human Service）、財務省（U. S. Department of Treasury）に次ぐ第4位にランクされる。1990年代の連邦農務省の予算及び支出実績は表1-1に示されたとおりで、93年度の支出総額は630億ドルに達したが、その後は、連邦政府の経費削減方針を反映して継続的に減少し続け、98年度には93年度レベルを91億ドルも下回る539億ドルにまで縮少された。99年度の支出額は、予算額を大幅に上回り、93年度と同等のレベルまでに押し上げられているが、これは大規模なエルニーニョ現象の影響により1997～98年

表1-1 米国連邦農務省予算及び支出額の推移
(1991～2000会計年度*)
(単位：100万ドル)

会計年度	予算額	支出額
1991	48,715	51,119
1992	55,691	56,437
1993	59,373	63,144
1994	63,021	60,752
1995	60,254	56,665
1996	62,276	54,991
1997	56,008	56,954
1998	58,779	53,947
1999	54,291	63,412**
2000	55,167	***

(注) *10月～9月ベース、**試算値、
***本報告書作成時点では該当資料なし

(出所) USDA Budget Summaries,
various issues, Office of Budget and Program Analysis, USDA

(脚注) 米国連邦政府の予算会計年度は、10月～9月ベースである。1997会計年度は、1996年10月1日から1997年9月30日まで。

間に米国内各地を襲った異常気象に起因する作物損害保険の支払い、その他の緊急事業に伴って起きた一時的な現象であり、2000年度以降は、93年度來の緊縮財政路線に復するものと予想されている。

過去半世紀間の連邦農務省における常勤職員数の推移を表1-2に示した。連邦農務省職員は、その所掌領域の拡大とともに増大を続け、1980会計年度には同省発足以来、最大の12.5万人を記録したが、その後は、経費削減計画、省内組織再編等に伴い減少傾向にあり、98年度の年間職員数は9.9万人となっている。なお、98年度中に更に2千人弱が削減される予定で、99年度は60年代半ばの職員数レベルまで縮少される見通しとなっている。

連邦農務省の職員は、首都ワシントンD.C.、全国50州、7準州及び世界57か国に設置されている約1,500か所の事務所で任務を遂行している。1998年度の州別、準州別及び在外国別職員配置数は表1-3のとおりである。州別で最多数の職員が配置されている州は、農業生産額が全国第1位のカリフォルニア州(7,239名)で、次いでワシントンD.C.にある連邦農務本省(6,714名)である。準州別ではペルトリコ(551名)に、在外国別はメキシコ(21名)に最多数の職員が配置されている。日本駐在の連邦農務省職員は9名で、在外国別職員数ではメキシコ、ミクロネシア連邦に次ぐ第3位にランクされる。

表1-2 米国連邦農務省の年間職員数の推移
(1948~1999会計年度)

会計年度	年間職員数*	会計年度	年間職員数*
1948	60,815	1974	101,430
1949	63,063	1975	103,779
1950	67,560	1976	109,276
1951	66,150	1977	113,085
1952	62,825	1978	118,563
1953	62,492	1979	122,809
1954	63,309	1980	125,185
1955	64,191	1981	117,440
1956	69,423	1982	111,853
1957	74,215	1983	109,773
1958	77,264	1984	108,598
1959	79,998	1985	106,665
1960	81,585	1986	102,997
1961	85,238	1987	102,579
1962	89,168	1988	106,552
1963	94,527	1989	109,567
1964	94,781	1990	110,754
1965	94,548	1991	110,357
1966	98,688	1992	113,405
1967	102,175	1993	114,542
1968	105,628	1994	110,065
1969	101,848	1995	103,955
1970	100,860	1996	100,710
1971	102,698	1997**	98,457
1972	104,540	1998**	99,014
1973	104,104	1999**	97,050

(注) * 常勤換算の人数、例えば半日雇用職員二人で常勤職員一人分に換算。

** 推定値

(出所) 1948~92 : Agriculture Fact Book 1997, 1998, United States Department of Agriculture, p.70.

1993~96 : USDA 1998 Budget Summary, Office of Budget and Program Analysis, USDA.
1997~99 : USDA 1999 Budget Summary, Office of Budget and Program Analysis, USDA.

表1-3 米国連邦農務省の州、准州及び在外国別年間職員数(1998会計年度)

全国職員数	サウスカロライナ	899	フランス	6	
アラバマ	1,140	サウスダコタ	800	ドイツ	4
アラスカ	370	テネシー	1,020	グアテマラ	4
アーカンソー	1,648	テキサス	3,496	香港	1
アリゾナ	1,840	ユタ	1,411	インドネシア	3
カリフォルニア	7,239	バーモント	829	インド	1
コロラド	2,540	バージニア	2,002	イタリア	4
コネチカット	156	ワシントン	2,363	地中海海岸	1
デラウェア	207	ウェストバージニア	666	日本	9
ワシントンD.C.	6,714	ウィスコンシン	1,430	ケニヤ	2
フロリダ	1,637	ワイオミング	725	韓国	4
ジョージア	2,404			モロッコ	1
ハワイ	429			メキシコ	21
アイダホ	2,552	全准州職員数		マレーシア	1
イリノイ	1,551	サモア	6	ナイジェリア	1
インディアナ	744	マリアナ諸島	7	オランダ	2
アイオワ	1,789	太平洋上岸地統治領	1	ニカラグア	4
カンサス	1,090	グアム	31	ニュージーランド	1
ケンタッキー	1,099	ブルトリコ	551	ヘルル	2
ルイジアナ	2,377	マーシャル諸島	1	ハチスタン	1
メイン	234	ベージン諸島	23	パラウ共和国	3
メリーランド	2,970			ポーランド	2
マサチューセッツ	337			ペルー	3
ミシガン	1,132	全世界職員数		ノルウェイ	2
ミネソタ	1,626	アルゼンチン	3	ロシア	5
ミシシッピ	1,904	オーストラリア	2	チラグアラビア	1
ミズーリー	3,923	オーストリア	6	南アフリカ	3
モンタナ	2,586	パミューク	1	シンガポール	1
ネブラスカ	1,415	ベルギー	6	スウェーデン	2
ヌバダ	342	バハマ	2	スウェーデン	1
ニューハンプシャー	284	ブラジル	5	イスラエル	6
ニュージャージー	519	ブルガリア	1	タイ	2
ニューメキシコ	1,324	カナダ	2	トルコ	2
ニューヨーク	1,097	中国	7	ウクライナ	1
ノースカロライナ	1,776	チリ	3	イギリス	1
ノースダコタ	747	コロンビア	1	ベネズエラ	3
オハイオ	806	コスタリカ	5	ベトナム	1
オクラホマ	904	ドミニカ共和国	3		
オレゴン	4,716	エジプト	2		
ハンブルハニア	1,440	ミクロネシア連邦	10		
ロードアイランド	35	エチオピア	1		

(出所) Agriculture Fact Book 1998, 1999, United States Department of Agriculture, pp. 67-68

2 組織の仕組み

連邦農務省の組織は、1世紀半にわたる同省の歴史の中で、米国の社会構造の変化とともに大きく変貌した。現在の同省の組織は、運営経費削減及び効率性向上を目指して1994年に制定された「連邦作物保険改革及び農務省再編法 (Federal Crop Insurance Reform and Department of Agriculture Reorganization Act of 1994. 以下「'94年再編法」と略す。)」に基づき、次の7項目の任務達成領域 (mission) に再編成されたものである。

《米国連邦農務省の任務達成領域》

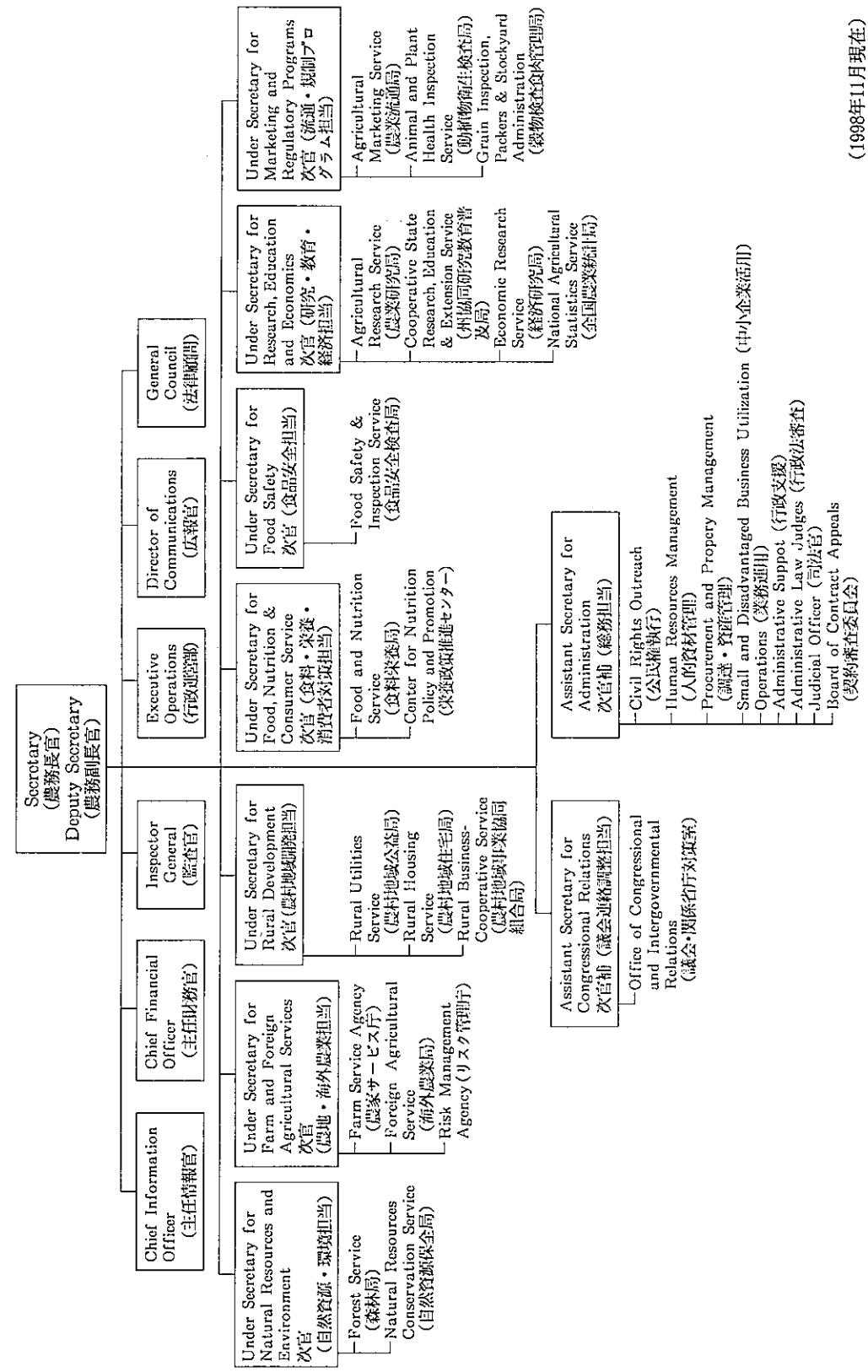
- ① 自然資源及び環境 (Natural Resources and Environment)
 - ② 農家及び海外農業サービス (Farm and Foreign Agricultural Service)
 - ③ 農村地域開発 (Rural Development)
 - ④ 食料、栄養及び消費者サービス (Food, Nutrition and Consumer Service)
 - ⑤ 食品安全 (Food Safety)
 - ⑥ 研究、教育及び経済 (Research, Education and Economics)
 - ⑦ 市場流通及び規制 (Marketing and Regulatory)

上記の任務達成領域は、農務長官(Secretary)の下で複数の農務次官(Under Secretary)により管理統制され、これらの農務次官の下に18の事業推進機関(Program Agencies and Services)が配置されている(図1-1参照)。更に、上記の任務達成領域を横断的に関与する部署である議会連絡部門及び総務部門が農務次官補(Assistant Secretary)によって管理統制されているほか、農務長官直属の専門官室(6部室)がある。また、民間セクターとの接続窓口となる連邦公社が設けられている。これらの組織が各自の任務を遂行すると同時に、互いに協調・協力し合うことにより、連邦農務省全体としての任務が達成されるような仕組みになっている。こうした仕組みの中で、現在、任務達成に向けた200以上の事業が実施されている。

94年再編法の規定に基づき、連邦農務省内の主要組織は43から29（後に30）へと削減・合理化が進められた。同法の下では、組織再編と同時に、年間職員数も大幅な削減となった。93会計年度実績をベースとし、99会計年度までの間に最低7,500名の職員整理目標が掲げられたが、この目標は既に95年度に達成され、その後も継続的に職員数が縮減されている（表1-2）。また、93年度実績をベースとした経費節約目標は、99年度までに人件費28億ドル、その他管理経費13億ドルの合計14億ドルと設定されたが、この目標も95年度時点で達成し、以降、より一層の経費削減に向けた努力が続けられている（表1-1）。

経費削減と効率性向上を目指した今一つの組織上の改革として、「連邦農務省サービスセンター (USDA Service Center)」設立構想があげられる。これは、農家支援、自然

図1-1 米国連邦農務省の組織圖
(United States Department of Agriculture)



資源保全及び農村地域開発に関連した連邦農務省内の5つの部門（農家サービス庁、自然資源保全局、農村地域公益局、農村地域住宅局及び農村地域事業協同組合局）の郡レベルの事務所を統廃合して、これら5部門の所管業務を一括して処理する能力を有するサービスセンターを設立することにより、顧客ともいべき農家のサービス向上、運営経費節減、そして関連各部門間の連携強化を図ろうとするものである。

上記5部門の全国における郡レベル事業所総数は、1990年代初頭には3,700事務所にも及んでいたが、98会計年度第1四半期末（1997年12月末）までに、これらの中から2,250事務所がサービスセンターとして選ばれ、1,400事務所を閉鎖し、1,100事務所の移転を含む再編計画の青写真が作成された。同再編計画は98年度においても引き続き実行の運びとなっている。

1997年度末に発表された「連邦農務省サービスセンター戦略計画（USDA Service Centers Strategic Plan）」によれば、98年度の短期目標は、農家サービス庁、自然資源保全局、農村地域公益局、農村地域住宅局及び農村地域事業協同組合局の5局の郡レベルの事務所を統廃合し、建物、事務機器、スタッフ等の共有を通じて経費削減とサービス効率の向上を図ることとされ、また、2002年度までの長期目標は、コンピューターソフト及びデータ管理システムの共有化を通じて、効率性向上をより一層追求するとともに、森林局、州協同研究教育普及局、その他の連邦農務省内の組織、国土管理局（連邦内務省所属）等の連邦農務省以外の連邦政府諸官庁、州政府、郡政府及び民間レベルの農業関連団体をも包含するワンストップの総合サービスセンターの設立を目指すとされている。

このような総合サービスセンター設立計画に並行して、食料栄養局、食品安全検査局、農業流通局、動植物衛生検査局、穀物検査食肉管理局等においても、それぞれの局の地方組織の統廃合が進められている。

3 主要機関の任務

(1) 事業推進機関

○ 森林局（Forest Service）

全国の5,660万haに及ぶ国有林地、草原、野生動植物生息地等の保全管理とその適正な公共的利用を推進することがこの組織の使命である。自然生態系の保全と修復、そして生態系の許容能力範囲内の有益な自然資源の活用を図ることを主要な任務としている。林産地区及びレクリエーション地区の道路、施設の建設及び維持、森林・鉱物資源の保全及びその伐採・採掘方法の研究、絶滅の危機に瀕した動植物の

保護、放牧地として民間にリースされる国有地の管理等に当たっている。局長の下に、国有林システム（National Forest System）、州及び民有林（State and Private Forestry）、研究（Research）、国際森林（International Forestry）及び管理（Administration）の5部署がある。

同局の任務は、ワシントンD.C本部、全国10か所に設置された地域事務所、6か所の試験場、170か所の国立森林事務所及び各々の国立森林地区内に設置された多数の森林警備隊事務所を通じて遂行される。同局は、連邦農務省内でも最大規模の職員を抱える機関であり、93年度の年間職員数は43,025人にも及んだが、その後大幅に削減され、98年度は36,311人となっている（脚注参照）。

また、活動の多くは、連邦農務省外の自然資源保全関連省庁との連携の下で実施されている。

○ 自然資源保全局（Natural Resources Conservation Services）

連邦農務省内において、自然資源保全のための技術開発及び普及の中核となっている部門である。森林局が主に米国内の公有地の自然資源管理に当たっているのに対して、同局の主要な管理対象は民有農地である。土壤、水、野生動物生育地等の自然生態系保全の重要性、その保全のための技術を農地所有者及び農村地域社会に普及することにより、農業の基盤ともいえる自然資源を保全し、米国農業の将来に向けた持続性の維持を任務としている。

1998年度の年間職員数は11,994人で、その25%がワシントンD.C本部、地域事務所及び州レベル事務所で勤務する研究及び管理職員である。残りの75%がより実践的な活動スタッフであり、郡レベルでの自然資源の調査、農家及び農村地域社会に対する技術指導に当たっている。

同局所管の保全事業の多くは、農家の自主的参加と政府による技術・資金援助とを拠り所として企画・遂行され、連邦農務省内の他の自然資源保全推進機関である森林局、農家サービス庁、農業研究局、州協同研究教育普及局、経済研究局、更には州・郡の地方政府機関、民間自然保護団体等の活動とも深く連携している。

同局が5年毎に作成する「国土資源目録（National Resources Inventory）」は、全国80万か所の定点における土壤、植生、水、大気等の自然資源の保全状況に関する調査結果を総括したものであり、連邦、州及び郡レベルの各種政策・事業推進上の貴重な科学的拠り所となっている。

（脚注）「USDA 1999 Budget Summary」に掲載された職員数である。以下に触れる98年度の各部門の職員数の出典も同様である。

○ 農家サービス庁 (Farm Service Agency)

94年再編法により、かつての農業安定保全局 (Agricultural Stabilization and Conservation Service)、連邦作物保険公社 (Federal Crop Insurance Corporation) 及び農家住宅局 (Farmers Home Administration) の3組織で分担されていた事業の多くを一括管理する新たな機関として同庁が設置された。

同庁の主たる任務は、農家の所得安定化、農家による土地及び水資源保全活動の促進、新規参入あるいは零細農家の支援、そして災害発生時の農家復興支援の4分野であり、これらの任務達成に向けて企画された様々な農産物価格支持、農家所得支援、緊急事態発生時援助、融資、農地保全、そして食糧援助に関する事業を商品信用公社 (CCC ; Commodity Credit Corporation : 16頁参照) からの資金助成の下で実施している。なお、農地保全事業の推進に当たっては、連邦農務省内の様々な自然資源保全関係組織との協調の下で行っている。

同庁の任務は、ワシントン D.C 本部、全国 5 か所に設置された地域事務所、各州及びペルトリコ準州に設置された州レベル事務所並びに合計約 2,500 の郡レベル事務所であるサービスセンターを通じて遂行されている。各サービスセンターには、当該管轄地区内の 3 ~ 5 名の農家代表者によって構成される委員会が設置されており、この委員会で事業を推進する上での様々な決定がなされている。このように、地元農家の声に基づいたユニークな草の根的な運営体制を有することが、同庁による行政執行を各地の実情を反映したものとする上で重要な役割を果たしていると言える。

なお、1998 年度の同庁の年間職員数は 5,909 名で、また、同庁によって委員手当の支給を受ける郡レベルの委員会委員数の総計は 10,835 名となっている。

○ 海外農業局 (Foreign Agricultural Service)

1953 年の行政組織再編時に設立された組織で、米国の農家及び農業関連ビジネス分野の国外での利益を代表している。局長の下に、米国通商代表部 (USTR ; United States Trade Representative) と密接に連携して活動を行う国際貿易政策課 (International Trade Division)、世界各地に配置された海外事務所を所管する海外農業課 (Foreign Agricultural Affairs Division)、世界の農産物生産と流通に関する情報の収集・分析に当たる商品流通課 (Commodity & Marketing Programs Division)、国際レベルでの協力活動に当たる国際協力開発課 (International Cooperation & Development Division)、輸出信用保証及び食糧援助に当たる輸出信用課 (Export Credits Division) の 5 課がある。なお、海外市場開発に関する事業推進に当たっては、省内の動植物衛生検査局、農業研究局及び食品安全検査局等との密接な連携の下に行っている。

1989 年度の年間職員数は 881 名で、そのうちの約 15% が世界 130 か国をカバーする 81 の海外事務所での情報収集及び輸出促進活動に従事する海外駐在員で、残りの 85% がワシントン D.C 本部及び国内 4 か所に設けられた地域事務所での資料分析・交渉及びマーケティング等に携わるスペシャリスト及び管理職員である。

同局の海外事務所の多くは、各国に開設されている米国大使館又は領事館内に併設されているが、主要輸出市場国においては、これらとは別個に貿易事務所も開設されている。更には、国際連合 (UN ; United Nations)、欧州連合 (EU ; European Union)、世界貿易機関 (WTO ; World Trade Organization) 等の主要国際機関における米国農業の利益を代表する特別事務所も開設されている。なお、米国農産物の最大の海外輸出市場である日本においては、東京にある米国大使館内に事務室を構えているほか、東京及び大阪に各々 1 か所づつ貿易事務所も開設されている。

○ リスク管理庁 (Risk Management Agency)

同庁は、1996 年連邦農業改善改革法 (FAIR Act 1996 ; Federal Agriculture Improvement and Reform Act of 1996 / Public Law 104-127、以下、「96 年農業法」と略す) に基づき設置された比較的新しい組織である。

同庁の主な任務は、連邦作物保険公社 (FCIC ; Federal Crop Insurance Corporation) の監督、同公社によって認可されるリスク管理事業の評価・分析及び改善、実質的な保険業務の窓口となっている民間保険会社の監督、農家を対象としたリスク管理指導並びに新たなリスク管理事業の開発等で、農家サービス庁との連携した活動をとることが多い。

98 年度の年間職員数は 550 名で、これらの職員は、ワシントン D.C 本部、ミズーリ州カンサスシティに設置の全国運営管理事務所、全国 10 か所に設置の地域事務所及び全国 6 か所に設置の遵守監視事務所に配置されている。

○ 農村地域開発関係 3 局

94 年再編法制定時に “農村地域開発” が連邦農務省の任務達成目標領域の一つに定められた。これに伴い、それまで複数の省庁によって分散管理されていた農村地域開発関連任務が農村地域開発担当農務次官の下で、3 局 (農村地域公益局、農村地域住宅局及び農村地域事業協同組合局) に統合・再編された。

この 3 局の所管するそれぞれの農村地域支援事業は、連邦政府による融資・補助金及び技術援助をベースにしたものであり、その事業の多くは、農家サービス庁、リスク管理庁、森林局、自然資源保全局、農業研究局、経済研究局、州協同研究教育普及局及び農業流通局等との密接な連携の下で遂行されている。

農村地域開発関係 3 局の任務は、全国 47 か所に設置された州レベル事務所、そして全国約 1,200 か所に設置された州内地域事務所及び郡レベル事務所を通じて執行されている。なお、郡レベル事務所は、2002 年までには全てが複数部局の機能の一括処理を目指した農家サービス庁の郡レベル事務所であるサービスセンターに統合されることとなっており、既に段階的に統合され始めている。

98 年度の農村地域開発関係 3 局の年間職員数は 7,280 名で、郡レベル事務所では、同一人物がこの 3 局のうちの 2 又は 3 局を兼任することが多い。

☆ 農村地域公益局 (Rural Utilities Service)

同局の任務は、農村地域における電信、電気、上下水道等の公益事業の推進を通じて、農村地域住民の生活レベルの向上を図ることにある。特に、コンピューター普及による情報スーパーハイウェーの開設及びこれを活用した遠隔地医療及び教育の充実に重点が置かれている。

☆ 農村地域住宅局 (Rural Housing Service)

同局の任務は、農村地域における住宅事情の改善及び公共施設（病院、消防署等）の建設促進を通じて、農村地域住民の生活レベル向上を図ることにある。

☆ 農村地域事業協同組合局 (Rural Business-Cooperative Service)

同局の任務は、農村地域における民間企業、農業協同組合等と連携して、農村地域の産業育成及び雇用機会の増大を図るとともに、地場産業の育成に向けたリサーチ・住民指導等を行うことにある。

○ 食料栄養局 (Food and Nutrition Service)

同局は、連邦農務省の栄養関連支援事業の推進組織として 1969 年に設置された。主な任務は、食券配布事業 (Food Stamp Program)、公立学校給食事業 (National School Lunch Program 及び School Breakfast Program)、婦人・幼児及び児童のための特別栄養補給事業 (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children) 等に代表されるように、子供、婦人、高齢者及び低所得者層を対象とした食料支援、栄養教育事業の推進にある。

例年、連邦農務省の年間予算の 60% 前後が同局の事業に配分されている。なお、同局は、食料支援活動に際しては農業流通局及び農家サービス庁と、国民の栄養摂取状況のモニターに際しては農業研究局と、更に国民への栄養教育普及に際しては州協同研究教育普及局と、各々、密接な連携の下に活動している。

同局の所管事業は、全て州政府との連帯下で推進されており、各州政府には事業推進上での細かな決断権限が委ねられ、更に州政府の運営経費も同局が負担する仕組み

になっている。

98 年度の年間職員数は 1,700 名で、これらの職員は、ワシントン D.C 本部、全国 7 か所に設置された地域事務所、そして各々の地域事務所の傘下にある多数の地方事務所に配置されている。

○ 栄養政策推進センター (Center of Nutrition Policy and Promotion)

同センターは、94 年再編法により、食品栄養に関する科学的な研究成果を速やかに消費者に伝達するとともに、米国民の栄養摂取状況の向上に貢献することを任務として設置された。同センターは、連邦保健福祉省と協力し合って、定期的に食品摂取ガイドラインの評価・改善に当たるほか、食品栄養関連刊行物の発行、連邦農務省内における食品栄養関連事業の支援を行っている。

98 年度の年間職員数は 25 名と僅かで、全員がワシントン D.C 本部で任務に就いている。なお、同センターの管理運営事務は、食料栄養局で処理されている。

○ 食品安全検査局 (Food Safety and Inspection Service)

赤肉（牛、豚及び羊肉）、家禽肉及びこれら肉類の加工品並びに卵加工品の安全性検査を行う機関として 1906 年に設置された。96 年に、過去 90 年来実施してきた検査官の五感に頼った検査方法から、汚染可能個所に対する近代的微生物検査に基づく「危害分析重要管理点 (HACCP ; Hazard Analysis Critical Control Point)」プログラムが導入されたことにより、食品の安全検査体制が事後処理型から事前予防型へと画期的に改善された。

同局は、食品安全研究の分野においては経済研究局、農業研究局及び州協同研究教育普及局と、家畜の病気に関わる分野では動植物衛生検査局と、輸出に関わる分野では海外農業局と、更に、食品安全教育普及の分野では連邦農務省外の連邦保健福祉省の一部局である食品医薬品局 (FDA ; Food and Drug Administration) や疾病抑制センター (CDC ; Center for Disease Control)、独立機関である環境保護庁 (EPA ; Environmental Protection Agency) 等と連携して活動している。

同局の任務は、ワシントン D.C 本部、ネブラスカ州オハマ市に設置された技術センター、18 の地域事務所、そしてこれら地域事務所の下で全国に配置された百数十か所の遵守監督事務所を通じて遂行されている。

98 年度の年間職員数は 9,702 名で、そのうちの約 9 割が遵守監督事務所に所属し、全国数千か所の民間屠殺場及び食品加工場での検査業務に従事している。

○ 農業研究局 (Agricultural Research Service)

連邦農務省内の最重要試験研究機関として、省内の多くの部局に対する技術的支援を行っている。

同局の任務は、①最も優先性の高い農業課題の解決に向けた試験研究に取組み、②食品及びその他の農業生産物が高品質かつ安全であることを保証する情報を提供し、③米国民の栄養面の必要性を評価し、④農業経済の向上性を維持し、⑤自然資源基盤及び環境の増進を図り、⑥農村地域住民及び社会に対して経済反映の機会を提供することにあるとされている。

局長の下に 8 地域事務所があり、更にそれらの地域事務所の下に配置された 100 か所余の試験研究施設において様々な分野の農業研究活動が行われているほか、民間への技術普及及び民間との共同技術開発を管轄する技術移転室、国際社会との情報交換窓口となる国際研究室、米国連邦 4 大図書館の一つであり農業関係図書館としては世界最大級の収蔵量とサービスを誇る国立農業図書館の 3 つが配置されている。

98 年度の年間職員数は 7,556 名で、その約 2/3 が実質的な試験研究活動に携わる研究員、助手、技術職員等である。

○ 州協同研究教育普及局 (Cooperative State Research, Education and Extension Service)

食品、農業科学、そしてこれらに関連した環境及び人文科学分野の研究、高等教育及び普及のための資金及び技術支援活動を通じて、米国民の利益向上を図ることが主要な任務である。

同局の管轄事業は、全国各地の土地交付大学及びその他大学の農学部及び獣医学部、農業試験場、農業普及所、黒人大学、米国先住民（インディアン）大学、ヒスパニック系研究教育機関等との密接な連携の下で遂行されている。

98 年度の年間職員数は 405 名で、全員がワシントン D.C 本部に配置されている。

○ 経済研究局 (Economic Research Service)

米国内外の農業経済、食品栄養、食品安全、自然資源、環境問題等の分野における研究・分析・評価活動を行い、その成果を連邦農務省内の諸部門、農家、消費者等に提供することが主要な任務である。

同局によって作成される報告書、定期刊行物等は、様々な通信媒体でも利用できる体制が整えられており、その多くの部分がインターネット経由で無料提供されている。

98 年の年間職員数は 554 名で、全員がワシントン D.C 本部に配置されている。

○ 全国農業統計局 (National Agricultural Statistics Service)

米国における農業関連基本統計の定期的な収集・編集及び提供を主要な任務としている。1862 年の連邦農務省発足時に、初代農務長官が「農業関連統計及び有用情報の収集」を任務目標に設定したことにより、同局の事業が創始された。第 1 回全国作

物生産統計は、翌 63 年に発刊された。

同局は、農業統計収集技術分野での世界的なリーダーであると同時に、収集された統計資料を電子媒体を通じて一般市民に無料提供するシステムを開発するとともに、実践分野においても世界の最先端に位置している。かつて、連邦商務省 (USDC ; U. S. Department of Commerce) の傘下にあった「農業センサス事業（原則として 5 年毎に実施）」は、1997 年に連邦農務省に移管され、98 年 1 月 1 日から同局が正式にこのセンサス事業を所管することとなった。

98 年の年間職員数は 1,209 名で、ワシントン D.C 本部の下に 45 の州レベルの地方事務所が配置され、これら地方事務所配属職員が州政府農業統計収集担当部門との連携の下に、州レベル資料の収集・調整に当たっている。

○ 農業流通局 (Agricultural Marketing Service)

農産物が生産者の手を離れ、消費者の食卓に到達するまでの間の公正・安全かつ効率的な食品流通システムの管理・改善に当たるのが同局の任務である。国際市場関連分野では海外農業局と、戦略的な国内市場流通体制構築の分野では食料栄養局や州協同研究教育普及局等と連携して活動している。

同局が所管する主要な事業には、以下のものが含まれる。

- ① 品質管理サービス； 業界からの要請に基づく農産物出荷基準の設定、出荷起点及び流通過程における品質等級検査及び証明書発行等を通じて、米国内外に流通する食品の品質管理を図る。
- ② 市場情報サービス； 全国 100 か所を超える出荷起点及び米国内外の主要卸売市場で収集する日々の農産物市場価格及び入荷量情報は、即刻編集され、テレビ、ラジオ、新聞、ファックス、電話、電子メール、インターネット等の様々な通信媒体を通じて利用者の手元に届けられる。生産者・流通業者の多くは、市場の動きに立脚した経営の基礎情報として利用するため、日々これらの市場情報を入手している。
- ③ 供給過剰農産物の調達； 余剰農産物を買上げ、これらを食料栄養局所管の公立学校給食事業、米国先住民等を対象とした食券配布事業、婦人・幼児を対象とした栄養補給事業等を通じて米国社会に還元することにより、市場における需給バランスの適正化とともに、生産者・消費者双方の利益増進を図る。
- ④ 農薬使用状況資料収集・分析サービス； 全国 9 つの州との連携により、生鮮野菜・果実及びそれらの加工品、穀類及び酪農製品を対象とした残留農薬検査を行い、食品の安全管理を行う。同局によって収集・分析されたデータは、一般市民に公開されると同時に、環境保護庁 (EPA) や食品医薬品局 (FDA) にも伝えられ、政策決定の拠り所としても使用されている。

以上その他に、連邦リサーチ販促事業 (Federal Research Promotion Program) 及び連邦出荷統制令及び協定 (Federal Marketing Orders and Agreements) の管

理・指導、生鮮農産物公正流通事業（Perishable Agricultural Commodities Act Programs）や、現在、全国レベルでの基準設定作業が進められている有機食品の認定事業、農産物輸送システム改善に関する研究等も同局の所管となっている。

98年度の年間職員数は3,524名で、その大多数が全国170か所の地方事務所に配置されている。

○ 動植物衛生検査局 (Animal and Plant Health Inspection Service)

同局の任務は、次の5分野に大別され、これらの任務の速やかな遂行を支援する政策・事業開発課 (Policy and Program Development)、法規・広報課 (Legislative and Public Affairs)、業務課 (APHIS Business Services) 等の部門が設置されている。

同局は、国際市場開発の分野では海外農業局と、食品衛生の分野では食品安全検査局と、環境問題の分野では森林局及び自然資源保全局と、科学技術適用の分野では農業研究局と密接な連携を保っている（脚注参照）。

- ① 植物保護及び検疫関係業務； 国際出入港地、国境事務所における通行者及び荷物の検査を通じて、植物に有害な病害虫の米国内への侵入及び国外への伝播を防止すると同時に、国外市場へ仕向けられる植物の検疫証明書の発行に当たる。更に国内に既存する重要病害虫の防除を推進することにより、健全な農業資源基盤の維持を図る。
- ② 獣医学関係業務； 米国に持ち込まれる動物及びその製品の規制を通じて、家畜、家禽類に有害な病害虫の米国内への侵入及び国外への伝播を防止すると同時に、国外市場へ仕向けられる動物及びその製品の検疫証明書の発行に当たる。
- ③ 野生動植物関係業務； 野生動植物が農業及び自然資源に及ぼす被害の低減並びに人類の健康及び安全を脅かす可能性のある野生動植物の脅威の低減を図ると同時に、国内に現存する動物の病害虫防除を推進する。
- ④ 国際関係業務； 外国政府と協調して、米国農業資源の保護及び米国産農産物輸出の拡大を図る。また、病害虫防除技術情報の交換、外国政府に対する技術援助、外国政府との技術的交渉、米国市場への条件付き輸出許可品目に対する出荷地での検査等に当たる。
- ⑤ 動物保護関係業務； 調査研究用動物、動物園、サーカス等で使用される展示動物、卸売レベルでのペット用動物等、食用家畜以外の動物の人道的取り扱いの促進に当たる。

98年度の年間職員数は6,287名で、これらの職員はワシントンD.C本部、全国250か所に設置された地方事務所（地域毎の管理事務所、空海港の検疫事務所を含む）のほか、世界27か国に設置された海外事務所に配置されている。

なお、東京の米国大使館内にある事務所（農務部）は、東アジア全体を管轄している。

(脚注) 動植物衛生検査局の内部組織及び業務の詳細については、当中央果実基金の「米国における果樹生果実類の輸入植物検疫制度に関する調査報告書」（海外果樹農業情報 No.53, 1999年3月）に記述されている。

○ 穀物検査食肉管理局 (Grain Inspection, Packer and Stockyards Administration)
94年再編法に基づき、従来、2つの局によって対応していた任務を統合して同局が設置された。同局の任務は、穀類、油糧種子類、豆類、家畜、家禽、肉類及びこれらと関連した農畜産物の適切・公正な市場流通を促進することにより、生産者及び消費者の利益向上を図ることにある。

同局には、穀類、油糧種子類、豆類の連邦出荷基準の設定及び検査に当たる穀物検査部門と、家畜類、肉類の公正な市場流通を促す食肉管理部門がある。

穀類検査部門は、農業流通局によって管理されるその他の品目の検査業務と同様、利用者負担制である。国内市場向け商品に関しては、受検するか否かは利用者である生産者・出荷業者等に委ねられている一方、輸出向け商品に関しては、検査が義務付けられている。

穀物検査部門の任務は、ワシントンD.C本部、全国2か所に設置された地方事務所 (Regional Office)、全国13か所に設置された地方事務所 (Field Office) 及び全国6か所の補助事務所 (Sub office) と、これらの事務所と協力し合う州政府の検査担当部門あるいは民間検査業者を通じて遂行されている。

食肉管理部門の任務は、ワシントンD.C本部及び全国11か所に設けられた地域事務所を通じて遂行されている。

98年度の同局全体の年間職員数は824名である。

(2) 農務長官直属専門官室

○ 主任情報官室 (Chief Information Officer)

同室の任務は、連邦農務省内の全ての部局と連携して、情報システムの企画・維持・運用並びに機器の購入・廃棄等に当たるとともに、省内部局間のスムーズで、無駄の無い情報流通システム並びに米国民へのより効率的な情報伝達システムの開発促進にある。

98年度の年間職員数は268名である。

○ 主任財務官室 (Chief financial Officer)

同室の任務は、連邦農務省内の全ての部局と連携して、より質の高い事業の推進を支援するための財政管理のリーダーシップを執るとともに、効率的な財務管理を行うための技術指導にあたるほか、各事業毎の財務分析、目標達成度調査等にある。

98年度の年間職員数は1,277名である。

○ 監査官室 (Inspector General)

同室の任務は、連邦農務省内の各部門によって遂行される各種事業及び会計監査に

ある。

98年度の年間職員数は750名である。

○ 行政運営部 (Executive Operations)

同部には、連邦農務省内の各部門によって管轄遂行される各種事業及びその運営への苦情・批判に関わる独立調査組織の全国請願課 (National Appeals Division)、毎年度の予算編成及び事業分析に関わる予算事業分析室 (Office of Budget and Program Analysis)、連邦農務長官への助言、連邦農務省が発表する各種経済レポートの最終審査・調整に関わる主任経済官室 (Office of Chief Economist)、省内各部門の秘書室を統括する総務秘書室 (Office of Executive Secretariat) が含まれる。

98年度の上記4部門の合計年間職員数は335名である。

○ 広報官室 (Director of Communications)

同室の任務は、連邦農務省関連情報の外部への広報に当たるとともに、連邦農務省の活動目標・事業・機能等の情報を適時適切に米国民に広く伝えるための戦略・手段等の開発を行うに際しての省内各部局間との調整を主導することにある。

98年度の年間職員数は119名である。

○ 法律顧問室 (General Counsel)

同室の任務は、連邦農務省の法律関連事項の方向性を提示するとともに、同省によって遂行される全ての活動の法的事務を管理することにある。具体的には、連邦農務長官を含む省内職員が作成する指導・規制・回答・契約・協定及びその他公文書の点検並びに省内部局あるいは職員が関与する公的訴訟事件における検察官あるいは弁護人としての活動を行うことである。

98年度の年間職員数は374名である。

(3) 連邦公社

連邦農務省の任務に関わる主な連邦公社は、次の3公社である。

○ 商品信用公社 (CCC ; Commodity Credit Corporation)

同公社は、1933年に農家支援及び農産物価格支持を目的として資本金300万ドルの連邦公社として設立された。当初は、再建金融公社 (Reconstruction Finance Corporation) の管理下に置かれていたが、39年に連邦農務省に移管され、更に48年に成立した商品信用公社憲章 (Commodity Credit Corporation Charter Act) に基づき、農務省内の連邦金融公社として再編され、現在に至っている。

同公社には、連邦農務長官によって任命された7名の委員（全員が連邦農務省のスタッフ）とその事務処理に携わる数人の担当事務官（連邦農務省の職員）がいるのみで、事業遂行のための特別のスタッフはない。同公社の資金供給の下で遂行される各種事業の実務は、農家サービス庁、農業流通局等の当該事業所管部門の職員によって処理されている。

なお、同公社の現在の資本金は1億ドルであるが、300億ドルを限度として連邦財務省 (USDT) からの資金借入れの権利を有している。

○ 連邦作物保険公社 (FCIC ; Federal Crop Insurance Corporation)

同公社は、1938年の連邦作物保険法の成立に伴い、作物保険事業の企画、保険掛金額の決定、事業の評価・分析等を任務として、連邦農務省内に設立された連邦公社である。その後、いわゆる96年農業法の規定に基づき、作物保険関連の実務は、その際に設立されたリスク管理庁に移管されたが、同庁スタッフによって作成された様々な事業計画の最終認定機関として、また、書類上の民間保険会社との契約締結窓口となっている。

同公社には、連邦農務長官によって任命された5名の委員（民間代表者を含む）で構成される委員会があり、事務局の長はリスク管理庁長が勤めている。

○ 代替農業研究商業化公社 (AARCC ; Alternative Agricultural Research and Commercialization Center)

同公社は、かつては連邦農務省内の1組織であった応用農業研究商業化センター (Applied Agricultural Research Commercialization Center) が、96年農業法に基づき、改名・再編の上、公社として設立されたものである。

同公社の任務は、農林産物及びその副産物を原料とした非食品、非繊維製品の開発並びに商業化を目指す企業への資金的支援を通じて、農業及び農村地域社会の発展を図ることにある。

同公社には、連邦農務長官によって任命された11名の委員（うち、8名は、加工、金融、生産、研究分野の専門家を含む民間関連セクターから選出）で構成される委員会で事業の決定がなされており、その決定範囲は、毎年度、連邦議会より配分される資金の範囲内に限定されている。

同公社によって遂行される事業は、あくまでも投資事業（助成事業ではない）であり、投資に対する収益回収が期待されている。応用農業研究商業化センター時代を含めた過去5か年間における投資総額は3,300万ドルであり、その対象は、全国33州、70プロジェクトに及んでいる。なお、米国内の私企業の全てが事業対象となるが、特に、農村地域に立地し、環境への悪影響の少ない製造事業を企画する企業の事業が

優先的に採択されている。

第2節 カリフォルニア州政府（食料農業省）

1 概 観

カリフォルニア州政府の農業への介入は、1880年に、州内のぶどう産業をブドウネアブラムシ (Phylloxeridae科の害虫) の被害から守ることを目的として、7名のぶどう産業委員が議会によって任命されたことに始まる。その後、州人口の増大及び産業活動の拡大とともに、州外からの害虫の侵入が深刻化（1800年代末から1900年代初めにかけて、メキシコミバエ、チチュウカイミバエ、アルファルファゾウムシ等の害虫が侵入）したため、その防除体制が相次いで整備されるとともに、1914年には、州農産物の保護及び販売促進を一括管理する行政機関として、食料農業省 (Department of Food and Agriculture ; 脚注参照) が設置されるに至った。

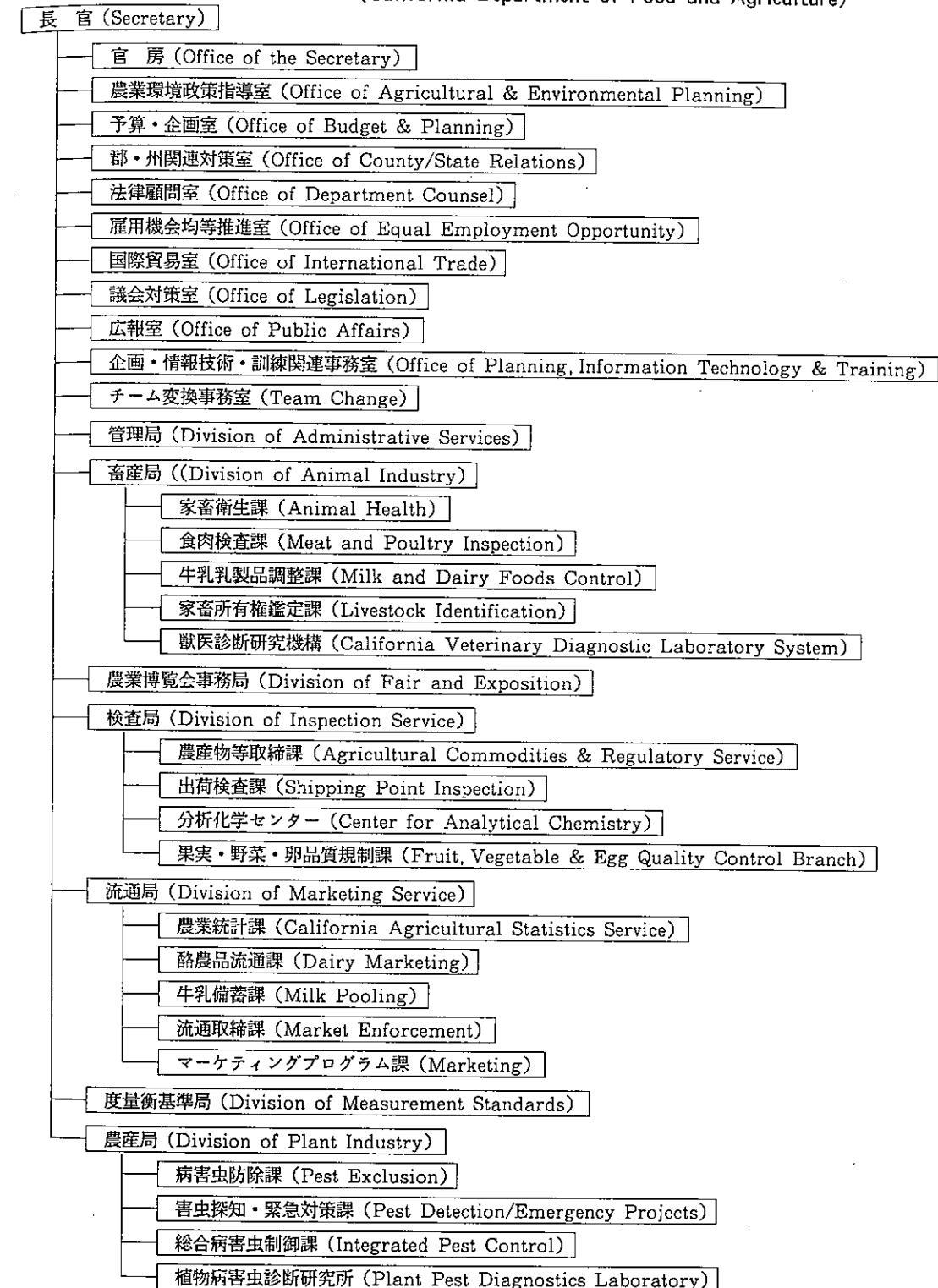
今日の州食料農業省は、農業振興及び消費者保護を任務とする行政機関として位置付けられている。98年6月末現在の食料農業省の職員数は、常勤約1,700名、非常勤約800名の合計約2,500名で、これらの職員は、州都サクラメント本部及び州内96か所に設置された地方事務所、隣接するネバダ及びアリゾナの両州に各1か所づつ設置された検査事務所、そして日本、香港及びメキシコの3か国に設置された貿易事務所に配置されている。なお、同省の1998/99会計年度（7月～6月ベース）における州一般会計予算は、1億9,800万ドルである。

2 組織の仕組み

州食料農業省の行政組織は、図1-2のとおりであり、長官 (Secretary) は州知事によって任命される。長官の下に、多数の専門官室、省組織全体の運営管理に当たる管理局、そして事業を推進する畜産局、農業博覧会事務局、検査局、流通局、度量衡基準局、農産局の7局がある。なお、事業推進の6局のうち、農業博覧会事務局を除く5局は、法規取締り組織である。

(脚注) カリフォルニア州の農業関係官庁には、食料農業省の他に、農薬取締省 (Department of Pesticide Regulation) がある。

図1-2 カリフォルニア州食料農業省組織図
(California Department of Food and Agriculture)



(出所) California Department of Food and Agriculture.

3 主要機関の任務

○ 畜産局 (Division of Animal Industry)

同局は、以下の5課 (Team) で構成されている。

☆ 家畜衛生課 (Animal Health)

同課の任務は、家畜及びその製品の動きを監視・調整することにより、家畜に有害な病気の予防・探知・隔離・撲滅を図るほか、獣医療薬剤の検定を通じて、当該薬剤の家畜への安全性及び当該薬剤を用いた畜産食品の安全性を確保するほか、獣医学分野での斬新的コンセプト導入のリーダーシップをとると同時に、展示会、競技会、販売の場での馬への薬品誤用防止を図ることにある。

☆ 食肉検査課 (Meat and Poultry Inspection)

同課の任務は、連邦農務省穀物検査食肉管理局の検査対象外となっている小規模な屠殺場及び食肉加工場における赤肉（牛、豚、羊等の肉）及び家禽肉の検査を通じて、適切な表示の施された商品のみの消費者への流通を図るほか、人間及びペット用としては不適切な商品の流通網への侵入を阻止し、更に、州法の規定に基づいて遂行される業界出資事業を所管することにある。

☆ 牛乳乳製品調整課 (Milk and Dairy Foods Control)

同課の任務は、牛乳・乳製品及びそれに類似した製品が、安全で、かつ、消費者に対して誠実な方法で呈示されているか否かを監視するほか、巡回、サンプル抽出、技術的支援、訓練、研究、基準設定、実験評価、証明書発行等を通じて、牛乳・乳製品等の保護・改善に貢献することにある。

☆ 家畜所有権鑑定課 (Livestock Identification)

同課の任務は、盗難あるいは迷子家畜による損失から農家を保護するため、家畜商標登録制度を通じて、家畜の移動・販売・屠殺に先立つ所有権検査を実施することにある。また、家畜盗難事件に際して、地方司法機関に協力している。

☆ 獣医診断研究機構 (California Veterinary Diagnostic Laboratory System)

同機構は、食料農業省からの出資を受け、州立大ディビス校獣医学部の下で管理運営されている組織で、家畜、家禽類及び人間の双方に発生が認められる病気の診断・研究に携わっている。

○ 農業博覧会事務局 (Division of Fair and Exposition)

同事務局は、州内各地で開催される約80の地域・郡レベルの農業博覧会、柑橘類

博覧会を助成・監督することにある。これらの博覧会会場では、州内における農業活動の全ての側面が展示・実演され、州民に農業に対する理解を深める機会が提供されている。

これらの博覧会の入場者数は延べ1,300万人で、入場料、競馬、テナント等からの収益は、年間16億ドルに達している。

○ 検査局 (Division of Inspection Service)

同局は、以下の4課 (Team) で構成されている。

☆ 農産物等取締課 (Agricultural Commodities & Regulatory Service)

同課の任務は、連邦及び州の法令に基づき、穀類、豆類、その他農産物の検査及び証明書発行を行うとともに、家畜飼料、肥料及び家畜用医薬品が完全かつ有効で、製造元によって保証された品質を保持するものであるか否かを検査することにある。また、生産者、企業及び公的機関と協力して、地下水の窒素汚染防止を図るとともに、防止のための研究・教育事業への資金補助を行うことにある。

☆ 出荷検査課 (Shipping Point Inspection)

同課の任務は、連邦農務省との協力協定に基づく出荷起点での生鮮果実及び野菜、ナツツ類の連邦出荷等級検査及び証明書の発行を行うことにある。また、顧客の求めに応じて、生鮮果実及び野菜、ナツツ類の全ての出荷地及び主要着荷地での等級検査を行うほか、全ての輸出農産物の出荷地での輸出関連規格・等級等の公式認定機関として、検査・証明書発行を行うことにある。

☆ 分析化学センター (Center for Analytical Chemistry)

同センターの任務は、生鮮果実及び野菜、酪農製品、家畜用飼料及び肥料の残留農薬分析を行うことにある。また、アジア市場向け農産物製品の化学的分析を行う輸出検査所としての機能も有している。

☆ 果実・野菜・卵品質規制課 (Fruit, Vegetable & Egg Quality Control Branch)

同部は、以下の7つの事業を所管している。

① 標準化事業：

州法に基づく品質、成熟度、出荷容器、表示サイズ及び梱包方法の最低基準に関する監査を行う。

② アボカド監査事業：

選果場におけるアボカドの成熟度、品質、サイズ及び重量基準の監査を行う。

③ 卵品質監査事業：

商業出荷される卵の健全性の監査を行う。

- ④ 有機食品監視事業；
州内での有機食品表示の下で販売される食品の監視を行う。
- ⑤ 加工トマト監査事業；
加工用トマトの損傷品、色、可溶性固形分又は糖分の検査事業の監査を行う。
- ⑥ ワイン用ぶどう監査事業；
ワイン用ぶどう及びその副産物の検査事業の監査を行う。
- ⑦ 乾燥加工用にんにく・たまねぎ監査事業；
乾燥加工用にんにく・たまねぎの損傷品、サイズ、異質物及び水分含量に基づく等級検査の監査を行う。

○ 流通局 (Division of Marketing Service)

同局の任務は、州産食品及び農産物の秩序ある市場流通を支援することにある。この任務は、流通関係法規の遵守、流通取締り、市場情報の分析・提供及び長期的市場流通戦略の作成等を通じて達成される。

同局は、以下の7課 (Team) によって構成されている。

☆ 農業統計課 (California Agricultural Statistics Service)

連邦農務省全国農業統計局との連携の下、州における農業関連基礎統計の収集・編集に当たる。

☆ 酪農品流通課 (Dairy Marketing)

牛乳及び乳製品の秩序ある生産・製造及び流通が図られるよう監視に当たる。農家レベルでの最低牛乳価格、牛乳及び乳製品の流通行為が州の規定に基づくか否かを監視する。また、酪農家が公正な支払いを受けることを保障する「牛乳生産者安全保障基金法 (Milk Producer Security Trust Fund Act)」を所管するとともに、牛乳取扱業者を対象とした免許制度を所管する。

☆ 牛乳備蓄課 (Milk Pooling)

州内の酪農家への月々の均一支払い体制を支持する「牛乳備蓄法 (Milk Pooling Act)」を所管する。

☆ 流通取締課 (Marketing Enforcement)

農産物の生産者、取扱業者及び加工業者間の流通が、州の流通関係法規に基づき、公正に行われていることを監視する。

☆ マーケティングプログラム課 (Marketing)

州法に基づく数多くのマーケティング・プログラムを所管する。現在、同部の管理・指導下に、24の市場流通統制令 (Marketing Orders)、1つの市場流通協定

(Marketing Agreement)、4つの評議会 (Councils) 及び18の委員会 (Commissions) があり、各々の事業規定に基づく活動を行っている。

○ 度量衡基準局 (Division of Measurement Standards)

同局の任務は、度量衡に関する州法の遵守を監視し、取り締まることがある。州内で販売・使用される度量衡計器は、全て、同局による検定を受けることが義務付けられている。また、同局管理下にある度量衡試験所は、米国の西海岸地域で連邦政府の公認を受けた唯一の試験所であり、州内で製造される度量衡計器はもとより、米国西部諸州で製造あるいは外国から輸入された計器の検定にも当たっている。

同局の活動には、上記の検定業務のほか、スーパーマーケットで使用される秤、ガソリンスタンドで使用されるポンプ等の計器、パッケージ入り商品の容重量及び表示、度量衡計器修理業者登録管理制度やガソリン、ジーゼル油等の石油製品の含有物検査も含まれる。

○ 農産局 (Division of Plant Industry)

同局の主要な任務は、外来病害虫から州内の農業及び自然資源を保護することにある。

同局は、以下の4課 (Team) によって構成されている。

☆ 病害虫防除課 (Pest Exclusion)

同課の任務は、植物に有害な病害虫の侵入を阻止し、既に侵入した病害虫の拡大を最小限に留め、また、主要幹線道路の州境地点並びに隣接するアリゾナ及びネバダの両州に設置された検疫所での検疫、特別訓練の施された植物検疫犬による郵便物検疫を通じて、州内への招かざる病害虫の侵入阻止を図ることにある。

☆ 害虫探知・緊急対策課 (Pest Detection/Emergency Projects)

同課の任務は、チチュウカイミバエ、ジプシーモス、ニホンカブトムシ等の州の農業及び自然資源にとって特に有害な外来害虫を対象に、州内各地に8万5千個のトラップを設置して侵入警戒体制を整えるとともに、侵入が確認された場合には、速やかに、連邦及び郡当局と連携して、隔離・撲滅作戦を講じ、また、害虫撲滅技術の改善・開発に取り組むことにある。

☆ 総合病害虫制御課 (Integrated Pest Control)

同課の任務は、州内に存在する主要な病害虫の継続的な防除事業を実施するとともに、牧草地、河川湖沼、耕作地、市街化区域等における植生を、有害な雑草あるいは齧歯類動物 (ウサギ、リス、ネズミ等) の侵入から保護し、更にそれらの生物

学的防除の研究に取り組むことにある。

☆ 植物病害虫診断研究所（Plant Pest Diagnostics Lab）

同所の任務は、食料農業省の病害虫防除担当スタッフ、郡農務局、大学関係あるいは一般から寄せられる年間7万件にも及ぶ病害虫の鑑定作業を行うことにある。

本研究所には、総勢35名の研究者及びその支援スタッフが勤務し、州内最大の昆虫及び植物標本が整っている。なお、輸出市場向け農産物を対象とした特定病害虫の非汚染鑑定も同研究所で実施されている。

第3節 フロリダ州政府（農業消費者サービス省及び柑橘局）

フロリダ州における果樹産業関連農業行政は、農業消費者サービス省（Department of Agriculture and Consumer Service）及び柑橘局（Department of Citrus）の2機関によって推進されている。

1 農業消費者サービス省（Department of Agriculture and Consumer Service）

1) 概 観

州政府の農業への関与は、1868年に成立した州憲法により、移民勧誘と農業振興とを主要な任務とする移民長官（Commissioner of Immigration）が閣内に設置されたことに始まる。1871年に土地検査局長の職務が移民長官の下に統合され、土地移民長官（Commissioner of Land and Immigration）が誕生し、更に1885年の州憲法改正に伴い、土地移民長官が農務長官（Commissioner of Agriculture）と改名され、この長官の下に、州内の農業関連行政を一括管理する組織として農務省（Department of Agriculture）が設置された。この農務省の組織は、その後の任務範囲の拡大に伴い、継続的に増強され、1967年に消費者サービス及び林野委員会の任務が農務省の傘下に統合された時点で省名が改名され、現在に至っている。

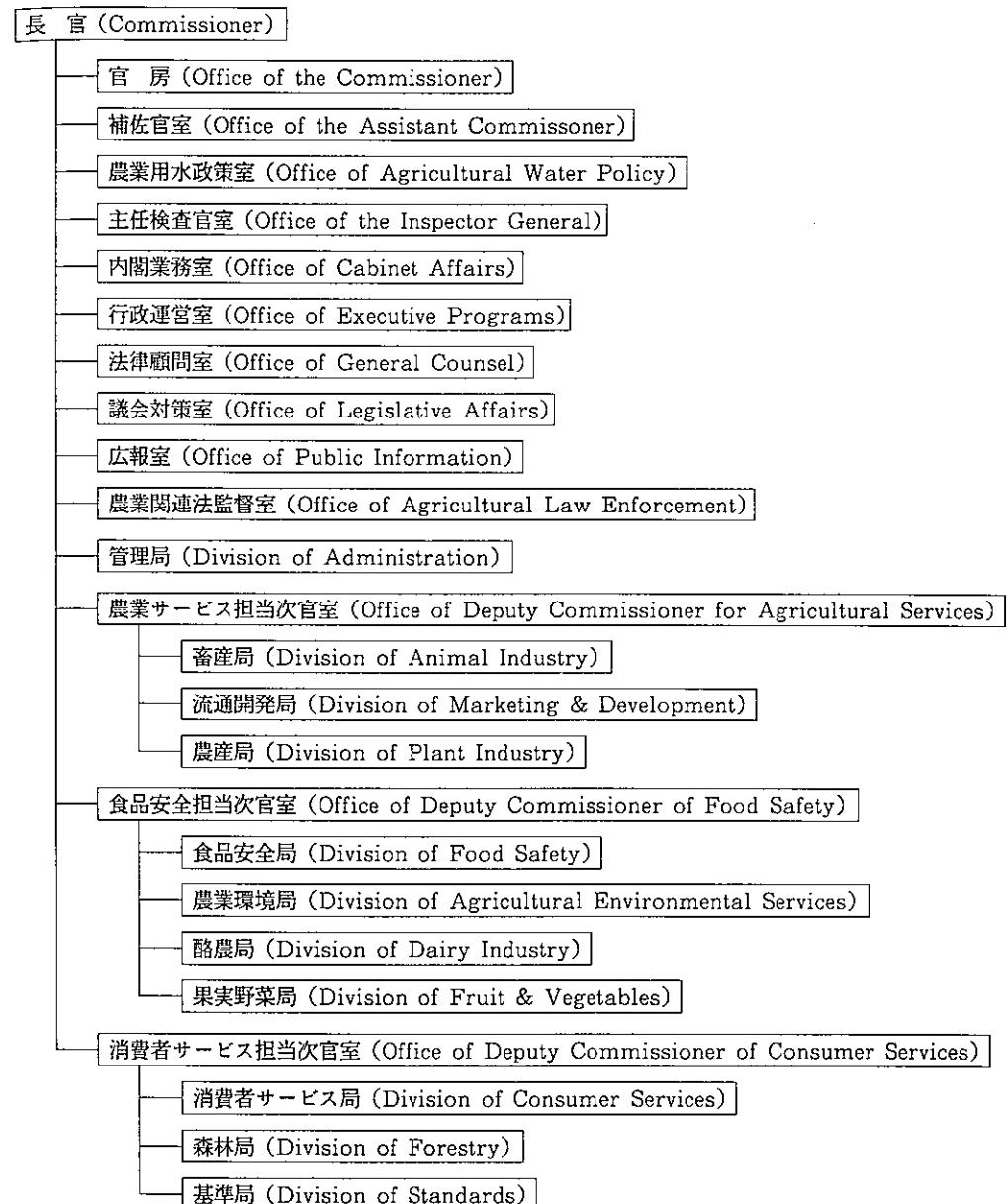
1998年6月末現在における同省の常勤職員数は約3,600名で、その他に季節的な農産物検査業務に携わる非常勤職員は平年ベースで約300名程度である。なお、98年度は、同州でチチュウカイミバエが大量発生したことに伴い、平年ベースの非常勤職員数以外に約900名の非常勤職員が動員された。

なお、同省の1998/99会計年度（7月～6月ベース）における一般会計予算額は2.13億ドルとなっている。

2) 組織の仕組み

州政府は、州知事及び6名の閣僚によって構成される内閣を最高執行機関として組織されており、州農政の最高責任者である農業消費者サービス省長官は、この6閣僚の1人として、州知事及び他の閣僚とともに、州の有権者により、4年毎に選出される仕組みとなっている。

図1-3 フロリダ州農業消費者サービス省組織図
(Florida Department of Agriculture and Consumer Service)



(出所) Florida Department of Agriculture and Consumer Services.

長官 (Commissioner) の下に組織された農業消費者サービス省の行政組織図（1998年4月1日現在）は、図1-3のとおりで、多数の長官直属の専門官室、省内全体の管理運営に当たる管理局及び事業推進部局が配置されている。

これらの事業推進部局は、農業サービス、食品安全、そして消費者サービスの3領域に大別される。それぞれの領域は、次官 (Deputy Commissioner) によって統制されている。農業サービス領域には畜産局、流通開発局及び農産局の3局が、食品安全領域には食品安全局、農業環境局、酪農局及び果実野菜局の4局が、消費者サービス領域には消費者サービス局、森林局及び基準局の3局がある。

農業消費者サービス省の庁舎は州内の3都市に分散配置されている。長官及び長官直属専門官室は州都タラハッサー市の州庁舎内に、管理局、消費者サービス局、流通開発局及び畜産局はタラハッサー市内の別の州庁舎に、食品安全局、農業環境局、酪農局、森林局及び基準局はタラハッサー市内の更に別の州庁舎に、果実野菜局は州中央部のウィンターヘブン市に、農産局は州中北部のゲインズビル市にそれぞれ設置されている。また、これらの各局の下部機関として、州内各地に総計約30の地方事務所 (Regional OfficeあるいはField Office) が設置されている。

3) 主要機関の任務

○ 畜産局 (Division of Animal Industry)

同局の任務は、家畜類に有害な疾病を予防・抑制及び撲滅することにある。なお、同局には、家畜疾病管理課及び家畜疾病診断所の2課 (Team) がある。

○ 流通開発局 (Division of Marketing & Development)

同局の任務は、州内の農産物生産者、加工業者、出荷業者、卸売業者及び小売業者を対象とした米国内外市場向けのマーケティングサービスを提供することにある。このため、同局の事業は、対象セクターの収益向上を図ると同時に、消費者に対して高品質な農産物を適正な価格で供給することを目標に企画されている。

同局には、米国内外市場の開発及び情報収集を所管する開発情報課、消費者の啓蒙を所管する教育コミュニケーション課、州内14か所に設置された州立農家直売施設の管理運営を所管するファーマーズマーケット課、連邦農務省からの交付食品の流通管理及び学校給食事業を所管する食品流通課、農産物の秩序ある流通を図るために州法に基づく各種免許及び債務保証関連業務を所管する免許債務保証課、海産物の販売促進及び流通支援を所管する海産食品養殖産業課、そして連邦農務省全国農業統計局

との密接な連携の下に、州内における農業関連基礎統計の収集・取り纏めに当たる農業統計課の7課 (Team) がある。

○ 農産局 (Division of Plant Industry)

同局の任務は、州の農業及び園芸産業の脅威となる植物及び蜜蜂の病害虫の予察、防除及び制御することにある。

同局が最も力を注いでいる分野は、外来害虫の撲滅及び隔離であり、植物及び蜜蜂の移動規制、そして病害虫の早期発見を目指した広範な病害虫監視プログラムがその主要な対応策となっている。

同局には、高品質なウイルスフリー柑橘穂木の評価研究を行う柑橘穂木登録課、検査官やその他の者によって発見された病害虫の同定を行う病害虫同定課、新たな侵入病害虫の調査・予察・制御方法の研究開発を行う生物学的防除課、有害な病害虫の撲滅・制御を行う病害虫撲滅制御課、そして州内の苗木園、養蜂場の検査、ミバエ類のトラップ管理及び植物の移動規制を行う植物養蜂検査課の5課 (Team) がある。

○ 食品安全局 (Division of Food Safety)

同局の任務は、州内で生産あるいは販売される食品が、安全・健全かつ適切な表示の下で流通することを確保するため、食品の主要流通段階での検査及び認可、更には試験所での特別分析を通じて確認することにある。

同局は、州法及び連邦法に基づく残留農薬、その他の検出分析を行う食品残留物質試験所、州法及び連邦法に基づく食品関連施設の検査を行う食品食肉検査課の2課 (Team) がある。

○ 農業環境局 (Division of Agricultural Environmental Service)

同局の任務は、州及び連邦法に基づき、農業に関連した様々な環境問題に携わることにある。

同局には、規制取締課、病害虫制御課、肥飼料・種子試験所及び農薬課の4課 (Team) がある。

○ 酪農局 (Division of Dairy Industry)

同局の任務は、牛乳・乳製品、アイスクリーム及び冷凍デザート製品の基準検査、更には州境を越えての出荷に関わる関係規則に基づく検査等にある。

同局には、酪農検査課及び酪農試験所の2課 (Team) がある。

○ 果実野菜局 (Division of Fruit and Vegetables)

同局の任務は、柑橘類、アボカド、ピーナッツ及びトマトの州法及び連邦法に基づ

く出荷基準、等級及びマーケティングオーダーを管理することにある。

同局には、出荷起点及び卸売市場での商品検査を行う検査課、資料収集・検査業務訓練等に当たる技術調整課の2課（Team）がある。

○ 消費者サービス局（Division of Consumer Services）

同局の任務は、消費者から寄せられる様々な照会、苦情等の窓口として対応することにある。

同局によって所管される州法としては、自動車保証法、ヘルススタジオ契約法、テレマーケティング法、訪問販売法、自動車修理法等がある。

○ 森林局（Division of Forestry）

同局は、省内最大規模の組織で、常勤職員数は1,000名以上に上る。任務は、州内36か所の州立森林及びその他の森林資源の保護・保全を図ることにある。特に、山火事から森林を守ることが主要な活動であるが、洪水、ハリケーン、その他緊急事態発生時にも、救援活動に参加する。

同局には、フィールド活動課、森林管理課、森林保護課及び森林救援計画・支援課の4課（Team）がある。

○ 基準局（Division of Standards）

同局の任務は、州法及び連邦法の規定に基づき、ガソリン、ブレーキオイル、不凍液、度量衡、遊園地の乗り物等を検査することにある。

同局には、遊園地乗り物検査課、LPガス検査課、石油検査課及び度量衡検査課の4課（Team）がある。

2 柑橘局（Department of Citrus）

1) 概観

同局（脚注参照）は、州内の柑橘産業界からの要請を受けて制定された「フロリダ柑橘条例601FS号（Florida Citrus Code, 601 F.S.）」に基づき、州柑橘産業の振興を目的として1935年に設立された州政府の一行政機関である。

しかし、同局の特徴は、州政府の一部であるにもかかわらず、州政府の一般会計から

(脚注) 本報告書では、「Department」を統一的に「省」と訳したが、例外的に「Florida Department of Citrus」の場合は、フロリダ州政府の他のDepartmentの長（Commissioner）が州民の選挙によって選出されているのに対し、同組織の最高意志決定機関は「柑橘委員会」であり、同委員会の決定事項を執行する最高責任者（Executive Director）は、同委員会の推薦に基づいて知事が任命していること、及び同組織の活動資金の全額が柑橘産業界からの資金であること等から、本報告書では「局」と訳した。

の予算は一切受けとっておらず、その運営費の全額が生産者から徴収される賦課金によって賄われるという一種の信託基金組織である。また、州柑橘産業界最大の販売促進事業の推進母体として、極めてユニークで重要な役割を果たしている。

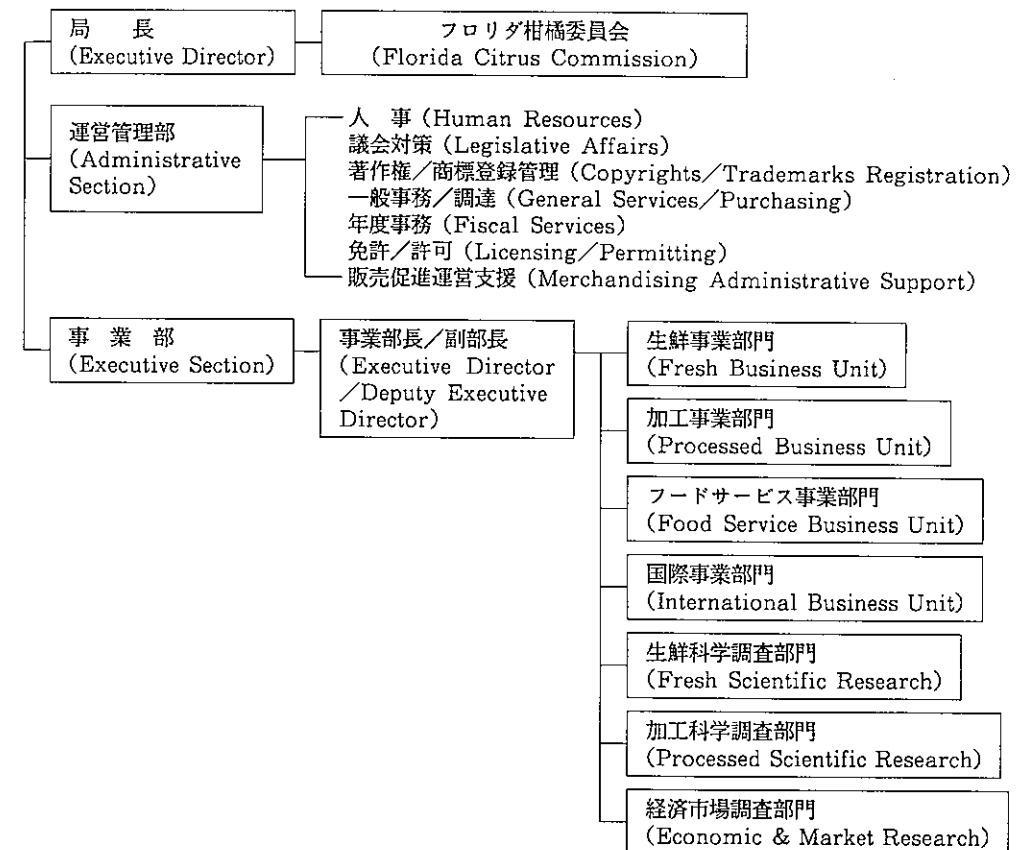
2) 組織の仕組み

同局の組織構造は、図1-4に示したように、局長（Executive Director）の下に、局全体の運営を管理する運営管理部と7事業部門を所掌する事業部がある。

7事業部門のうち、生鮮事業部門、加工事業部門、フードサービス事業部門及び国際事業部門の4部門は、販売促進事業推進組織であり、残りの生鮮科学調査部門、加工科学調査部門及び経済市場調査部門の3部門は、販売促進事業を支援する調査組織である。

同局の活動方針、予算割り当て、更に賦課金徴収率等は、州内の柑橘産業界の代表者12名をもって構成される柑橘委員会（Citrus Commission）によって決定されてい

図1-4 フロリダ州柑橘局組織図
(Florida Department of Citrus)



(出所) Florida Department of Citrus

る。同委員会は、柑橘条例に基づき、生産者代表7名、加工業者代表3名、生鮮果実出荷業者代表2名の計12名をもって構成され、委員の任期は3年で、州知事によって任命される。なお、局長は、柑橘委員会に出席するが、議決権を有していない。

同局の常勤職員は、レイクランド市内の本部、レイクアルフレッドにある州立大学付属柑橘調査教育センター（167頁参照）、及び米国内及びカナダの主要販売流通拠点で任務を遂行している。また、同局の年間平均活動資金は8,000万ドル前後で、例年、総資金額の8割前後が果汁製品を中心とする販売促進事業経費として支出されている。

なお、同局の活動概要については、第4章 第1節 第2項 2) の(2) (103頁) 及び第6章 第2節 第2項の2) (168頁) を参照されたい。

第4節 ワシントン州政府（農務省）

1 概 観

ワシントン州における果樹産業関連農業行政の中心的役割を担っている農務省（State Department of Agriculture）は、1913年に、それまで複数の官庁にまたがっていた8つの農業関連職務を一元化した機関として設立された。

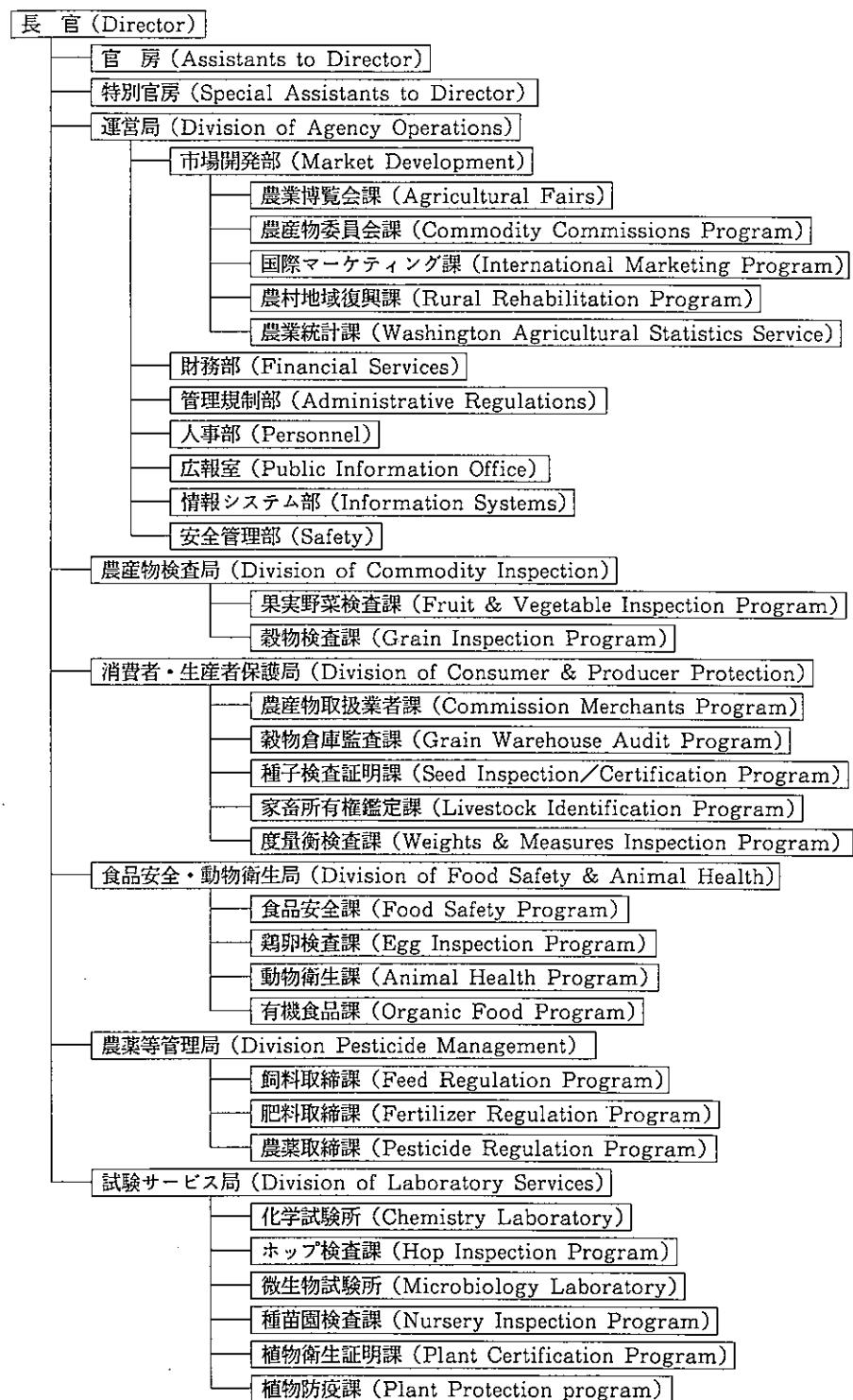
発足当初は、34名の常勤職員が19.5万ドル（2会計年度分）の予算で職務を遂行していたが、その後の州農業の発展とともに、同省の守備範囲も著しく拡大された。今日では、農業及び消費者サービスの双方の分野にまたがる25の事業を所管しており、常勤職員数は約500名で、うち、半数が果実・野菜の検査業務に従事している。また、季節的検査業務のために雇用される非常勤職員数は年間約200名である。

1995～97年度（2会計年度／7～6月ベース）の事業予算は7,813万ドルで、そのうち、州の一般会計からは同省予算全体の19%に相当する1,475万ドルが、その他は農作物検査、許認可、債務保証等に関わる利用者料金（地方農業・穀物検査及び園芸産業地区基金に積まれる）、博覧会事業からの収益金、連邦政府交付金等から賄われている。

2 組織の仕組み

同州農務省の組織図（1997年11月現在）は、図1-5のとおりで、長官（Director）は州知事によって任命される。長官の下に、長官によって任命される長官補佐（Assistant Director）があり、それぞれ分担して省内の事務を統括している。

図1-5 ワシントン州農務省組織図
(Washington State Department of Agriculture)



（出所）Washington State Department of Agriculture.

省内は、25の事業を所管する課（Team）を単位として、運営局、農産物検査局、消費者・生産者保護局、食品安全・動物衛生局、農薬管理局及び試験サービス局の6局がある。

運営局の下に配置された市場開発部の5事業課を除く20事業課は、全て、連邦あるいは州法に基づく規制・取り締まり事業部門である。

同省の業務は、州都オリンピアにある本部、州内の各地に設置された地方事務所（District OfficeあるいはField Office）、そして地域社会・貿易経済開発省（Department of Community, Trade and Economic Development）との共同出資の下に、日本、台湾及び中国の3か国に設置された州貿易事務所を通じて推進されている。

3 主要機関の任務

○ 運 営 局 (Division of Agency Operations)

★ 市場開発部 (Market Development)

☆ 農業博覧会課 (Agricultural Fairs)

州農務長官によって任命される7名の農業博覧会委員が、州法に基づき、72件の農業博覧会の管理運営に当たっている。なお、州競馬事業収益金の46%が同課の事業資金として使用されている。

☆ 農産物委員会課 (Commodity Commissions Program)

同課の任務は、州法によって設置されている24の農産物委員会の事務を所管することにある。州農務長官は、これら24委員会の全てに委員の一員となっているが、実態的には、長官補佐が各々の委員会に代理出席し、管理・指導を行っている。

なお、委員会事業の推進に関わる経費は、全額、各々の委員会規定に基づき、関係業界から徴収される賦課金によって賄われている。

☆ 国際マーケティング課 (International Marketing Program)

同課の任務は、農産物輸出業者への支援を通じて、州産農産物の輸出拡大を図ることにある。州農産物の主要市場である日本、台湾及び中国に設置された州貿易事務所、世界各地に駐在する連邦農務省海外農業局職員等との緊密な連絡から得られる市場情報の提供、貿易使節団、国際農産物貿易博覧会への参加支援、連邦政府と協調した貿易障壁問題への対応等が主要な活動である。

☆ 農村地域復興課 (Rural Rehabilitation Program)

同課の任務は、連邦農務省農家サービス庁によって所管されている農家向け助成金・融資プログラムを、同庁との協調協定に基づき代行することにある。農家の緊急融資事業、婦人と子供のためのファーマーズマーケット事業、農村地域教育及び青少年事業等が主なものである。

☆ 農業統計課 (Washington Agricultural Statistics Service)

同課の任務は、連邦農務省全国農業統計局と協力して、州内の基礎的農業統計の収集・編集・提供を行うことにある。同課には、州農務省職員2名及び連邦農務省からの派遣職員13名の計15名が従事している。

○ 農産物検査局 (Division of Commodity Inspection)

☆ 果実野菜検査課 (Fruit & Vegetable Inspection Program)

同課の任務は、州法及び連邦法に基づき、国内及び輸出市場向け果実・野菜類の品質、等級、衛生状態等について検査し、証明書の発行を行うことにある。同省内最大の事業推進組織で、年間事業予算1,000万ドル、常勤職員300名、非常勤職員150名を擁している。

任務は、ヤキマ、ウェナッチ及びモーゼスレイクに設置された3か所の地域事務所及び州内主要生産地に設置された13か所の現地事務所を通じて遂行されている。なお、年間事業予算の全額が利用者料金によって賄われている。

☆ 穀物検査課 (Grain Inspection Program)

同課の任務は、連邦法の規定に基づき、州内で販売あるいは州外へ出荷される穀類・乾燥豆類等の品質検査、分析、正味重量検査等を行うことあり、当該任務を州内9か所の地方事務所を通じて遂行している。

検査体制は、利用者の要請に応じて、年中無休・1日24時間対応できるよう整えられており、これに要する経費の全額が当該業界の負担によって賄われている。

○ 消費者・生産者保護局 (Division of Consumer & Producer Protection)

☆ 農産物取扱業者課 (Commission Merchant Program)

州内で農産物の売買に関与する業者は、州政府に届け、免許を取得し、更に農産物生産者への売買代金の支払いを保証することが義務付けられている。同課の任務は、この免許及び売買代金の債務保証をすることあり、これに要する経費の全額が免許料によって賄われている。

☆ 穀物倉庫監査課 (Grain Warehouse Audit Program)

同課の任務は、州法及び連邦法に基づき、穀物倉庫業者及び穀物取扱業者の施設が所定の免許及び債務保証の下で経営されていることを監査することにあり、これに要する経費の全額が免許料によって賄われている。

☆ 種子検査証明課 (Seed Inspection/Certification Program)

同課の任務は、商業販売用の野菜、花卉、その他農作物の種子を検査し、証明書を発行することにある。当該任務は、ヤキマ地区に位置する州立研究所を通じて行われ、所要経費の全額が利用料によって賄われている。

☆ 家畜所有権鑑定課 (Livestock Identification Program)

同課の任務は、家畜の商標（焼き印）登録制度を通じて、家畜取引所、屠畜場等において当該家畜の所有権鑑定を行うことにある。また、家畜の売買に関わる業者への免許、債務保証制度も所管し、また、定期的な施設監査を行うことにある。これに要する経費の全額が免許料によって賄われている。

☆ 度量衡検査課 (Weights & Measures Inspection Program)

同課の任務は、ガソリンスタンドのポンプ、スーパーマーケットの計量機器及び価格スキャナー、その他の商業用度量衡機器の検査、パッケージ入り商品の重量・体積・個数・表示等の正当性の検査、更にガソリン等の石油製品の成分検査、度量衡計器製造の認定業者への免許交付等を行うことにある。これに要する経費は、州一般会計、免許料、自動車税等によって賄われている。

○ 食品安全・動物衛生局 (Division of Food Safety & Animal Health)

☆ 食品安全課 (Food safety Program)

同課の任務は、連邦政府との連携の下に、人間の食用に不適切な食品の摂取が原因で引き起こされる病害から公衆を保護することにある。当該任務は、酪農業、食品加工業及び貯蔵業を対象とした安全性規制及び検査を通じて遂行されている。これに要する経費は、連邦及び州政府からの資金及び産業界から支払われる検査料によって賄われている。

☆ 鶏卵検査課 (Egg Inspection Program)

同課の任務は、州内で市販される卵の品質及び等級の検査、フードサービスアウトレットにおける保存状況の適正検査、生産者・流通業者を対象とした教育・技術的支援を行うことにある。これに要する経費の全額が鶏卵業界からの資金によって賄われている。

☆ 有機食品課 (Organic Food Program)

同課の任務は、州法に基づき、有機食品の生産・表示規制の検閲、取締り、技術的支援及び認定を行うことにある。これに要する経費の全額が有機食品業界からの資金によって賄われている。

☆ 動物衛生課 (Animal Health Program)

同課の任務は、大学の研究機関等と連携して、大腸菌、サルモネラ菌、狂犬病等、動物を通して人間に伝染する有害病害虫から公衆の保護を行うことのほか、州境を越えて運搬される動物の検査・衛生証明書の発行、病原体サンプルの鑑定等を行うことにある。これに要する経費の全額が連邦及び州の一般会計予算からの資金によって賄われている。

○ 農薬等管理局 (Division of Pesticide Management)

☆ 飼料取締課 (Feed Regulation Program)

同課の任務は、商業販売される家畜、ペット用飼料の内容・品質及び表示を監視するとともに、当該生産業者の免許登録の管理、製造施設の検査、サンプル検査等を行うことにある。これに要する経費の全額が飼料製造業界からの免許登録料、検査料、その他の料金によって賄われている。

☆ 肥料取締課 (Fertilizer Regulation Program)

同課の任務は、商業販売される肥料の内容・品質及び表示を監視するとともに、当該生産業者の免許登録の管理、製造施設の検査、サンプル検査等を行うことにより消費者及び環境の保護を行うことのほか、検査官が肥料散布地における貯蔵、灌漑用水施設の適正検査も行うことにある。これに要する経費の全額が肥料製造業界からの免許登録料、検査料、その他の料金によって賄われている。

☆ 農薬取締課 (Pesticide Regulation Program)

同課の任務は、農薬の登録制度を所管し、州内 11か所の遵守指導事務所を通じての使用規制・取締りを行うとともに、農薬取扱業者、州民一般を対象とした農薬教育事業を通じて、州内における農薬の販売及び使用における危害防止を図ることにある。当該任務の遂行に当たっては、連邦政府及び他の州政府と協調して遂行されることが多い。本任務に要する経費は、連邦政府からの交付金、州政府一般会計からの資金、登録免許料、その他によって賄われている。

○ 試験サービス局 (Division of Laboratory Services)

☆ 化学試験所 (Chemistry Laboratory)

ヤキマ地区にある本試験所の任務は、州政府機関から依頼される農薬、その他化学薬品の検出・試験に関わる業務を遂行しているほか、連邦政府の事業である果実・野菜、その他農産物の残留農薬試験、州のホップ産業界からの要請に応じた化学分析試験を行うことがある。本任務に要する経費は、州政府一般会計からの資金、連邦政府からの交付金及び州ホップ産業界からの利用料等によって賄われている。

☆ ホップ検査課 (Hop Inspection Program)

同課の任務は、同州産の全てのホップ、及び相当量のオレゴン州及びカナダ産ホップの等級検査及び化学分析検査を行うことがある。ワシントン州は、全米総生産量の75%のシェアを占める米国随一のホップ生産州であり、同課はホップの国内及び国際市場における秩序ある流通を支援する上で重要な役割を担っている。本任務に要する経費の全額がホップ産業界からの資金によって賄われている。

☆ 微生物試験所 (Microbiology Laboratory)

州都オリンピアにある同所の任務は、州政府機関から依頼される食品の安全及び動物の衛生に関する微生物、その他の検査・分析を行うとともに、州外へ搬出される牛乳・乳製品の検査、輸出に関する民間獣医を対象とした試験サービス等を行うことがある。本任務に要する経費は、州政府一般会計からの資金、連邦政府からの交付金及び利用者の利用料によって賄われている。

☆ 種苗園検査課 (Nursery Inspection Program)

同課の任務は、商業用種苗園業者の登録・免許、種苗の検査・証明書の発行を通じて、病害虫に罹っていない健全種苗の流通を図ることにある。本任務に要する経費は、州内にある約8千の種苗園業者からの登録免許料及び検査証明書の発行料によって賄われている。

☆ 植物衛生証明課 (Plant Certification Program)

同課の任務は、様々なセクターを対象に、利用者の要請に応じて、当該植物が病害虫に罹っていないことの検査・証明書の発行を行うことがある。現在、対象となっている植物は、果樹、観賞用植物、種ばれいしよ、ホップ、ミント、にんにく、ケインベリー及びいちごである。本業務に要する経費の全額が利用料に

よって賄われている。

☆ 植物防疫課 (Plant Protection Program)

同課の任務は、植物に有害な病害虫の侵入及び定着の阻止、更に健全な蜜蜂の維持を通じて、同州の農業資源の保護を図ることにある。なお、職員の主要な活動としては、病害虫の監視、検査、情報及び研究成果の広報、重要病害虫の隔離・撲滅、病害虫診断試験サービス、州有害雑草調整委員会と協調した雑草コントロール等が含まれる。本任務に要する経費のうち、蜜蜂関連経費については養蜂業界からの資金により、その他の活動については連邦政府からの交付金及び州・郡政府の一般会計からの資金により賄われている。

第2章 農業政策の根拠及び推進

第1節 連邦政府（農務省）

1 農業政策の根拠

米国連邦政府の農業政策の根拠となっているのは、1938年に成立した農業調整法（Agricultural Adjustment Act of 1938）及び1949年に成立の農業法（Agricultural Act of 1949）の2法であり、これらに定期的かつ時限的な修正を加えることにより、時勢に対応した農業政策の枠組みが設定される仕組みになっている。したがって、一つの時限法の期限切れまでに次の時限法が制定されないような場合には、その空白の時期は、上記2法に基づいて農業政策が実施される運びとなっている。

現在有効な時限法は、1996～2002会計年度の7年間を有効期限とする96年農業法であり、その具体的な事業推進目標は、同法の規定に基づいて連邦農務省が連邦議会に提出した事業企画書「1997～2002年戦略計画；大地との共存の中で育まれる健全で生産性あふれた国家（Strategic Plan 1997～2002, A Healthy and Productive Nation in Harmony with the Land）」に明記されている。

1) 1996年農業法

史上最長の討議期間を経て1996年4月4日に成立した96年農業法は、従来からの米国の農業政策を画期的に修正したものといわれている。

9つのタイトル（表題）に区分された同法の概要は、以下のようにまとめられる。

【タイトルI 農業市場移行措置】

“Freedom to Farm Bill”的ニックネームを得た96年農業法の最大の特色は、このタイトルIに凝縮されている。すなわち、大恐慌以来、延々と踏襲されてきた主要農産物生産農家に対する所得・価格支持政策及び需給調整政策が抜本的に見直され、連邦政府による助成金支給制度と農産物価格との関連性が完全に断ち切られると同時に、その助成制度そのものが2002年度をもって撤廃する方針を打ち出していることである。連邦財政赤字の削減、そして競争力に優れた市場指向性の強い農業の育成が今回の抜本改正された新農業政策の最主要達成目標である。

96年農業法の成立以前は、小麦、飼料穀物（とうもろこし、ソルガム、大麦等）、綿花及び米の生産者に対し、作付け面積調整計画に参加することを条件に、これらの契約作物の市場価格が連邦政府の定める目標価格に及ばなかった場合には、連邦政府がその差額を農家に補填する仕組みとなっていたが、本法の成立に伴い、この減反／不足払い制度が廃止され、当該農家に対する作付け規制が解除されると同時に、作付け自由化への移行助成金ともいいうべき「生産

流動化契約給付金（Production Flexibility Contract Payment）」が2002会計年度までの7年間に限って、漸減的に支給されることになった。

この生産流動化契約給付金は、連邦議会予算局（CBO ; Congressional Budget Office）が見積もった「農業政策が変更されなかった場合の1996～2002会計年度間の契約作物栽培農家の不足払い金額の推定値」に基づき、市場価格とは無関係に算出されたものであり、その総額は、1996会計年度が56億ドル、97会計年度が54億ドル、98会計年度が58億ドル、99会計年度が56億ドル、2000会計年度が51億ドル、2001会計年度が41億ドル、2002会計年度が40億ドルで、7会計年度合計で356億ドルと設定されている。連邦議会予算局の試算によると、この7会計年度間における生産流動化契約給付金の支払い総額は、96年農業法の成立以前の不足払い制度が続行されたと仮定した場合の同期間の支払い総額を下回るとされている。

この生産流動化契約給付金の受給資格は、過去5年間のうちの最低1年間は減反・不足払い制度に参加した農地であることとされ、更に、96年農業法の成立以前に連邦政府との間で保全契約を交わした農地に関しては、その農地保全事業を続行すること、果実・野菜に関する作付け規制に従うこと、当該農地の農業的土地利用を継続すること等の条項が盛り込まれた「生産流動化契約（Production Flexibility Contract）」を連邦政府との間で交わすことが受給の前提条件とされた。

果実・野菜に関する作付け規制については、歴史的に価格・所得支持政策の適用対象外となってきた果実・野菜への新規作付けを原則的に禁止することにより、農業政策の変更に伴う従来からの果実・野菜生産農家への悪影響の防止を図るためにある。ただし、契約作物と果実・野菜との伝統的な二毛作地帯であると認定された農地に限り、例外的に果実・野菜品目の作付けが認められる。また、伝統的な二毛作地帯以外の地帯であっても、当該農地で果実・野菜の生産が行われた実績があると認定されれば、これらの作物の作付けが認められるが、その場合、果実・野菜の作付けを行った農地の分だけ給付金額が減額される仕組みとなっている。

農家サービス庁の調査によると、1996年5月20日～8月1日までの同契約締結期間中に、連邦政府との間で生産流動化契約に入った農地は、給付金受領資格保有農地総面積の99%という高率に達したという。

減反／不足払い制度と並ぶ米国的主要な所得・価格支持政策であった「償還義務免除商品融資事業（Nonrecourse Marketing Assistance Loan or Commodity Loan Programs）」は、96年農業法の下で修正が加えられ、連邦政府が赤字財政にならないことを目標として継続の運びとなった。同事業は、農産物の価格及び市場供給量の安定化、殊に、収穫直後の価格低落防止を図るために設定された事業であり、農家が農産物を担保にして商品信用公社（CCC）から、過去の市場価格を基準に算出したローンレート（単位数量当たり融資金額）を基に低利融資を受ける制度であり、市況低迷時には担保を政府に引き渡すことにより、元金及び利子の返済義務が免除される仕組みとなっている。市場価格がローンレートを下回る場合には、農家は担保商品を商品信用公社へ引き渡すため、市場への供給量が減少し、価格上昇を招く。反対に、市場が高騰する場合は、農家が担保商品を商品信用公社から買戻して市場へ出すため、供給量が増大し、価格低下が促される。同事業の対象品目は、小麦、飼料穀物（とうもろこし、ソルガム、大麦及びえん麦）、米、綿、油糧種子（大豆、ひまわり、カノーラ、なたね、べに

ばな、からしな及び亜麻仁)であり、各品目毎にローンレートが設定されている。

タイトルIに含まれる今一つの主要規定として、作物保険制度の改訂があげられる。旱魃、水害等の天災に起因する作物の被害から農家を守る作物保険は、1938年農業調整法に基づいて設定された農家支援事業で、その後、幾度もの修正を経て、現在は、果樹作物を含む50余品目が保険対象品目になっている。96年農業法においてもこの作物保険は継続の運びとなつたが、連邦農務省の経費削減計画を背景に、将来的には100%民間保険会社によって肩代わりさせる方向が明示されると同時に、連邦作物保険を所管する機関としてリスク管理庁の設立が定められた。また、96年農業法の成立以前は、連邦政府の減反／不足払い制度への参加を希望する農家は、連邦作物保険に加入することが前提条件となっていたが、同法の規定に基づく生産流動化契約の締結に際しては、同保険への加入は生産者の任意とされた。ただし、連邦作物保険への加入無しで生産流動化契約が締結された農地は、自然災害時の連邦政府からの緊急援助対象から除外される仕組みとなっている。

その他では、規制緩和と支援レベルの低減を基本に、砂糖、落花生、酪農産物の生産農家に対する経済的支援事業の修正、牛乳マーケティングオーダーの統合、商品信用公社が徴収する利子率の引き上げ等が打ち出された。

以上のような大幅な政策改正条項が米国の農業生産部門に及ぼす影響、更に連邦農務省の農業生産部門支援の将来像を描き出すことを目的に、「21世紀農業生産展望委員会（Commission on 21st Century Production Agriculture）」が設立された。同委員会は、大統領から指名された3名、下院農業委員会委員長から指名された4名、そして上院農業・栄養・林産委員会委員長から指名された4名の計11名の農業界の代表で構成されている。

【タイトルII 農業貿易】

タイトルIIに含まれる規定は、食糧援助事業に関わるものと、農産物輸出促進事業に関わるものに大別される。

食糧援助事業関連規定では、「将来の農産物輸出拡大につながる、より効果的な援助体制の確立」を目指した戦略の方向付けが明らかにされている。

米国の食糧援助事業は、公法480号（Title I～IV of the Public Law 480）に基づく有償及び無償の援助事業と、1949年農業法の第416条b（Section 416b of the Agricultural Act of 1949）に基づく無償援助事業とが主体となっているが、96年農業法において、これらの援助事業の規定に、①従来、開発途上国政府のみに限定されていた受給者の資格を、民間団体、国際機関等にも拡大し、②援助農産物の販売から得られた収益の使用者、使用用途、使用地域等に関する規定を大幅に緩和し、③緊急時に備えた備蓄対象品目を、従来の「小麦」から「小麦、ソルガム、とうもろこし、米」に拡大する等の修正が加えられた。また、有償援助事業に関しては、最低返済期限の撤廃、最大支払い猶予期限の引き下げ等により、回収サイクルのスピードアップが図られている。

輸出促進事業関連規定の分野で第一に注目されるのは、連邦農務長官に対して、米国の農産物輸出目標に関する新たな貿易戦略の設定権限を認めるに同時に、以下の3項目の義務を課している点で、米国が21世紀に向けた農業政策の中で、いかに輸出市場拡大を必要な課題の一

つとして位置付けているかが明らかである。

- ① 輸出拡大の潜在性が最も高い市場、連邦輸出支援事業によって輸出拡大の潜在性が最も高い市場を見分けること。
- ② 他国政府のガットウルグアイラウンド協定遵守状況を毎年評価し、その結果、遵守違反が認められ、これが米国産農産物輸出に悪影響を及ぼしていると判断される場合には、その評価報告書を米国通商代表部（USTR）及び連邦議会に提出すること。
- ③ ガットウルグアイラウンド協定下で規定された動植物衛生関連措置（Sanitary and Phytosanitary measures）に関し、世界貿易機関（WTO）加盟国の遵守状況を監視し、遵守違反が認められた場合には、同協定に基づく適切な措置を講じ、それにもかかわらず、この違反行為が改まらず、そのため米国産農産物輸出に悪影響が及ぶと判断される場合には、その旨を連邦議会に報告すること。

米国の主要な輸出支援事業である輸出信用保証事業（Export Credit Guarantee Programs）、市場アクセス事業（Market Access Program／以前の Market Promotion Program が改名されたもの）、振興市場事業（Emerging Market Program）及び輸出振興事業（Export Enhancement Program）等は、96年農業法の下で、その内容及び予算規模を修正の上、継続された。

果実産業に関連した修正条項としては、果実及びその調整品を含む高価格品目が、輸出信用保証事業の対象として積極的に導入された点が注目される。

【タイトルIII 保全】

連邦農務省は、連邦政府の中でも最大の国土保全事業推進組織である。この連邦農務省の国土保全事業推進組織としての役割は、96年農業法で更に拡大され、商品信用公社（CCC）からも保全関連事業に出資することが可能となった。

連邦農務省による国土保全事業の目標は、環境破壊に最も敏感な土壌、水質、大気等を積極的に保全することにより、農業生産者、牧場経営者を含む納税者全員の利益向上を図ることにある。

本事業への参入、すなわち、所有する土地の保全登録を希望し、かつ、連邦農務省によってその登録が認められた土地所有者は、当該土地を一定期間（通常5～30年間）の間、保全プログラムに登録して、規定に従った環境保全対策を施すことにより、その見返りとして、政府より借地代金の支給、保全のための経費（例えば、農耕や放牧を停止して、植林する場合のコスト等の一部補助）や技術的支援を受ける仕組みになっている。

また、政府による買上げがオプションとなっている事業もある。保全事業への参加は任意であるが、96年農業法成立以前に締結された農地及び湿地保全事業に関しては、これを継続することが連邦政府との間で生産流動化契約を締結する際の前提条件とされた。

96年農業法による保全事業規程修正の第一の特徴は、既存の国土保全事業が簡素化されて、より流動性・効率性の優れたものへと改善が図られたことである。連邦農務省所管の主要な農地保全事業である土壤保全保留事業（Soil Conservation Reserve Program）及び湿地保留

事業（Wetlands Reserve Program）は、96年農業法の下で若干の修正が加えられて、2002年度まで継続される運びとなった一方で、農業保全事業（Agricultural Conservation Program）、水質改善奨励事業（Water Quality Incentive Program）、グレートプレーンズ保全事業（Great Plains Conservation Program；「Great Plains」とは、米国・カナダのロッキー山脈東方の大草原地帯を指す）、コロラド河流域盆地塩分抑制事業（Colorado River Basin Salinity Control Program）の4事業は、新たに設立の環境改善奨励事業（Environment Quality Program）の下に統合された。更に、従来に比較して、土壤、水のみならず、野生動物をも含む自然の生態系全体に重点を置いた環境保全が協調されている点も特色であり、96年農業法の下では、野生動物の保護を目指した野生動植物生息地改善奨励事業（Wildlife Habitat Incentive Program）、全国2.6億haに及ぶ民間放牧地の保全を図るための放牧地保全事業（Grazing Lands Conservation Initiative Program）、都市近郊における農地保全のための農地買上げを可能にする農地保護事業（Farmland Protection Program）等が新設された。

【タイトルIV 栄養支援】

食料栄養局が所管する婦人、子供、老人、障害者、低所得者、米国先住民等を対象とした様々な食料提供、栄養指導関連事業は、同タイトルの下で、受給条件の厳格化等の修正が加えられ、従来とほぼ同様の形で継続された。

【タイトルV 農産物販売促進】

農産物販売促進活動と関連して、①品目一般販促事業（Generic Promotion Program）の有効性を少なくとも5年に1度の割合でチェックすること。②連邦農務長官に対して、特定の認可が無くても業界出資の一般販促、リサーチ及び情報収集統制令発令の権限を付与すること。③ポップコーン、カノーラ、なたね及びキウイフルーツ業界出資の出荷統制令を設立認可すること。④牛乳業界の出荷統制令の継続を認可すること等の修正が加えられた。

【タイトルVI 信用貸し】

本タイトルの下では、農家サービス庁所管の融資事業規程に関連して、滞納経験者に対する融資制限の強化、没収不動産の迅速な売却、滞納金徵収専門業者を介した徵収活動の強化、全融資金中に占める新規参入生産者を対象とした融資額比率の設定等の修正が盛り込まれた。

【タイトルVII 農村地域開発】

本タイトルの下で、農村地域開発関連の既存事業が大幅に整理・統合されると同時に、州レベルへのより多くの事業推進決定権の移行促進、応募申請様式の簡素化及び統一化等の修正が加えられた。また、かつて連邦農務省内の1組織であった「応用農業研究商業化センター」を、連邦公社である「代替農業研究商業化公社」に衣替えし、農産物の他産業への資材としての利用促進に向けた活動の拡大方針が打ち出された。

また、農村地域開発の加速化を狙った農村地域開発基金（Fund for Rural America）が新設されたことも96年農業法による修正の特色であり、1996～98年の3会計年度の間に各年度1億ドルの資金枠が割り当てられた。同基金は、1/3が研究活動に、残りの2/3が連邦農務長官の裁量により、研究あるいは地域開発活動のいずれかに使用されることができる旨、規定されている。上下水道の建設、住宅建設、コンピュータを利用した遠隔地医療及び教育等に関する既存事業の多くは、若干の修正が加えられて継続された。

【タイトルVIII 研究・普及・教育】

本タイトルの下で、①競争力増強、②長期的生産性の向上、③新たな作物、新たな使用方法の開発、④経済発展機会の提供、⑤リスク管理の向上、⑥環境保護、⑦高等教育への支援、そして⑧供給量が十分で、栄養価に優れた安全な食品の維持の8項目の事業目標が確認され、これらの目標に向けた既存の研究、普及及び教育事業の全てを、96及び97会計年度を通じて認定し、98会計年度以降に関しては、当該年度の予算配分が適切であることを前提として、継続された。

96年農業法に基づき、研究・普及・教育分野で修正されたものとして注目されるのは、全国農業研究・教育及び経済諮問委員会（National Agricultural Research, Extension, Education, and Economics Advisory Board）及び戦略的企画委員会（Strategic Planning Task Force）の新規設立である。

全国研究・教育及び経済諮問委員会は、従来、3つに分散していた諮問機関を統合したもので、連邦農務長官によって任命される30名に委員によって構成される。同委員会の任務は、連邦農務長官及び土地交付大学が上記8項目の目標達成に向けた事業を企画・推進するに当たり、その政策、優先性評価等に関する助言を行うこととされている。

また、戦略的企画委員会は、連邦農務長官によって任命される15名の委員で構成される特命プロジェクトグループであり、連邦政府資金を用いて建設された全国の既存研究施設及び建設予定施設の調査を行い、これら施設の総合的研究機能を評価する任務を負っている。同委員会は、組織結成後2年以内に、施設の改善、近代化、建設、統合・閉鎖等に関わる“戦略的10か年計画”を作成し、連邦農務長官及び上下両院の農業委員会に提出しなければならないと規定されている。

【タイトルIX その他】

本タイトルには、前述の8タイトルの範疇外の様々な規定が盛り込まれているが、これらの中で、果樹産業政策に関連のあるものとしては、連邦農務省動植物衛生検査局（USDA-APHIS）の所管事項である「輸出入農産物検疫事業」に関わる条項があげられる。

国境を挟んでの農産物貿易に関わる検疫業務経費については、1990年農業法（The Food, Agriculture, Conservation and Trade Act of 1990）の規定により、利用者である輸出入業者、旅行者、国際貨物取扱業者等から徵収される体制が設立されたが、96年農業法により、徵収金の徵収及び使用規定がより明確化され、1千万ドルを超えるレベルでの徵収の承認、2002会計年度末日以降における徵収金残金（元金として連邦議会から割り当てられた金額を除く）を使用した検疫活動継続の承認等の修正が加えられた。

2) 1997～2002年戦略計画

94年再編法の規定に基づく連邦農務省内部組織の整理・統合、それに伴う経費節減により、同省のスタッフ及び活動資金が大幅にカットされた。

93会計年度における連邦農務省の予算総額は631億ドルに達したが、クリントン大統領によって連邦議会に提出された99会計年度における予算総額は543億ドルまでに

縮小され、更に常勤スタッフの削減も継続されていることは、既述のとおりである。

このため連邦農務省が、「限られた予算と人材を最大限有効に活用するためには、事業推進手順及び方法を改善し、目標を厳選し、更にそれらの目標達成に向けた活動の進行状況を厳しく評価する必要がある」との認識の下で作成したのが「1997～2002年戦略計画」である。この計画は、1997～2002年にまたがる5会計年度における米国の農業政策の指針となるものであり、以下に掲げる「任務目標」、「任務達成のためのゴール」、そして「管理運営目標」に基づく詳細な事業推進方針が打ち出されている。

【任務目標】

連邦農務省の任務は、農業生産支援、安全で安価で入手が容易な滋養食料の確保、農地、森林及び山岳地の保護、健全な農村地域社会の育成支援、農家及び農村地域住民への経済発展の機会提供、農業的営みから生じる産物及びサービスの世界市場への拡大、そして米国内外における飢餓撲滅に向けた貢献を通じて、米国民の質的な生活向上を図る。

【任務達成のためのゴール】

- I 農産物生産者及びその他の農村地域住民の経済及び通商の発展機会を拡大する。
- II 飢える人々への食料、安全で安価で入手容易な滋養食料を確保する。
- III 繊細な自然資源の管理を促進する。

【管理運営目標】

有効な顧客サービスと効率的な事業遂行をもたらす管理システムを構築する。

【事業推進方針】

① 「任務達成のためのゴールI」の達成に向けての目標、背景、戦略及び主要な行動計画

目標1；農家支援のための経済的安全網を拡張する。

《背景》

連邦政府の農業政策の変化、農業の大規模企業化、市場の世界的規模化等に伴い、農家が直面する経済的リスクが日々増大している。また、予測不可能な自然災害に加え、農業技術の革新、環境及び保全意識の向上、そして有害な病害虫の侵入も、今日の農業経営に大きな影響を及ぼす要因である。

96年農業法により、従来の直接的な助成金支給に基づく価格支持、需給バランス均衡策が改められ、政府の役割は、農業経営に伴う様々なリスクの管理手段、すなわち、経済的安全網の提供をもって、農家を支援するものへと修正された。

《戦略一省内組織の役割分担》

- リスク管理庁； 作物保険、収入保険等の経済的リスク管理事業の開発・評価・改善及びこれらリスク管理手段の農家への普及・指導に当たる。
- 商品信用公社； 緊急時助成、商品融資事業のための資金的基盤を提供する。
- 農家サービス庁； 直接融資を減らし、民間金融機関への融資保証を促進する。
- 農業研究局； 食糧増産、農産物生産システムの効率性向上、有用遺伝子の育

成、病害虫及び気象変動に伴うリスク軽減に向けた研究活動に取り組む。

- 州協同研究教育普及局； 長期的な生産性確保に向けた高等農業科学教育を促進する。
- 主任財務官室； 全国農業統計局及び経済研究局からの提供データに基づき、農家経営に有用な経済分析情報を提供する。
- 代替農業研究商業化公社； 農林産物及びその副産物を原料とする新製品の開発研究及び商業化に向けた事業への資金提供を行う。

《主要な行動計画》

- 2000年までに、全ての農業生産活動を天災及び価格暴落から守る農家収入保険事業の確立、その他の農家支援事業の改善を図るために必要とされる連邦農務省の権限拡大に向けた課題を支援する。
- 保険対象外作物災害助成事業、その他の緊急時支援事業の対応能力を改善する。
- 生産流動化契約給付金の給付を通じて、農家収入支援体制の確立・維持を図る。
- 商品融資事業を通じて、有効な市場流通、価格及び収入確保の維持を図る。
- 農家の生産・販売及びリスク管理能力の育成を支援するリスク分析及び農家教育事業案を企画する。
- 適切な運営管理に寄与する気象予測情報をタイムリーに農業生産者に提供する。
- 当該農家の返済能力に応じた農家融資事業を展開する。
- 連邦政府から直接に融資を受けている農家の返済能力向上を支援し、彼等の民間金融機関への移行の迅速化を図る。
- 農産物の所有権に関わる事務の電子的処理を実施する。

目標2；農産物の世界市場を開拓、拡大、維持する。

《背景》

農業経営者の収入増大が市場の拡大と輸出伸長に依存する率は、今後、更に高まるであろうことが、連邦農業政策の変化により明らかとなった。この分野における連邦農務省の役割は、米国産農林産物の輸出市場における地位の保護・拡大を図り、輸入農産物との公平な競合がもたらされる国内市場の維持を図ることにある。

世界的な所得向上と経済発展が、米国産農産物の外国市場での需要増大を促進し、近年のウルグアイラウンド協定下での関税率の引き下げ、非関税障壁の撤廃、輸出補助金の減額等が前代未聞の海外市場アクセスをもたらし、1991年以来、米国産農産物の輸出額は50%以上の拡大を示し、96年の輸出額の農家総生産額に占める割合が24%を記録した。米国の農家収入に占める輸出比率は今後とも増大し、2000年には30%に達するものと見込まれている。この趨勢を維持するためには、より一層の輸出機会の拡大を図るとともに、世界市場での消費者の要求に対応できる生産者の育成支援を行わなければならない。

96年の米国産農産物・食料品輸出は、史上最高の600億ドル弱を記録した。この輸出向け商品の生産流通過程で、約100万人が職を得たが、その職の1/3は農村地域で生じたものであった。これらの農村地域での職を維持するため、連邦農務省は、積極的な輸出促進策を通じて、国際市場における競争力強化の努力を続ける構えである。競争

相手国は、継続的に輸出補助金、その他の手段をもって市場に臨んでくるであろうことから、今後とも、国際農産物市場での激しい競合が予測されている。このため、国際レベルでの貿易政策の改革と NAFTA（北米自由貿易協定）、ウルグアイラウンド協定等に代表される国際協定の加盟国による厳格な遵守を監視することが極めて重要である。例えば、「衛生及び植物衛生に関わる政策は、確固たる科学的原理に基づいて制定されるべし」との規定条項があるが、連邦農務省としては、関係諸機関との密接な連携体制の中で、向こう 5 年間に、確実に、衛生及び植物衛生に関連した貿易障壁が低減されることを目指して活動を続ける。

国際市場拡大及び同市場における競争力強化を図ると同時に、国内市場における効率性向上を促進して、不公正な流通行為を排除することも我々の重要な任務である。農業集中化問題諮問委員会の答申に述べられたごとく、我々は、今後とも、大規模集中化が進む家畜、赤肉、家禽肉産業の動きを注意深く監視して、支配勢力が公正な市場競争に悪影響を及ぼさないことを保証する必要がある。

情報時代に突入した農業の連邦政府所管官庁としての連邦農務省は、農業及び農村地域に関わる膨大な情報を収集・整理・提供する情報プローカーとしての機能も追加された。処理すべき情報には、基礎的統計データー、総合的分析情報、長期的天気予報、市場予測情報等が含まれ、これらは全ての規模の農業生産者の利益に役立つものである。故に、信頼性の高い気象情報、有効な商品等級制度、その他有用な情報サービスを通じて、農業生産者が直面する生産・流通上の問題解決の手助けとならなければならない。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 海外農業局：世界市場での輸出機会の拡大に関連した政策の先導部隊として、貿易協定、販売促進、商品分析、輸出信用事業を管轄する。
- 農家サービス庁：農産物価格支持事業及び融資事業を管轄する。
- 全国農業統計局：農産物価格、所得及び生産量調整関連政策を行う上で基礎的統計情報を提供する。
- 食品安全検査局：肉類及び卵製品の安全性を保証する。
- 穀物検査食肉管理局：家畜類及び肉類の流通規制、穀類及び油糧種子類の検査を管轄する。
- 代替農業研究商業化公社：農産物の新たな実需者の発掘に向けた新製造技術の研究活動を支援して、農村地域の開発を図る。
- 農業研究局：衛生及び植物衛生関連の貿易障壁低減及び自由貿易拡大に向けた科学技術の開発に当たる。
- 農業流通局：農産物の市場流通等級基準の設定、公正な市場流通の維持を図る。
- 動植物衛生検査局：動植物の衛生に関わる課題に対応する。
- 主任財務官室：全国農業統計局及び経済研究局からの提供データに基づき、農家経済分析情報を提供する。
- 州協同研究教育普及局：農業生産者の市場アクセスを促進するための研究、高等農業科学教育及び普及を行う。
- 農村地域公益局：農村地域における電子情報アクセスを可能とする近代的電信電話インフラストラクチャー導入を助成する。

《主要な行動計画》

- 複数官庁をもって構成される貿易政策主導委員会（Trade Policy Steering Committee）との連携の下に、二国間協定、地域別自由貿易協定、次期多国間貿易交渉を通じて、貿易自由化を促進すると同時に、当該国の多国間及び二国間貿易協定の遵守状況を監視する。
- 最も潜在性の高い農林水産物輸出市場への米国の輸出業者のアクセスを促進する。
- 2000 年までに、市場開発及び輸出販売促進事業を通じて、米国農産物に対する需要を、現在の輸出目標の 5 % 増のレベルまで引き上げる。
- 米国農業を世界市場における消費者の期待、環境及び衛生に関わる懸念、技術的貿易障壁に対応できるものへと導き、競争相手国の不公正貿易行為に精力的に立ち向かうとともに、確固たる科学的根拠に基づく衛生及び植物衛生上の貿易障壁の設立を撲滅する。
- 潜在成長性の高い市場を対象とした輸出信用保証事業を強化し、特に、民間企業を対象とした事業、高価格商品を対象とした事業に力点を置く。
- 進歩のための食糧援助及び振興市場事業の目標を、将来の商業輸出市場発展につながる長期的輸出市場開発に向けたものへと変換・集約する。
- 世界市場情報提供事業を拡充すると同時に、その正確性及び迅速性の向上を図る。公正な統計、市場分析、長期的農業生産見通しに関する情報を提供する。
- 効果的な広報・普及努力を通じて、家族経営農家の存続力を保全し、連邦政府の庇護が及んでいない小規模あるいは経済力が不十分な農家の各種連邦事業への参加率を増加させる。
- 小規模農家に適した持続型農業技術に関する研究を実施し、その研究成果を普及する。また、融資事業を通じてこれら農家の成功を支援する。
- 適切な流通基準、コスト効率性の高い料金制商品等級格付け制度等の市場流通サービス事業を通じて、生産者の公正かつ競争的市場へのアクセスを助長する。
- 農業集中化問題諮問委員会の答申を履行する。
- 畜産業界における生産者の販売業者に対する信頼性の確立を図る。
- 既存の酪農製品マーケティングオーダーを整理・統合して、質的及びコストの効率的改善を図る。
- 強健かつ成長力のある農業生産体制を特色付ける生産性及び持続性の達成に必要とされる科学的基盤に立った情報及び技術を生産者に提供する。
- インターネット及びその他の電子通信媒体を使用して、迅速な市場及び気象関連情報の提供を図る。
- 世界の消費者のための新製品・改善商品あるいはその加工方法を生み出すために必要とされ、将来の成長が予測される国外市場と輸出機会に関わる経済的・統計的・技術的及び科学的情報を作成し、それを広報する。

目標 3 ; 農村地域社会の経済的発展能力の助長を促す資金・融資へのアクセスを提供する。

《背景》

農村地域に住居する米国の 20% の人口に対して、その他の地域に住居する者と同様

の経済的発展の機会を提供することは、連邦農務省の主要な政策課題の一つである。

農村地域は、その他の地域に比較して、雇用機会及び平均所得が少なく、生活水準も低い。このような現状に鑑み、連邦農務省は、州及びその他の地方レベル政府、教育組織、民間、非営利団体との協力体制の下で、各々の農村地域の実情に応じた支援事業を推進する。

米国の農村地域の発展は、経済基盤の多角化、殊に付加価値産業の育成にかかっている。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 農村地域開発関係 3 局； 農村地域開発の先導官庁として、低所得者向けの住宅購入のための融資及び技術的援助、消防・医療等の公共施設の建設、事業運営資金の融資支援、農業協同組合への電信電話施設、電気・上下水道改良のための資金融資支援等を遂行する。
- 農家サービス庁； 農家融資事業を通じて、農業生産者への直接融資、民間金融機関から融資を受けるための技術的支援を行う。
- 経済研究局； 農村地域経済に及ぼす投資、職業訓練、人口構成等の経済分析情報を提供する。
- 州協同研究教育普及局； 食料農業科学に関わる研究及び高等教育事業、そして農村地域農民への普及事業を担当する。
- 食料栄養局； 農村地域の子供、低所得者層を対象とした食料・栄養支援事業を行う。
- 森林局； 自然資源に依存する農村地域社会を対象とした経済復興事業を行う。
- 自然資源保全局； 自然資源保全計画の企画・遂行に関する技術的援助を行う。
- 代替農業研究商業化公社； 農産物の新たな実需者の発掘に向けた新製造技術研究活動の支援を通じて、農村地域の開発を図る。

《主要な行動計画》

- 大統領の「水 2000 年法案 (Water 2000 Initiative)」を遂行し、農村地域低所得住民への水供給環境の向上を図る。
- 農村地域低所得住民の住宅取得推進のための直接融資・融資保証事業に関する大統領の全国住宅所有法案 (National Homeownership Initiative) を支援する。
- 全ての農業雇用労働者に、見苦しくなくて安価な住居、清潔な上下水道、そして安全な労働環境を提供する。
- 既存の農村地域賃貸住宅を低所得家庭のために維持し、新たな賃貸住宅建設事業によって建設される住宅が、低所得者の収入で借り入れられるレベルに留まるように計らう。
- 農業構造の多様化、市場流通ネットワークの促進、協同組合の連携、そして新商品及び新加工技術の開発、殊に、労働者により良い収入をもたらす付加価値新商品及びその加工技術を奨励・強化することにより、2000 年までに、農村地域に新たに 10 万人の雇用機会を創出する。

○ 電信電話通信インフラストラクチャーの整備、及び手頃なインターネット接続体系の設立を通じて、農村地域の学校、病院、ビジネスのインターネットアクセスを 2000 年までに確立し、迅速な市場情報及び気象情報の提供、並びに遠隔地教育の振興を図る。

○ 農村地域経済環境の改善を促す既存事業の成功を基盤とする人口構成、自然資源、インフラストラクチャー、事業データの作成・分析を行う。

○ 新設された「農村地域開発基金」事業を遂行する。当該事業の遂行に当たっては、農村地域の経済発展機会の拡大、発展阻害要因の排除、地域社会の将来的発展に通じるプロジェクトを支援する。

② 「任務達成のためのゴールⅡ」の達成に向けての目標・背景・戦略及び主要な行動計画

目標 1； 低所得世帯向けに豊富な滋養食品へのアクセスを保証することにより、飢餓人口を減らす。

《背景》

連邦農務省への割り当て予算の約 60%は、食料栄養局管轄下の様々な食料及び栄養支援事業に用いられている。これらは、子供、妊婦、低所得者、米国先住民、障害者等をターゲットとした支援事業で、対象グループ毎に、そのグループの必要性に応じて企画されている。

1996 年成立の「個人責任と就職機会の調和法 (The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 〔別名；The Welfare Reform Act〕)」は、個人の自立性と責任を助長しようとするもので、同法により、連邦農務省管轄下の食料栄養支援制度は大きく変貌するに至った。

《戦略一省内組織の役割分担》

食料栄養局が食料支援事業の先導官庁である。同局は、農家サービス庁及び農業流通局の協力を得て、子供を対象にした学校給食（朝食及び昼食）及び夏期休暇中の給食事業、地域社会の非営利団体を通じての妊婦、授乳婦、乳児、子供、低所得成人、障害者、老人等を対象とした様々な支援事業を所管する。

栄養支援政策の分野においては、農業研究局、州協同研究教育普及局、農業流通局、栄養政策推進センターが、食料栄養局と連携した活動を行う。

《主要な行動計画》

- 「個人責任と就職機会の調和法」の影響を監視し、低所得世帯向け食券給付事業の受給資格を失った市民が、食料に困窮しないことを見極める。
- 受給者への食料栄養及び健康の生活に関する情報提供、教育を含む総合的食料栄養支援体制の下で事業を遂行する。
- 健全で、生産性に満ちた国民育成を目指し、妊婦、授乳婦、乳幼児を対象とした婦人と子供のための栄養補給事業に所要額の全額を割り当てる。
- 食料支援事業の遂行に伴う食料の取得・調達・保管及び流通手順の有効性及びコスト効率性の改善を図る。
- 食料支援事業の受給者、殊に農村地域内の受給者の自立を促すための職業訓練、保

育等の支援活動を行う。

- 低所得世帯の子供を対象とした食料支援事業を、夏期休暇中の給食事業及び放課後の給食事業を通じて拡大する。
- 給付金交付システムをコンピューターを利用した電子的・効率的な交付システムへと近代化する。
- 農業雇用季節労働者を対象とした食料栄養支援体制を開発する。
- 農家直売システムであるファーマーズマーケットの支援を通じて、安価で栄養価に富んだ食料へのアクセスを増強する。

目標2：食中毒の発生率を減らし、商業流通される食品が安全で健康的であることを保証する。

《背景》

7つの主要病原菌によって引き起こされた食中毒事件による米国社会への被害総額は、医療費及び生産性損失の面からみて、年間65～349億ドルに達するものと試算されおり、全ての病原菌に起因する食中毒の被害総額は、これを遥かに上回るレベルに達しているものと想定される。更に、米国では、毎年約9千人が食中毒によって死亡している。

連邦農務省は、米国内で流通する食品の安全性向上を最重要優先課題の一つとして位置付け、食品検査体制の改善、厳格な表示規制、研究及び教育活動を通じて、この目標を達成する。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 食品安全検査局； 近代的検査システム、厳格な表示規制を通じて、肉類及び卵製品の安全性を保証する。
- 穀物検査食肉管理局； 家畜類の等級システム並びに穀類及び油糧種子類の検査を通じて、食品の安全性を保証する。
- 動植物衛生検査局； 農家レベルでの病気予防、監視及び管理サービスを提供する。
- 農業研究局； 食中毒に関連した病状の検査技術の改善（迅速性・確実性の向上）を図ると同時に、大腸菌、サルモネラ菌等の病原菌の食品への侵入防止技術を開発する。
- 州協同研究教育普及局； 生産者、加工業者、消費者を対象とした食品安全及び各々の安全性管理の責任教育を推し進めるための研究、教育及び普及事業に当たる。

《主要な行動計画》

- 2000年までに、肉類及び卵製品に関連した食中毒事件の発生率を25%減らす。
- 科学的基盤に立脚した新たな食品検査システムの導入により、消費者の食品の安全性に対する信頼を改善する。
- 1997年5月に、連邦農務省、保健福祉省及び環境保護庁の連名で大統領に提出のレポートに盛り込まれた「農家から食卓までの肉類流通の安全性向上戦略」を組織的に遂行する。

- 肉類及び卵製品に侵入した病原菌を容易に検知あるいは低減する技術を開発・改善する。
- 生産者、加工業者及び消費者を対象に、食品の安全性確保のための彼等の責任に関する教育を行う。
- 貿易障壁となる他国との衛生及び植物衛生関連の問題解決を支援する新たな食品安全技術を開発する。
- 國際レベルでの食品基準、規約、慣習的行為、その他のガイドラインの設定を通じて、消費者の健康を保護する。
- 資料収集を強化し、食中毒の社会及び食品供給システムに対する健康的・経済的影响の監視システムを開発する。

目標3：落ち穂（Gleaning）、その他の食料回収事業を促進する。

《背景》

連邦農務省は、連邦政府による食料回収・再利用活動分野において先導的役割を果たしている。連邦農務省は、引き続き、法の許容範囲内で、可能な限り多くの余剰食料を回収して、食料を必要としている米国民に配布する努力を継続する。

《戦略》

連邦農務省が奨励する食料回収事業は、その多くが生産者のボランティアによって遂行されている。様々な理由で、落下あるいは未収穫のまま畠に残された作物あるいは商業市場流通に適さない極小サイズの果実・野菜等を収集して、地域の非営利団体を通じて、食料を必要とする人々に給付する。

《主要な行動計画》

- 非営利ボランティア団体、市民組織を通じる食料の回収・再利用事業を奨励する。
- 連邦農務省管轄下の食料支援事業で使用される食料の回収・再利用を支援する。
- 食料の浪費・回収に関する研究を行う。

目標4：栄養教育及び研究を通じて、食生活の向上、健康で豊かな栄養を摂取する国民の育成を図る。

《背景》

安価な食料供給へのアクセスを得ると同時に、消費者は、より栄養価の高い食料選択に関する教育を受けなければならない。食料摂取に関わる病気は、医療費、人間的苦悩、そして生産性の損失という意味で、大きな社会的損失に通じる。

連邦農務省は、食料消費と健康の相互関係を解き明かす研究を推進し、国民が健康的な食料選択を行う上で有用な情報を提供する。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 食料栄養局及び栄養政策推進センター； 栄養関連研究を実施し、保健福祉省との連携の下で、「米国民のための食物摂取ガイドライン（Dietary Guidelines for Americans）」の発刊を含む栄養教育を行う。

- 農業研究局及び州協同研究教育普及局； 人間栄養学、食料消費及び食糧構成に関する基礎及び応用研究を行う。

《主要な行動計画》

- 一般国民の健康的な食料選択の基盤となる連邦農務省及び保健福祉省共管の「食品ガイドピラミッド (Food Guide Pyramid)」の改訂を含む最新の科学的データに基づく、健康的な食料摂取のガイドラインを設定し、これを広報する。
- 食料消費パターン、健康及び子供の修学能力に及ぼす栄養の影響、様々な人種グループ別の健康維持及び発病リスク低減に及ぼす食物と栄養の役割に関する研究を実施する。
- 子供の修学能力に及ぼす栄養の影響に関する研究を強化し、その成果を学校給食事業を運営する上で活用する。
- 栄養教育教材の数を増やし、これらの教育関連団体との連携の中で、積極的に教師・生徒・一般家庭及び地域社会に配布する。
- 栄養価欠乏によるリスク率が最も高い婦人・乳幼児への栄養教育を拡充する。
- より栄養価に優れた食品の開発を通じて、食料摂取によって得られる栄養の質的向上を図る。
- 農薬等の食品安全を図る上でのリスクの健康への影響を的確に審査するために、幼児の食料摂取に関するデータ収集を強化する。

目標 5 ; 世界の食糧確保を助長し、世界の飢餓人口低減に向けて支援する。

《背景》

米国からの食糧輸出は、過去 40 年間にわたって、世界の食糧事情の向上、開発途上国における栄養不良及び失調者数の減退に貢献してきた。しかしながら、世界人口の多くの地域で多くの人々が、未だに日々の食事に困窮する生活を送っている。

世界的な食糧不足に関わる問題は、1996 年 11 月にローマで開催された世界食糧サミットで取り上げられ、2015 年までに世界の栄養不良人口を 50% 減らす目標が設定された。連邦農務省は、食糧援助・技術援助・研究及び経済発展支援を通じて、この目標達成に向けての貢献を継続している。

自由化が進んだ世界貿易、そして、その貿易自由化の恩恵が平等に行き渡ることを目指とした努力が世界の経済発展と食糧事情の向上に貢献している。これらの活動の有効性を強化・向上させる提案は、ローマサミットの精神を引き継いだ「世界食糧確保に向けた米国行動計画 (U.S. Action Plan on World Food Security)」の中に盛り込まれる運びとなっている。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 海外農業局； 数多くの国際食糧援助・技術援助及び経済発展促進事業を所管する。
 - 農家サービス庁； 国際食糧援助事業に関与する。
- 上記の 2 組織の他、農業研究局、州協同研究教育普及局、経済研究局、自然資源保全局、森林局を含む多くの組織は、研究及び技術援助の面で関与する。

《主要な行動計画》

- 食糧援助・技術援助及び経済発展促進事業を継続して、開発途上あるいは困っている国々の食糧事情改善に貢献する。
- 世界の食糧確保に向けた米国行動計画を作成・実行する。

③ 「任務達成のためのゴールⅢ」の達成に向けての目標・背景・戦略及び主要な行動計画

目標 1 ; 持続可能な食糧及び繊維の生産を促進すると同時に、環境の質及び強靭な自然資源基盤を維持する。

《背景》

96 年農業法により、連邦農務省の役割は、農産物価格支持、需給バランス調整事業の展開によって、農家の土地利用に関わる決断に影響を及ぼすものから、国土の保全事業を通じてそれに影響を及ぼすものへと変換された。米国の将来は、国土の健康と密接に関わっている持続可能な食糧及び繊維の生産は、土壌の生産性保全から始まる。適切に管理された農地は、清らかな水と空気、効果的な野生動植物生息地をもたらし、健全な環境体系の形成を促進する。

連邦農務省は、様々な自然環境要因を包含する総合的生態系管理方式を導入し、私有地所有者との共同活動、役割、責任分担を通じて、環境保護を推進する。

《戦略一省内組織の役割分担》

- 自然資源保全局； 私有地保全事業推進分野における先導組織として、保全活動の技術的侧面のガイダンスを作成・提供する。
- 森林局； 米国最大の公有地管理官庁として、自然資源保全関連官庁への支援を行う。
- 農家サービス庁； 自然資源保全局の支援を得て、農地保全保留事業及び緊急保全事業を所管する。
- 農業研究局； 土壤及び水管理、土壤侵食に関する基礎及び応用研究を実施し、農業生産及び環境への悪影響を軽減するための新農業技術及び新農耕法の開発に当たる。
- 州協同研究教育普及局； 地方政府と連携して、農業、自然資源及び環境に関する研究・教育・普及に当たる。
- 全国農業統計局； 基礎的統計データを提供する。
- 経済研究局； 農業生産過程における薬剤使用が自然資源に及ぼす影響等、自然資源問題に関する分析・研究を行う。
- 海外農業局； 外国政府と提携した持続型農業及び自然資源管理技術支援を通じて、地球規模での持続型農業及び自然資源の適切な管理を推進する。

《主要な行動計画》

- 生産者への自然資源保全活動支援を通じて、農業生産と環境保全との均衡を図る。
- 連邦農務省、州政府当局、その他保全関連組織との連携を強化し、更に、地方レベルでの資金を増やし、保全地域毎の技術的対応能力を改善する。

- 持続型農業及び林業に研究の焦点を絞り込む。また、農業センサスを含む資料収集事業を活用し、自然資源データーベースを作成する。
- 2000年までに、農村地域河川流域の水質を25%向上させる。
- 総合的病害虫管理（Integrated Pest Management）の奨励を通じて、農業生産活動による環境への悪影響の軽減を図る。
- 土壤侵食の程度がさほど激しくない耕地については、土壤の質的改善につながる保全活動を強化し、土壤侵食の程度が大きい耕地については、環境的持続性をもたらす農地管理への転換を推進する。

目標2：公有地における持続的管理を促進し、環境破壊が著しい森林地・山岳地・荒れ地及び水生生態系を保護・保留する。

《背景》

米国全土の8%を占める国有林地には、水、野生動植物生息地、屋外レクリエーション地区、木材、鉱物、そして家畜の飼育等、様々な自然資源が含まれている。

連邦農務省は、隣接する州、地方、先住民部族政府、私有地所有者、地域社会等との共同活動・責任分担の下で、これらの資源を含む自然の生態系全体の持続性、健康、そして生産性向上を図っている。

《戦略ー省内組織の役割分担》

- 森林局； 国有林地を管理すると同時に、国有林地に関わる研究成果、情報を提供し、国有林地以外の森林の管理者を支援する。
- 州協同研究教育普及局； 地方レベルでの農業及び自然資源関連科学の研究・教育・普及に当たる。
- 動植物衛生検査局； 有害な動植物病害虫の外国からの侵入を防止する。
- 農業研究局； 持続可能な大気・土壤及び水質管理に関する基礎的長期的研究を行う。
- 海外農業局； 外国政府と提携した持続型農業及び自然資源管理の技術支援を行う。

《主要な行動計画》

- 計画的山焼きを通じて、国有林地全体の生態系の健全と多様性の保護を図り、絶滅の危機に瀕した動植物の保護、有害動植物の侵入を阻止する。特に、環境破壊が著しい水生生態系の保全を強化する。
- 国有林地内の破壊された生態系を修復し、健全な森林の育成を図る。
- 水資源管理に関し、下流域社会での洪水・侵食による被害軽減、水質・水量改善、魚類・その他野生動植物の生息地拡大等に関わる措置への支援を行う。
- 水質汚染を防止する保全管理及び企画を奨励し、河川流域での保全活動を支援する。
- 国有林地で家畜放牧を行う生産者、個人の土地所有者、地域社会への環境持続型土地利用を推進する上での支援を通じて、健全で、生産性に満ち、野生動植物の生息に適した河川流域・湿地を開発する。
- 放棄された鉱山跡、その他危険箇所を一掃し、国有地と水資源を健全で、多様性に満ちたものへと復興する。

満ちたものへと復興する。

- 自然生態系の許容範囲内で、公衆の利益となる公有地の利用を促進する。

④ 運営管理目標達成のための行動計画

限られた人材、資金、情報、その他の資源を最大限に有効活用した事業展開を図り、更に、顧客への公正・有効・かつ効率的なサービス提供システムを確立する方策として企画された主要な行動計画は、以下のとおりである。

- 効率的かつ有効な市民権擁護、苦情処理のための組織的構造を確立し、全職員への顧客対応教育を徹底させる。
- 少数民族あるいは低所得者層の農家ニーズに対応したサービスの向上を図る。
- 郡レベル事務所の整理・統合を通じて、顧客サービスの向上を図る。
- 連邦農務省内共通の効果的・効率的かつ正確な情報管理システムを今後5か年以内のうちに確立し、情報管理関連経費の10%削減を図る。
- 連邦農務省内共通の財務管理及び財務明細報告システムを確立する。

2 州政府組織との協調

連邦農務省の政策は、前章で述べたように、各事業推進機関が全国各地に配置した各自の地方出先機関を通じて実施するのが原則であるが、当該任務が州政府のそれと重複あるいは関連性の深い分野においては、連邦政府と州政府の間で協調協定（Cooperative Agreement）又は理解覚書（Memorandum of Understanding）が交換され、連邦／州相互協力の下で任務が遂行されるというシステムが樹立されている。

この連邦／州間の相互協力システムは、連邦農務省発足直後から採用されているコンセプトであり、連邦政府が州レベルの行政及び試験研究組織等と協調して農業政策を推進することにより、効率性の向上、経費節減、全国統一基準の設定、地方及び全国レベル双方での政治的影響力向上等が図られる仕組みとなっている。

連邦農務省と州レベル農業関連機関との協調の構図は、各官庁あるいは機関により、また、事業内容により多種多様であるが、全国農業統計局のCarol C. House氏は、1994年執筆のレポート「Partnership in Action ; A Study of Cooperation Between USDA Agencies and State Institutions」の中で、これらの協調体制を、資金移動型（Fund Transfer Model）、並行構造型（Parallel Structure Model）及び結合構造型（Joint Structure Model）の3種類に大別し、それぞれについて以下のように解説している。

【資金移動型（Fund Transfer Model）】

日々の任務運営は、州サイドのパートナーによって遂行され、連邦サイドのパートナーは、事業企画、監督等の分野で関与する以外は、主に、連邦政府からの資金移動のパイプ役を果たすタ

イプの協調体制である。

連邦農務省州協同研究教育普及局が各州の土地交付大学、その他の研究機関と協調して推進する研究・教育・普及活動、農業流通局が州レベル担当行政機関の協力を得て遂行する農薬使用状況モニター事業がこのタイプに含まれる。

【並行構造型（Parallel Structure Model）】

連邦サイド及び州サイドのパートナーが、それぞれ別個の事業推進組織を保持しながら、任務を分担して遂行するタイプの協調体制である。

連邦農務省農業流通局管理下で遂行される生鮮果実・野菜を対象とした出荷品質等級検査事業、同省動植物衛生検査局管理下で遂行される病害虫防除事業、同省食品安全検査局管理下で遂行される肉類等検査事業等がこのタイプに含まれる。

連邦政府が、連邦政府の任務を代行する州政府に対して経費負担を行う場合、逆に、州政府が全国レベルでの事業調整を行う連邦政府に対して資金の一部を負担する場合等、経費の分担方法はまちまちである。

【結合構造型（Joint Structure Model）】

連邦、州の双方が資金を出し合って、一体化した管理機構を設立し、その中で連邦及び州職員が共に協力しながら任務達成を図るタイプの協調体制である。このタイプの典型例としては、連邦農務省全国農業統計局の統計収集・編集事業がある。

各州の農業統計関係部局は、農業関係担当省あるいは土地交付大学内に設けられており、その同一事務所内で、連邦政府職員と州政府職員が机を並べて任務を遂行しているのが一般的である。

この連邦／州の結合的協調体制は、米国農業統計の全国レベルでの収集・編集基準の統一性を維持する上で、極めて重要な役割を果たしている。

連邦農務省においては、近年、経費節減、事業効率の向上が声高に奨励されていることから、同省の州レベル行政・研究組織との協調体制は、今後一層強化され、その重要性も高まると考えられる。

3 果樹産業政策の位置付け

連邦農務省の農業支援策は、従来、小麦、とうもろこし、綿等の、いわゆる「契約作物」の生産支援を主体として展開されてきた。しかしながら、96年農業法の下で、運営コスト削減と効率性向上を旗印に、自由市場に立脚した持続型農業の確立を目指した入念な農業政策推進プランが企画され、農家助成者としての連邦農務省の役割は、「契約作物」への直接的な助成金支給者から、経済的安全網の提供によって果樹農家を含む生産農家全体を支援するものへと修正された。

21世紀に向けた米国の国際農業政策の分野では、輸出市場の維持・拡大が米国農業の繁栄を支える最重要課題として位置付けられ、直接的な輸出助成金支給に類する販売支援

策に加えて、ガットウルグアイラウンド協定に代表される国際貿易協定の中の動植物衛生関連の貿易障壁に関する条項の各国遵守状況を厳格に監視する方針が打ち出された。また、果樹果実及びその加工品を含む高価格商品が積極的な輸出振興事業対象品目に加えられたことは、今後の米国産果樹産品の輸出動向に大きな影響を及ぼす要素として、注目に値する。

市場流通に関連した連邦農務省の政策をみると、果樹産品は、従来から主要な連邦品質等級検査対象品目として位置付けられてきたが、近年は、その安全性分野における法規遵守の監視役的な機能も拡張されてきている。また、国民の健康意識向上に伴い、青果物を中心に有機農産物の目覚ましい市場進出がみられ、この分野での連邦農務省の関与も強まりつつある。

このような背景の中で展開される様々な果樹産業関連の連邦農務省の事業は、次章以降で順次解説する助成金交付及び信用保証を基盤とした農家支援及び輸出振興事業、公正で安全な農産物の市場流通を促進するための法規遵守取締事業、そして研究教育普及事業の3分野に大別することができる。

第2節 州 政 府

1 概 観

米国の各州における農業政策の基盤となる基本法は、連邦法の大枠の中で、各々の州がその独自性を發揮して制定されている。例えば、生鮮果実の出荷基準に関してみると、連邦法で定められたレベル以下であってはならないが、それ以上の厳格な規制であれば、州独自の規制を設けることが認められている。同様に、州法で定められたレベル以下であってはならないが、それ以上の厳格な規制であれば、郡レベルあるいは州内的一部地域を対象に規制することが可能となっている。

米国の州レベルの農業関係行政機関の任務は、連邦法あるいは州法に基づく法規遵守取締機関（Enforcement Agency）としての性格が強く、また、州農業の推進母体であると同時に、消費者保護の役割を担っているものが多い。州レベルの農業関係行政機関の活動は、州一般会計資金、連邦政府交付金、そして検査・免許制度等に基づき徴収される利用者料金を主な資金源としている。

州レベルでの農業政策方針決定に影響を及ぼす今一つの要素として、全国州農業省協会（NASDA；National Association of State Departments of Agriculture）の役割が指摘できる。全国州農業省協会は、全国50州及び属領のペルトリコ、グアム、米領サ

モア及びバージン諸島の農業関係行政機関の長（Commissioners, Secretaries あるいは Directors）を構成メンバーとする非営利・非党派組織であり、公正な公共事業の開発・遂行、コミュニケーションを通じて米国農業を振興すると同時に、消費者及び環境の保護を図ることを任務目標として、1915年に設立された。54名の会員は、北東部、南部、中西部及び西部の4地域部会に区分され、定期的に開催される地域部会及び全国大会での交流を通じて、以下のような目標達成に向けた活動を行っている。

- ① 各州及び属領における農業関連事業の運営を促進する。
- ② 連邦、州及び属領の農業関係行政機関の間の精神的な協調体制を促進する。
- ③ 連邦・州及び属領及び国際レベルでの農業関連法規の統一性及び効率性を促進する。
- ④ 連邦政府に対する州又は属領レベルで賛同された政策の代表窓口となる。
- ⑤ 個々の州又は属領における活動のバックアップを行う。
- ⑥ 全国農業資源調査を定期的に実施し、この結果を政策決定機関に提供する。
- ⑦ 米国農業振興のための大会、農業博覧会等の農業振興事業を所管する。
- ⑧ 連邦、州及び属領政府との協調協定に基づく任務達成に向けた活動を行う。

なお、全国州農業省協会の活動は、以下に記述の州レベル農業関係行政官の全国組織による活動との間に密接な協調・連携が保たれている。

- ・全国養蜂検査官協会（AIA ; Apiary Inspectors of America）
- ・米国種子取締担当官協会（AASCO ; Association of American Seed Control Officials）
- ・米国飼料取締担当官協会（AAFCO ; Association of American Feed Control Officials）
- ・米国農薬取締担当官協会（AAPCO ; Association of American Pesticide Control Officials）
- ・米国植物食品取締担当官協会（AAPFCO ; Association of American Plant Food Control Officials）
- ・米国倉庫取締担当官協会（AAWCO ; Association of American Warehouse Control Officials）
- ・連邦食品薬品取締担当官協会（AFDO ; Association of Food and Drug of the US）
- ・果実野菜検査標準化機関協会（AFVISA ; Association of Fruit and Vegetable Inspection and Standardization Agencies）
- ・認定種子分析担当官協会（AOSEA ; Association of Official Seed Analysis）
- ・州農業省専門担当官協会（COSDA ; Communication Officers of State Departments of Agriculture）
- ・国際牛乳取締機関協会（IAMCA ; International Association of Milk Control Agencies）
- ・全国家畜保健主任担当官会議（NACLHO ; National Assembly of Chief Livestock Health Officials）
- ・全国農業博覧会担当機関協会（NAAFA ; National Association of Agriculture Fair Agencies）
- ・全国州水産養殖業調整官協会（NASAC ; National Association of State Aquaculture Coordinators）

- ・全国州食肉・食品検査局長協会（NASMFID ; National Association of State Meat and Food Inspection Directors）
- ・全国植物委員会（NPB ; National Plant Board）
- ・北米農業流通担当官協会（NAAMO ; North American Agricultural Marketing Officials）
- ・全国州農業省協会酪農部会（Dairy Division of NASDA）
- ・全国州農業省協会度量衡部会（Weights and Measures Division of NASDA）

2 カリフォルニア州

1) 郡行政組織との関係

カリフォルニア州は、行政単位として58の郡（County）をもって構成されている。この58郡の全てに州食料農業省の郡レベル執行機関である郡農務局（County Department of Agriculture）が配置されており、これら58郡農務局は53名（複数郡を担当する者もある）の郡農務局長（County Agricultural Commissioners）によって統轄されている。

郡農務局を通じた州の農業政策推進システムは、1881年に郡農務局の前身であった郡園芸局が組織された時に創設されたものである。郡農務局長は、各管轄地区の地区議会（Board of Supervisors）によって選ばれた後、更に、州食料農業省が実施する任官試験に合格し、同省長官から免許が授与された者が任命される仕組みになっている。

州内各郡に配置された農務局の任務範囲は、発足後の農業発展の過程を通じて大幅に拡大され、今日では、2つの州政府官庁（すなわち、食料農業省及び農薬取締省（Department of Pesticide Regulation）の地方執行機関としての役割を担っている。郡農務局に課せられた主要な任務は、郡レベルにおけるカリフォルニア州法（California Statues）である食料農業法（California Food and Agricultural Code）に基づく病害虫防除、植物防疫、病害虫駆除、有害雑草駆除、最低出荷基準検査、輸出市場向け生鮮物出荷に義務付けられた衛生検査、農薬の使用規制、また、州事業法に基づく度量衡関連規制、州有機食品法に基づく登録農薬規制等が含まれるほか、有害動物規制、大気汚染規制、地下貯蔵タンク検査等と、関わっているものが多い。

このような多様な任務の遂行に要する経費は、郡政府一般会計からの拠出金のほか、州食料農業省又は農薬取締省からの交付金、ガソリン消費税、利用者からの徴収金（多くの検査業務）等、様々な財源によって賄われている。

2) 政策基盤

同州の農業政策の基盤は、州憲法に則って制定された州食料農業法により、常に、以

下の3点の全てを考慮して定められなければならないこととなっている。

- ① 州内の農家、牧場経営者及び加工業者によって生産される農畜産物の販売増大を図ること。
- ② 付加価値増大及び新製品開発を通じて、州産農産物の国内及び国外市場における販売の潜在性を高めること。
- ③ 農業の基盤である土壌、水及び大気の保護・保全を通じて、州内生産農家の長期的な生産性の維持を図ること。

州法と並んで州の農業政策決定に大きな影響を有しているのが州食料農業委員会 (State Board of Food & Agriculture) である。この委員会は、1976年に設立され、州知事及び食料農業省長官直属の食料農業関連問題の諮問委員会であり、州知事によって任命された農業経営者、大学の研究者、環境保全関係の有識者、消費者の各分野の代表者15名の委員をもって構成されている。

同委員会は、近年の農業問題が極めて複雑であり、その解決のためには、法的規制のみならず、産業界・研究界及び州政府の3者が一体となって協調することが不可欠であるとの認識の下に設立されたもので、毎月定例の会議を開催し、州知事及び食料農業省長官への農業政策に関わる助言を行うとともに、年に数回、公衆を招いた農業関連問題フォーラムを各地で主催し、州民と州政府間の相互理解助長を図るために橋渡し役も努めている。

以上に述べた州法の規定並びに州食料農業委員会の助言に基づく州食料農業省の任務目標、そして予算設定と併せて発表された1998年度農業政策は、以下のとおりである。

【任務目標】

カリフォルニア州食料農業省の任務は、公正な公共政策の策定・実施及びコミュニケーションを通じてカリフォルニア州農業を振興し、更に、公衆の市場に対する信頼性の醸成を通じてカリフォルニア州民に奉仕することにある。

また、州食料農業省は、国際社会で認められるレベルの優秀かつ創造的な行政組織となることを目指し、その世界的レベルの組織活動を通じて、任務達成を図るものとする。

【1998年度農業政策】

食品安全性の推進； 我々は、世界で最も安全性に優れた食品が供給される国家に住居している。この優れた食品安全性を今後とも維持するためには、常に、食品流通監視システムの向上を図り、食品に対する公衆の信頼性を揺るぎないものにしなければならない。

食品安全性を確実なものとするためには、その生産／製造者から消費者に至るまでの食品流通チェーンに介在する全てのセクターが各自の責務を果たさなければならない。このチェーンの連携が崩れることに

よって生じる食品への恐怖は、消費者の健康を脅かすのみならず、社会経済に甚大な影響を及ぼすことになる。よって、農家から食卓に至る食品流通チェーンの全段階での安全性チェックを徹底させ、公衆の健康保護を図ることは、全州民に利益をもたらすことになる。

有害な病害虫からの農業保護； 我々は、引き続き、カリフォルニア州農業に脅威をもたらす有害な病害虫の防除に全力を傾ける。病害虫の侵入に伴って、輸入国によるカリフォルニア州産農産物の輸入制限あるいは輸入禁止措置が講じられれば、州の農業経済に甚大な被害となることは明らかである。我々の病害虫防除対策は、今後とも、いささかも緩めてはならない。

州産農産物の輸出促進； 世界の人口は、今後30年間で2倍に膨張し、その膨張分の95%は米国外で発生するものと見込まれており、州産農産物の将来における主要市場が国外に存在することは明らかである。

州農業の今後の発展は、目まぐるしく変化する国際市場の中で、如何に迅速かつ賢明にその変化に対処する能力を維持していくかにかかっている。我々は、カリフォルニア州農業が、この変容し続ける世界市場で競合し、市場シェアを勝ち得て行くために必要とされる全ての可能な手段を保持していくことを保証する。

消費者価格確認システムの強化； 度量衡の正確性の向上を図り、度量衡に関わる詐欺行為を取り締まることは、我々の任務の一つである。

近年、UPCコード等の新たな度量衡テクノロジー、スキャナーを利用した自動価格読み取りシステム、コンピューター価格調整システム等が続々と導入されており、これに伴い、人手によるエラーの影響と、その結果である誤った価格付けが増大している。不適正な度量衡に関わる消費者の苦情は、過去6年間に800%増大し、小売店の不適正なスキャナー価格読み取りシステムに起因した消費者の被害額は、1996年の1年間で4億8千万ドルに達したものと推定されている。

州食料農業省は、検査及び取扱業者訓練等の強化を通じて、消費者に公正な市場を提供する努力を続ける。

3) 果樹産業政策の位置付け

州の果樹産業は、州農業の主幹を構成する重要な産業部門であり、過去80年間にわたる州農業政策史の中で、常に、主要な政策対象として位置付けられてきた。

今日、州食料農業省によって遂行される農業政策の中で、果樹産業と密接に関連しているものとしては、複数の事業推進組織によって所管されている法規取締事業、そして長官直属の国際貿易室によって展開される輸出振興事業とに2大別することができる。

連邦法あるいは州法に基づく主要な果樹産業関連法規取締事業としては、農産局によ

る病害虫防除事業、検査局による出荷基準、残留農薬及び安全性検査事業、有機食品事業、流通局による流通・加工業者向けの免許・規制事業、そして同流通局によって指導・管理される農業マーケティングプログラムがあげられる。

3 フロリダ州

1) 郡行政組織との関係

フロリダ州は、67の郡をもって構成されているが、これらの郡には、カリフォルニア州の郡農務局長に相当するポストは存在せず、州農務担当局の地方執行機関としての郡農務担当組織も存在しない。

州農業消費者サービス省の任務は、原則として、州内各地に配置された州政府の地方事務所、あるいは複数郡を管轄する在宅勤務の州職員を通じて遂行され、必要に応じて又は協調協定に基づいて、連邦農務省、大学・試験研究機関、郡行政組織等との協調・連携が図られている。

2) 政策基盤

フロリダ州農業消費者サービス省による農業関連政策は、州憲法及び州議会によって立法化される様々な州法(Florida Statutes)を法的基盤として、管理局によって作成の「戦略計画(Agency Strategic Plan)」に則って遂行されている。この計画は、向こう5年間を政策遂行対象期間とし、時勢の動きに対応して毎年修正される。

1999/2000～2003/2004年度を対象期間とする任務目標及び戦略計画の概要は、以下のとおりである。

【任務目標】

フロリダ州農業消費者サービス省の任務は、以下の政策によって州民を保護し、フロリダの農業経済を支援することにある。

- ① 検査・試験事業を通じて、食品・その他の消費財の安全性と健全性を保証する。
- ② 消費者を不公平・不公正なビジネス慣習から保護し、消費者に情報を提供する。
- ③ フロリダ州の生産者及び農業に対し、農産物生産及び販売促進の支援を行なう。
- ④ 山火事発生率の低減、環境保全的農法の推進、公有地管理を通じて州内の農地及び天然資源を保護・保全する。

【戦略計画】

本計画は、4つの戦略課題(Strategic Issues)を軸として、各々の課題の現状分析及び見通し、ゴール、そしてゴール達成に向けての任務遂行目標の3項目によって構成されている。

戦略課題A； 安全で高品質な食品

フロリダ州は、食中毒、その他の病害による被害の発生率の高い州である。

それは、本州が置かれた社会的及び地理的環境によるもので、世界的な観光地として旅行者の往来が頻繁であること、外国との接点となる国際港湾が数多く立地していること、退職者を中心とする老齢人口比率が高いこと、多くの移民人口を抱えていること、そして温潤で温暖な気候下にあること等は、全て、食中毒及び病気の発生率を高める要因となっている。

州厚生省によると、1996年における州内の食中毒被害者数は2,777名で、これは94年実績に比べて82%増である。食中毒・その他の病気による被害は、州の衛生・安全及び品質基準を満たさない食品を商業流通網から排除することによって低減することが可能である。

州農業消費者サービス省は、食品の生産・加工及び取扱施設の検査、食品のサンプル検査、食品の残留農薬検査等の徹底を通じて、このゴールの達成を図る。

戦略課題B； 農業経済の発展

フロリダ州は、全国で最も多様性に満ちた農業活動が展開されている州の一つであり、農業関連産業の総生産額は年間530億ドルに達している。観光産業に次ぐ重要な産業である農業は、近年成立した国際自由貿易協定、特定の漁獲網の使用禁止に導いた州憲法の修正等により、極めて苦しい状況に追い込まれている。

州の農業は、国内及び国際市場での競合性を維持するために、生産及びマーケティングの双方の分野での支援を必要としている。このため、農業消費者サービス省は、動植物にとって有害な病害虫防除の徹底、米国内外市場における販売促進活動の強化、州立ファーマーズマーケット(農家直売)事業の促進を通じて、このゴールの達成を図る。

戦略課題C； 森林及び資源の保護

フロリダ州の農業は、自然資源を基盤とした州の基幹産業であり、この農業を活気に満ちたものとして持続させるためには、自然資源の保護が不可欠である。

州農業消費者サービス省は、山火事発生率の低減、植林地区の拡大、蚊防除対策の徹底、農薬取扱業者の取締り強化等を通じて、このゴールの達成を図る。

戦略課題D； 消費者の保護

消費者を対象とした詐欺行為は、近年、より巧妙となってきている。州人口の増大とともに、各種産業も拡大し、それと同時に消費者から苦情、調査依頼も増大の一途を辿っている。

州農業消費者サービス省は、消費者への支援・教育及び保護事業を通じて、非合法・非論理かつ安全でないビジネス行為を排除して、消費者の保護を図る。

3) 果樹産業政策の位置付け

州農業消費者サービス省による果樹産業関連政策は、上記の戦略課題Aに関連した法規取締事業、そして戦略課題Bに関連した市場開発・販売促進事業とに大別される。

州政府によって遂行される主要な果樹産業関連の法規取締事業としては、農産局による病害虫防除事業、食品安全局による残留農薬検査及び食品加工施設検査事業、果実野菜局による出荷等級基準検査事業、流通開発局の免許債務保証課による農産物取扱業者への免許・債務保証制度等があげられる。また、市場開発・販売促進事業は、流通開発局の開発情報課の所管であり、果樹產品を含む州産農産物全体を対象に行われている。

4 ワシントン州

1) 郡行政組織との関係

ワシントン州は、39の郡をもって構成されているが、これらの郡には州農務省の地方執行機関としての郡農務組織は存在しない。

州農務省の任務は、フロリダ州と同様、原則として、州内各地に配置された州農務省の地方事務所あるいは在宅勤務の州職員を通じて遂行され、必要に応じ又は協調協定に基づき、連邦農務省、大学・試験研究機関、郡行政組織等との連携が図られる仕組みとなっている。

2) 政策基盤

州農務省による農業関連政策は、州憲法及び州議会によって立法化される様々な州法(Washington Statutes)を法的基盤として、策定・遂行される。

1997年1月に策定された州農務省の任務目標及びその目標達成のための戦略計画の概要は、以下のとおりである。

【任務目標】

我々の任務は、州経済の基幹をなす農業を支援し、更に消費者及び環境保護を促進する公正な公共政策の策定・遂行を通じて、ワシントン州民に奉仕することにある。

【主要戦略】

- ① 生産者から市場に至る州の食品供給過程における監視・検査及び試験
- ② 農薬及び肥料の使用規制
- ③ 特定の動植物病害虫、有害雑草を含むその他の病害の検査・探知・制御及び駆除
- ④ 以下の事業及び制度の活用を通じた州産農産物の販売促進
 - a 州内及び州境を越えた米国内外通商を助長し、消費者を保護するための果実、野菜、有機食品、種子、苗、種馬鈴薯、果樹台木、ホップ、その他の農産品、植物及び家畜を対象とするタイムリーで正確な公的検査、試験及び認定制度
 - b ビジネス及び消費者に公正な市場環境をもたらす州内業務用度量衡計器規制事業
 - c 農産物及び農業関連の輸出産業に対する市場アクセス、販売促進助成事業
 - d 一般商取引、貯蔵過程、窃盗発生時あるいは売り手／買い手間で紛争が持ち上がった場合に、農産物所有者、生産者及び金融機関の資産保護又は損害回復に寄与する免許・監査・苦情調査・犯罪的行為申立て等の制度

3) 果樹産業政策の位置付け

州農務省が所管している25の事業の中で、特に果樹産業との関連が深い事業は、以下の10事業である。これらの事業のうち、⑨及び⑩を除く8事業は、全て連邦法及び州法に基づく法規取締事業である。

- ① 果実野菜検査課による出荷基準検査事業
- ② 農産物取扱業者課による免許制度管理事業
- ③ 食品安全課による食品安全性検査事業
- ④ 有機食品課による有機食品検査・認定事業
- ⑤ 農薬取締課による農薬使用取締事業
- ⑥ 種苗園検査課による種苗園検査事業
- ⑦ 植物衛生証明課による植物衛生認定事業
- ⑧ 植物防疫課による有害動植物防除事業
- ⑨ 農産物委員会課による農産物委員会事業の管理・指導
- ⑩ 國際マーケティング課による輸出促進事業

第3章 果樹産業に係る政府支援事業

第1節 連邦政府

直接的な助成金給付及び信用保証を基礎とした連邦農務省による農業関係支援事業は、生産支援事業と輸出支援事業の2分野に大別される。

果樹生産農家が対象となる生産支援事業としては、リスク管理庁所管で遂行される作物保険事業、農家サービス庁所管で遂行される作物保険対象外作物災害助成事業及び農家融資事業の3事業があげられる。

また、海外農業局によって先導される様々な米国産農産物輸出支援事業は、広義には、そのほとんどが何らかの形で果樹農家の利益向上に貢献しているといえるが、明らかに果樹產品をターゲットの一つにした輸出支援事業としては、輸出信用保証事業及び市場アクセス事業の2事業があげられる。

1 生産支援事業

1) 連邦作物保険事業

(1) 概 観

連邦政府による自然災害時の農家救済を狙った作物保険事業は、1938年農業調整法(Agricultural Adjustment Act of 1938)の規定に基づいて創設されたが、その後の約30年間は、一部の主要作物のみを対象とした事業としての性格が強かった。

1970年代に至り、カーター政権下で、連邦農務省の主要な赤字要因となっていた緊急時農家救済策の大幅修正が進められ、1980年には連邦作物保険法(Federal Crop Insurance Act of 1980; 以下、「80年作物保険法」という)が制定された。本法は、連邦作物保険事業を自然災害発生時の主要な農家支援事業として位置付けることを目標として制定されたものであり、生産者の加入率向上を目指し、保険対象地域及び対象作物の大幅な拡大、民間保険会社を巻き込んだより効率的なサービス体系の樹立、総額の30%を上限とした保険掛金の政府負担等が定められた。

この80年作物保険法制定の時点で、主要な果樹品目も連邦作物保険対象品目的一部分に組み込まれることとなった。しかしながら、こうした勧誘措置を講じたにもかかわらず、連邦作物保険への加入率は、依然として連邦政府の期待するレベルには達せず、一方、1980年代後半には特別災害援助事業(Ad Hoc Disaster Assistance

Program)が立法化されたことから、天災時にはこの救済事業の恩恵に浴する農家が増大するに至った。また、連邦作物保険金と特別災害援助金の二重給付を受ける農家が続出したことも、連邦議会で大きな問題となった。

現在に繋がる連邦作物保険事業の基盤は、94年再編法及び96年農業法によって再構築された。94年再編法では、民間保険会社によって提供される複合自然災害作物保険(MPCI; Multiple Peril Crop Insurance)の最低レベルの保険である大災害保険(CAT; Catastrophic Risk Protection or Catastrophic Crop Coverage)の掛け金を連邦政府が100%助成することを主要なアトラクションとして、再度、自然災害発生時の主要な農家救済措置としての連邦作物保険事業の位置付けを明らかにしようとしたものであり、特別災害援助事業の廃止、不足払い・商品融資等の連邦政府助成事業の受給条件としてのCAT加入の義務付け等が打ち出された。

その後、96年農業法により連邦政府助成事業の受給条件としてのCAT加入義務が撤廃されたが、同法では更に、新設された連邦作物保険事業の所管官庁であるリスク管理庁に対し、自然災害による単収減退のみを基盤として保険金が支払われる従来の複合自然災害作物保険に加え、単収減退及び市場価格低落の2要素を基盤とした作物／所得保険の開発を指令した。この指令に基づき、リスク管理庁によって開発された1プログラム及び民間保険会社によって開発された2プログラムの計3プログラムが、現在一部の州で試験的に実施の運びとなっている。これらは作物収入(CRC; Crop Revenue Coverage)、所得保証(RA; Revenue Assurance)及び収入保護(IP; Income Protection)の3事業であるが、現時点では、その対象は少数のフィールド作物のみに限定されている。

(2) 実績プラン

連邦作物保険には、個々の農家の過去の収穫実績に基づいて保険金が算出される実績プラン(APH; Actual Production History Plan)と、郡レベルにおける平均収穫量に基づいて保険金が算出されるグループリスクプラン(GRP; Group Risk Plan)の2種類の加入方法があるが、1998年産の保険対象果樹品目については、実績プランによってのみ、加入が可能となっている。

以下は、実績プランに基づく連邦作物保険の概要である。

【対象作物】

1998年の連邦作物保険の対象作物は、表3-1に示したように、柑橘類、りんご、なし、ぶどう、アーモンド、くるみ等の主要な果実・ナッツ類が数多く含まれている。同表で注目されるのは、一部の果樹では、樹体自体も保険でカバーされており、その樹種は、マカデミ

アナツ、柑橘類、カランボーラ、マンゴー及びアボカドである。

【対象災害】

主要なフィールド作物に関しては、旱魃、過剰水分、雹、病害虫、地震、ハリケーン等、ほぼ全ての回避不可能な自然災害を対象としているが、果樹を含むスペシャリティー作物に関しては、郡によっては、最も甚大な被害を及ぼす自然災害あるいは最も頻繁に発生する自然災害のみに限定している場合もある。なお、人為的な過失、価格暴落、盗難等による損害は対象にはならない。

連邦農務省の統計によると、米国で1948~92年の間に、作物に最も被害を及ぼした自然災害は旱魃で、これが全体の55%を占め、以下、過剰水分が16%、霜又は氷が11%、雹が8%、風及び病害が各々4%、害虫が1%、その他が1%となっている。

【経費】

生産者は、1郡・1品目当たり50ドルの手数料を支払うのみで、掛け金の100%が連邦政府によって助成される。複数の作物を栽培している生産者の場合は、1郡当たり20ドルが追加手数料の上限で、更に複数の郡にまたがって生産を行っている生産者の場合には、全ての郡・全ての作物に関し600ドルが合計手数料の上限とされている。なお、年間粗収入が2万ドルに満たない低所得生産者については、手数料が免除されている。

【最低保証限度】

過去4~10年間の収穫実績平均値の50%を保証単収とし、実質単収がこれに及ばなかった場合、その不足分に対して、収穫時予測市場価格の60%相当の保険金が支払われる。

例えば、とうもろこしの場合、過去10年間における平均単収が1エーカー当たり100ブッシュルの生産者が、旱魃で1エーカー当たり30ブッシュルしか収穫できず、収穫時の予測市場価格が2.50ドル/ブッシュルであったと仮定した場合のCAT保険支払額は、以下のように算出される。

$$\text{保証単収} : 100 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー} \times 0.5 = 50 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー}$$

$$\text{不足単収} : 50 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー} - 30 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー} = 20 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー}$$

$$\text{保険金支払額} : 20 \text{ ブッシュル}/\text{エーカー} \times 2.50 \text{ ドル}/\text{ブッシュル} \times 0.6 = 30 \text{ ドル}/\text{エーカー}$$

生産者が4年以上の収穫実績を持たない場合あるいは収穫実績の提出を怠った場合には、連邦政府が所定の算式に沿って保証単収を指定する。通常、収穫実績値を使用した方が生産者にとって有利であることから、保険契約の締結に先立って、過去の収穫実績を提出することが奨励されている。

【追加加入】

CAT保険は、100%の連邦政府助成であるものの、保険率が平均単収の50%、予測市場価格の60%と上限が設定されているため、生産者は任意にこれを超えるレベルの保険に加入することも可能で、現時点では、平均単収の75%、予想市場価格の100%を上限としてレベルアップすることが可能となっている。この場合、生産者は、追加手数料及び掛け金を自

前で支払わなければならないが、追加掛け金の一部は連邦政府によって助成される。

このように、連邦政府の助成率は、保険レベルが高ければ高いほど増大し、より高いレベルでの保険加入が奨励される仕組みとなっている。

【保険契約窓口】

1997年産の作物までは、政府の認定を受けた民間保険会社又は民間保険会社のサービスを受けることが困難な地域にあっては農家サービス庁の郡レベルのサービスセンターのいずれかを窓口として保険契約することができたが、98年産の作物からは、保険販売・顧客サービス、被害額査定・保険金支払い等の業務一切が民間保険会社に移行されることとなった。1998年3月時点で、連邦政府の認定を受けた民間保険会社は17社で、これらの会社に所属して保険業務に当たる職員は全国で1万6千人、また、被害査定職員は1万3千人と推定される。

民間保険会社は、連邦作物保険公社(FCIC)との契約に基づき、生産者によって支払われる手数料・掛け金の全額を同公社に引き渡す代わりに、所定の業務運営経費を政府から受け取り、災害発生時には、連邦政府とともに支払い責任の一部を負う仕組みとなっている。

表3-1 米国連邦農務省の作物保険事業における対象品目一覧(1998年)

とうもろこし (corn)	乾燥ピース (dry peas)
大豆 (soybeans)	ばれいしょ (potatoes)
小麦 (wheat)	トマト (tomatoes)
ソルガム (sorghum)	生食用トマト (fresh market tomatoes)
大麦 (barley)	苗木類 (nursery)
オート麦 (oats)	クランベリー (cranberries)
ライ麦 (rye)	たまねぎ (onions)
米 (rice)	ブルーベリー (blueberries)
綿 (cotton)	アボカド (avocados)
カノーラ (canola ; なたねの一変種)	アボカドの樹木 (avocado trees)
べにばな (safflower)	マカデミアナツ (macadamianuts)
ひまわり (sunflower)	マカデミアナツの樹木 (macadamianuts trees)
亜麻 (flax)	柑橘類 (citrus)
ハイブリッドソルガム種子 (hybrid sorghum seed)	柑橘類の樹木 (citrus trees)
ハイブリッドとうもろこし種子 (hybrid corn seed)	アーモンド (almonds)
落花生 (peanut)	くるみ (walnuts)
たばこ (tobacco)	もも (peaches)
きび (millet)	ブルーン (prunes)
放牧地における飼料作物播種 (forageseeding)	レーズン (raisins)
放牧地における飼料作物生産 (forageproduction)	生食用ぶどう (table grapes)
ポップコーン (popcorn)	ぶどう (grapes)
スィートコーン (sweetcorn)	りんご (apples)
生食用スィートコーン (fresh market sweet corn)	いちぢく (figs)
缶詰用豆 (canning beans)	核果類 (stonefruit)
乾燥豆 (dry beans)	なし (pears)
さとうきび (sugar cane)	生食用プラム (fresh plums)
さとう大根 (sugar beets)	カラントの樹木 (carambora trees)
グリーンピース (green peas)	マンゴーの樹木 (manango trees)

(出所) Jagger, Craig and Joy Harwood. 1998. USDA's Crop/Commodity Programs after the 1996 Farm Bill : Module 8 : Crop Insurance. EECON 225. USDA Graduate School. p. 8-4

1989～99会計年度の間における連邦作物保険事業の事業規模、損失率及び加入率は、表3-2のとおりである。この表からも明らかのように、90年代前半の連邦作物保険事業への加入率は30～40%と低率で、損失率も高く、農家救済措置としては低調な事業であったことが明らかである。94年再編法の施行に伴う事業規模の大幅な引き上げに伴い、損失率の低下と農家の加入率の向上がもたらされた。

98年度は、エルニーニョ現象による異常気象の発生に伴い、全国各地で過剰水分、日照り等による被害が続出し、このことが97年度と比較した98年度損失率の試算値の上昇に反映されている。リスク管理庁の調査によると、98年度における連邦作物保険事業加入率は63%で、うち、22%はCATによる最低レベル保険で、残り41%は生産者が任意に追加加入した高レベルの複合自然災害作物保険あるいは新たに開発された作物収入／所得保証／収入保護保険によってカバーされているものと推定されている。

2) 連邦作物保険事業対象外作物災害助成事業

連邦作物保険事業によって保護されていない果樹作物が自然災害によって大きな被害を受けた場合あるいは同保険事業の対象品目であっても保証対象外の自然災害によって被害を被った場合、連邦作物保険事業対象外作物災害助成事業（NAP；Noninsured Crop Disaster Assistance Program）が適用される。

NAPは、94年再編法による連邦作物保険事業の見直しに伴って制定された制度で、施行初年度となった95年度産については連邦作物保険公社によって管轄されていたが、96年度以降は、農家サービス庁管轄下にある商品信用公社の出資プログラムの一つとなっている。

表3-2 米国連邦農務省の作物保険事業における事業規模、損失率及び加入率の推移（1989～1998会計年度）

会計年度	事業規模（\$百万ドル）	損失率*	加入率**（%）
1989	1,669	1.48	40
1990	1,328	1.24	40
1991	1,240	1.30	33
1992	1,443	1.22	31
1993	1,313	2.19	32
1994	1,012	0.63	38
1995	1,930	1.01	75
1996	2,389	0.81	67
1997	1,589	0.76	60
1998***	2,661	1.10	63

(注) * 保険金支払額総計を掛け金合計（政府助成金及び生産者自己負担金）で割った比率

** 保険加入対象農地総面積の中に占める比率

*** 試算値

(出所) 事業レベル及び97～99年度の損失率は USDA Budget Summaries, 1989～1999 issues, Office of Budget and Program Analysis, USDA. その他は Jagger, Craig and Joy Harwood, USDA's CROP/Commodity Programs after the 1996 Farm Bill, Module 8: Crop Insurance, 1998, EECON225, USDA Graduate School.

救済対象は、連邦作物保険対象外の作物あるいは同保険で保証されていない自然災害であって、食用あるいは纖維用として商業栽培されている各種作物のほか、観賞用植物、クリスマスツリー、芝草、採種用作物、水産物（観賞用魚を含む）、産業用作物（例えば、薬草）等、幅広い品目が本事業の対象になっている。

NAPによる救済レベルは、CATによるものとほぼ同様であるが、郡又はそれに相当する当該地域全体の単収が、自然災害によって予測単収の35%以上の減収になることが本事業が適用されるに際しての前提条件となっている。当該郡がNAP適用郡と認定された場合、連邦政府は同郡内の個々の生産者の過去の収穫実績平均値の50%を保証限度として、実質単収がこれに及ばなかった場合に、その不足分に対して、農家サービス庁によって算出された予測市場価格の60%（1996年度以降は55%に引き下げ）を給付するというものである。更に、自然災害によって作付け予定地の35%以上の土地への作付けが阻害された場合にも、救済措置が講じられる仕組みとなっている。

生産者にとっては、経費ゼロで、手数料も徴収されないが、毎年、当該地区を管轄する農家サービス庁の郡レベルのサービスセンターに、作付面積及び単収実績を報告すること、及び被害発生時には15日以内に届け出ること等が義務付けられている。また、生産者1人当たりのNAP助成金の上限は、1作物年当たり10万ドルと規定されている。

NAPの事業予算は、第1年目の95会計年度には6千万ドルが計上されて以降、徐々に拡大され、98年度は6.9千万ドル、99年度は8千万ドルが計上されている。98年度は、春季が異常な冷涼多雨気候に見舞われて、平年比75%という大減収を記録したカリフォルニア州の生食用おうとう生産農家、旱魃に見舞われたテキサス、オクラホマの各種保険対象外作物生産農家等に、NAP助成金が支給された。

3) 融資事業

農家サービス庁管轄下で、商品信用公社の資金建ての下で遂行される融資事業は、民間金融機関から融資を受けることが困難な農家に対する農地取得あるいは営農経費をする資金について、融資保証又は低金利直接融資のサービスを行なうもので、当然、果樹農家もこのサービスの対象に含まれている。新規参入農家、経験年数の少ない農家、災害その他の理由で一時的に不利益な立場に追い込まれた農家等が本事業の恩恵を受ける。

連邦政府による融資保証を受けようとする生産者は、民間金融機関を窓口として融資申請手続きを行い、その民間金融機関が農家サービス庁との間で保証契約を締結する。

保証金額は融資金額の 95%までと規定されている。連邦政府の後ろ楯をもってしても民間融資を受けられない農家は、当該地域を管轄する農家サービス庁のサービスセンターを窓口とする直接融資事業に参加することができる。しかしながら、同事業の資金量には限度があり、かつ、申請後、資金取得までに長期間を要することが多い。

1989 年度以降における農家融資事業の融資実績額の推移を示すと、表 3-3 のとおりであり、概して上昇傾向にある。98 年度は、営農金融資本が大幅に拡大されたことに伴い、融資事業全体の融資実績は過去 10 年間で最大の 29.8 億ドルとなり、99 年度もほぼ同額の融資実績が維持される見込みである。

表 3-3 米国連邦農務省の農家融資事業における事業規模の推移（1989～1999会計年度）
(単位：百万ドル)

融資事業の種類	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998*	1999**
営農資金	1,735	1,643	1,530	1,679	1,558	1,951	1,817	1,883	1,561	2,421	2,400
農地取得資金	406	436	422	520	516	625	616	624	614	446	510
その他 ***	91	217	149	115	124	141	75	181	201	112	85
合計	2,232	2,296	2,101	2,314	2,198	2,717	2,508	2,688	2,376	2,979	2,995

(注) * 試算値

**予算額

***緊急事態発生時の融資、米国先住民対象融資、その他を含む

(出所) Office of Budget and Program Analysis, USDA.

2 輸出支援事業

1) 輸出信用保証事業

(1) 概観

本事業は、商品信用公社による資金建ての下に、海外農業局の管轄下で実施される開発途上国向けの米国産農産物輸出支援事業である。1980 年に商品信用公社法(CCC Chapter Act) の下で実施の運びとなって以来、新たな農業法の施行毎に改正が加えられて、現在に至っている。

本事業は、米国産農産物の輸出を維持・拡大するためには、信用取引の確立が必須であるにもかかわらず、商品信用公社による信用保証の後ろ楯が無い場合、その商品取引が困難である国々への輸出振興を図る目的で創設された。

現在、このコンセプトの下で、短期信用保証事業 (GSM-102)、中期信用保証事業 (GSM-103)、供給者信用保証事業 (SCGP ; Supplier Credit Guarantee Program) 及び施設保証事業 (FGP ; Facility Guarantee Program) の 4 事業が遂行されている。このうち、GSM-102、GSM-103 及び SCGP の 3 事業は、いずれも農産物そ

のものを対象とした事業である一方、FGP は米国産農産物の輸出促進に有効と想定される貯蔵・加工・集出荷等の流通施設建設資材又はサービスを対象とした事業である。また、GSM-102、GSM-103 は、1980 年の輸出信用保証事業創設以来のものであるが、SCGP 及び FGP は、いずれも 96 年農業法の成立に伴って新設された事業である。

輸出信用保証事業全体の保証額枠の上限は、96 年農業法において、年間 55 億ドルと規定されているが、各々の事業の保証額枠は、この 55 億ドルの上限枠内で流動的に割り当てることが出来る仕組になっている。

1989～99 会計年度における事業別事業規模は、表 3-4 に示したとおりである。同表からも明らかなように、輸出信用保証事業の保証額枠の事業別割当て先は、圧倒的割合で GSM-102 になっている。98 年度における輸出信用保証事業の保証額枠は 50 億ドルで、そのうちの 47.4 億ドルが GSM-102 に割り当てられたものと推定されている。

表 3-4 米国連邦農務省の輸出信用保証事業における事業規模の推移
(1989～1999会計年度)

(単位：百万ドル)

事業種類	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998*	1999**
GSM-102	4,770	3,964	4,439	5,596	3,643	3,080	2,772	3,079	2,809	4,740	4,315
GSM-103	426	332	83	88	239	140	149	151	63	150	100
SCGP	0	0	0	0	0	0	0	0	4	100	150
FGP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	50
全體	5,195	4,296	4,522	5,684	3,882	3,220	2,921	3,230	2,876	5,000	4,615

(注) * 試算値

**予算額

(出所) Office of Budget and Program Analysis, USDA.

96 年農業法によって再編成された輸出信用保証事業の特色は、輸出信用保証の対象品目として、果実・野菜類及びその加工品を含む高価格／付加価値農産物 (High value and Value-added Products) が積極的に導入されたことである。

輸出信用保証事業の対象品目は、1980 年の本事業の創設以来、米国内で生産される全ての農産物及びその製品とされてきたが、実質的には、穀類・飼料作物等の単位当たり単価の低いバルク作物が大勢を占めてきたことに鑑み、96 年農業法では、高価格／付加価値農産物の輸出振興を図るため、年間保証割当総額中に占める高価格／付加価値農産物に対する割当額の最低比率を定め、これら高価格／付加価値農産物品目の輸出拡大を強める政策がとられた。なお、この事業の対象となる高価格／付加価値農産物は、その商品に占める米国産農産物の割合が 90% 以上であることが条件と

なっている。

高価格／付加価値農産物に対する割当額の最低比率は、96 及び 97 年度は 25%、98 及び 99 年度は 30%、そしてそれ以降の 2002 年度までは毎年 35% と規定されている。ただし、高価格／付加価値農産物へのミニマム割当条項があるために、本事業下での米国産農産物輸出総額の減退が引き起こされるような場合には、本条項は適用しないとの“但し書き”が付されている。SCGP は、こうした高価格／付加価値農産物の輸出拡大を目的としたプログラムである。

この輸出信用保証事業のうち、GSM-102、GSM-103 及び SCGP の事業別概要は、以下のとおりである。

【短／中期信用保証事業（GSM-102／103）】

保証方法； 米国の民間金融機関（稀に、輸出者自身）が、外国の輸入業者が購入した米国産農産物の代金支払いに対するドル建て輸入信用状（Dollar-denominated Irrevocable Letters of Credit）に基づいて、外国の認定銀行に対して信用貸しを許可し、この信用販売の責任を商品信用公社が引き受けるというものである。

すなわち、商品信用公社は、直接の融資は行わず、外国銀行からの支払い保証を行うことによって、米国産農産物の輸出支援を図ろうとするものである。

保証期間； GSM-102 は 90 日～3 年間、GSM-103 は 3～10 年間となっている。

なお、GSM-103 は、対象となる発展途上国が無償農産物援助受領国から現金購入国へと移行することを支援する目的で設けられた制度である。

保証限度； 元金（商品代金）の 98% 及び変動利回りに基づいて決定される利息の一部を保証限度とするのが一般的で、通常、LIBOR（London Inter-Bank Offered Rate）がその利回りとして適用されている。

なお、対象国の銀行と輸入者との間の信用契約は別途締結されるが、この場面には商品信用公社は一切関与しない。

対象国／地域； 米国の輸出業者、外国の輸入業者あるいは銀行等によって構成される本事業への参加希望者は、商品信用公社に対して、特定国あるいは特定地域を対象とする GSM-102 あるいは GSM-103 の設定を要請する。この要請を受けた商品信用公社は、当該国及び銀行の支払い能力を評価し、これに基づいて信用保証の許可あるいは不許可の決定を参加希望者に通知する。

この評価に基づき、新たな銀行の指定、認定保証レベルの増減等の調整も行なわれる。

対象品目； 商品信用公社が個々の国外市場における輸出拡大の潜在性に基づいて選択する。

参加資格； 商品信用公社は、信用保証付与に先立ち、本事業への参加希望輸出業者の資格認定を行わなければならない。参加希望輸出業者は、米国内に営業事務所を置く者でなければならず、また、過去において政府事業への参入拒否あるいは停止を命ぜられた経験があつてはならない。

同公社は、参加認定された個々の外国銀行毎に最大未払い許容金額の上限を設け、これを当該銀行へ通知する。

取引条件； 輸出信用取引に関する条件は、輸出業者が直接に相手国の輸入業者と交渉する。

輸出業者が商品の出荷と同時に支払いを受けることを希望する場合には、輸出者及び輸入業者は、当該輸出取引に関する米国内金融機関及び輸入国の外国銀行をも交えて緊密な交渉を持ち、米国金融機関が出荷と同時に輸出業者に代金を支払い、パートナーである外国銀行に対して信用貸しを許すという明確な支払い手順の手配を行わなければならない。

申請料； 輸出業者は、商談成立後、商品出荷に先立って支払保証発行要請書を提出しなければならない。また、輸出業者は、要請書申請時に、保証金額及び保証期間に基づく規定の申請料を支払わなければならない。

保証手順； 商品信用公社の認定を受けた外国銀行は、米国金融機関を受領人とするドル建て輸入信用状を発行し、これを受けた米国金融機関が当該外国銀行に対して信用貸しを承諾する。米国の輸出業者は、商品信用公社の信用保証の下で支払われる代金の受領権を米国金融機関に譲り、商品の出荷と同時に米国金融機関から支払いを受け、後で必要書類を当該米国金融機関に提出という支払いの手配を行うことができる。

支払い手続きに必要な書類には、通常、輸出関係書類のコピーが含まれ、これらは商品信用公社へも提出することが義務付けられている。

支払不履行／請求； 当該国の外国銀行が契約に基づく代金支払を怠った場合には、輸入業者あるいはその指定人（米国金融機関）は、支払不履行の事実を商品信用公社へ通知すると同時に、支払不履行によって生じた損害補償の請求書を商品信用公社へ提出する。

損害補償の請求書を受けた商品信用公社は、直ちに、支払不履行の事実を確認した上で、速やかに請求額を支払うようになっている。

その他； 商品信用公社による監査の目的のため、輸出業者は、当該商品が当該国へ到着したことを証明する書類を取得しなければならず、また、輸出に関わる全ての書類を支払完了の日から 5 年間保管しなければならない。

【供給者信用保証事業（SCGP ; Supplier Credit Guarantee Program）】

保証方法； 米国の輸出業者が、外国の輸入業者に直接に信用貸しを認め、この信用販売金額の一部の責任を商品信用公社が引き受けるものである。

信用保証公社は、直接の融資は行わず、外国の輸入業者の支払を一部保証す

ることにより、米国産農産物の輸出を支援するものである。

保証期間； 最大 180 日間の短期間保証である。

保証限度； 元金（商品代金）の 50%までであり、利息への保証はない。

対象国／地域； 米国の輸出業者、外国の輸入業者等によって構成される本事業への参加希望者は、商品信用公社に対して、特定国あるいは特定地域を対象とする SC GP の設定を要請する。

この要請を受けた商品信用公社は、当該国あるいは地域の支払能力を評価し、これに基づき、信用保証の許可／不許可の決定を参加希望者に通知する。

対象品目； 果樹品目を含む高価格品目に重点が置かれる。

参加資格； 商品信用公社は、信用保証付与に先立ち、本事業への参加希望輸出業者の資格認定を行わなければならない。GSP-102／103への参加資格を有する者は、自動的に本事業への参加が許可される。参加希望輸出業者は米国内に営業事務所を置く者でなければならず、また、過去において政府事業への参入拒否あるいは停止を命ぜられた経験があってはならない。

取引条件； 輸出信用取引に関する条件は、輸出業者が直接に相手国の輸入業者と交渉する。

申請料； 輸出業者は、商談成立後、商品出荷に先立って支払保証要請書を提出しなければならない。また、輸出業者は、要請書申請時に、保証金額に基づく規定の申請料を支払わなければならない。

保証手順； 外国の輸入業者は、米国の輸出業者を受領人とするドル建ての約束手形 (Dollar-Denominated Promissory Notes) を発行する。この約束手形の書式は、対象国／地域毎に規定されている。

米国の輸出業者は、代金の受領権を米国金融機関に譲与することにより、米国金融機関から販売代金の支払を受けるよう手配することもできる。この場合、輸出業者は、輸出関係書類のコピーを含む支払手続きに必要な書類を当該金融機関に提出することが求められ、更に、これらの書類は商品信用公社へも提出することが義務付けられている。

支払不履行／請求； 当該国の輸入業者が契約に基づく代金支払を怠った場合には、輸入業者あるいはその指定人（米国金融機関）は、支払不履行の事実を商品信用公社へ通知すると同時に、支払不履行によって生じた損害補償の請求書を商品信用公社へ提出する。

損害補償の請求書を受けた商品信用公社は、直ちに、支払不履行の事実を確認した上で、補償金額が当該商品の米国内における市場価格を越えない範囲で、速やかに支払うようになっている。

その他； 商品信用公社による監査の目的のため、輸出業者は、当該商品が当該国へ到着したことを証明する書類を取得しなければならず、また、輸出に関わる全て

の書類を支払完了の日から 5 年間保管しなければならない。

(2) 1997 会計年度実績

1997 会計年度における事業別、対象国／地域別の保証額枠の配分及び使用状況は、表 3-5 のとおりで、中南米、アジア、アフリカ、旧ソ連邦、中近東、東欧等、ほぼ全世界の開発途上諸国が対象国／地域として網羅されている。

表 3-5 米国連邦農務省の輸出信用保証事業における事業別
保証額枠の配分及び使用状況（1997会計年度）

事業種類	対象国／地域*	配 分 保証額枠 (\$百万)	97年 9月30日 現在申請額 (\$百万)	申請額／ 保証額枠 (%)	果樹産品が保証対象 である場合の產品形 態**	果樹産品への形態 別 申 請 額 (\$百万)
GSM-102	アルジェリア	275.00	163.30	59		
	アンデス地域	200.00	137.30	69	Fr,Dr,Fz,Tn	Fr(0.80)
	ブラジル	75.00	25.80	34	Fr	Fr(6.70)
	ブルガリア	35.00	4.10	12		
	中米地域	80.00	69.20	86		
	中国	100.00	7.50	8	Fr	未申請
	クロアチア	12.00	4.30	36		
	チェコ	10.00	0.00	0	Fr	未申請
	東アフリカ地域	40.00	17.10	43	Tn	未申請
	東カリブ海地域	80.00	53.10	66	Fr	未申請
	エジプト	200.00	148.30	74	Fr	未申請
	エストニア	6.00	1.00	17	Dr,Tn	未申請
	インド	15.00	0.00	0	Dr,Tn	未申請
	インドネシア	260.00	203.20	78	Fr,Dr,Tn	未申請
	ヨルダン	40.00	36.00	90		
	韓国	154.00	14.10	9		
	ラトビア	6.00	0.00	0	Dr,Tn	未申請
	リトアニア	1.50	0.00	0		
	メキシコ	1,225.00	1,104.40	90	Fr,Tn	未申請
	モロッコ	10.00	0.00	0		
	パキスタン	350.00	347.30	99		
	パプアニューギニア	1.00	0.00	0		
	ポーランド	25.00	0.00	0		
	ルーマニア	15.00	0.00	0		
	ロシア	120.00	105.44	88	Cn,Fr,Fz,Tn,Oj	Cn(0.06),Fr(0.70)
	スロバキア	10.00	0.00	0		
	スロベニア	35.00	11.70	33		
	南アフリカ地域	50.00	0.00	0	Tn	未申請
	スリランカ	70.00	0.00	0		
	チュニジア	30.00	11.90	40	Tn	未申請
	トルコ	300.00	300.00	100		
	ウクライナ	35.00	20.10	57	Fr,OJ	未申請
	西アフリカ地域	50.00	1.12	2		
	西カリブ海地域	35.00	13.10	37		
	マケドニア	10.00	10.00	100		
	小 計	3,960.50	2,809.36	71		Cn(0.06),Fr(8.20)

事業種類	対象国／地域*	配 分 保証額枠 (\$百万)	97年9月30日 現 在 申 請 額 (\$百万)	申請額／ 保証額枠 (%)	果樹產品が保証対象 である場合の產品形 態**	果樹產品への形態 別 申 請 額 (\$百万)
GSM-103	中米地域	10.00	0.00	0		
	中国	2.00	0.00	0		
	インドネシア	10.00	0.00	0		
	レバノン	6.00	1.30	22		
	メキシコ	125.00	5.00	4		
	モロッコ	90.00	18.00	20		
	ペルー	5.00	0.00	0		
	ポーランド	5.00	0.00	0		
	南アフリカ	50.00	0.00	0		
	チュニジア	40.00	38.50	96		
	トルコ	30.00	0.00	0		
小 計		373.00	62.80	17		
SCGP	ブラジル	10.00	0.14	1	Cn,Dr,Fr,Tn	Fr(0.14)
	コロンビア	10.00	0.00	0	Cn,Dr,Fr,Tn	未申請
	グアテマラ	10.00	2.67	27	Cn,Dr,Fr,Tn	未申請
	イスラエル	5.00	0.00	0	Dr,Fr,Tn	未申請
	ジャマイカ	5.00	0.00	0	Cn,Dr,Fr,Tn	未申請
	メキシコ	30.00	0.45	2	Cn,Dr,Fr,Tn	Fr(0.40)
	東南アジア地域	35.00	0.04	0	Cn,Dr,Fr,Fz,Tn	未申請
	小 計	105.00	3.30	3		Fr(0.54)
全事業	合 計	4,438.50	2,875.46	65		Cn(0.06),Fr(8.74)

(注) * 各地域に含まれる国は以下のとくである。

アンデス地域：ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ペネズエラ
中 米 地 域：ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ

東アフリカ地域：ケニア、ウガンダ、タンザニア

東カリブ海地域：バルバドス、グレナダ、ガイアナ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダードトバゴ

南アフリカ地域：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、スーダン、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザイール、サンビア、ジンバブエ

西アフリカ地域：ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ギニア、リベリア、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、セナガル、シェラレオネ、トーゴ

** Fr : 生食用、Fz : 冷凍、Cn : 缶詰、Dr : 乾燥、Tn : ツリーナッツ、Oj : 冷凍濃縮オレンジ果汁
(出所) 米国連邦農務省海外農業局

97会計年度末日（1997年9月30日）現在における利用者申請総額は、総保証額枠の65%相当の28.8億ドルで、これらの中で果樹產品が対象となったのは880万ドル（缶詰6万ドル、生食用874万ドル）と、申請額の僅か0.3%を占めるに過ぎなかつたが、果樹產品は、短期信用保証事業であるGSM-102並びに高価格商品を対象として新設されたSBGPによる信用保証の恩恵を受けている状況が本表によっても明らかにされている。

98会計年度は、アジアにおける金融危機を反映して、韓国を始めとするアジア諸

国への割当枠が急増し、このことが、同会計年度の輸出信用保証額枠を97会計年度枠実績を大幅に引き上げる主要因となった。アジアの新興諸国は、米国産果樹產品の主要な輸出市場となっていることから、98会計年度は、商品信用公社の輸出信用保証事業への参加を希望する果樹產品輸出業者が増大し、申請総額に占める果樹產品の割当比率も大幅に上昇したものと推測される。

2) 市場アクセス事業

(1) 概 観

本事業は、「85年農業法（Food Security Act of 1985）」に基づき創設された輸出市場開発事業であり、輸出信用保証事業と同様、商品信用公社の資金建ての下に、連邦農務省海外農業局が実質的業務を遂行しており、既に民間レベルでの商取引き地盤が確立されている外国市場における販売促進活動経費の一部を連邦政府が支援することにより、当該市場における米国産農産物シェアの維持・拡大を図るための制度である。

本事業の発足当初は、「特定輸出支援事業（TEA Program ; Targeted Export Assistance Program）」と命名されていたが、90年農業法の下で「市場販売促進事業（MPP ; Market Promotion Program）」と改名され、更に、96年農業法によって「市場アクセス事業（MAP ; Market Access Program）」と再改名され、現在に至っている。

同事業の予算枠は、当初2億ドルを上限としてスタートしたものの、その後の連邦政府の緊縮財政政策の中で徐々に削減され、96年農業法に基づき、1996～2002会計年度の期間中は、年9千万ドルまでと規定されている（表3-6）。

表3-6 米国連邦農務省の市場アクセス事業における事業予算枠*推移
(1989～1999会計年度)

(単位：百万ドル)

1989年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
200	200	200	200	128	100	110	90	90	90	90

(注) *1989年度はTEAプログラム予算、1990～95年度はMPP予算として計上されたもの。

(出所) Office of Budget and Program Analysis, USDA.

本事業の概要は、以下のとおりである。

【市場アクセス事業（MAP ; Market Access Program）】

事業対象； 米国産農産物の国外輸出を図る農産物輸出業者、個人企業、協同組合、その他業界組織、州政府、地域組織等が対象者で、全ての米国産農産物及びその加

工品が対象品目で、私的ブランド品及び一般品の双方についての販売促進活動（市場調査、消費者対象宣伝活動、流通業者対象セミナー、貿易博覧会参加等）が助成対象となっているが、過去において、大規模な企業及び組織の市場シェア拡大のために連邦政府の助成金が使われることは問題だと批判が高まった経験から、96年農業法の下では、小規模な企業及び組織を優先的に採択し、また、私的ブランド品の販売促進については小規模企業の製品にのみ限定される方針が打ち出された。

TEA、MPP の時代も含め、現在までに延べ 1,000 の米国企業及び業界内組織が本事業による助成金を得て、国外市場での米国産農産物の販売促進活動を行った。

認定手続き：本事業への参加を希望する者は、所定の様式に従って、特定品目の特定輸出市場における販売促進活動経費の一部助成を求める申請書を連邦政府海外農業局に提出する。

申請書の提出を受けた海外農業局は、申請書に示された自費資金計画、販売促進のための戦略的事業計画、輸出目標、活動評価方法、当該事業実施による当該品目の当該市場でのシェア拡大見通し等を基準に審査を行い、更に、当該申請者の事業運営管理能力等も考慮して、適切な事業参加者を選定する。

助成限度額：私的ブランド品の販売促進事業の場合は、参加者が全事業経費の少なくとも 50%以上を負担し、また、一般品の販売促進事業の場合は、同 10%以上を負担することと規定されている。

私的ブランド販売促進事業への助成は、原則として、1か国につき 5 か年間が限度である。また、本事業の本来目的は、あくまでも“不足資金の補填”であり、助成金が他の私的資金の代替として使用されることがあってはならないとされている。

(2) 1998 会計年度実績

1998 会計年度における本事業の資金配分状況は、表 3-7 のとおりで、64 の組織が本事業の助成を受けている。この表からも明らかなように、全ての私的ブランド品販売促進助成金が小規模経営企業に配分されており、また、従来の参加者リストには見られなかった少数民族団体、米国先住民の貿易開発組織 (Intertribal Agricultural Council) あるいは 35 の黒人農家協同組合が参画する南部地域組織 (Southern U.S. Trade Association) 等の参加が認められていることが 98 会計年度の特色として指摘できよう。

表 3-7 の参加組織名に注目すると、アーモンド (Blue Diamond Growers)、もも缶詰 (California Cling Peach Growers Advisory Board)、キウイフルーツ、ピスタチオナッツ、プルーン、ぶどう、核果類 (California Tree Fruit Agreement)、くるみ、柑橘類、ワイン、パパイヤ、なし、りんご等、極めて多種類

の果実及びその加工品が事業対象となっている様子が窺える。また、64 の事業参加者のうち、21 が果樹関連企業あるいは団体であり、これら 21 の参加者に配分された助成金の合計額は、助成総額の 35% に相当する 3,000 万ドル強であった。

表 3-7 米国連邦農務省の市場アクセス事業における参加組織別助成金配分一覧
(1998会計年度)

(単位：ドル)

参加組織名	助成額
Alaska Seafood Marketing Institute	2,685,733
American Forest & Paper Association	6,183,466
American Jojoba Association	89,364
American Peanut Council	300,904
American Seafood Institute/Rhode Island Seafood Council	385,400
American Seed Trade Association	73,618
American Sheep Industry Association	68,197
American Soybean Association	1,409,099
Asparagus USA	257,039
Blue Diamond Growers (cooperative)	1,454,061
California Agricultural Export Council	732,275
California Cling Peach Growers Advisory Board	706,702
California Kiwifruit Commission	82,921
California Pistachio Commission	758,743
California Prune Board	2,521,491
California Strawberry Commission	631,192
California Table Grape Commission	2,361,526
California Tree Fruit Agreement	860,353
California Walnut Commission	2,725,456
Cherry Marketing Institute	217,282
Chocolate Manufacturers Association	475,300
Cotton Council International	9,611,140
Eastern U.S. Agricultural Food and Export Council	411,663
Florida Department of Citrus	4,586,058
Hop Growers America	50,243
Intertribal Agriculture Council	365,831
Kentucky Distiller's Association	67,598
Mohair Council of America	55,965
National Association of State Departments of Agriculture	847,301
National Dry Bean Council	321,365
National Grape Cooperative	106,324
National Honey Board	141,250
National Potato Promotion Board	1,574,945
National Renderer's Association	95,171
National Sunflower Association	809,947
National Watermelon Promotion Board	115,325
New York Wine and Grape Foundation	166,378
North American Blueberry Council	113,546
North American Export Grain Association	21,988
Northwest Wine Coalition	296,985
Ocean Spray International (cooperative)	246,840
Oregon Seed Council	116,487
Papaya Administrative Committee	52,420
Pear Bureau-Northwest	1,114,482
Petfood Institute	922,679

参加組織名	助成金額
Raisin Administrative Committee	2,349,143
Southern U.S. Trade Association	327,378
Sunkist Growers (cooperative)	1,616,287
The Catfish Institute	295,212
The Popcorn Institute	342,565
USA Dry Pea and Lentil Council	553,708
USA Fresh Sweet Cherries	1,701,394
USA Poultry and Egg Export Council	3,170,320
USA Rice Federation	3,184,301
USA Tomatoes/California Tomatoes/Florida Tomatoes	1,013,354
U.S. Apple Association	354,410
U.S. Dairy Export Council	1,780,405
U.S. Feed Grains Council	3,043,188
U.S. Livestock Genetics Export	512,326
U.S. Meat Export Federation	9,220,487
U.S. Wheat Association	1,939,638
Washington Apple Commission	3,024,536
Western U.S. Agricultural Trade Association	1,941,298
Wine Institute	3,825,997
予備費	2,000,000
合計	90,000,000

(出所) Foreign Agricultural Service, USDA

第2節 州 政 府

1 概 観

果樹生産農家あるいは果樹産業を対象とした助成金交付に基づく生産支援政策は、調査対象の3州（カリフォルニア州、フロリダ州及びワシントン州）のうち、ワシントン州農務省運営局市場開発部農村地域復興課が連邦農務省農家サービス庁との協調協定に基づく連邦融資事業を代行している例を除き、いずれの州政府においても実施されていない。

一方、輸出促進面においては、以下に述べたように、各州とも独自の活動を行っているが、これらはいずれも州農産物全体の輸出拡大を図ろうとするものであり、果樹産品のみに焦点を当てたものではない。なお、フロリダ州においては、州柑橘局が輸出市場をも含めた積極的な販売促進及び販売促進に繋がる試験研究活動を推進しているが、同局の活動資金の全額が柑橘類生産者から徴収される賦課金によって賄われていることから、同柑橘局の活動を本節で取り上げることは適切ではないと考え、販売促進活動については第5章で、また、試験研究活動については第6章で紹介した。

2 カリフォルニア州

州政府による州産農産物の輸出支援事業としては、1985年に創設された州食料農業省所管の「国際貿易事業（International Trade Program）」があり、果樹産品を含む州産農産物の全てがその対象となっている。

本事業の本格的な事業遂行第1年目となった1986／87会計年度における同事業予算は500万ドルであったが、州予算全体の削減計画の中で徐々に縮少され、92／93会計年度以降は50万ドル前後の予算の範囲内で事業運営されている。

85年の事業創設当初の事業内容は、連邦農務省の輸出市場開発事業である特定輸出支援事業に見習って、州内の輸出企業・団体を対象に、販売促進活動資金の一部を助成するものであったが、継続的な予算削減の過程でこの側面は薄れ、現在は、東京、香港及びメキシコシティに設置された州貿易事務所を通じた州産農産物の輸出促進、貿易ミッションの派遣、若干の宣伝活動、輸出入業者向けの情報提供等が主な活動となっている。

1997／98会計年度におけるおおよその活動内容は、全予算額の80%に相当する40万ドルが海外に設置された州貿易事務所維持のための経費（事務所借料、職員給与、通信費等）、5万ドルが職員の出張経費、残りの5万ドルがポスターの作成、インターネットホームページの維持管理費（外部専門業者に委託）、機関紙（カリフォルニア輸出業者ダイレクトリー）の発刊経費等に当たられたものとみられる。

国際貿易事業を所管する州食料農業省国際貿易室では、国際貿易事業の一環として、毎年日本で開催される「フーデックス・ジャッパン」等の国際食品農産物博覧会等への参加調整活動も行っている。この参加調整活動では、州政府が博覧会会場のスペースを一括購入し、これを出展を希望する州内の民間企業・団体にコマ売しており、州政府としての出費は、担当職員の派遣経費のみに限定されている。

3 フロリダ州

フロリダ州農業消費者サービス省による州産農産物の輸出支援事業は、同省流通開発局開発情報課海外事業室によって所管されている。

事業内容は、輸出業者を対象とした海外市場情報の提供、国際博覧会参加希望者の指導、輸出支援セミナーの開催、国外バイヤーへの情報提供、在外米国大使館へ定期的な州農業情報の提供、貿易ミッションの派遣などである。なお、1998／99会計年度における同省流通開発局の予算総額は1,893万ドルで、そのうち、開発情報課海外事業室の割当予算額は50万ドルとなっている。

開発情報課海外事業室による市場開発活動の多くは、国内・国外を一括対象とした事業（例えば、国際食品農産物博覧会がフロリダ州内でも数多く開催されており、同博覧会への参加支援事業は、国内・国外市場の双方での販売促進をターゲットとしている）であるため、外国市場のみに焦点を絞った活動予算を見極めることは困難である。しかしながら、同室職員によると、近年、国外市場への輸出拡大を狙った活動を拡大する方向にあるとのことである。

4 ワシントン州

ワシントン州農務省運営局市場開発部国際マーケティング課による国際市場開発及び輸出促進事業は、総勢 25 名の職員で始まった。しかしながら、州予算全体の削減計画の中で、同課の事業規模も年々縮少され、現在では、シニアスペシャリストの統率の下に、6 名の本部職員と、日本、台湾及び中国に設置された州貿易事務所職員を通じて事業が遂行されている。

1995～97 会計年度（2 会計年度分）の国際マーケティング課の事業予算は、連邦農務省海外農業局からの交付金 24.5 万ドルを含めた 214.5 万ドルで、これらは国際食品農産物博覧会への参加希望輸出業者に対する手配事務への支援、非関税障壁問題解決への支援、海外市場情報の収集・提供事業、輸出企業・業界団体を対象としたセミナーの開催、室内情報管理システムの改善等のために費やされた。

第4章 果樹産業に係る市場流通制度

第1節 市場流通促進制度

1 農業マーケティングプログラム制度

1) 概 観

米国における農業マーケティングプログラムには、連邦レベルのものと、各州レベルのものとがある。

連邦農業マーケティングプログラム（Federal Agricultural Marketing Program）は、農産物の公正で秩序ある市場流通の促進、生産者の生産意欲維持等を目的として設定されるもので、特定地域の特定農産物の生産・出荷に関わる者が上記目的を達成するために自主的な取組みを定め、これを連邦農務長官名で発布してもらって、強制力をを持たせた農産物市場流通制度である。

このような制度は、農業以外の分野では独占禁止法により一切禁止されているが、農業分野についてのみ 1937 年に制定された「農業市場流通協定法（The Agricultural Marketing Agreement Act of 1937）」の規定に基づき、連邦農務長官が認可した範囲内で運用できることとなっている。

この連邦農業マーケティングプログラム制度には、生産者のみを対象とするもの、取扱業者のみを対象とするもの、そして生産者及び取扱業者の双方を対象とするものがあり、連邦農務長官指令によって当該品目の生産者及び／あるいは取扱業者の全てが規制の対象となるのがマーケティングオーダー（Marketing Order；市場流通統制令）、連邦農務長官との間で協定締結を行った生産者及び／あるいは取扱業者のみが規制の対象となるのがマーケティングアグリーメント（Marketing Agreement；市場流通協定）である。

連邦農業マーケティングプログラムによる統制管理機能としては、①出荷数量規制、②出荷品位規制、③市場流通改善促進の 3 分野に大別される。

出荷数量規制には、一定期間内における出荷数量割当、特定規格商品の出荷規制、余剰商品の備蓄等の活動が含まれる。出荷品位規制には、等級、サイズ、熟度に基づく出荷統制、最低出荷品位基準設定、業界内均一の出荷基準検査体制設定等の活動が含まれる。市場流通改善促進には、科学的な生産・加工・流通技術研究、市場調査、宣伝・販売促進、情報収集・提供等の活動が含まれる。

これらの機能のうち、どれを取り込むかの判断は、当事者である当該品目の生産者／

取扱業者によって選択・決定される。

1937年に連邦議会で農業市場流通協定法が成立したことに伴い、多くの州でも、州レベルの農業マーケティングプログラムの設立を可能とする州法が制定された。この州農業マーケティングプログラムには、連邦農業マーケティングプログラムにおけるマーケティングオーダー及びマーケティングアグリーメントと同様、州レベルのマーケティングオーダー及びマーケティングアグリーメントがある。

連邦法あるいは州法に基づいて設定される本プログラムは、あくまでも、当該農産物の生産者／取扱業者の要請に基づいて法制化されるものである点が、産業界の意向とは無関係に強制される種々のその他の公的規制とは性格が異なるものと言えよう。すなわち、本プログラムを設定するか否か、どのようなプログラムとするか否かの判断は、全面的に当該農産物の生産者／取扱業者の意志に基づき選択・決定されているからである。しかしながら、一旦、本プログラムが設定されると、法的拘束力を有し、業界内一律の統制が図られると同時に、金銭的な貢献もせずに本プログラムの恩恵を受ける、いわゆる“只乗り生産者／取扱業者”の出現を防止する仕組みになっている。

本プログラム制度は、米国内で生産される様々な農産物が対象（マーケッティング・オーダーによっては、輸入品も対象としているものがある）となっているが、果実・野菜及びその加工品の分野で最も頻繁に設定されており、また、連邦及び州プログラムの双方を上手に組み合わせて、当該業界の統制を保っている業界も多い。

2) 設定手順及び運営方法等

様々な農業マーケティングプログラムの中で、農産物の市場流通に最も大きな影響を及ぼす連邦あるいは州マーケティングオーダーの設定及び運営の仕組みをみると、次とおりである。

まず、連邦と州のマーケティングオーダーの最大の相違点は、連邦の場合は、複数の州を含む広範囲な地域を規制対象とすることが可能にあり、また、出荷品位規制において最低出荷品位基準の設定がなされている場合には、米国内に輸入される当該品目に対しても同様の基準を強制することが可能であるのに対して、州の場合は、当該州内のみでの規制に限定され、また、輸入品に対する強制力も無いことである。

以下に、マーケッティングオーダーの具体的設定手順及び運営方法等について述べる。

【設定手順】

多くの場合、当該業界を先導する生産者／取扱業者の有志グループが、業界内の集会等で、市場流通を改善するためのマーケティングオーダー設定の重要性を訴え、当該業界の大勢がこ

れに賛同する見込みであると判断した場合に、当該地域を管轄する連邦農務省農業流通局（州版の場合は、州の農業関係省）の担当官と協議し、マーケティングオーダーの草案を作成する。

この作成された草案は、当該業界の公聴会を経て連邦農務長官（州版の場合は、州の農業関係省の長官）の元に提出され、審査を受けて最終草案が作成される。連邦農務長官名（州版の場合は、州の農業関係省の長官名）で作成された最終草案は、当該地域の当該農産物生産者又は取扱業者あるいは両者の全員投票にかけられ、有効投票総数の2/3以上又は当該地域内総出荷量の2/3以上のものの賛同が得られれば、設定の運びとなる。

また、設定されたマーケティングオーダーを継続するか否か、改正するか否か等は、規定年数（一般に、4～5年）毎に実施される全員投票によって決せられる。

【運営方法】

連邦あるいは州版のマーケティングオーダーの運営方針は、当該農産物関係業界から推薦／選出され、更に、連邦農務長官（州版の場合は、州の農業関係省の長官）から任命された委員でもって構成される管理委員会（Committee, Board等）によって決定される。当該委員会のメンバーには、生産者代表、取扱業者代表の他に、中立の公益代表（農業試験場の研究員等）が含まれる場合が多い。

当該委員会で決定された運営方針に基づく日々の業務は、当該委員会によって雇用された職員によって遂行される。

【運営経費】

マーケティングオーダーの運営に必要な経費は、当該農産物の生産者及び／あるいは取扱業者から徴収される賦課金によって賄われる。この賦課金の徴収率は管理委員会によって決定され、連邦農務長官（州版の場合は、州の農業関係省の長官）の承認を得て、全生産者及び／あるいは取扱業者から販売単位毎（例えば、出荷箱単位）に徴収することになる。

3) 果樹産業関係マーケティングプログラム

(1) 連邦マーケティングプログラム

連邦マーケッティングプログラムの中で、1999年3月末現在において有効なマーケティングオーダーは、表4-1に示した22件のオーダーであり、これらは連邦農務省農業流通局果実野菜課（Fruit and Vegetable Programs, Agricultural Marketing Service, USDA）によって監督されている。

この表から、マーケティングオーダーの対象品目を州別にみると、カリフォルニア州が他州を圧倒して首位を占めており、22件中の11件、すなわち、その半数に参加している。また、規制内容をみると、22件の全てで出荷品位規制に関する規定が設けられている（ただし、99年3月末現在で、規定はあるものの、適用されていないものが3件ある）一方、出荷統計収集を含む市場流通改善促進に関する規定を設けているものが20件（同0件）、出荷数量規制に関する規定が設けられているものが9件（同5件）となっている。また、輸入品に関する最低出荷品位基準を設定しているも

のは11件で、その全てが99年3月末現在で有効となっている。

表4-1に示した各オーダーの概要を次の①～⑨の凡例項目順にみると、以下のとおりとなっている。

表4-1 米国における果樹産業関連の連邦マーケティングオーダー一覧
(1999年3月31日現在有効なもの)

オーダー番号	対象品目	数量規制	品位規制	輸入規制	市場流通改善促進
905	Oranges, Grapefruit, Tangerines, and Tangelos Grown in Florida	○	○	○	○
906	Texas Oranges and Grapefruit		○	○	○
911	Florida Limes	△	○	○	○
915	Florida Avocados		○	○	○
916	California Nectarines		○		○
917	California Peaches		○		○
920	California Kiwifruit		○	○	
922	Washington Apricots		○		○
923	Washington Sweet Cherries		○		○
924	Washington-Oregon Prunes		○		○
925	California Desert Grapes		○		○
927	Oregon-Washington Winter Pears		○		○
928	Hawaiian Papayas		△		○
930	Tart Cherries Grown in the States of MI, NY, PA, OR, UT, WA and WI	○	△		○
931	Washington-Oregon Bartlett Pears		△		○
932	California Olives		○		○
981	California Almonds	△	○		○
982	Oregon and Washington Hazelnuts	○	○	○	○
984	California Walnuts	△	○	○	○
987	Domestic Dates Produced or Packed in Riverside County, CA	△	○	○	○
989	California Raisins	○	○	○	○
993	California Dried Prunes	△	○	○	○

(注) ○ 規定があるもの

△ 規定はあるが、1999年3月31日現在で適用されていないもの

(出所) : 米国農務省市場流通局果実野菜事業部ホームページより

《凡例》

- ① 規制管理対象品目 (Commodity Regulated)
- ② 作物出荷シーズン ; 会計年度 (Crop Shipping Season ; Fiscal Year)
- ③ 生産地域 (Production Areas)
- ④ 規制内容 (Order Authority and Regulations)
- ⑤ 市場流通改善促進活動関連規定 (Research and Promotion Provisions)
- ⑥ 予算 ; 徴収率 (Budget ; Assessments rate)
- ⑦ 輸入規制 (Import Requirements)
- ⑧ 管理委員会名称 (Administrative Committee)
- ⑨ オーダー制定年 ; 最終修正年 (Year Promulgated ; Date Last Amended)

No.905 : Oranges, Grapefruit, Tangerines, and Tangelos Grown in Florida

- (1) フロリダ州で生産される生鮮市場向けオレンジ、グレープフルーツ、タンゼリン及びタンジェロー
- (2) 9/1～7/31 ; 8/1～7/31
- (3) スワニー川西部を除くフロリダ州
- (4) 等級、サイズ、成熟度、品質、梱包方法、梱包容器及び出荷数量に関する統制。等級及びサイズ統制は、生産地域外に出荷されるものに適用される。出荷量統制は白色グレープフルーツのみを対象とし、12月第1週まで有効。感謝祭とクリスマスの祝日は出荷休憩日とする。
- (5) なし
- (6) \$230,000 (1996/97年度) ; 4/5 ブッシュル箱1箱当たり \$0.0035
- (7) 本オーダーで規定されたグレープフルーツの等級及びサイズに関する最低出荷基準は輸入品にも適用される。
- (8) The Citrus Administrative Committee
- (9) 1939年 ; 1989年9月8日

No.906 : Texas Oranges and Grapefruit

- (1) テキサス州リオグランデバレー下流地区で生産されたオレンジ及びグレープフルーツ
- (2) 10月～5月 ; 8/1～7/31
- (3) テキサス州リオグランデバレー下流地区
- (4) 米国、カナダ及びメキシコの生鮮市場向けに出荷されるオレンジ及びグレープフルーツの等級、サイズ、出荷容器及び梱包方法に関する統制。
- (5) あり、宣伝活動を含む。
- (6) \$1,100,478 (1997/98年度) ; 7/10 ブッシュル箱1箱当たり \$0.125
- (7) 本オーダーで規定された等級及びサイズに係わるオレンジの最低出荷基準は、9月～6月期に輸入されるオレンジにも適用される。
- (8) The Texas Valley Citrus Committee
- (9) 1960年 ; 1966年8月4日

No.911 : Florida Limes

- (1) フロリダ州内で生産されたライム
- (2) 4月～3月 ; 8/1～3/31
- (3) スワニー川西側地区を除くフロリダ州
- (4) サイズ、等級、品質、梱包容器、梱包方法及び出荷数量に関する統制。季節的な等級及びサイズ統制と梱包容器規制のみが適用されている。
- (5) 生産流通関連研究、市場調査、市場開拓及び販売促進の3分野における活動が認められているが、現時点では生産流通関連及び市場調査事業のみ実施されている。
- (6) \$123,000 (1997-98年度) ; 97/98年度は徵収なし
- (7) 等級及びサイズに関する最低出荷基準は、輸入品にも適用される。

(8) The Florida Lime Administrative Committee

(9) 1955年；1996年4月22日

No.915 : Florida Avocados

(1) フロリダ州南部産のアボカド

(2) 6月～3月；4／1～3／31

(3) フロリダ州南部

(4) 等級、サイズ、品質、成熟度、梱包容器及び梱包方法に関する統制。梱包容器に関しては、そのサイズ、容量及び重量の規制も行う。

(5) 生産流通関連研究、市場調査及び開発に関する活動が行われている。

(6) \$123,000 (1997/98年度)；1 ブッシュエル箱1箱当たり \$0.16

(7) 等級、サイズ及び成熟度に係わる最低出荷基準は、輸入品にも適用される。

(8) The Florida Avocado Administrative Committee

(9) 1954年；1987年3月9日

No.916 : California Nectarines

(1) カリフォルニア州産の生鮮ネクタリン

(2) 4月～10月；3／1～12／末日

(3) カリフォルニア州

(4) 等級、サイズ、品質、成熟度、梱包容器及び梱包方法に関する統制。梱包容器サイズ、容量、重量、寸法及び表示に関する規制。ほとんどの品種を対象として最低出荷サイズ規定。

(5) 生産流通関連研究、市場調査及び宣伝を含む販売促進活動。

(6) \$3,825,183 (1997/98年度)；25 ポンド入り箱1箱当たり \$0.1850

(7) なし

(8) The Nectarine Administrative Committee

(9) 1958年；1971年5月22日

No.917 : California Peaches

(1) カリフォルニア州産の生鮮もも

(2) 4月～11月；3／1～2／末日

(3) カリフォルニア州

(4) 等級、サイズ、梱包納期及び梱包方法に関する統制。本オーダーはプラム及びなし類を含む樹木果実マーケティングオーダーとして設立されたが、1991年にプラムに係わる統制条項が廃止され、更に1994年にはなし類に係わる条項も廃止された。

(5) 生産流通関連研究、市場調査及び宣伝を含む市場開発活動が認可されており、これら3分野全てにわたる活動が行われている。

(6) \$3,948,666 (1997/98年度)；25 ポンド箱1箱当たり \$0.1900

(7) なし

(8) The Peach Commodity Committee

(9) 1939年；1994年4月4日

No.920 : California Kiwifruit

(1) カリフォルニア州産の生鮮キウイフルーツ

(2) 11月～4月；8／1～7／31

(3) カリフォルニア州

(4) 等級、サイズ、梱包方法、梱包容器及び表示に関する統制。

(5) なし

(6) \$161,286 (1997/98年度)；1 箱当たり \$0.0225

(7) 本オーダーで規定された等級に関する最低出荷基準は輸入品にも適用される。

(8) The Kiwifruit Administrative Committee

(9) 1984年；1993年12月13日

No.922 : Washington Apricots

(1) ワシントン州の特定郡で生産される生鮮あんず

(2) 7月～9月；4／1～3／31

(3) ワシントン州オカノガン、チレイン、キッティタス、ヤキマ及びクリキタットの各郡と、これらの郡の東に位置するワシントン州内の郡

(4) 等級、サイズ、品質、成熟度、表示、梱包方法及び梱包容器に関する統制。

(5) 市場調査及び市場開発に関する活動認可。現時点では出荷統計収集のみ実施。

(6) \$10,057 (1998/99年度)；1 US トン当たり \$2.00

(7) なし

(8) The Washington Apricot Committee

(9) 1957年；1962年6月2日

No.923 : Washington Sweet Cherries

(1) ワシントン州の特定郡で生産される生鮮甘果おうとう

(2) 6月～8月；4／1～3／31

(3) ワシントン州のオカノガン、チレイン、ダグラス、グラント、ヤキマ及びペントン郡

(4) 等級、サイズ品質、成熟度、梱包容器及び梱包方法に関する統制。

(5) 市場調査及び市場開発に関する活動認可。現時点では出荷統計収集のみ実施。

(6) \$62,755 (1998/99年度)；1 US トン当たり \$0.75

(7) なし

(8) The Washington Cherry Marketing Committee

(9) 1957年

No.924 : Washington-Oregon Prunes

(1) ワシントン及びオレゴン州内の特定郡内で生産された生鮮ブルーン

(2) 8月～10月；4／1～3／31

(3) ワシントン州オカノガン、チレイン、キッティタス、ヤキマ及びクリキタットの各郡と、これらの郡の東に位置するワシントン州内の郡、及びオレゴン州ウマティラ郡

(4) 等級、サイズ、品質、成熟度、表示、梱包方法及び梱包容器に関する統制。

- (5) 生産流通関連研究、市場調査及び市場開発に関する活動認可。現時点では出荷統計収集のみ実施。
- (6) \$ 7,003 (1998/99年度) ; 1 US トン当たり \$ 1.00
- (7) 同オーダーで規定された等級及びサイズに関する最低出荷基準は 7/15~9/30 に輸入される生鮮ブルーンにも適用される。
- (8) The Washington-Oregon Fresh Prune Marketing Committee
- (9) 1960年 ; 1974年9月17日

No.925 : California Desert Grapes

- (1) カリフォルニア州南部で生産される生鮮ぶどう
- (2) 5月~8月 ; 12/1~11/30
- (3) カリフォルニア州インペリア郡及びサンディエゴ郡
- (4) 等級、サイズ、品質、早熟度及び梱包方法に関する統制。エンペラー、カルメリア、アルメリア及びリビエラを除く品種に適用される。梱包休憩日も規定されている。
- (5) 生産関連研究及び市場開発関連活動認可規定あり、活用されている。
- (6) \$ 192,000 (1997/98年度) ; 前年度よりの繰り越し予備費が予算額を上わまわったので、97/98年度は徴収中止。
- (7) なし
- (8) The California Desert Grape Administrative Committee
- (9) 1980年 ; 1992年6月9日

No.927 : Oregon-Washington Winter Pears

- (1) オレゴン及びワシントン州産の生鮮冬梨
- (2) 7月~6月 ; 7/1~6/30
- (3) オレゴン及びワシントン州
- (4) 等級、サイズ、品質に関する出荷統制。
- (5) 生産関連研究、市場調査、市場開発、宣伝を含む販促活動認可。積極的に活用されている。
- (6) \$ 7,264,658 (1998/99年度) ; 標準出荷 1 箱当たり \$ 0.49
- (7) なし
- (8) The Winter Pear Control Committee
- (9) 1939年 ; 1997年11月14日

No.928 : Hawaiian Papayas

- (1) ハワイ産の生鮮パパイヤ
- (2) 1月~12月 ; 1/1~12/31
- (3) ハワイ州
- (4) 等級、サイズ、品質、成熟度、梱包方法及び梱包容器に関する統制。現時点での適用なし。
- (5) 生産関連研究、市場調査、宣伝を含む市場開発活動を認可。積極的に活用されている。

- (6) \$ 623,000 (1997/98年度) ; 1 ポンド当たり \$ 0.0059
- (7) なし
- (8) The Papaya Administrative Committee
- (9) 1971年 ; 1994年11月7日

No.930 : Tart Cherries Grown in the States of Michigan, New York, Pennsylvania, Oregon, Utah, Washington and Wisconsin

- (1) 特定州内で生産される加工処理済み酸果とうとう
- (2) 7/1~6/30 ; 7/1~6/30
- (3) ミシガン、ニューヨーク、ペンシルバニア、オレゴン、ユタ、ワシントン及びウィスコンシン州
- (4) 供給過剰を避けるための備蓄/出荷数量調整、等級及びサイズに関する最低出荷基準設定の規定があるが、現時点では、数量規制のみ適用。
- (5) 市場調査及び市場開発活動認可。現時点では出荷統計収集のみ実施。
- (6) \$ 650,000 (1997/98年度) ; 1 ポンド当たり \$ 0.0025
- (7) なし
- (8) The Cherry Industry Administrative Board
- (9) 1996年 ; 1996年9月24日

No.931 : Washington-Oregon Bartlett Pears

- (1) オレゴン及びワシントン州で生産される生鮮バートレット種の西洋なし
- (2) 8月~10月 ; 7/1~6/30
- (3) オレゴン州及びワシントン州
- (4) 等級、サイズ、品質、梱包容器及び梱包方法に関する統制。現時点での適用なし。
- (5) 市場調査及び市場開発活動認可。現時点では、出荷統計収集活動のみ実施。
- (6) \$ 97,000 (1998/99年度) ; 標準箱 1 箱当たり \$ 0.02
- (7) なし
- (8) The Northwest Fresh Bartlett Marketing Committee
- (9) 1966年

No.932 : California Olives

- (1) カリフォルニア州産の生鮮及び加工処理済みオリーブ
- (2) 8/1~7/31 ; 1/1~12/31
- (3) カリフォルニア州
- (4) 等級及びサイズに関する最低出荷基準設定。
- (5) 生産流通関連研究、市場調査、市場開発活動を認可。積極的に活用されている。
- (6) \$ 2,159,265 (1997/98年度) ; 1 US トン当たり \$ 14.99
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は、輸入品にも適用される
- (8) The Olive Administrative Committee
- (9) 1965年 ; 1982年11月12日

No.981 : California Almonds

- (1) カリフォルニア州産のアーモンド
- (2) 8／1～7／31 ; 8／1～7／31
- (3) カリフォルニア州
- (4) 裸付き／殻なしアーモンドの品位規定。備蓄による出荷数量統制規定もあるが、現時点での適用はなし。
- (5) 生産関連研究、市場調査、宣伝を含む市場開発事業を認可。積極的に活用されている。
- (6) \$11,333,876.49 (1977／98年度) ; 1 ポンド当たり \$0.02
- (7) なし
- (8) The Almond Board of California
- (9) 1950年；1996年7月31日

No.982 : Oregon and Washington Hazelnuts

- (1) オレゴン、ワシントン州内で生産されたヘーゼルナット
- (2) 10月～9月；7／1～6／31
- (3) オレゴン州及びワシントン州
- (4) 出荷数量統制。等級及びサイズに関する最低出荷基準規定。
- (5) 生産関連研究、市場調査、市場開発事業を認可。生産関連研究以外の分野の規定のみ活用されている。
- (6) \$565,190 (1998／99年度) ; 1 ポンド当たり \$0.004
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は輸入品にも適用される。
- (8) The Hazelnut Marketing Board
- (9) 1949年；1996年4月22日

No.984 : California Walnuts

- (1) カリフォルニア州産くるみ
- (2) 周年；8／1～7／31
- (3) カリフォルニア州
- (4) 等級及びサイズに関する最低出荷基準規定。備蓄による出荷数量統制規定もあるが、現時点での適用なし。
- (5) 生産関連研究、市場調査及び市場開発事業認可。積極的に活用されている。
- (6) \$2,391,289 (1997／98年度) ; 殻付きくるみ 1 ポンド当たり \$0.0116
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は輸入品にも適用される。
- (8) The Walnut Marketing Board
- (9) 1948年；1976年7月29日

No.987 : Domestic Dates Produced or Packed in Riverside County, California

- (1) カリフォルニア州リバーサイド郡で生産・梱包された Deglet Noor, Zahidi, Halawy 及び Khadrawy 種のなつめやし
- (2) 周年；10／1～9／30
- (3) カリフォルニア州リバーサイド郡

- (4) 等級及びサイズに関する最低出荷基準規定及び品種ごとの梱包容器規定があり、適用されている。出荷数量統制の規定もあるが1972年以降は適用なし。
- (5) 市場調査及び宣伝を含む市場開発事業認可。現時点では、宣伝を除く市場調査及び開発分野の規定が活用されている。
- (6) \$60,000 (1997／98年度) ; 100 ポンド当たり \$0.0556
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は、輸入品にも適用される。
- (8) The California Date Administrative Committee
- (9) 1955年；1978年2月1日

No.989 : California Raisins

- (1) カリフォルニア州産ぶどうから製造された干しぶどう
- (2) 周年；8／1～7／31
- (3) カリフォルニア州
- (4) 出荷数量統制規定並びに等級及びサイズに関する最低出荷基準規定を認可。ともに適用されている。
- (5) 市場調査、宣伝を含む市場開発事業認可。積極的に活用されている。
- (6) \$1,600,000 (1997／98年度) ; 干しぶどう 1 US トン当たり \$5.00
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は、輸入品にも適用される。
- (8) The Rasin Administrative Committee
- (9) 1949年；1989年8月18日

No.993 : California Dried Prunes

- (1) カリフォルニア州産の乾燥プルーン
- (2) 周年；8／1～7／31
- (3) カリフォルニア州
- (4) 出荷数量統制規定あるが、現時点での活用なし。等級及びサイズに関する最低出荷基準規定、等級、サイズ及び梱包方法に関する規定あり、適用されている。
- (5) 市場調査及び市場開発事業認可されているが、現時点では出荷統計収集のみ実施。
- (6) \$331,960 (1997／98年度) ; 1 US トン当たり \$1.60
- (7) 本オーダーで規定された最低出荷基準は、輸入品にも適用される。
- (8) The Prune Marketing Committee
- (9) 1949年；1981年12月18日

(2) 州マーケティングプログラム

米国の主要な果実生産州であるカリフォルニア、フロリダ及びワシントン州の3州のうち、カリフォルニア及びワシントンの両州では、州版の農業マーケティングプログラムの設定を可能とする州法が制定されている。

フロリダ州で法制化されていない理由は明らかでないが、同州の最重要農産物である柑橘類に関して、連邦法の農業市場流通協定法が制定される以前の1935年に、既

に、州マーケティングオーダーに酷似した機能を有するフロリダ州柑橘局（28頁参照）が設立され、積極的な販売促進活動や調査活動が展開されていたこと、フロリダ州産農産物の多くが輸入品との競合率が高く、輸入規制可能な連邦マーケティングオーダーを活用することによる利点が大きい一方、州版のマーケティングオーダーでは輸入規制ができない等の理由から、州独自の農業マーケティングプログラムが発達しなかったものと考えられる。

① カリフォルニア州

同州は、全米で最も多彩な州レベルでの農業マーケティングプログラム等、すなわち、概述のマーケティングオーダー及びマーケティングアグリーメントの他、農業マーケティングプログラムに基づかないコミッショング（Commission）及びカウンシル（Council）と称される市場流通改善促進に関する事業を推進する制度（脚注参照）があり、これらは州食料農業省流通局マーケティング課によって監督されている。

コミッショングは、州食料農業省長官の承認を得た後で、当該農産物生産者及び／あるいは取扱い業者による全員投票による賛同を得ることが設立の条件となっている一方、カウンシルは、この全員投票のプロセス無しで設立できることとなっている。また、州版の農業マーケティングプログラム（マーケティングオーダー及びマーケティングアグリーメント）の根拠法は、1937年成立の「カリフォルニア市場流通法（The California Marketing Act of 1937）」であるが、コミッショング及びカウンシルの根拠法は、この州市場流通法とは別に、個々に制定された州法の規定に基づいている。

1999年3月31日現在有効な州版の果樹産業関係マーケティングプログラム等は、表4-2に示された18件で、その内訳は、マーケティングオーダーが8件、マーケティングアグリーメントが1件、コミッショングが9件となっている。これらは、その大半が研究・調査、販売促進、宣伝、政府への働きかけ等を含む市場流通促進分野に重点を置いており、出荷品位規制（強制検査を含む）の条項を設けているのは、いちじく、プラム及びピスタチオナッツを対象とする3件のみであり、出荷数量規制の条項を設けているのは皆無である。

(脚注)「コミッショング」と「カウンシル」のいずれも、マーケティング・オーダーあるいはマーケティングアグリーメントほど連邦あるいは州政府の指導監督を受けたくない（その代り、それほど強力でなくても仕方ない）との業界の意向を受けて設けられた制度であり、事業内容としてはマーケティング・オーダーあるいはマーケティングアグリーメントに比べて、よりソフトにしたもの（広告・販売促進、調査研究、市場関係者・消費者への指導啓発等）である。発効に至る手続き上の大きな違いは、マーケティング・オーダーあるいはマーケティングアグリーメントが一つの根拠法に基づいて複数のものが成立するのに対し、この両制度は、いずれも、品目ごとに個別の根拠法が必要なこと（希望する関係者が法律草案を起草し、州議会に働きかけて成立させる）である。

表4-2 カリフォルニア州における果樹産業関連の農業マーケティングプログラム等一覧
(1999年3月31日現在有効なもの)

プログラム	管理委員会	数量統制	品位統制	流通改善促進
マーケティングオーダー				
California Cherry Marketing Program	CA Cherry Advisory Board			○
California Citrus Research Program	CA Citrus Research Board			○
California Cling Peach Marketing Program	CA Cling Peach Growers Adv. Bd			○
California Fig Marketing Program	CA Fig Advisory Board	○	○	
California Pear Marketing Program	CA Pear Advisory Board			○
California Plum Marketing Program	CA Plum Marketing Board	○	○	
California Prune Marketing Program	CA Prune Board			○
California Raisin Marketing Program	CA Raisin Marketing Board			○
マーケティングアグリーメント				
California Pistachio Marketing Agreement	CA Pistachio Board	○		
コミッショング				
California Apple Commission	Board of Directors			○
California Avocado Commission	Board of Directors		○	
California Date Commission	Board of Directors		○	
California Grape Rootstock Improvement Commission	Board of Directors		○	
California Table Grape Commission	Board of Directors		○	
Lake County Winegrape Commission	Board of Directors		○	
Lodi-Woodbridge Winegrape Commission	Board of Directors		○	
California Pistachio Commission	Board of Directors		○	
California Walnut Commission	Board of Directors		○	

(注) ○ 規定条項があるもの

(出所) カリフォルニア州食料農業省

出荷品位規制を行っている3件の概要は、次のとおりである。

【Carifornia Fig Marketing Program】

1953年に、カリフォルニア州内のいちじく生産者及び加工業者によって設定された州マーケティングオーダーである。

同オーダーの管理組織であるカリフォルニアいちじく評議委員会（California Fig Advisory Board）によって、加工原料用いちじく及びその加工品の最低出荷品位基準が設定され、この基準に適合した商品のみ市場出荷が許可される。

なお、検査及び検査証明書の発行は、同評議委員会から委託を受けた民間検査機関（Dried Fruit Association of California）によって行われている。

本プログラムの運営に要する経費の全額が、いちじく生産者及び加工業者からの賦課金によって賄われている。

【Carifornia Plum Marketing Program】

1994年に、カリフォルニア州内の生鮮プラム（すもも）生産者によって設定された州マーケティングオーダーである。

同オーダーの管理組織であるカリフォルニアプラムマーケティング委員会（Carifornia

Plum Marketing Board) によって、連邦政府が設定した等級基準に基づき、州としての最低出荷品位基準が設定され、この基準に適合した商品のみ市場出荷が許可される。

なお、検査及び検査証明書の発行は、同委員会から委託を受けた州食料農業省検査局(Division of Inspection Service) によって行われている。

本プログラムの運営に要する経費の全額が、生産者からの賦課金によって賄われている。

【Carifornia Pistachio Marketing Agreement】

1994年に、カリフォルニア州内の主要なピスタチオナッツ加工業者によって設定された州マーケティングアグリーメントである。

同アグリーメントの管理組織であるカリフォルニアピスタチオ委員会(Carifornia Pistachio Board) によって最低出荷品位基準が設定され、この基準に適合した商品のみ市場出荷が許可される。当初、人工着色や漂白が施された商品の流通を防止することが主眼であったが、99年1月31日付けで、出荷時期に関わらず、日本を含む主要輸出市場向け商品に対するアラチキシン検査も義務付けられた。

なお、検査及び検査証明書の発行は、同委員会により中立の検査体制が組織され、当該組織が行っている。

本アグリーメントの運営に要する経費の全額が、アグリーメントに加入する加工業者からの賦課金によって賄われている。

② ワシントン州

ワシントン州における州版農業マーケティングプログラム等には、州農務省運営局市場開発部によって所管される26件のコミッショング(Commission) があり、このうち、果樹産業と関連深いものは表4-3に掲げた4件である。

なお、Washington Tree Fruit Research Commissionの事業分野は、科学的な生産・流通分野に関する試験研究のみで、また、他の3件の事業分野は、販売促進活動が主体であり、出荷数量あるいは出荷品位に関する規制は一切含まれていない。この4件のコミッショングの活動内容は、いずれも、個々に制定された州法の規定に基づいている。

表4-3 ワシントン州における果樹産業関連のコミッショング
(1999年3月31日現在有効なもの)

プログラム	数量統制	品位統制	市場流通改善促進
Washington Apple Commission			○
Washington State Fruit Commission			○
Washington Tree Fruit Research Commission			○
Washington Wine Commission			○

(注) ○ 規定条項があるもの
(出所) ワシントン州農務省

2 出荷品質基準制度

1) 連邦基準

米国の連邦農産物出荷品質基準制度は、売り手／買い手の双方に適用する品質に関する、いわゆる“共通語”ともいべきものを設定することによる両者間の誤解解消、公正かつ迅速な市場流通の促進をめざし、20世紀初頭に取り入れられた連邦農務省の事業である。

米国初の連邦出荷品質基準は、1917年に設定された生食用ばれいしょを対象したもので、同基準の設定とともに、連邦農務省の検査官による検査活動が開始された。本制度の対象は、その後、生鮮果実・野菜を中心に、その他の農産物へと拡大され、また、1921年には、州の農業関係省との協調協定に基づく連邦／州間検査協力体制が確立されるに至った。

本制度は、任意制を原則とし、マーケティングオーダーあるいはマーケティングアグリーメントに基づく出荷品位規制が設定されている場合、輸出条件あるいは輸入条件として連邦法で規定されている場合、連邦農務省あるいは他の連邦政府機関によって調達される場合等を除き、基準適用の如何は関係者の自由意志に委ねられている。

本制度は、連邦農務省農業流通局によって所管され、その運用及び管理に要する経費の全額が利用者からの利用料によって賄われている。検査業務は、全国50州及びペルトリコの農業関係省と連邦農務省との間で個々に締結された連邦／州協力協定に基づき、全国の主要出荷起点(Shipping Points) 及び主要出荷市場(Terminal Markets)で実施されている。出荷起点における検査は、連邦政府から認可を受けた州政府職員によって実施される一方、主要出荷市場での検査は、全国37か所の大規模市場においては連邦政府職員によって、他の約100か所の中小市場については連邦及び州の双方の職員によって実施されている。

各州政府は、利用者から検査料を徴収し、検査官の給与やその他の経費に当てるとともに、全国レベルでの事業調整管理経費として、徴収額の5%を連邦農務省に上納する仕組みとなっている。

1999年3月31日現在で有効な果樹産業関連の出荷品質基準は、表4-4に示した生食用果実24件、加工用原料果実9件、缶詰果実・果汁30件、冷凍果実・果汁25件、ナッツ類(堅果類；以下同じ)11件を含む合計99件である。

これらの基準は、連邦農務省農業流通局果実野菜課によって所管されており、その全容はインターネット上で公開されている(www.ams.usda.gov/standards/)。

表4-4 米国における果樹産業関連の連邦出荷品質基準設定品目一覧
(1999年3月31日現在)

生鮮果実	Apples Apricots Avocados, Florida Cherries, Sweet Grapes, American (Eastern Type) Bunch Grapes, Juice (European or Vinifera Type) Grapes, Table (European or Vinifera Type) Grapefruit (California and Arizona) Grapefruit (Florida) Grapefruit (Texas and States Other Than Florida, California and Arizona) Kiwifruit Lemons Limes, Persian (Tahiti) Nectarines Oranges (California and Arizona) Oranges and Tangeles (Florida) Oranges (Texas and States Other Than Florida, California and Arizona) Peaches Pears, Summer and Fall Pears, Winter Pineapples Plums and Prunes, Fresh Tangerines Tangerines (Florida)
加工用原料果実	Apples Cherries, Red Sour, for Manufacture Cherries, Sweet, for Canning or Freezing Cherries, Sweet, for Export for Sulphur Brining Currants Grapes, Bunch, American (Eastern Type) for Processing and Freezing Grapes for Processing and Freezing Peaches, Freestone, for Canning, Freezing or Pulping Pears
缶詰果実／果汁	Apples Apple Butter Apple Juice Apple Sauce Apricots, Regular and Solid Pack Cherries, Red Tart Pitted Cherries, Sweet Figs, Kadota Fruit Cocktail Fruit Jelly Fruit Preserves (jams) Fruits for Salad Grapefruit Grapefruit Juice, From Concentrate & Conc. Grapefruit Juice for Mfg. Grapefruit & Orange for Salad

缶詰果実／果汁	Grapefruit Juice & Orange Juice Grape Juice Grapes Lemon Juice Lemon Juice, From Conc., Pastertized, Concentrates, and Conc. for Mfg. Orange Marmalade Peaches, Clingstone Peaches, Freestone Pears Pineapple Pineapple Juice & Pineapple Juice from Conc. Plums Prunes Dried Tangerine Juice Tangerine Juice for Manufacturing, Concentrate
冷凍果実／果汁	Apple Juice, Concentrate Apples Apricots Cherries (red tart pitted) Cherries, Sweet Grape Juice, Conc., Sweetened Grapefruit Grapefruit Juice Conc. Grapefruit Juice Conc. Grapefruit Juice for Manufacturing Grapefruit Juice & Orange Juice Conc., Blanded Lemonade, Conc. Limeade, Conc. Melon Balls Orange Juice Orange Juice from Concentrate Pasteurized Orange Juice Concentrated Orange Juice Concentrated Orange Juice for Manufacturing Reduced Acid Concentrated Orange Juice Peaches Pineapple Juice Pineapple Juice from Concentrate Pineapple Plums
ツリーナッツ	Almond, Shelled Almonds in the Shell Brazil Nuts in the Shell Filberts in the Shell Mixed Nuts in the Shell Pecans, Shelled Pistachio Nuts, Shelled Pistachio Nuts in the Shell Walnuts, Shelled (<i>Juglans regia</i>) Walnuts (<i>Juglans regia</i>) in the Shell

(出所) 米国農務省市場流通局ホームページより作成

2) 州 基 準

連邦政府は、一般原則として連邦法で定められた最低基準を満たすもの、すなわち、連邦の最低基準を上回るものであれば、州政府独自の基準を設けることを認めている。この一般原則は、農産物出荷品質基準制度にも当てはまり、前述の連邦農産物出荷品質基準以上の、より厳格な州基準を設定することが可能となっている。

カリフォルニア、フロリダ及びワシントン州の各州における果樹產品を対象とした各州の出荷品質基準事業の概要を以下に記述した。

(1) カリフォルニア州

カリフォルニア州政府による特定農産物に対する州出荷品質基準は、州食料農業省検査局の果樹・野菜・卵品質調整課が所管しており、果樹產品に関連する基準事業は、以下の3プログラムである。

【出荷品質標準化事業（Standardization）】

1915年に業界からの要請に応じて、生鮮果実、野菜及びナツツ類を対象とした最低出荷品質基準を規定する州法が制定されたのが本出荷品質標準化事業の始まりである。

本事業の目的は、劣等品の市場流通を防止することによる当該産業の振興と消費者保護にあり、現在、主要な生鮮果実、野菜、ナツツ類及び蜂蜜を含む計40品目を対象に州独自の出荷品質基準が設けられている。

基準は、品位、熟度、出荷容器、表示及び梱包方法の5分野に及び、各郡に配置された州食料農業省の郡レベル執行機関である郡農務局職員によって、出荷時に検査されると同時に、州食料農業省により州境（郡境の場合もある）を越える際にも検査される。

本事業に要する経費は、州政府の一般会計で賄われていたが、1992年以降、利用者料金制に切り替えられた。利用料金レートは、0.001～0.003セント／箱となっている。また、利用者料金制導入とともに、州食料農業省長官から指名を受けた13名の委員で構成の「標準化事業諮問委員会（Standardization Advisory Committee）」が組織され、関係業界の意向を汲み上げ、長官に対して本事業に関わる答申を行う体制も整えられた。

【アボカド認定事業（Avocado Certification）】

1972年に、州内のアボカド産業界からの要望に基づき、州内で特定期間に商業出荷される生食用アボカドの最低出荷品質基準を定める州法が成立したことに伴い、本事業が始まった。

本事業の目的は、上記の出荷品質標準化事業と同様、劣等品の市場流通を防止することによる当該産業の振興と消費者保護にあり、その事業運営方針は、州食料農業省長官から指名を受けた業界内代表者をもって構成される「アボカド諮問委員会（Avocado Advisory Committee）」によって決定される。

本事業に係る検査・認定業務は、州食料農業省及び郡農務局職員によって行われている。本事業に要する経費については、86年までは、州政府の一般会計で賄われていたが、87年以降は使用者料金制が導入され、これによって賄われている。98年の使用者料金

レートは、果実100ポンド当たり18セントである。

検査対象項目は、成熟度、損傷、サイズ、個数、重量、梱包箱及び梱包方法、そして表示の各項目に及んでいる。

【ワイン用ぶどう検査事業（Wine Grape Inspection Program）】

1939年に、ワイン用ぶどうの溶解固形分（当時の支払基準）の検査を義務付ける州法が成立し、その規定に基づき、本事業が開始された。その後、検査対象項目が拡大され、59年にカビ及び腐れ果の混入率が、91年に外来物の混入率が追加された。

本検査事業は、ぶどうの収穫期に約130名の州／郡の検査官を動員して、州内33か所の検査ステーションで実施されるが、その目標は、公正な検査を行うことにより、検査結果に基づく合格／不合格の判定は行われない。

本検査事業の運営方針は、州食料農業省長官から指名された17名の委員（ぶどう生産者代表8名、ワイン製造業者代表8名、公益代表1名）によって決定され、また、事業推進にかかる経費は、ぶどう生産者及びワイン製造業者の双方から徴収される利用者料金によって賄われている。

(2) フロリダ州

フロリダ州においては、フロリダ柑橘委員会（Florida Citrus Commission；28頁参照）、すなわち、フロリダ柑橘局により、生産、梱包（生鮮出荷向け）あるいは加工される全ての柑橘類を対象とした州独自の出荷基準が設けられている。同委員会は、知事によって指名される12名の産業界代表委員をもって構成されているが、彼等が州出荷基準を設定あるいは修正するプロセスにおいては、業界内の様々な団体が意見を述べる機会も設けられている。

同委員会によって決定される出荷基準に関する検査は、柑橘局ではなく、州農業消費者サービス省果実野菜局の職員によって実施され、検査に合格したもののみ市場流通が許可される。これらの検査職員は、連邦農務省農業流通局のライセンスを有する連邦基準検査員でもある。検査対象項目は、品質、出荷梱包状況（箱サイズ、梱包方法等）及び表示の分野に及んでいる。

本検査事業に要する経費は、全て利用者である生産者から徴収される料金によって賄われている。なお、現時点では、柑橘類以外の果樹產品を対象にした州レベルの出荷基準は設定されていない。

(3) ワシントン州

州独自の出荷基準の設定あるいは変更を希望する者は、州農務省にその旨を要請し、関連業界内の公聴会、その他の所定の手続きを踏んだ後に、州農務長官が適切であると認められれば、州法として制定され、強制力を持つ仕組みとなっている。建

前としては、州内生産者あるいは出荷業者の誰でもが州政府に要請する権利を有しているが、制定プロセスの中の第1段階である「業界内での合意」が得られないかぎり、法制化されないので、通常、まず、業界を代表する組織内での合意が図られ、その後に、この組織を通じて州政府への正式要請が行われる。果樹関係については、州内の主要な果樹産品の生産者及び出荷業者のほぼ全員を会員とするワシントン州園芸協会 (Washington State Horticultural Association ; 146頁参照) 内に設置された等級梱包委員会 (Grade and Pack Committee) の場で協議され、この協議結果に基づき、基準設定・変更リクエストが州政府に送られるのが一般的である。

産業界からの要請に基づいて設定される農産物の州出荷基準規程は、州農務省農産物検査局が所管している。果樹産業界に関連した出荷基準は、同局果実野菜検査課が所管しており、同課職員が州内各地の検査事務所での検査に当たっている。これらの職員の多くは、連邦農務省農業流通局のライセンスを有する連邦基準検査員でもあり、連邦基準及び州基準の双方の法規遵守指導に当たっている。検査に要する経費は、全額が利用者から徴収される料金によって賄われている。

1999年3月31日現在で、ワシントン州独自の出荷基準規程が設けられている品目は、りんご、あんず(アーモンド)、甘果おうとう、もも、なし及びブルーンの6品目である。

3 市場情報サービス制度

連邦農務省農業流通局果実野菜課が所管する今一つの農産物市場流通促進制度として、市場情報サービス (Market News Service) があげられる。

需給バランスを反映して刻々と変化する農産物市場の動きをキャッチすることは、その流通に関わる者にとって、何時、何処で、どの価格帯で農産物を販売するかを判断する上で、欠かすことのできない基礎情報であり、こうした産業界への情報サービスが徹底すればするほど、業者間の競合を活性化し、結果として、より優れた商品を適正価格で消費者に安定供給できることとなる。

連邦農務省農業流通局果実野菜課による市場情報サービス制度は、1915年にルイジアナ州での生鮮いちごを対象とした市況提供サービスとして開始され、同年末までに、多くの生鮮果実及び野菜を対象とする市場情報収集提供事業として確立された。

今日、連邦農務省農業流通局によって提供される市場情報は、生鮮果実及び野菜、穀類、タバコ、綿、酪農製品、肉類等、広範な農作物に及んでおり、全国の主要地点

(Shipping Points) 及び主要出荷市場 (Terminal Markets) を含む100か所以上の流通拠点で収集される産地出荷量及び出荷価格、市場入荷量、需要の強弱、サイズ／等級別市場価格、産地の気象状況等が、毎日約700件の市場情報レポートとして、産業界に提供されている。これら700件余のレポートのうち、約400件は生鮮果実及び野菜、ナッツ類、観賞用植物の部類に属する品目が対象となっている。

レポートは、日刊ニュースのほか、週刊、月刊、年刊等の形にも編集され、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を通じて一般に無料公開されていると同時に、ファックス、郵便による有料定期購読制度も設けられている。

果実・ナッツ類を対象とした市場情報は、連邦農務省農業流通局が全国28州の農業関係省との間で締結した連邦／州協調協定に基づき遂行されている。この連邦／州協調関係は、第2章の第1節の2(56頁参照)で解説した「結合構造型」に属し、各州の事務所には、連邦農務省農業流通局職員と州担当部局職員の双方が協調して任務を遂行しているのが一般的である。ただ、オクラホマ州内の市場情報事務所では、その100%が州職員であるのに対し、フロリダ州内の事務所では100%が連邦職員で構成されている。この違いは、オ克拉ホマ州産の青果物に対する全国レベルでの関心度合が低い一方、フロリダ州産の青果物は冬～春季にかけて全国各地に出荷され、米国の青果物市場に大きな影響を与えていることに起因する。

日々の市場情報は、熟練したレポーター達によって、出荷業者、卸売業者等の流通関係者との面談、電話インタビュー等によって収集されている。こうした市場情報サービス事業に要する経費は、年間約600万ドル(1994年実績)で、その2／3が連邦政府により、残りの1／3が州政府の負担となっている。

第2節 市場流通規制制度

1 公正流通確保のための規制

1930年に発効した連邦法である「生鮮農産物法 (PACA ; Perishable Agricultural Commodities Act of 1930)」では、生鮮及び冷凍市場向けの果実・野菜の流通に携わる業者のうち、州境を越えての取引を行う業者あるいは輸出を行う業者に営業免許取得を義務付けており、ほとんどで、青果物販売業者、ブローカー、加工業者、卸売業者、フードサービス業者等が免許を取得している。

PACAは、前節で解説の様々な果樹関連流通制度と同様、連邦農務省農業流通局果実野菜課によって所管されており、PACAは、農産物生産者及び免許取得者に対し、両者

の間で締結する売買契約条件を遵守することを義務付けることにより、青果物類の公正な市場流通を図ろうとするものである。すなわち、供給者である農産物生産者は、契約に合致した数量及び品質の产品を供給しなければならず、一方、購入者である免許取得者は、产品が契約条件に合致した場合は必ずこれを受入れ、产品受領後、速やかに契約者に契約代金を支払わなければならない義務を課している。また、流通業者の倒産等によって、支払を受けられなかった生産者は、同局に申し立てることにより、当該債務者に対する第1債権者の地位を確保できる仕組みとなっている。

このように PACA は、青果物生産者の利益を保護し、公正な市場流通を促進する上で、極めて重要な役割を果たしてきたものの、近年に至り、現状の流通体制を反映しておらず、また、手続きが煩雑かつ非効率であるとの批判が高まったことから、1995 年に、債務請求手続きの簡素化、倉庫売り業者（Grocery Wholesalers）を含む小売業者を対象とした免許取得義務の段階的廃止、法令違反者に対する懲罰規程の強化等を盛り込んだ大幅な法改正が行われた。

連邦農務省農業流通局果実野菜課は、PACA 法違反があったと判断された業者に対し、免許の停止あるいは取消しを行うと同時に、2,000 ドルを上限とする罰金を徴収する権限を有している。また、PACA 免許無しで青果物類の取引きを行った者に対し、1 件当たり 1,000 ドルを上限に、免許無しで取引きを行った日 1 日当たり 250 ドルを上限とする罰金が課せられる。

本法に基づく取締りに要する経費は、規制対象者から支払われる免許料、法令違反者から支払われる罰金等によって賄われ、連邦政府の一般会計からの資金は一切受けていない。

なお、州レベルにおいても、PACA の州版に相当する営業免許取得義務規制を設けて、州内における青果物の流通規制が図られている。例えば、カリフォルニア州の場合は州食料農業省流通局流通取締課が、フロリダ州の場合は州農業消費者サービス省流通開発局免許債務保証課が、そしてワシントン州の場合は州農務省消費者・生産者保護局農産物取扱業者課が各々の州における青果物の市場流通免許制度を所管している。これらの州で生鮮果実類の流通に携わる業者は、連邦法に基づく連邦免許並びに州法に基づく州免許の双方を取得しているのが一般的である。

2 食品安全性確保のための規制

1) 食品添加物及び食品表示

米国における食品添加物及び食品表示に関する連邦基本法は、1938 年に成立した

「連邦食品医薬品及び化粧品法 (FFDCA ; The Federal Food, Drug, and Cosmetic Act of 1938)」である。本法は、不適切な添加物等を含有した食品、医薬品及び化粧品、あるいは不適切な表示のある食品、医薬品及び化粧品の米国内での製造及び流通を禁止する法律で、食品分野では、肉類及び卵製品を除く主要食品が規制の対象となっている。

本法の規程に基づく食品添加物及び表示規制は、連邦保健福祉省の一部局である食品医薬品局 (FDA) が所管しており、米国産及び輸入品を対象とした検査業務が、約 1,100 名の同局職員によって、全国 15,000 か所の製造・流通及び輸入拠点で実施されている。なお、本法の食品添加物及び表示規制の対象となる果樹產品は、ジャム、缶詰及び果汁等の加工品のみである。

2) 残留農薬

米国における食品を対象とする農薬規制は、1972 年発効の「殺虫殺菌剤及び殺蟲剤 (FIFRA ; The Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act of 1972)」及び上述の FFDCA の 2 連邦法を拠り所としている。すなわち、FIFRA の規程に基づき、米国内での使用可能な農薬の認可登録制度及びその販売表示規制が図られ、FFDCA の規程に基づき、青果物を含む全ての食品の残留農薬の最大許容量が設定されている。

これらの連邦 2 法に基づく農薬規制は、連邦環境保護庁 (EPA) の所管となっているが、同庁によって設定される残留農薬最大許容量を基準とした食品のサンプル検査事業は、肉類及び卵製品に関しては連邦農務省職員により、果樹產品を含むその他の食品に関しては食品医薬品局職員により、国産品及び輸入品の双方を対象に、州政府との協調協定に基づき遂行されている。

FFDCA 及び FIFRA を根拠法とする上記 2 系列の残留農薬規制は、規制基盤の一貫性に欠け、食品生産及び市場流通の実情に合致しないとの理由から、過去 10 年来、その改正の必要性が論議され、96 年に至り、これらの問題を解消したといわれる連邦法の「食品品質保護法 (FQPA ; The Food Quality Protection Act of 1996)」の成立に伴い、本 FQPA の規程に基づき、FFDCA 及び FIFRA の両方に大幅な改正がなされた。

FQPA に基づく連邦の農薬関連規制の改正要点について、同法を所管する連邦環境保護庁によれば、以下のように解説されている。

- ① 全農薬、全食品を対象に、健康を基盤とした単一の規制基準を適用する。
- ② 乳幼児及び児童の保護のための特別の配慮を払う。
- ③ より安全な農薬の認可登録を促進する。

- ④ 農業生産者への安全な（農薬使用を抑えた）作物保護方法の維持・活用を奨励する。
- ⑤ 農薬登録制度、その登録農薬の残留最大許容量を定期的に見直し、常に、最新の科学的根拠に基づいた規制となり続けることを保証する。

この FQPA は、関連産業界の合意を経て制定されたものであるものの、その適用に関して、農業団体を中心に反発の動きが高まっている。FQPA は、連邦環境保護庁に対し、2006 年までの 10 年間の間に、全ての農薬の健康に対するリスク（ヘルスリスク）を再審査することを命じており、その再審査のために使用する基礎データーの収集方法に関して、部分的に推定値を適用しようとする連邦環境保護庁に対して、あくまでも実数値を適用すべきであるとする産業界から、鋭い批判が投げられている。すなわち、農業界の主張は、「特定作物への使用が許可された農薬が 5 種類あったとすると、連邦環境保護庁は、これら 5 種類の農薬全てが、特定作物の生産面積の全てで、最大許容使用量で使用されるとの前提に立って、人間へのヘルスリスクを算出しようとしているが、認可農薬の全てを最大許容使用量で、全ての栽培面積に散布する生産者などいる訳がないのは、業界内の常識である」というものである。この FQPA 適用方法に関わる論争は、今後、より多くの農業セクターを巻き込み、更に加熱化するものとみられる。

米国における州レベルでの農薬規制は、連邦法が遵守される限り、各州の実情に応じて、より厳格な規制を設けることが許可されている。この許可条項に基づき、米国で一番厳格な農薬規制を設けているのは、米国最大の農業生産州であると同時に、全米最大の人口州でもあるカリフォルニア州である。同州における農薬認可登録、その使用に関する規制は、カリフォルニア環境保護庁 (Ca EPA ; California Environmental Protection Agency) によって所管され、同庁の指導・監督に下に、各郡農務局が農業生産者を対象とした規制農薬の使用申請事務、使用データーの収集・管理等の業務に当たっている。

3) 衛生管理

米国における食品衛生管理規制の基盤は、「危害分析重要管理点 (HACCP ; Hazard Analysis Critical Control Point)」方式である。HACCP は、食品製造過程における全ての汚染可能性を有する箇所での衛生管理及び細菌レベルの検査を徹底させることにより、最終製品の安全性を保証しようとするものである。

この方式は、1960 年代に、宇宙飛行士用の無菌食品製造を手がけた大手食品製造業者 フィルスベリー社によって開発されて以来、食品衛生管理システムの規範として、米国内の様々な加工食品製造業界で広範囲に受け入れられてきたが、その運用は、任意性を原則としてきた。

しかしながら、近年、米国では、国産品及び輸入品の汚染に起因する食中毒事件が相次いだため、食品の安全性を保証する、より厳格な規制制定への関心が高り、既に、海産物及び肉類の加工処理に当たる工場については HACCP の導入が義務付けられている。更に、果汁工場における同方式導入の義務付けを狙った法案が 98 年 4 月に連邦議会に提出された。

生鮮果実・野菜を対象とする安全性に関する保証規制は、現時点においては、前述の農薬規制の分野以外は無い。しかしながら、青果物の汚染に起因した食中毒事件発生を受けて、青果物の生産・流通分野における規制導入の働き掛けも活発で、97 年 1 月にクリントン大統領によって提起された「食品安全性推進提案 (Food Safety Initiative)」に呼応して、98 年 10 月 26 日付けで、連邦農務省及び連邦保健福祉省の連名で、「生鮮果実・野菜の微生物による安全性危害を最小限に止めるための指導書 (Guide to Minimize Microbial Food Safety Hazards for Fresh Fruits and Vegetables)」が産業界に提案された。

本指導書は、青果物の生産・流通現場における微生物汚染の危険性を最小限に止めることを焦点として纏められた、いわば “HACCP の青果物産業版” であり、現時点においては法的拘束力の無い指導書に過ぎないが、食品産業界での HACCP 法制化に向けた動きが急速に進展している中にあって、本ガイドラインが、近い将来、法制化の運びとなる可能性は高いものとみられる。

3 植物防疫

生鮮果樹產品の市場流通に関連した連邦レベルでの植物防疫規制としては、輸出入植物検疫事業があげられる。本事業（脚注参照）は、連邦農務省動植物衛生検査局 (USDA-APHIS) によって所管され、全国各地の主要国際港湾・空港、国際郵便局及び国境地区に配置された 1,300 名の同局職員及び特別の訓練を受けた約 50 匹の植物検疫犬により、利用者負担の下で実施されている。

米国内に輸入される果樹產品に対する植物防疫上の規制は、その品目及び輸入国によって異なるが、1912 年に制定された「連邦植物検疫法 (Plant Quarantine Act of 1912)」の規程に基づき、一般に、米国内への輸入に際しては、以下のようないくつかの規制を受け、入港地での検査の結果、不合格と判定されたものは、米国領内への輸入が拒否される。

(脚注) 米国の植物検疫制度に関する詳細については、当果実基金発行の「米国における果樹生果実類の輸入植物検疫制度に関する調査報告書 (1997 年 7 月)」及び同報告書の別冊「米国が世界各国／地域から輸入を認めている果樹生果実の国／地域別検索表」を参照されたい。

- ① 輸入者は、米国連邦農務省に輸入許可を申請し、同輸入許可書の発効を受けること。
- ② 輸入品には、輸出国政府機関が発行した衛生証明書が添付されていること。
- ③ 輸入は、既定の輸入港のみで行われること。
- ④ 輸入者は、輸入品到着後、直ちに入港地の動植物検疫所に届け出て、植物検疫官による検査を受けること。
- ⑤ 包装容器上に、内容物、数量、生産地名又は国名、輸出者、所有者あるいは輸送者の住所及び名称、そして輸入者の住所及び名称が明記されていること。

1912年の連邦植物防疫法は、更に、米国内に存在しないか、あるいは極く一部地域にしか存在が認められていない有害な病害虫の侵入又は蔓延を招く恐れがあると認められる植物類の輸入を一切禁止している。

本法の規程に基づき、全世界あるいは特定国からの持込みが禁止されている生鮮果樹產品には、柑橘類、くり、ココナッツ、りんご、なつめやし、アーモンド、あんず、おうとう、ネクタリン、もも、プラム、ブルーン及びぶどう等が含まれる。しかしながら、輸入禁止品であっても、当該品目の生産国政府によって病害虫防除方法が確立され、米国連邦農務省がこれを承認した場合には、所定の手続きを経て、植物防疫上の危険性を排除する特別の条件（例えば、薬剤による消毒、出荷州限定等の条件）の下で、輸入が解禁となる。こうした手続きを経て、現在、米国への輸入が許可されている主な生鮮果樹產品及びその輸入相手国は、表4-5のとおりである。

一方、米国産の果樹產品が米国外へ輸出される場合には、同產品の米国内への輸入時に適用されるのと同様に、当該輸入国の植物防疫基準が適用される。輸出產品が病害虫に侵されていない健全なものであることを証明する植物衛生検査とその証明書の発行は、連邦

表4-5 特別の植物検疫条件付きで米国内への輸入が許可されている主な生鮮果樹產品

輸入相手国	品 目
アルゼンチン	りんご、
オーストラリア	りんご、アジアなし、西洋なし、ぶどう
ブラジル	マンゴー
チリ	核果類、ベリー類、ぶどう、その他
コロンビア	マンゴー
コスタリカ	マンゴー、パパイヤ
エクアドル	マンゴー
フランス	りんご
グァテマラ	マンゴー
ハイチ	マンゴー
ジャマイカ	ウグリフルーツ、パパイヤ、その他
日本	アジアなし、温州みかん、りんご（ふじ種）
韓国	アジアなし、マンダリンオレンジ
メキシコ	マンゴー、柑橘類、りんご、もも
ニュージーランド	りんご、もも、アジアなし
ニカラグア	マンゴー
ペルー	マンゴー
南アフリカ	りんご、なし、プラム、ぶどう
スペイン	レモン、クレメンタイン、バレンシアオレンジ
台湾	マンゴー
ベネズエラ	マンゴー

（出所）連邦農務省動植物衛生検査局

農務省動植物衛生検査局の所管であるが、多くの場合、同局との協調協定に基づき、訓練を受けた州職員（カリフォルニア州の場合は、郡農務局職員）によって遂行される。また、植物衛生証明書の発行等に関わる経費は、輸出業者から徴収される利用者料金によって賄われる。なお、相手国の植物防疫上の理由で輸出禁止となっている品目が、条件付きで輸出解禁となった場合、例えば、臭化メチルによる燻蒸消毒、その他の条件付きで日本向け輸出が許可されている米国産おうとうやりんごの場合も、輸出のための掛かり増し経費の全てが輸出業者によって支払われるのが原則となっている。

また、米国内における植物防疫上の市場流通規制は、各州が設定した個々の植物防疫規則に基づいて実施されている。例えば、米国における主要な農産物生産州であるカリフォルニア、フロリダ及びワシントン州の各州では、いずれも州農業関係省の内部組織として植物防疫関係組織が設置され、専門職員による幹線交通路の州境地点、港湾、郵便局等での厳重な検査・監視体制を敷いている。

4 有機食品

米国では、近年、有機食品市場が急速に拡大していることから、市場での混乱を低減させるとともに、州境を越えた国内流通及び輸出を促進させ、更に輸入品に対する規制強化を図るために全国共通の有機食品基準の設定が急務となっている。米国における全国レベルでの有機食品基準は、1990年連邦農業法（1990 Farm Bill）の一部として採択の「有機食品生産法（The Organic Foods Production Act of 1990）」の規程に基づき、現在、制定に向けて手続き中である。

有機食品生産法は、連邦農務長官に対して、有機的に生産される食品の全国基準を設定し、この基準に準じて、生産及び取扱いを受けた食品のみが“有機食品”的表示の下に販売されることを認める連邦制度の制定を命じたものである。

1992年に有機産業関係者、消費者、環境保護団体等からの代表者15名の委員からなる諮問機関「全国有機基準委員会（NOSB ; National Organic Standard Board）」が設置された。NOSBは、業界内関係者との広範囲なインタビュー、情報収集並びに検討を重ね、その結果を1994～96年間に、連邦農務長官に答申した。この答申を受けて連邦農務省では、94年に農業流通局内に「全国有機事業課」を設置し、NOSBからの答申を踏まえて、全国レベルでの有機食品基準に関する法案の作成を開始した。法案は、97年12月に完成し、官報に掲載されると同時に、インターネット上でも公開され、国民からの意見聴取が行われた。

このように5か年間の歳月を費やして作成された「有機食品基準案」に対する有機産業関係者、消費者等からの反響は大きく、98年4月の意見聴取締切りまでに寄せられた意見書は、前代未聞の27万余通にも達した。更に連邦農務省関係者を驚かせたのは、これらの意見書の大半が政府を鋭く批判するもので、連邦農務長官以下、基準作成に関与した同省担当官に大きなショックを与えた。論争の焦点となったのは、遺伝子組み換え技術、放射線照射技術及び都市汚泥物の使用に関する条項で、NOSBが“有機として認定される食品には、遺伝子組み換え、放射線照射及び汚泥物の使用は一切禁止されるべきである”との明確な答申を行ったにもかかわらず、その答申を無視して、再度、国民に意見を求める態度を取ったことが、連邦政府への痛烈な批判を呼び起す発火点となった。また、成長市場である有機食品分野への参入を狙う大企業が裏で糸を引いて、再度意見を求めたとの疑惑も招いている。

このような予想外の厳しい国民からの批判を背景に、制定作業も難航を極めており、99年3月31日現在、同基準は未だに制定されていない。

したがって、米国における有機食品規制は、州毎に制定された法規に基づいて行われているのが実情である。98年3月現在、表4-6に掲げた30州において、有機食品に関する何らかの法規を定めているが、その内容には大きな差異がある。例えば、メリーランド州における有機食品に関する規程は、単に1段落の文章に纏められれているのに対して、全米で最も厳格な基準を設けているカリフォルニア州では、40頁にも及ぶ詳細なものである。

各州における有機食品関係法規には、一般に、次の項目に関する規程を含んでいる。

- ① 有機食品への添加が許可／禁止された原材料
- ② 栽培畑の有機認定に要求される禁止農薬・肥料の使用停止後の年数
- ③ 栽培／加工記録の方法及び記録者
- ④ 商品の表示方法
- ⑤ 家畜の全生涯にわたる飼育過程
- ⑥ 認定方法

米国における有機食品規制の内容が州毎に異なると同様、その有機食品認定に関わる組織も州により様々である。1998年3月現在で有機食品証明書を発行している主要な組織は、表4-7に示した47組織で、うち13組織が州政府内の組織であり、残りの34が民間組織となっている。

有機食品認定活動が特に活発な州は、カリフォルニア、フロリダ、ワシントン、アイダホ、ミシガン、ウィスコンシン及びテキサスの7州で、これらのうち、ワシントン、アイ

ダホ及びテキサスの3州では、州農業関係省が基準を設けて、自らが当該州の最主要有机食品認定機関としての機能を果たしている一方、他の4州では、業界内の団体が州基準より厳しい独自の有機基準を設定し、各々の会員に対する検査認定業務に当たっている。これら官民入り乱れた検査認定推進体制は、現在作成作業が進められている全国基準の設定後も、連邦農務省農業流通局の指導・監督の下に、継続されることとなっている。

表4-6 米国における州別有機食品関係法規所管部署（1998年）

州	所 管 部 署
アラスカ	Department of Environmental Conservation:meat, fish, poultry or processed foods
アリゾナ	Department of Natural Resources:other foods
カリフォルニア	Arizona Department of Agriculture
コロラド	California Department of Food and Agriculture, California Organic Program
コネチカット	Department of Agriculture, Division of Plant Industry
フロリダ	Department of Consumer Protection
アイダホ	Department of Agriculture and Consumer Service, Division of Marketing
インディアナ	Department of Agriculture, Division of Agricultural Inspections
アイオワ	Office of Commissioner of Agriculture
ケンタッキー	Department of Agriculture and Land Stewardship, Organic Agriculture Program
ルイジアナ	Kentucky Department of Agriculture
メイン	Louisiana Department of Agriculture and Forestry
メリーランド	Maine Department of Agriculture, food, and Rural Resources
マサチューセッツ	Maryland Department of Agriculture, Maryland Organic Certification Program
ミネソタ	Massachusetts Department of Food & Agriculture, Division of Food and Agriculture
モンタナ	Minnesota Department of Agriculture
ネブラスカ	Department of Public Health and Human Services
ニューハンプシャー	Nebraska Department of Agriculture, Ag Promotion & Development Division
ニューメキシコ	New Hampshire Department of Agriculture, Markets and Foods
ノースダコタ	New Mexico Organic Commodity Commission
オハイオ	North Dakota Department of Agriculture
オクラホマ	Ohio Department of Agriculture
オレゴン	Oklahoma Department of Agriculture
ロードアイランド	Oregon Department of Agriculture, Food Safety Division
サウスダコタ	Department of Environmental Management, Agriculture and Resource Marketing.
テキサス	South Dakota Department of Agriculture
バーモント	Texas Department of Agriculture, Regulatory Division, Agri-Systems Program
バージニア	Vermont Department of Agriculture, Food and Markets
ワシントン	Virginia Department of Agriculture and Consumer Services
ウィスコンシン	Washington State Department of Agriculture Organic Food Program
	Wisconsin Department of Agriculture, Trade and Consumer Protection

(出所) National Organic Directory.1998.Community Alliance with Family Farmers.

第5章 生産・販売及び流通促進に関する業界内組織

表4-7 米国における州別有機食品認定機関一覧 (1998年)

州	認定機関
アリゾナ カリフォルニア	◎Arizona Department of Agriculture ○California Certified Organic Farmers ○NutriClean Organic Certification Program ○Organic Certifiers ○Quality Assurance International ◎Colorado Department of Agriculture/Division of Plant Industry
コロラド コネチカット	○NOFA/Conncticut
フロリダ ハワイ	○Florida Certified Organic Growers & Consumers, Inc. ○Hawaii Bio-Organic Growers Association ○Hawaii Organic Farmers Association
アイダホ カンサス	○Idaho Department of Agriculture ○Organic Crop Improvement Association
ケンタッキー ルイジアナ	○Kentucky Department of Agriculture ○Louisiana Department of Agriculture
メイン メリーランド	○Maine Organic Farmers & Gardeners Association ○Maryland Department of Agriculture
マサチューセッツ ミシガン ミネソタ	○NOFA/Massachusetts ○Organic Growers of Michigan ○Full Circle Organic Growers' Cooperative ○Living Farms ○Organic Growers & buyers Association ○Organic Verification Organization of North America/US ○United States Assurance Laboratories
ニューハンプシャー ニュージャージー	○New Hampshire Department of Agriculture, Markets & Food ○NOFA/New Jersey
ニューメキシコ ニューヨーク	○New Mexico Organic Commodity Commission. ○Agri-Balance Organic Consultants ○Demeter Association, Inc. ○NOFA/New York ○Spring Meadow School of Organic Farming & Gardening
ノースカロライナ ノースダコタ	○Carolina Farm Stewardship Association ○Farm Verified Organic, Inc.
オハイオ	○International Federation of Organic Agriculture Movement Accreditation ○Ohio Ecological Food & Farm Association ○Organic Crop Improvement Association
オクラホマ オレゴン	○Oklahoma Department of Agriculture/Plant Industry & Consumer Services ○Oregon Tilth, Inc.
ロードアイランド テネシー	○Department of the Environment, Division of Agriculture ○Tennessee Land Stewardship Association
テキサス バーモント バージニア	○Texas Department of Agriculture ○NOFA/Vermont ○Alternative Specialty Crops ○Appalachian Mushroom Growers Association ○Tidewater Organic Growers Association ○Virginia Department of Agriculture
ワシントン ウィスコンシン	○Washington State Department of Agriculture ○Organic Crop Improvement Association/Wisconsin

(出所) National Organic Directory.1998.Community Alliance with Family Farmers.

第1節 連邦／州農業マーケティングプログラム等管理組織

前章で記述した連邦／州農業マーケティングプログラムの多くは、当該農産物業界における最も主要な生産・販売及び流通促進活動の推進母体としての機能を果たしている。これらの活動に要する経費は、当該業界内から徴収される賦課金によって賄われている。また、これらの賦課金は、各州土地交付大学やその他の試験研究機関に委託して実施する試験研究、専門業者に委託して実施する米国内外市場調査あるいは宣伝・販売促進キャンペーン等のための重要な資金源ともなっている。

特に、海外市場における農業マーケティングプログラム管理組織の役割は極めて重要で、連邦農務省海外農業局(USDA-FAS)を窓口とした輸出支援事業である「市場アクセス事業」(79頁参照)あるいは州政府による輸出支援事業の主要な助成対象者である当該管理組織は、当該業界内からの賦課金と政府助成金とを結合させて、個々の企業レベルでは困難な大規模な海外市場開発活動を展開している。

1 連邦マーケティングオーダー等管理組織

表4-1(88頁)に掲げた22件の果樹産業関係の連邦マーケティングオーダーの中で、市場流通改善促進に関する活動の認可を受けているものは、第905号(フロリダ州の柑橘類)及び第920号(カリフォルニア州のキウフルーツ)を除く20件である。これら20件の連邦マーケティングオーダーの各々の管理組織の概要は、以下のとおりである。なお、California Tree Fruit Agreement及びPear Bureau Northwestは、複数の連邦／州マーケティングプログラムの管理運営に当たっている。

★ Texas Valley Citrus Committee

901 Business Park Drive, Suite 500, Mission, TX 78572

ph(956)581-2190

Contact : Mr. Bill Weeks, Manager

連邦マーケティングオーダー第906号管理組織。テキサス州リオグランデバレー下流地区のオレンジ及びグレープフルーツ産業を代表する15名の役員と彼等の代理人15名をもって構成される。15名の内訳は、9名が生産者で、残る6名が取扱業者と規定されている。更に9名の生産者代表のうちの7名までは独立組織(Independents)、2名が協同組合の代表であり、6名の取扱業者代表の5名は独立組織、1名が協同組合代表であることと規定されている。役員の任期は3年間。

日常業務は、同委員会によって雇用される事務局長(Manager)及び5名の補佐職員によって遂行される。これら6名のスタッフはTexas Produce Associationの職員も兼任して

いる。1997／98年度の活動予算は\$1,100,478。生産流通関連研究、宣伝を含む販促活動が実施されている。

★ Florida Lime Administrative Committee

P. O. Box 900188, Homestead, FL 33090-0188
ph(305)247-0848 fax(305)245-2857

Contact : Ms. Gail A. Knodel, Administrator

連邦マーケティングオーダー第911号管理組織。スワニー川西側地区を除くフロリダ州内のライム産業を代表する10名の役員（5名の生産者代表、4名の取扱業者代表、1名の中立役員）及び彼等の代理人10名をもって構成される。役員の任期は1年間。

日常業務は、同委員会によって雇用される管理局長（Administrator）及び3名の補佐職員によって遂行される。これら4名のスタッフはFlorida Avocado Administrative Committeeの職員を兼務。97／98年度の活動予算は\$107,630、前年度よりの繰越予備費によって賄われた。生産研究、市場調査及び市場開発活動が認可されているが、現時点では、生産研究活動のみに予算が計上されている。97／98年度の生産リサーチ予算は\$11,000。

★ Florida Avocado Administrative Committee

P. O. Box 900188, Homestead, FL 33090-0188
ph(305)247-0848 fax(305)245-2857

Contact : Ms. Gail A. Knodel, Administrator

連邦マーケティングオーダー第915号管理組織。Brevard, Orange, Lake, Polk, Hillsborough及びPinella郡以南に位置するフロリダ州内のアボカド産業を代表する10名の役員（生産者代表5名、取扱業者代表4名、中立役員1名）及びその代理人10名をもって構成される。役員の任期は1年間。

日常業務は、同委員会によって雇用される4管理局長（Administrator）及び3名の補佐職員によって遂行される。これら4名のスタッフはFlorida Lime Administrative Committeeの職員を兼務。97／98年度の活動予算は\$120,122、うち生産リサーチ予算は\$3,000。生産研究、市場調査及び市場開発活動が認可されているが、現時点では、生産関連リサーチ活動のみに予算が計上されている。

★ Nectarine Administrative Committee

P. O. Box 968, Reedley, CA 93654-0968
ph(559)638-8206 fax(559)638-8842

Contact : Mr. Jonathan Field, Manager

連邦マーケティングオーダー第916号管理組織。カリフォルニア州内のネクタリン産業を代表する8名の役員（全員生産者代表）及び彼等の代理人8名をもって構成される。役員の任期は2年間。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む米国内外市場での販促活動が推進されている。

日常業務は、本委員会からの委託をうけた非営利管理組織CTFA（California Tree Fruit Agreement, 121頁参照）によって遂行される。

★ Peach Commodity Committee

P. O. Box 968, Reedley, CA 93654-0968

ph(559)638-8206 fax(559)638-8842

Contact : Mr. Jonathan Field, Manager

連邦マーケティングオーダー第917号管理組織。カリフォルニア州内で生産されるもも産業を代表する13名の役員（全員生産者代表）及び彼等の代理人13名をもって構成される。役員の任期は2年間。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む米国内外市場での販促活動が推進されている。

日常業務は、本委員会からの委託をうけた非営利管理組織CTFA（California Tree Fruit Agreement, 121頁参照）によって遂行される。

★ Washington Apricot Committee

2812 Terrace Heights Drive, No.6, Yakima, WA 98902
ph(509)453-4784

Contact : Ms. Lucille McFarland, Manager

連邦マーケティングオーダー第922号管理組織。ワシントン州内の指定郡内の生鮮あんず産業を代表する12名の役員（生産者代表8名、取扱業者代表4名）及び彼等の代理人12名をもって構成される。役員の任期は2年間。本オーダーの下では、出荷品位統制と市場調査及び開発事業が認可されているが、現時点では、品位統制及び出荷統計収集事業のみが実施されている。

日常業務は、本委員会によって雇用された事務局長及び数名の職員（Washington Cherry Marketing Committee及びWashington-Oregon Fresh Prune Marketing Committeeの職員も兼務）によって遂行される。1998／99年度予算は\$10,057。ワシントン州産あんずの市場調査開発事業は、州マーケティングプログラムであるWashington State Fruit Commission（121頁参照）により、州レベルで実施されている。

★ Washington Cherry Marketing Committee

2812 Terrace Heights Drive, No. 6, Yakima, WA 98902
ph(509)453-4784

Contact : Ms. Lucille McFarland, Manager

連邦マーケティングオーダー第923号管理組織。ワシントン州内の指定郡内の甘果とう産業を代表する15名の役員（生産者代表10名、取扱業者代表5名）及び彼等の代理人15名をもって構成される。役員の任期は2年間。本オーダーの下では、出荷品位統制と市場調査及び開発事業が認可されているが、現時点では、品位統制及び出荷統計収集事業のみが実施されている。1998／99年度予算は\$62,755。

日常業務は、本委員会によって雇用された事務局長及び数名の職員（Washington Apricot Committee及びWashington-Oregon Fresh Prune Marketing Committeeの職員も兼務）によって遂行される。市場調査開発事業は、ワシントン州マーケティングプログラムであるWashington State Fruit Commission（121頁参照）により、州レベルで実施されている。

★ Washington-Oregon Fresh Prune Marketing Committee

2812 Terrace Height Drive, No.6, Yakima, WA 98902
ph(509)453-4784

Contact : Ms. Lucille McFarland, Manager

連邦マーケティングオーダー第924号管理組織。ワシントン及びオレゴン州内の指定郡内の生鮮ブルーン産業を代表する9名の役員（生産者代表6名、取扱業者代表3名）及び彼等の代理人9名をもって構成される。役員の任期は2年間。本オーダーの下では、出荷品位統制、市場調査及び開発事業が認可されているが、現時点では、品位統制及び出荷統計収集事業のみが実施されている。1998/99年度予算は\$7,003。

日常業務は、本委員会によって雇用された事務局長及び数名の職員（Washington Apricot Committee及びWashington Cherry Marketing Committeeの職員も兼務）によって遂行される。市場調査開発事業は、ワシントン州マーケティングプログラムであるWashington State Fruit Commission（128頁参照）により、州レベルで実施されている。

★ California Desert Grape Administrative Committee

82-365 Highway 111, Las Adelfas Plaza, Suite 108, Indio, CA 92201
ph(760)342-4385

Contact : Ms. Dorothy Morgan, Manager

連邦マーケティングオーダー第925号管理組織。カリフォルニア州内陸南部砂漠地区的生鮮ぶどう産業を代表する11名の役員（生産者代表6名と取扱業者代表5名、又は生産者代表5名と取扱業者代表6名）及び彼等の代理人11名をもって構成される。役員の任期は1年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と1名の非常勤現場監督職員によって遂行される。97/98年度予算は\$192,000、前年度からの繰り越し予算をもって賄われた。本生産地区の自然環境に適合したぶどうの生産関連リサーチに予算が計上されている。

★ Winter Pear Control Committee

P. O. Box 22026, Milwaukee, OR 97269-2026
ph(503)652-9720 fax(503)652-9721

Contact : Mr. Herb Diede, Manager

連邦マーケティングオーダー第927号管理組織。オレゴン及びワシントン州内の冬なし産業を代表する12名の役員（生産者代表6名、取扱業者代表6名）及び彼等の代理人12名をもって構成される。役員の任期は2年間。出荷品位統制、生産流通関連研究、市場調査、販売促進にかかる事業が主要な活動分野である。97/98年度活動予算は\$7,264,658。

日常業務は、非営利マーケティング組織であるPear Bureau Northwest（121頁参照）に委託されている。

★ Papaya Administrative Committee

230 Kekuanaoa Street, Hilo, HI 96720
ph(808)969-1160

Contact : Mr. Emerson Llantero, Manager

連邦マーケティングオーダー第928号管理組織。ハワイ州内のパパイヤ産業を代表する13名の役員（生産者代表9名、取扱業者代表3名、中立役員1名）及び彼等の代理人13名をもって構成される。役員の任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と2名の補佐職員によって遂行される。97/98年度予算は\$623,000。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む販促活動が実

施されている。

★ Northwest Fresh Bartlett Marketing Committee

P. O. Box 22026, Milwaukee, OR 97222-4635
ph(503)652-9720 fax(503)652-9721

Contact : Herb Diede, President/CEO

連邦マーケティングオーダー第931号管理組織。ワシントン及びオレゴン州内の生鮮バーレット種西洋なし産業を代表する14名の役員（生産者代表8名、取扱業者代表6名）及び彼等の代理人14名をもって構成される。役員の任期は2年間。本オーダーの下では、出荷品位統制と市場調査及び開発事業が認可されているが、現時点では、品位統制及び出荷統計収集事業のみが実施されている。

日常業務は、非営利マーケティング組織であるPear Bureau Northwest（121頁参照）に委託されている。98/99年度活動予算は\$97,000。

★ Olive Administrative Committee

P. O. Box 7790, Fresno, CA 93747
ph(559)456-9096

Contact : Ms. Jan Nelson, Manager

連邦マーケティングオーダー第932号管理組織。カリフォルニア州内のオリーブ産業を代表する16名の役員（生産者代表8名、取扱業者代表8名）及び彼等の代理人16名をもって構成される。役員の任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と2名の補佐職員によって遂行される。97/98年度活動予算は\$2,159,265。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む販促活動が実施されている。

★ Almond Board of California

P. O. Box 3130, Modesto, CA 95353-3130
ph(559)549-8262 fax(559)456-549-8267

Contact : Mr. Rodger Wasson, Chief Executive Officer

連邦マーケティングオーダー第981号管理組織。カリフォルニア州内のアーモンド産業を代表する10名の役員（生産者代表5名、取扱業者代表5名）及び彼等の代理人10名をもって構成される。役員の任期は3年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と11名の常勤補佐職員及び1名の非常勤職員によって遂行される。97/98年度活動予算は\$11,333,876。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む販促活動が実施されている。賦課金徴収率はアーモンド1ポンド当たり2¢であるが、そのうちの1¢までを上限として、個々の取扱業者による宣伝経費として使用されることが認可されている。

★ Hazelnut Marketing Board

21595-A Dolores Wayne, Aurora, OR 97002
ph(503)678-6823

Contact : Ms. Polly Owen, Manager

連邦マーケティングオーダー第982号管理組織。オレゴン及びワシントン州内のヘーゼル

ナット産業を代表する10名の役員（生産者代表5名、取扱業者代表4名、中立代表1名）及び彼等の代理人10名をもって構成される。役員の任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と2名の補佐職員によって遂行される。97/98年度活動予算は\$565,190。市場調査、宣伝を含む販促活動が実施されている。

★ Walnut Marketing Board

1540 River Park Dr., Suite #101, Sacramento, CA 95815
ph(916)922-5888 fax(916)923-2548

Contact : Mr. Dennis A. Balint, Executive Director

連邦マーケティングオーダー第984号管理組織。カリフォルニア州内のくるみ産業を代表する10名の役員（生産者代表5名、取扱業者代表4名、中立代表1名）及び彼等の代理人10名をもって構成される。役員の任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と6名の補佐職員によって遂行される。97/98年度活動予算は\$2,391,289。生産流通関連研究、市場調査、宣伝を含む販促活動が実施されている。

★ California Date Administrative Committee

P. O. Box 1736, Indio, CA 92202-1736
ph(619)347-4510 fax(760)347-6374

Contact : Ms. Eugene Schmiedchen, Administrator

連邦マーケティングオーダー第987号管理組織。カリフォルニア州リバーサイド郡内のナツメヤシ産業を代表する9名の役員（生産者代表3名、生産／取扱業者代表6名）及び彼等の代理人9名をもって構成される。役員の任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される管理局長と1名の補佐職員（カリフォルニア州コミッショナーであるCalifornia Date Commissionの職員も兼務）によって遂行される。97/98年度活動予算は\$60,265。品位統制及びそれに伴う強制検査制度の管理が主要な活動分野である。

★ Raisin Administrative Committee

P. O. Box 5217, Fresno, CA 93755
ph(559)225-0520 fax(559)225-0652
Web site : www.raisins.org

Contact : Mr. Terry W. Stark, Manager

連邦マーケティングオーダー第989号管理組織。カリフォルニア州内のレーズン産業を代表する47名の役員（生産者代表35名、取扱業者代表10名、協同価格交渉団体代表1名、中立代表1名）をもって構成される。役員の任期は2年間。本委員会の主要な機能は、①過剰なレーズンの市場流入防止（出荷数量統制）、②出荷品位統制及び検査、③レーズン用ぶどうのポストハーベスト研究の3分野である。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と16名の補佐職員によって遂行される。97/98年度活動予算は\$1,600,000。

★ Prune Marketing Committee

5990 Stoneridge Drive, Suite 101, Pleasanton, CA 94588-0157
ph(925)734-0339 fax(925)734-0525

Contact : Mr. Richard L. Peterson, Executive Director

連邦マーケティングオーダー第993号管理組織。カリフォルニア州内の乾燥ブルーン産業を代表する22名の役員（生産者代表14名、取扱業者7名、公益代表1名）及び彼等の代理人22名をもって構成される。役員の任期は2年間。本オーダーの下では、出荷数量統制、出荷品位統制、そして市場調査及び開発事業が認可されているが、現時点では、数量及び品位統制と出荷統計収集事業のみが実施されている。

日常業務は、本委員会によって雇用された事務局長及び数名の職員（California Prune Boardの職員も兼務）によって遂行される。市場調査開発事業は、カリフォルニア州マーケティングオーダー管理組織であるCalifornia Prune Board（124頁参照）によって実施されている。1997/98年度予算は\$331,960。

★ California Tree Fruit Agreement (CTFA)

975 1 Street (P. O. Box 968), Reedley, Ca 93654-0968
ph(559)638-8260 fax(559)638-8842

Web site : www.caltreefruit.com

Contact : Jonathan Field, Manager

1933年にカリフォルニア州内の果樹生産者によって設立された非営利管理組織。発足以来、様々な果樹産業関連マーケティングオーダー管理組織の業務遂行にあたってきた。1999年3月31日現在、連邦マーケティングオーダー第916号の管理委員会であるNectarine Administrative Committee（116頁）、同第917号の管理委員会であるPeach Commodity Committee（116頁）、そしてカリフォルニア州マーケティングオーダーCalifornia Plum Marketing Programの管理委員会であるCalifornia Plum Marketing Board（124頁参照）の3委員会の業務管理組織として、これら3委員会によって決定される運営方針に基づき、日々の事業推進にあたっている。

事務局長以下のスタッフは、米国内主要販売拠点に配置された販促駐在員を含め20名である。カリフォルニア州内の生鮮市場向け核果類生産者のほとんどが、もも、ネクタリン及びプラムの複合経営を行っていることから、CTFAによる一括管理下での、より効率的かつ効果的な事業運営が図られている。

現時点における賦課金徴収率は18.5～20¢／標準出荷箱で、もも、ネクタリン、プラム各々の部門の年間活動予算は\$3,500,000～\$4,000,000、3品目合計で\$10,000,000～\$12,000,000である。平年、年間予算総額の15%前後が職員給与等の管理経費、約35%が連邦／州検査職員に委託して遂行される出荷品位検査経費、残る40%程度が生産関連リサーチ、市場調査、宣伝を含む米国内外市場での販促活動等の市場流通改善促進事業に活用されている。

★ Pear Bureau Northwest (PBN)

4382 S. E. International Way, Milwaukie, OR 97222-4635
ph(503)652-9720 fax(503)652-9721

Web site : www.usapears.com

Contact : Herb Dieder, President/CEO

1931年にオレゴン及びワシントン両州内の生鮮なし類生産者によって設立された非営利マーケティング組織。CTFAと同様に、発足以来、様々な果樹産業関連マーケティングプログラム管理組織の宣伝、販売促進業務遂行にあたってきた。1999年3月31日現在、連邦マーケティングオーダー第927号の管理委員会であるWinter Pear Control Committee(118頁参照)、同第931号の管理委員会であるNorthwest Fresh Bartlett Marketing Committee(119頁参照)、及びオレゴン州農産物コミッショングであるOregon Bartlett Pear commissionの市場流通促進関連業務管理組織として、3委員会の日常業務を遂行すると同時に、米国内外市場における生鮮なし類の消費拡大を図っている。会長、10数名の本部職員、米国内主要販売拠点に配置された駐在員、そして主要な輸出市場で現地雇用された職員を通じて、オレゴン及びワシントン州内の生鮮なし類生産者の利益拡大に向けた活動が展開されている。

2 州マーケティングオーダー等管理組織

1) カリフォルニア州

☆ California Cherry Advisory Board

33 East Oak Street, Lodi, CA 95240

ph(209)368-0685 fax(209)368-0686

Web site : www.califcherry.com

Contact : Mr. Jim Culbertson, Executive Manager

1993年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Cherry Marketing Program の管理組織。カリフォルニア州内のビング、ランパート及びパン種の3品種の生鮮おうとう産業界内部で選出された12名の役員(生産者代表6名、取扱業者代表6名)及び彼等の代理人12名をもって構成される。役員任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事業部長及び数名の補佐職員によって遂行される。1998/99年度活動予算は\$1,422,493。生産流通関連研究、市場調査、市場開発及び販売促進関連事業の分野での活動を行っている。

☆ California Citrus Research Board

323 West Oak, Visalia, CA 93291

ph(559)738-0246 fax(559)738-0607

Web site : www.citrusresearch.com

Contact : Mr. Ted Batkin, President

1968年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Citrus Research Program の管理組織。カリフォルニア州内の生鮮柑橘産業界内部で選出された12名の役員(生産者代表11名、公益代表1名)及び彼等の代理人12名をもって構成される。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長及び数名の補佐職員によって遂行される。職員給与等管理費以外の予算のすべてが、生産流通関連研究事業資金として使用される。

1998/99年度の賦課金徴収率は2.2¢/フィールド箱で、年間活動予算は前年度よりの繰り越し金も含め、\$3,221,715である。

☆ California Cling Peach Growers Advisory Board

531-D North Alta Avenue, Dinuba, CA 93618

ph(559)595-1425 fax(559)591-5744

Web site : www.ccp gab.com

Contact : Mr. Jim Meban, Manager

1996年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Cling Peach Marketing Program の管理組織。本オーダーは1960年代初頭に設立されたものの、1995年に産業界の意向で一旦廃止となり、1996年に再編成された。州内約800戸の缶詰用もも生産者を擁護する産業界内部で選出された26名の役員(生産者代表18名、生産者代表代理5名、公益代表1名、産業関連者代表2名)をもって構成される。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長1名によって遂行される。1998/99年度活動予算は\$2,197,100。生産流通関連研究、政府への働き掛け、米国内外での市場開発及び販売促進関連事業が主要な活動分野である。

☆ California Fig Advisory Board

3425 North First, Suite 109, Fresno, CA 93726

ph(559)224-3447 fax(559)224-3449

Web site : www.californiafigs.com

Contact : Mr. Ron Klam, Manager

1953年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Fig Marketing Program の管理組織。カリフォルニア州内の約50の乾燥いちじく生産者及び取扱業者を代表する。産業界内部で選出された10名の役員(生産者代表5名、加工業者5名)及び彼等の代理人10名をもって構成される。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長及び数名の補佐職員によって遂行される。1998/99年度活動予算は\$717,800。主要な活動内容は、出荷品位統制及び検閲(97頁)、生産流通関連研究、及び販売促進関連事業。本ボードによって遂行される生産流通関連研究事業の焦点が生産者及び取扱業者双方の意向を反映したものに絞られている一方、生産者が特に関心の深い分野での研究事業は、California Fig Institute(139頁参照)によって推進されている。

☆ California Pear Advisory Board

1521 "I" Street, Sacramento, CA 95814

ph(916)441-0432 fax(916)446-1063

Web site : www.calpear.com

Contact : Mr. Cris Zanobini, Executive Director

1992年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Pear Marketing Program の管理組織。カリフォルニア州内の生鮮及び加工用パートレット種西洋なし産業界内部で選出された14名の役員(生産者代表10名、生産者代表代理2名、産業関連者代表2名)及び彼等の代理人名をもって構成される。

日常業務は、本委員会によって雇用される事業部長及び3名の補佐職員によって遂行される。1998／99年度活動予算は\$2,704,616。主要な活動内容は、生産流通関連研究、販売促進、消費者教育、政府への働きかけ等である。

★ California Plum Marketing Board

975 "1" Street., Reedley, CA 93654-0958

ph(559)638-8260 fax(559)638-8842

Contact : Mr. Jonathan Field, Manager

1994年に設立されたカリフォルニア州農産物マーケティングオーダー California Plum Marketing Program の管理委員会。カリフォルニア州内の生鮮プラム（すもも）産業界内部で選出された13名の役員（全員生産者代表）及び彼等の代理人13名をもって構成される。出荷品位統制及び検査、生産流通関連研究、宣伝を含む販売促進が主要な活動分野である。

日常業務は、本委員会からの委託をうけた非営利管理組織 California Tree Fruit Agreement (121頁参照) の職員によって遂行される。1998／99年度活動予算は\$3,775,533。

★ California Prune Board

5990 Stoneridge Drive, Suite 101, Pleasanton, CA 94588-0157

ph(925)734-0150 fax(925)734-0525

Web site : www.prunes.org

Contact : Mr. Richard L. Peterson, Executive Director

1952年に設立されたカリフォルニア州マーケティングオーダー California Prune Marketing Program の管理組織。カリフォルニア州内の1,250戸の生産者及び20社の取扱業者を代表する。業界内で選出された22名の役員（生産者代表14名、取扱業者代表7名、公益代表1名）及び彼等の代理人22名をもって構成される。

日常業務は、本委員会によって雇用された事業部長と数名の補佐職員によって遂行される。宣伝を含む米国内外市場での販売促進事業を中心に、生産関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じてのプルーン生産支援とプルーン製品の市場維持拡大が図られている。1997／98年度の活動予算は\$9,014,875。

★ California Raisin Marketing Board

address

ph() fax()

Contact :

カリフォルニア州内生産者を対象とした全員投票の結果、1998年7月に設立された州マーケティングオーダー California Raisin Marketing Program の管理組織。州内約5千戸のレーズン生産者を代表する。前身の California Raisin Advisory Board は1994年に廃止され、組織及び活動内容が再編成されて、98年の本ボード設立の運びとなった。カリフォルニア州内のレーズン産業を代表する15名の役員（生産者代表13名、公益代表1名及び Cooperative Bargaining Association 代表者1名）及び彼等の代理人15名をもって構成される。1999年3月24日付けで、委員会役員への候補者受け付けの通達が、州食品農業省によって行われた。活動内容は、生産関連研究及び消費拡大の為の諸活動とされている。事務所所在地、日常業務管理スタッフ等は、本報告書作成時点では未定。

★ California Apple Commission

4974 East Clinton Way, Suite 125, Fresno, CA 93727

ph(559)456-0900 fax(559)456-0125

Web site : www.calapple.com

Contact : Mr. Kenton Kidd, President

1994年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッショング。前身は1986年に設立された有志組織 California Granny Smith Association。後に、グラニースミス以外の品種生産者をも含む California Apple Association と改名され、更に1994年に、州内の500余の商業生鮮りんご生産者全てを代表するコミッショングへと発展した。活動方針は、州生鮮りんご産業界内で選出された15名の役員（生産者代表9名、取り扱い業者代表3名、代理人3名）をもって構成される管理委員会によって決定される。役員任期は4年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長と3名の補佐職員によって遂行される。宣伝を含む米国内外市場での販売促進事業を中心に、生産関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じてのカリフォルニア州生鮮りんごの生産支援と市場の維持拡大が図られている。1998／99年度活動予算は\$1,365,146。

★ California Avocado Commission

1251 East Dyer Road, Suite 200, Santa Ana, CA 92705

ph(714)558-6761 fax(714)641-7024

Web site : www.avoinfo.com

Contact : Mr. Mark E. Affleck, President-CEO

1961年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッショング。州内約6,000戸のアボカド生産者を代表する。活動方針は、州アボカド産業界内部で選出された11名の委員（生産者代表6名、取扱業者代表4名、公益代表1名）及び役員4名（全員生産者）をもって構成される管理委員会によって決定される。委員／役員任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長と3名の補佐職員によって遂行される。宣伝を含む米国内外市場での販売促進事業を中心に、生産関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じてのカリフォルニア州産アボカドの生産支援及び市場の維持拡大が図られている。1998／99年度活動予算は\$1,685,084。

★ California Date Commission

P. O. Box 1736, Indio, CA 92202-1736

ph(760)347-4510 fax(760)347-6374

Web site : www.californiadates.org

Contact : Ms. Eugene Schmiedchen, Manager

1996年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッショング。州内20社のナツメヤシ取扱業者を代表する。1955年に設立された連邦マーケティングオーダー第987号の機能を補足する目的で設立された。活動方針は、産業界内部で選出された6名の役員（全て取扱業者代表）及び彼等の代理人をもって構成される管理委員会によって決定される。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と1名の補佐職員1名（California Date Administrative Committee の職員も兼務）によって遂行される。米国内外市場にお

ける販売促進事業、消費者教育及び研究事業が主要な活動である。1998／99年度活動予算是\$688,900。

★ California Grape Rootstock Improvement Commission

1521 "I" Street, Sacramento, CA 95814

ph(916)441-2031 fax(916)446-1063

Contact : Mr. Richard Matteis, Manager

1993年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。州内のぶどう台木取扱業者を代表する。活動方針は、産業界内部で選出された9名の役員及び彼等の代理人9名をもって構成される委員会によって決定される。役員任期は2年間。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長と補佐職員1名によって遂行される。カリフォルニア州立大学、その他へ委託しての生産関連研究を推進することが、唯一の活動機能である。1998／99年度活動予算は\$304,238である。

★ California Table Grapes Commission

392 West Fallbrook, Suite 101, Fresno, CA 93711-6150

ph(559)447-8350 fax(559)447-9184

Web site : www.tablegrape.com

Contact : Ms. Kathleen Nave, President

1968年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。州内600余の生食用ぶどう生産者を代表する。活動方針は、産業界内部で選出された19名の役員（生産者代表18名、公益代表1名）をもって構成される管理委員会によって決定される。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長、4名の本部職員及び5名の地方職員によって遂行される。宣伝を含む米国内外市場での販売促進活動を中心に、生産関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じてのカリフォルニア州産生鮮ぶどうの生産支援と市場の維持拡大が図られている。1998／99年度活動予算は、\$9,875,000である。

★ Lake County Winegrape Commission

P. O. Box 877, Lakeport, CA 95453

ph(707)995-3421 fax(707)995-3618

Contact : Ms. Shannon Gunier, Executive Director

1991年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。レイク郡内のワイン用ぶどう生産者を代表する。活動方針は、7名の委員をもって構成される管理委員会によって決定される。

日常業務は、同委員会によって雇用される職員1名によって遂行される。生産流通関連の科学的研究及び販売促進にかかる事業が主要な活動分野である。1998／99年度の活動予算は\$70,780である。

★ Lodi-Woodbridge Winegrape Commission

(Crush District #11 Local Commission)

1420 South Mills Avenue, Suite K, Lodi, CA 95242

ph(209)367-4727 fax(209)367-0737

Web site : www.lodiwine.com

Contact : Mr. Mark Chandler, Executive Director

1991年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。ローダイ及びウッドブリッジ地区内約600戸のワイン用ぶどう生産者を代表する。

日常業務は、本委員会によって雇用される事業部長及び3名の補佐職員によって遂行される。宣伝を含む販売促進活動を中心に、生産関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じての本地区産ワイン生産支援と市場拡大が図られている。地区内におけるワイン用ぶどう栽培に際し、薬剤の使用を最小限度に抑えた総合的病害虫防除システムを積極的に押し進めているユニークな組織としても知られている。1997／98年度活動予算は\$731,000。

★ California Pistachio Commission

1318 East Shaw Avenue, Suite 420, Fresno, CA 93710

ph(559)221-8294 fax(559)221-8044

Web site : www.pistachios.org

Contact : Ms. Karen Reinecke, President

1981年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。州内約500戸のピスタチオナッツ生産者を代表する。活動方針は、産業界内部で選出された17名の役員（生産者代表16名、公益代表1名）をもって構成される管理委員会によって決定される。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長及び5名の補佐職員によって遂行される。宣伝を含む米国内外市場での様々な販売促進事業を中心に、生産流通関連研究、政府への働きかけ、広報等の活動を通じてのカリフォルニア州産ピスタチオナッツの市場維持拡大が図られている。1998／99年度活動予算は\$4,908,301。

★ California Walnut Commission

1540 River Park Drive, Suite 203, Sacramento, CA 95815

ph(916)646-3807 fax(923)2548

Web site : www.walnut.org

Contact : Mr. Dennis A. Balint, Executive Director

1987年に設立されたカリフォルニア州農産物コミッション。州内約5,000戸のくるみ生産者を代表する。1948年に設立された連邦マーケティングオーダー第984号の機能を補足する目的で設立された。輸出市場での販売促進事業と政府への働きかけ、そして生産流通関連研究事業が主要な活動分野である。

日常業務は、本委員会によって雇用される事業部長及び6名の補佐職員によって遂行される。これら職員は連邦マーケティングオーダー第984号の管理委員会であるWalnut Marketing Board (120頁参照) の業務も兼務する。1998／99年度活動予算は\$8,174,811。

2) ワシントン州

★ Washington Apple Commission

2900 Euclid Ave. (P.O. Box 18), Wenatchee, WA 98807-0018

ph(509)663-9600 fax(509)662-5824

Web site : www.bestapples.com

Contact : Mr. Steve Lutz, President-CEO

1937年に設立されたワシントン州農産物コミッショング。州内約3,800戸のりんご生産者を含む州のりんご産業を代表する。産業界内部で選出された13名の役員（生産者代表9名、出荷業者代表4名）をもって構成される。宣伝、販売促進及びコミュニケーションを通じ、ワシントン州産生鮮りんごの世界市場での消費拡大を図ることが、本コミッショングの活動目標である。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長及び30数名の本部職員、全国11拠点に配置された小売り販促職員、同4箇所に配置されたフードサービス販促職員、そして主要な輸出市場に配置された現地雇いの販促職員によって遂行される。1997/98年度の賦課金徴収率は25¢／箱(40ポンド入り)、全活動予算は、農務省よりの輸出振興資金320万ドルを含む2,400万ドルである。1998/99年度は、より強力な販売促進活動の展開をめざし、賦課金率が40¢／箱に引き上げられ、活動予算総額は4,000万ドルに達している。

★ Washington State Fruit Commission

105 South 18th Street, Suite 205, Yakima, WA 98901
ph(509)453-4837 fax(509)453-4880

Web site : www.nwcherries.com

Contact : Ken Severn, President

1948年に設立されたワシントン州農産物コミッショング。ワシントン州内のものも、あんず、ブルーン、ネクタリン産業、そしてワシントン、オレゴン、ユタ及びアイダホ州の甘果おうとう産業を代表する。宣伝、販売促進及びコミュニケーションを通じ、ワシントン州産及び他の北西部州産核果類の消費拡大を図ることが、本コミッショングの活動目標である。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長以下23名の補佐職員によって遂行される。同コミッショングによって発行される月刊誌Good Fruit Growerは、最も優れた果樹及びぶどう産業関連雑誌の一つとして知られ、賦課金を支払う全ての会員に無料配布されるほか、米国全土、世界45か国で有料購読されている。年間平均活動予算は\$1,000,000。

★ Washington Tree Fruit Research Commission

P. O. Box 1009, White Salmon, WA 98672
ph(541)386-1008 fax(541)386-1177
Contact : Mr. George Ing, Manager

1969年に設立されたワシントン州農産物コミッショング。州内の全ての果樹農家を代表する。産業界内部で選出された9名の役員（全て生産者）をもって構成される。果樹の生産流通に関連した科学的研究事業の優先性を決定し、これに資金割り当てを行うことが本コミッショングの主要な活動である。

日常業務は、本委員会によって雇用される事務局長によって遂行される。年間平均活動予算は\$3,000,000である。

★ Washington Wine Commission

500 Union Street, Suite 945, Seattle, WA 98101
ph(206)667-9463 fax(206)583-0573
Web site : www.washingtonwine.org
Contact : Mr. Steve Burns, Executive Director

1987年に設立されたワシントン州農産物コミッショング。州内のワイン用ぶどう生産者及びワイン醸造業者を代表する。産業界内部で選出された11名の役員（生産者代表、卸売業者代表）及び州知事代表1名の計12名をもって構成される。生産流通関連の研究、宣伝、販売促進及びコミュニケーションを通じ、ワシントン州産ワインの消費拡大を図ることが、本コミッショングの活動目標である。

日常業務は、本委員会によって雇用される会長以下4名の職員によって遂行される。これらの職員は、州内ワイン産業内の任意団体であるWashington Wine Institute（政治的働き掛けが主要な活動）の職員も兼務する。1999年度の活動予算は\$500,000である。

第2節 その他の主要な業界内組織

1 全米／広域組織

[りんご]

★ U. S. Apple Association

6707 Old Dominion Drive, Suite 320, McLean, VA 22101
ph(703)442-8850 fax(703)790-0845
Web site : www.usapple.org

1970年にInternational Apple Instituteとして設立、96年にU.S. Apple Associationと改名された。米国及び世界各地のりんご生産者、選果出荷業者、流通業者、加工業者、その他りんご産業関連業者の有志団体。1999年3月現在の個人会員は約500名、グループ会員（州コミッショング等）によって代表される会員の合計は9,000名にのぼっている。

本協会の主要な活動は、①りんご産業の利益代表としての政府への働き掛け、②全国報道機関、健康医療機関、教育機関等を通じてのりんご消費拡大促進、そして、③会員を対象とした教育、情報提供サービスである。同協会が主催する毎年恒例の夏季大会（Marketing Clinic）及び春季大会（Spring Convention）は、業界内における有益な情報収集、交流の場として知られている。

[とうとう]

★ Cherry Marketing Institute

P. O. Box 30285, Lansing, MI 48909-7785
ph(517)669-4264 fax(517)669-3354
Web site : www.cherrymkt.org

1988年に設立された非営利組織。全国酸果おうとう総生産量の90%のシェアを占めるミシガン、ウィスコンシン及びユタの3州内の生産者の有志団体。

本組織の主要な活動は、販売促進事業及び新加工製品開発による酸果おうとうの消費拡大を図ることにある。連邦農務省輸出振興資金を使用した輸出市場開拓事業の対象は、日本を中心とした東アジア地区に焦点が絞られている。同協会によって雇用される職員は、ミシガン州で生産される甘果おうとうの販売促進にあたるMichigan Cherry Committeeの職員も

兼務している。

☆ National Cherry Growers and Industries Foundation

P. O. Box 946, Hood River, OR 97031

ph(541)386-7710

1946年に、過剰なおとう加工製品の輸入阻止を目的として設立された加工用おとう生産者の非営利組織。米国的主要な加工用おとう生産州であるカリフォルニア、ユタ、アイダホ、ミシガン、オレゴン、ニューヨーク及びワシントン州内の生産者の有志団体。

現在の主要な活動は、発足当初の目的に加え、マラシノチェリー、缶詰チェリー、冷凍チェリー等の販売促進活動も推進している。会員の中から選出される18名の役員によって活動方針が決定される。活動資金は、会員から徴収される会費に加え、オレゴン、ワシントン、カリフォルニア、ミシガン及びユタの各州政府からの交付金によって賄われる。

[柑橘類]

☆ International Society of Citriculture

700 Experiment Station Road, Lake Alfred, FL 33850

ph(941)956-1151 fax(941)956-4631

Web site : http://tangelo.lal.ufl.edu/ISC_Citrus_homepage.htm

柑橘類の研究、生産及び利用にかかわる情報の交換及び話し合いを目標とする国際フォーラム。1968年にカリフォルニア州立大学創立100年祭の一環として催された「国際柑橘シンポジウム」の場で、国際的な柑橘研究情報の交換、相互援助組織を結成することの必要性が話し合われたのが、本組織設立のきっかけとなった。第1回世界柑橘会議（Citrus Congress）は73年にスペインで開催され、以降3～5年ごとに、米国、オーストラリア、日本、ブラジル、イスラエル、イタリア、南アフリカで、計7回の大会が開かれた。次回の会合は2000年12月に米国フロリダ州オーランドで開催の予定となっている。

本フォーラムは、柑橘の研究・教育に携わるものが会員の主体であるが、柑橘産業に興味を持ち、本組織の会員登録ができる。

[ぶどう]

☆ American Society for Ecology and Viticulture

1784 Picasso drive, suite D, Davis, CA 95616

ph(916)753-3142 fax(916)753-3318

Web site : www.ajev.com/society.htm #ASEV

1950年にワイン製造業者及び研究者によって設立された非営利組織。現在、米国内各地及び日本に、約2,200会員と75の準会員（ワイン関連産業界のメンバー）を持つ。ワイン用ぶどう生産及びワイン製造にかかわる研究を支援、促進することが本組織の目標であり、年大会、機関及びニュースレター発行、セミナー等を通じて、目標達成が図られている。

☆ American Vineyard Foundation

P. O. Box 414 Oakville, CA 94562

ph(707)967-9307

Web site : www.avf.org

1978年に、American Society of Ecology and Viticultureによって設立された非営利科学教育組織。ワイン用ぶどう及びワイン製造にかんする研究事業推進のための資金集めが、主要な活動である。

☆ American Vintners Association

1200 G Street, N. W. suite 360, Washington, D.C. 20005

ph(800)879-4637 fax(202)347-6341

Web site : www.americanwineries.org/ava/winelinks.htm

1978年に、米国東部地区のワイン製造業者達により、Association of American Vintnersとして設立された。当初の目的は、会員相互の情報交換、業界利益団体としての立法政府、規制機関への働きかけ、そして会員への有利な団体保険サービスの提供にあった。その後、会員数及び会員の地理的分布が拡大し、91年に、National Vintners Assosiationとの合併が成立し、今日の American Vintners Association が誕生した。現在、米国随一のワイン生産州であるカリフォルニア州を含む全国40州内に500余の会員を持つ。連邦レベルでの政治的働きかけに加え、ワイン消費拡大に向けての様々な研究、販促事業が現在の主要な活動分野である。医療健康機関を対象とした啓蒙促進組織である American Wine Alliance for Research & Education の業務管理も行っている。

☆ Concord Grape Association

5775-G Peachtree-Dunwoody Road, Suite 500, Atlanta, GA 30342

ph(404)252-3663 fax(404)252-0774

Web site : www.concordgrape.org

北米大陸原産のコンコード種（ジュース用）ぶどうの生産者及び加工業者によって設立された非営利組織。会員のコンコード種ぶどう取扱量の合計は、米国総計の90%を占める。会員の多くはぶどう果汁製造、梱包、販売業者である。会員間の作柄、その他の情報交換、立法、規制に携わる政府機関への働きかけが主要な活動分野である。

[も も]

☆ National Peach Council

12 Nicklaus Lane, Suite 101, Columbia, SC 29229

ph(803)788-7101 fax(803)865-8090

米国内の生鮮及び冷凍市場向けもも生産者によって組織された非営利組織。会員数は400～500で、うち約200はカリフォルニア州内の生産者である。もも産業に関わる立法及び規制関連政府機関への働きかけが主要な活動である。特に、冷凍ももの全国給食事業による調達促進の分野で大きな影響力を持っている。

[な し]

☆ Pacific Northwest Canned Pear Service

c/o Washington State Fruit Commission

105 S. 18th Street, Suite 205, Yakima, WA 98901

ph(509)453-4837 fax(509)453-4880

Web site : www.pnw-cannedpears.com

Contact : Ken Severn, Manager

オレゴン、ワシントン州内の缶詰加工用なし生産者／加工業者によって設立された非営利組織。消費者への情報提供を通じて缶詰なしの消費拡大を図ることが主要な機能である。本組織の職員は、ワシントン州農産物コミッションの一つである Washington State Fruit Commission (128頁参照) の職員によって兼務されている。

[果実一般]

★ American Society for Horticultural Science

600 Cameron Street, Alexandria, VA 22314-2562

ph(703)836-4606 fax(703)836-6838

Web site : www.asha.org

Contact : Michael W. Neff, Interim Executive Director

1903年に設立された非営利団体。会員への教育機会、最新情報等の提供を通じて、園芸科学にかかわる研究及び教育を促進することが主要な目的。米国全土及び世界100か国に4,500名の会員を有する。会員の内訳は、園芸作物関連研究者、教育者、農業普及員、生産者、出荷業者、加工業者等と多彩である。毎年恒例の国際会議、セミナー等の開催、刊行物発行の他、会員の就職口探しの支援も行う。

★ Northwest Horticultural Council

6 South 2nd Street, Suite 903, Yakima, WA 98901

ph(509)453-3193 fax(509)457-7615

Contact : Christian Schlect, President

Web site : www.nwhort.org

1947年に、太平洋岸北西部地区果樹產品出荷業者達の課題であった輸送問題の解決をめざした政治的働き掛けを行うことを目的に結成された。徐々に対応領域が拡大され、現在は、雇用労働者、農薬、食品安全、国際貿易関連の諸問題に関与している。会員の代表として、これらの分野における政府への働き掛け並びに政府と連携した活動を行う。近年は、なし類、りんご、甘果おうとう、その他の果樹產品の国際市場開拓に大きく貢献した。

活動経費は、会員であるアイダホ、オレゴン及びワシントン州内の10農業団体 (Fruit Growers League, Hood River Growers-Shipper Association, Idaho Apple Commission, Oregon Bartlett Pear Commission, Oregon Sweet Cherry Commission, Washington Apple Commission, Washington State Fruit Commission, Wenatchee Valley Traffic Association, Winter Pear Control Committee 及び Yakima Valley Growers-Shippers Association) からの賦課金によって賄われる。

★ Northwest Fruit Exporters

105 South 18th Street, Yakima, WA 98901

ph(509)576-8004 fax(509)576-3646

Contact : Jim Archer, Manager

1970年代に解禁となった日本向け生鮮おうとう輸出業務の窓口として設立された非営利

組合。日本向け輸出に関わる北西部地区生鮮おうとう生産者、出荷業者及び輸出業者間の事務的作業の調整、日本向け輸出に義務付けられた出荷プロセスの遂行指導が主要な業務であったが、92年にりんご部門が新設され、メキシコ、中国及び日本向け生鮮りんご輸出推進窓口としての機能も果たすようになった。

連邦農務省と連携した輸出流通促進業務（例えば、生産者／出荷業者向けの日本向け生鮮おうとう輸出手引き書の作成等）、輸出運送手段の手配等が主要な活動である。

★ Pacific Northwest Fruit Tester's Association

1101 West Orchard Avenue, Selah, WA 98942

ph(509)697-8133 fax(509)697-7118

Contact : Tom Waliser, President

民間のりんご及びなし品種共同試験評価組織。北西部地区内各地に在住する会員間で、各々の地点で得られた新たな品種の生育試験結果を分かちあうことにより、品種評価研究の効率性を高めることを目的として設立された。年1回開催の試験結果発表会議は、Washington State Horticultural Association の年大会の場で発表されている。

★ International Dwarf Fruit Tree Association

14 South Main Street, Middleburg, PA 17842

ph(717)837-1551 fax(717)837-0090

Contact : Mr. Charles Ax, Business Director/Dr. Bruce Barratt, Education Director

1958年に、果樹の矮化栽培に関する会員への情報サービス、会員間の情報交換を通じ、矮化栽培知識及び実践技術の向上を図ることを目的に設立された。米国、カナダ、その他30か国に1,200名の会員を有する。会員の内訳は、矮化栽培に興味のある生産者、苗木業者、研究者等である。年大会、フィールド訪問、季報発行等を通じて目標の達成が図られる。

★ Northwest Nursery Improvement Institute

P. O. Box 10072, Yakima, WA 98909

ph(509)576-3047 fax(509)454-7858

Contact : Mr. Murit Aichele, Manager

落葉果樹の苗木増殖及び新品種開発を目的に設立された非営利組織。ワシントン州を中心とする米国北西部地区の落葉果樹苗木業者及び台木生産者をもって構成される。ワシントン州立大学、連邦農務省農業研究局への委託試験研究事業が主要な活動分野である。

[カットフルーツ]

★ International Fresh-cut Produce Association

1600 Duke Street, Suite 440, Alexandria, VA 22314

ph(703)299-6282 fax(703)299-6288

Web site : www.fresh-cuts.org

Contact : Mr. Edith Garrett, President

生鮮野菜及び果実を対象としたフレッシュカット技術情報の交換と相互扶助を目的に、一部の加工業者によって、1987年に National Association of Fresh Produce Processors と

して設立された。その後、加入会員数が増大すると同時に、その会員の地理的分布も米国外にまで拡張したことから、98年に、現在の名称に改名された。98年末現在の会員数は約500で、その15%は米国外会員である。会員の職種カテゴリーをみると、45%がフレッシュカット加工業者（その多くは原料青果の生産者でもある）、48%が加工機械製造業者、梱包資材供給業者等のフレッシュカット産業関連業者、そして残る7%が政府及び大学関係者となっている。

本協会の主要な機能は、会員に対する技術的情報提供と業界の利益代表となることにある。年1回開催される総会及び展示会に加え、セミナー、地区別地方大会、電話による個別の技術支援、会報発行等が主要な情報交換提供事業である一方、食品安全規制にかかる政府への働きかけが利益代表としての主要な活動である。活動方針は全会員の中から選出される14名の役員／委員によって決定され、日常業務は6名の常勤雇用スタッフによって遂行されている。

[冷凍フルーツ]

- ★ American Frozen Food Institute
2000 Corporate Ridge, Suite 1000, McLean, VA 22102
ph(703)821-0770 fax(703)821-1350

Web site : www.affi.com

Contact : Mr. Steven C. Anderson, President/CEO

1940年代に設立された米国の冷凍食品製造業者組織。98年末現在の会員数は586で、これら会員の冷凍食品製造量の合計が全国総計に占める比率は90%にのぼっている。業界を代表して政府への働き掛けを行うことが最も主要な機能であるが、冷凍食品関連規制が制定されるに当たって、政府への技術的指導を行う権威を維持していることでも知られている。業界内の統計資料収集、年大会、セミナー、会報発行等を通じて、会員への情報サービスが図られている。

[有機フルーツ]

- ★ Organic Trade Association
50 Miles Street (P. O. Box 1078), Greenfield, MA 01302
ph(413)774-7571 fax(413)774-6432

Web site : www.ota.com

Contact : Ms. Katherine DiMatteo, Executive Director

1984年にOrganic Foods Production Association of North Americaとして設立された。その後、食品以外の有機産物を包含する会員が増大したことから、94年に現在の名称に改名された。会員は、米国及びカナダの有機産物生産者、出荷業者、加工業者、認証団体、生産者団体、コンサルタント、流通業者、小売業者等で、99年3月末現在、約1,000の個人及び団体が会員として登録されている。

有機産物の交易振興を通じて、農業の持続可能性を促進すること、「有機」の定義、価値に厳格に立脚したリーダーシップをとることが主要な活動目標である。現在、米国連邦農務省で作業が進められている「米国有機食品基準」設定の過程で、大きな貢献をした。有機農

業及び有機産物への一般の理解向上促進のための広報活動、産業界の利益代表としての政府への働き掛け、環境保全及びバランスのとれた自然の生態系の維持を目的とした諸事業等の活動が遂行されている。活動方針は、会員の中から選ばれた15名の役員によって決定され、日常業務は事業部長及び数名の雇用職員によって遂行される。

[果 汁]

- ★ National Juice Products Association
400 North Tampa Street, Suite 2300, Tampa, 33601
ph(813)273-6572 fax(813)273-4396

Web site : www.njpa.com

果実、野菜ジュース及び飲料加工業者及び同産業関連業者によって設立された非営利有志団体。業界の利益代表として、食品安全、輸出入交易、品質管理及び表示規制等に係わる政府その他組織への働き掛けを行う他、会員への情報収集提供サービス、加工流通関連事業も推進する。日常業務は、同協会によって雇用された4名の職員によって遂行される。

[ナツ類]

- ★ Northern Nut Growers Association, Inc.
654 Beinhower Road, Etters, PA 17319
ph(717)938-6090 fax(717)937-6090*51

Web site : www.icserv.com/nnga/

Contact : Mr. David Johnson, President

1911年に設立されたナツ業界内組織。米国内及び世界15か国に在住するナツ生産者、農業試験場職員、教育者、研究者、育種業者、苗木業者等を構成メンバーとする。ナツ生産に関わる情報提供、会員間の情報交換が主要な活動である。活動方針は、会員の中から選出される9名の役員によって決定され、日常業務は会長を含む4名の雇用職員によって遂行される。

2. カリフォルニア州内組織

[りんご]

- ★ Apple Hill Growers Association
P. O. Box 494, Camino, CA 95709
ph(530)644-7692 fax(530)644-7975

Web site : www.applehill.com

カリフォルニア州サクラメントバレー東縁のシェラネバダ山脈山麓地区に位置する16戸の農家により、情報交換を主目的として1964年に設立された。ワシントン州産との競合に苦悩していた地場りんご産業を再興させる目的で、観光りんご産業のアイディアを取り入れ、これが見事に成功を収めた。現在、クリスマスツリー農家、ワイナリー等をも含む約50農家が加盟し、総合的観光農園団体へと発展した。

[あんず(アブリコット)]

☆ Apricot Producers of California

2125 Wylie Drive, Suite 2-A, Modesto, CA 95355

ph(209)524-0801 fax(209)524-3840

Web site : <http://apricotproducers.com>

1961年に、カリフォルニア州内の乾燥あんず生産者によって設立された非営利協同組合。会員と加工業者との団体価格交渉機関としての機能を果たすことが、本組合が設立された主要な目的であるが、加工業者と協調した販売促進、流通促進事業も行っている。

☆ California Apricot Council

847 Sansome Street, Suite 200, San Francisco, CA 94111

ph(415)392-2666 fax(415)398-1786

Web site : www.califapricot.com

1996年に設立された州内生鮮あんず販売促進団体。かつて、カリフォルニア州内の生鮮／加工用の全てのあんずを対象とした州マーケティングオーダーが存在したが、96年の全員投票の結果、廃止となり、生鮮向け生産者の有志が集まって、この団体が組織された。年会費によって展開される事業の80%は流通向け販売促進、残る20%が消費者向け販促である。また市場別では、全予算の70%が国内市場向け、残る30%がメキシコ及びカナダ市場向けに適用される。

[アボカド]

☆ Calavo Growers of California

2530 Red Hill Avenue, Santa Ana, CA 92705

ph(949)223-1111 fax(949)223-1112

Web site : www.calavo.com

カリフォルニア州内最大のアボカド生産者協同販売組合。1924年にThe California Avocado Growers Exchangeとして設立されたが、後に現在の名称に改名された。カリフォルニア州内はもとより、メキシコ、チリ及びニュージーランドの生産者をも含む1,600生産者の生鮮アボカド、グワカモーレ(アボカドベースのソース)及び生鮮パパイヤの販売を手がける。

☆ California Avocado Society

7021 Meadowview Court, Ventura, CA 93003

ph(805)644-1184 fax(805)644-1184

Web site : west.net/~lsrose/cas/

1915年に設立されたカリフォルニア州アボカド産業界の非営利有志組織。生産に関連した科学的・技術的研究事業の推進、情報収集提供、利益代表としての政治的働き掛け、カリフォルニア州立大学農業普及所と協調したセミナー開催等による会員教育等が主要な活動である。

[おうとう]

☆ California Cherry Export Association

☆ California Cherry Growers & Industries Foundation

33 East Oak Street, Lidi, CA 95240

ph(209)368-0685 fax(209)368-4309

Web site : califcherry.com

Cherry Export Associationは、1987年の対日生鮮おうとう輸出解禁を契機に、輸出に携わる出荷業者達によって設立された。日本政府によって義務付けられた輸出検疫、その他を推進、監督することが主要な目的であった。今日では、日本以外の全ての輸出市場への出荷窓口としての機能を果たしている。

Cherry Growers & Industries Foundationは、州内生鮮おうとう生産者有志によって1960年代に設立された。生産流通関連研究事業の資金徴収とその割り当てが主要な活動内容であったが、93年に州マーケティングオーダー管理組織であるCalifornia Cherry Advisory Board(122頁参照)が設立され、研究活動推進の機能は同委員会に移行した。現時点では、毎年恒例のチェリーカイーン祭の主催、奨学金交付等のわずかな活動を行っているのみで、近い将来、組織が解消される見通しである。これら2団体は、いずれもCalifornia Cherry Advisory Boardと事務所を共有し、その日常業務は、同委員会の職員によって処理されている。

[柑橘類]

☆ California Citrus Mutual

512 North Kaweah Avenue, Exeter, CA 93221-1200

ph(559)592-3790 fax(559)592-3798

1977年に、州内生鮮柑橘生産者有志によって設立された非営利組織。業界内部でのコミュニケーション、教育及び利益代表活動を通じて、州柑橘産業の発展を図ることが主要な目的である。会員の柑橘栽培面積の合計は10万エーカーで、これは州内総計の3分の1強に相当する。サンホアキンバレー内の柑橘生産者が会員の主体となっている。

活動方針は全会員の中から選出される25名の委員によって決定され、6名の雇用職員によって実行に移される。週刊ニュースレター、年総会、トレードショー、セミナー、ワークショップ、政治的働きかけ等により、目標の達成を図ろうとするものである。

☆ California Citrus Quality Council

3191 Temple Avenue, Suite 1155, Pomona, CA 91768-3254

ph(909)595-4549 fax(595)595-7102

カリフォルニア州マーケティングオーダーCalifornia Citrus Research Board(97頁表4-2参照)の下に組織された非営利生産者組織。州内で生産される生鮮柑橘類の品質管理及び安全性確保を図るために、政府各官庁及び研究機関との連携を保つことを主要な職務とする。活動経費は、California Citrus Research Boardの予算の一部によって賄われる。

☆ Sunkist Growers, Inc.

14130 Riverside Drive, Sherman Oaks, CA 91423

ph(818)986-4800 fax(818)379-7511

Web site : www.sunkist.com

1893年に、カリフォルニア州南部地区の柑橘類生産者によって設立された協同出荷組合。発足当初は Southern California Fruit Exchange と命名されたが、後に組合員がカリフォルニア州内のその他の地区の柑橘生産者にまで拡大したことから、1905年に California Fruit Growers Exchange と改名、更に 1908年に、宣伝商標として採用された「サンキスト」と同調する Sunkist Growers, Inc と改名された。

現在、カリフォルニア及びアリゾナ両州の生産者を含む 6,500 強の会員を有し、これら会員の柑橘栽培面積の合計は、上記 2 州内の柑橘栽培面積総計の約 3 分の 2 を占めるに至っている。本組合は、米国西海岸で最大規模の柑橘加工工場を所有し、生鮮市場向けに不適な果実を果汁、油、その他の製品に加工してサンキストブランドのもとに販売する他、世界各地の食品加工業者に「サンキスト」の商標使用免許を発行して、商品の無駄のない使用とブランドの知名度向上を図っている。

98 年度の総売り上げ額は \$1,068,743,000 で、その 85% が米国内及び世界各地への生鮮柑橘類販売によってもたらされた。サンキスト生産者組合は、米国内外市場へのマーケティング、加工製品開発製造、生産流通関連研究等の部門をも包含する世界最大の青果類協同出荷組織である。

[も も]

★ California Canning Peach Association

3685 Mt. Diablo Boulevard, Suite 200, Lafayette, CA 944549

ph(925)284-9171 fax(559)284-4217

Web site : www.calpeach.com

1922年に設立された缶詰加工用粘核種もも生産者の団体価格交渉機関。カリフォルニア州の加工用もも総生産量の 75% を占める生産者約 600 名を会員とする。現在の本組織の活動は、缶詰、冷凍及び果汁加工業者、ベビーフード製造業者等との価格交渉の他、販売促進分野にも及んでいる。

活動方針は、11 の生産地区を代表する 11 名の役員によって構成される役員会によって決定され、実質的な事業推進は、本組織によって雇用される職員によって遂行される。ラフェイッテ本部の他に、ユニバシティー及びセレスに地方事務所を構えている。

★ California Freestone Peach Association

1704 Herndon Road, Ceres, CA 95307

ph(209)538-2372 fax(209)537-1047

州内中小規模の離核種のもも生産者によって設立された団体価格交渉機関。会員を代表して缶詰加工業者との価格交渉にあたる。上記の California Canning Peach Association の職員が、本協会の業務も兼務する。

[な し]

★ California Pear Growers

4600 Northgate Boulevard, Suite 210, Sacramento, CA 95834

ph(916)924-0530 fax(916)924-0904

1953年に、California Canning Pear Association として設立された。カリフォルニア州サンホアキン、サクラメント、レイク及びメンドシーノの 4 郡内の加工用パートレット種西洋なし生産者及び加工業者の約 250 を会員とする。主要な活動は、生産者と加工業者間の価格交渉／調停、消費動向及び市場調査、消費拡大のための新製品開発研究、出荷情報収集、会員への情報、教育サービス等である。

[ふ ど う 及 び ワ イ ン]

★ California Association of Winegrape Growers

555 University Avenue, Suite 250, Sacramento, CA 95825

ph(916)924-5370 fax(916)924-5374

Web site : www.cawg.org

1974年に設立されたカリフォルニア州内ワイン及びジュース用ぶどう生産者の利益代表団体。ワイン産業に関わる立法、規制関連の政府機関への働き掛けが主要な活動であるが、消費拡大事業、科学的研究事業も実施している。ワインの輸出市場拡大のため活動に関しては、Wine Institute 及び American Vintners Association と協調した活動を行う。

★ Family Winemakers of California

1400 K Street, Suite 304, Sacramento CA 95814

ph(916)498-7500 fax(916)498-7505

Web site : www.familywinemakers.org

1991年にカリフォルニア州内の中小規模のワイン製造業者を中心に設立された非営利組織。現在約 340 の業者が会員となっている。カリフォルニア州レベルでの政府への働き掛けが主要な活動であるが、会員への規制遵守指導、毎年恒例のワイン試飲会を通じてのワイン消費拡大、啓蒙活動も行っている。

★ California Wine Institute

425 Market Street, Suite 1000, San Francisco, CA 94105

ph(415)512-0151 fax(415)442-0742

Web site : www.wineinstitute.org

1934年に設立された。カリフォルニア州内の主要なワイン製造業者 80 及びワイン産業関連業者 370 を含む計 450 の会員を有する。カリフォルニアワイン業界の利益代表としての政治的働き掛け、消費者教育、消費拡大のための科学的研究事業推進等が主要な活動分野である。サンフランシスコの本部の他、カリフォルニア州都サクラメント及びワシントン D.C. にも事務所を構えている。

[乾 燥 果 実 及 び ナ ッ ツ 類]

★ California Fig Institute

3425 North First St., Suite 109, Fresno, CA 93726

ph(559)224-3447 fax(559)224-3449

Web site : www.californiafigs.com

カリフォルニア州の乾燥いちじく生産者によって設立された非営利有志団体であるが、実

質的には、州マーケティングオーダー管理組織であるCalifornia Fig Advisory Board (123頁参照)に属する州内の全ての商業乾燥いちじく生産者を会員としている。

カリフォルニア州立大学との密接な協調による生産関連研究事業の推進が主要な活動である。本組織の日常業務は、California Fig Advisory Board の職員によって遂行されている。

★ Valley Fig Growers

P. O. Box 1987, Fresno, CA 93718

ph(559)237-3893 fax(559)237-3898

Web site : www.valleyfig.com

1959年に設立された協同出荷組合。州内乾燥いちじく総生産量の約40%のシェアを占める50名程のいちじく生産者を組合員とする。北米地区最大の乾燥いちじく出荷組合である。

★ Prune Bargaining Association

335 Teagarden, Suite B, Yuba City, CA 95991

ph(530)674-5636 fax(530)674-3804

カリフォルニア州乾燥ブルーン生産者によって設立された団体価格交渉機関。約1,400の生産者を代表する。

★ Sunsweet Growers

901 North Walton Avenue, Yuba City, CA 95993

ph(530)674-5010 fax(530)751-5212

1917年に創立した乾燥ブルーン生産者の大手協同加工出荷組合。650名の会員を有する。設立当初の取り扱い品目はブルーンのみであったが、現在は、乾燥トマト、もも、りんご等の品目の製造販売に当たっている。

★ Raisin Bargaining Association

3425 North First Street, Suite 209, Fresno, CA 93726-6819

ph(559)221-1925 fax(559)221-0725

カリフォルニア州レーズン用ぶどう生産者の価格交渉団体。

★ Sun-Maid Growers of California

13525 South Bethel Avenue, Kingsburg, CA 93631

ph(559)896-8000 fax(559)897-2362

Web site : www.sun-maid.com

カリフォルニア州内の大手レーズン生産者協同加工出荷組合。1998年度総売り上げ額は2億140万ドルで、その40%が日本及び英国を中心とする輸出市場向け販売によってもたらされた。

★ Almond Hullers' Processing Association

2350 Lecco Way, Merced, CA 95340

ph(209)723-7661 fax(209)723-7943

Web site : www.ahpa.net

カリフォルニア州内のアーモンド殻取り業者の利益代表として、政治的働き掛け、情報収

集提供、科学的研究事業推進、団体保険サービス等の活動を行う非営利有志団体。

★ Blue Diamond Growers

1802 C Street, Sacramento, CA 95814

ph(916)442-0771 fax(916)446-8620

Web site : www.bluediamondgrowers.com

1910年に設立されたアーモンド製品協同出荷組合。カリフォルニア州で生産されるアーモンドの3分の1以上のシェアを占める約4,000の生産者を組合員とする。ツリーナッツの加工販売業者としては、世界最大規模を誇り、年間平均販売額は5億ドルにのぼる。米国内はもとより、世界90か国に輸出している。

★ California Macadamia Society

P. O. Box 1298, Fallbrook, CA 92088

ph(760)728-8081-3893

Web site : <http://hometown.aol.com/teeterjs/cms.html>

1954年にカリフォルニア州内のマカデミアナッツ生産者によって設立された非営利有志団体。会員間の情報交換、教育セミナーによる生産技術向上、マカデミアナッツの消費拡大事業が主要な活動内容である。

★ Diamond Walnut Growers, Inc.

1050 South Diamond Street (P. O. Box 1727), Stockton, CA 95205

ph(209)467-6000 fax(209)467-6714

Web site : www.diamondwalnut.com

1912年にCalifornia Walnut Growers Associationとして設立された州内くるみ生産者の出荷協同組合。州内くるみ総生産量の約50%のシェアを占める米国くるみ業界最大の加工出荷販売業者。2,300の生産者を会員とし、98年度販売総額は2億500万ドルである。世界最大の規模を誇るストックトン市のくるみ加工施設に加え、イリノイ及びアラバマ州内にもナッツ処理加工工場を所有し、ミックスナッツ製品の製造・販売も行っている。

★ Dried Fruit Association of California (DFA)

710 Striker Avenue, Sacramento, CA 95834

ph(916)561-5900 fax(916)561-5906

Web site : www.dfaofca.com

1908年に設立された非営利食品試験検査機関。カリフォルニア州内で生産される乾燥果実及びナッツの95%以上の検査に携わる。本組織が発行する品質認定書は世界的に権威がある。本報告書に掲載されたカリフォルニア州内の主要な乾燥フルーツ及びナッツの生産者協同出荷組合の多くがこのDFAの会員であり、このDFAによる品質検査を受けた後に、市場出荷を行っている。

★ Sun-Diamond Growers of California

5568 Gibralter Drive, Pleasanton, CA 945588

ph(925)463-8200 fax(925)463-7492

Web site : www.sundiamond.com

1980年に、Diamond Walnut Growers, Inc. Sun-Maid Growers of California, Sunsweet Growers Inc., Valley Fig Growers 及び Hazelnut Growers of Oregon の 5 生産者組合を会員として設立された販売支援組織。設立当初は、上記会員の実質的な販売事業に携わったが、現在は経理事務管理のサービスのみを行っている。

[果実一般 その他]

★ California Grape and Tree Fruit League

1540 East Shaw, Suite 120, Fresno, CA 93710-8000
ph(559)226-6330 fax(559)222-8326

Web site : www.cgtfl.com

1936年に設立されたカリフォルニア州内果樹、ぶどう生産出荷業者の有志団体で、約 350 の会員を有する。労働者、環境、国内及び輸出市場等にかかる政治的働き掛けが主要な活動であり、退職金投資相談、グループ保険サービス、セミナー及びワークショップを通じての情報教育活動等も行っている。

★ California Rare Fruit Growers

11261 Davenport Road, Los Alamitos, CA 90720
ph(562)430-5366 fax(562)430-5366

Web site : www.crfg.com

1968年に設立されたアマチュア果樹生産者団体。この種の非営利団体としては世界最大規模のもので、米国内及び世界 29 か国に、約 3,000 名の会員を有する。珍しい果実類の全てを対象とした会員間の情報交換、教育セミナー、一般への広報事業等が主要な活動であるが、特に食用となる亜熱帯果実及び未知の果実にターゲットが絞られている。珍しい果実植物のシードバンクとしての機能も果たしている。

を果たすことが唯一の活動であったが、現在は、この機能に加え、市場情報分析と政府その他関連組織への働きかけも主要な活動分野となっている。

★ Florida Citrus Nurserymen's Association

2686 S. R. 29 North, Immokalee, FL 34142-9515
ph(941)657-5221 fax(941)657-5224

1958年に設立された州内柑橘果樹苗木業者の非営利有志団体。会員の利益を代表して政府、その他関連組織への働き掛けを行うことと、柑橘苗木販売に関わる道義的規律を設立し、これを業界内に押し広げることが主要な活動である。

★ Florida Citrus Packers, Inc.

302 S.Massachusetts Avenue, Suite 203, Lakeland, FL 33802-1113
ph(941)682-0151 fax(941)688-6758

Web site : www.ultimatecitrus.com/FICitrusPackers/index.html

1960年に設立された非営利協同組合。州内で生産される生鮮市場向け柑橘類の 90% を占める出荷業者を構成メンバーとする。業界の利益代表としての政治的働き掛け、生産者／出荷業者間の協調関係促進が主要な活動である。

★ Florida Citrus Processors Association

P. O. Box 780, Winter Haven, FL 33882-0780
ph(941)293-4171 fax(941)293-4746

州内の主要柑橘類加工業者をメンバーとする非営利有志団体。フロリダ州内で生産される柑橘類の 85% 以上が、本協会会員によって加工される。業界の利益代表として、政府、その他関連組織への働き掛けを行うこと、品質管理、食品安全等に関わる業界内の様々な課題の解決を図ること等が主要な活動である。本協会によって収集される柑橘加工統計は、政府、その他のレポートの基礎資料として広範に利用されている。

★ Florida Citrus Showcase

211 Avenue G, S. W., winter Haved, FL 33882
ph(941)292-9810 fax(941)298-8063

Web site : www.citrusfestival.com

州内の柑橘産業界を包括する非営利柑橘類販売促進行事の管理組織。1924年に、ウィンター・ヘブン近郊のビジネスグループによって、オレンジ収穫祭が開催されたことが、本組織が結成される発端となった。柑橘類生産・梱包・流通に携わる企業、また業界との関連の深い金融・機械製造・農薬企業等を構成メンバーとする。多くのボランティアを動員して、州内各地で開催される柑橘関連祭典事業の運営管理を行っている。

★ Florida Gift Fruit Shippers Association

521 North Kirkman Road, Orlando, FL 32808-7645
ph(407)295-1491 fax(407)290-0918

Web site : www.fgfsa.com

州内の主要なギフトパック柑橘販売業者によって設立された非営利団体。現在の会員数は約 140 である。柑橘類を含む生鮮物の運搬及び流通技術の世界的リーダーとなることを目標

3. フロリダ州内組織

[柑橘類]

★ Citrus Grower Associates, Inc.

2930 Winter Lake Road, Lakeland, FL 33803
ph(941)665-0709 fax(941)667-3787

100 名弱の州中部地区柑橘類生産者を構成メンバーとする非営利有志団体。州政府及び地方政府機関への働き掛けが主要な活動である。

★ Florida Citrus Mutual

P. O. Box 89, Lakeland, FL 33802
ph(941)682-1111 fax(941)682-1074

Web site : www.fl-citrus-mutual.com

1948年に設立された州内柑橘生産者の非営利有志団体。現在の会員数は 10,000 を超える。柑橘類の生産及び市場流通に関わる様々な課題に関与して、会員の利益を代表することが活動目標である。設立当初は、日々の市場状況及び価格の情報収集提供センターとしての機能

とし、この目標達成のための関係業界及び政府への働き掛け、会員への情報提供及び教育サービスを行っている。

★ **Gulf Citrus Growers Association, Inc.**

P. O. Box 1319, LaBelle, FL 33975

ph(941)675-2180 fax(941)675-8087

Web site : <http://members.aol.com/gulfcitrus/>

1986年に設立された非営利有志団体。フロリダ半島南部に位置する Charlotte, Collier, Glades, Hendry 及び Lee の 5 つの郡内の柑橘生産者 184 名と同産業関連業者 135 名を会員とする。本地域の柑橘業界の利益代表として、政府、その他関連方面への政治的働き掛けを行うこと、会員への情報提供、教育サービスを行うことが主要な活動である。

★ **Highlands County Citrus Growers Association, Inc.**

6419 U. S. 27 South, Sebring, FL 33870

ph(941)385-8091 fax(941)385-5356

ハイランズ郡内の柑橘類生産者有志によって設立された。本郡柑橘業界の利益代表として、政府、その他関連方面への政治的働き掛けを行うこと、会員への情報提供、教育サービスを行うことが主要な活動である。

★ **Indian River Citrus League**

P. O. Box 690007, Vero Beach, FL 32966-0007

ph(561)562-2728 fax(561)562-2577

Web site : <http://indian-river.fl.us/citrus/index.html>

1931年に、「インディアンリバー」商標の保護を目的として設立された非営利有志団体。1948年に、より起動性に満ちた団体へと再編成された。フロリダ半島東縁、Daytona Beach と West Palm Beachとの間に約 200 マイルにわたって横たわる柑橘生産地区（6 郡を含む）の生産者を代表する。

当地は、フロリダ州内最大のグレープフルーツ産地として知られている。現在の会員数は約 1,600、会員の柑橘栽培面積の合計は 222,000 エーカーに及ぶ。現時点における主要な活動は、設立当初よりの目標である商標保護及び業界の利益代表としての政府その他関連組織への働き掛けである。

★ **Peace River Valley Citrus Growers Association, Inc.**

13 East Oak Street, Suite G, Arcadia, FL 34266

ph(941)494-0061 fax(941)494-4976

Web site : www.prvcga.com

1993年に、De Soto, Hardee, Manatee 及び Sarasot 郡内の柑橘類生産者有志によって設立された。これら 4 郡内の柑橘業界の利益代表として、政府、その他関連方面への働き掛けを行うこと、会員への情報提供、教育サービスを行うことが主要な活動である。

★ **The State of Florida, Department of Citrus**

1115 East Memorial Boulevard, Lakeland, FL 33802-0148

ph(941)499-2500 fax(941)284-4300

Web site : www.floridajuice.com/floridacitrus/info.html

1935年に、業界内からの要請に基づいて設立されたフロリダ州行政府の一つである。州柑橘業界内最大の販売促進事業推進母体として知られている。活動資金は、州内の全柑橘生産者から徴収される賦課金をもって賄われる。年間平均活動資金は 8,000 万ドル前後で、その 80%が宣伝を含む販売促進事業に、残る 20%が科学的研究、市場調査、その他の活動に使用されている。レイクランド本部、レイクアルフレッドの州立大学付属農業試験普及センター、そして米国及びカナダの販売拠点に配置された専属常勤スタッフに加え、世界各地の主要な輸出市場で雇用された現地の販売促進業者を通じて、積極的なフロリダ州産柑橘產品販売促進活動を展開している。

なお、本組織の概要は、第 1 章（28 頁）及び第 6 章（169 頁）等で記述したので参照されたい。

[果実一般 その他]

★ **Florida Fruit & Vegetable Association**

4401 E. Colonial Drive (P. O. Box 140155), Orlando, FL 32814

ph(407)894-1351 fax(407)894-7840

Web site : www.ffva.com

連邦レベルでの影響力が強いフロリダ州青果業界の利益代表組織である。国内及び国際交易、食品安全、環境、労働者等の分野にわたる諸問題に関与し、連邦及び州政府官庁、その他関連組織への働き掛けを行う。会員向けの情報提供、教育・訓練セミナー等を主催する他、労災保険サービスも行っている。

★ **Florida Grape Growers Association**

215 North First Street, Lake Wales, FL 33853

ph(941)678-0523 fax(941)678-0609

Web site : www.fgga.org

1923年に、フロリダ州内でのぶどう生産に興味のある農家及びアマチュア生産者によって設立された非営利有志団体。設立当初の目的は、フロリダの風土に適合したぶどう品種開発リサーチの資金徴収にあったが、現在は、この目標に加え、消費者教育を通じてのフロリダ州産ぶどう及びその加工品の販売促進、会員向けの情報サービスも主要な活動分野となっている。州内の商業及びアマチュアぶどう・ワイン生産者、研究者、ジャム、ジュース等加工業者、加工機械業者、加工資材供給業者等が会員である。

4. ワシントン州内組織

[りんご]

★ **Washington Apple Education Foundation**

1320-B South Canyon road, Ellensburg, WA 98926

ph(509)452-8555 fax(509)452-8754

Web site : www.waef.org

1917年に州内のりんご出荷業者有志によって設立された非営利奉仕組織。りんご産業によってもたらされた利益を地域社会に還元することを目的に設立された。産業界からの募金を基に、奨学金授与、栄養教育推進等の事業を展開している。

[ぶ ど う]

★ Washington Association of Wine Grape Growers

P. O. Box 2003, Pasco, WA 99302
ph(509)547-5538 fax(509)547-5563
Web site : www.wawgg.org

ワシントン州内のワイン用ぶどう生産者有志によって設立された非営利組織。会員向けの情報提供、業界に影響を及ぼす課題に関する政府、その他組織への働きかけを行う。

[果実一般 その他]

★ Washington Growers Clearing House Association

151 South Worthen, Suite 103, Wenatchee, WA 98801
ph(509)662-6181 fax(509)664-6670
Web site : www.treefruit.com/wgcha/

ワシントン州中北部及びコロンビア盆地内の果樹産品生産者約2,800名を会員とする非営利有志組織。会員から寄せられる果樹産品の等級別、サイズ別、品種別の詳細な出荷統計を集計し、これを会員に提供すること、更に業界を代表して政府への働き掛けを行うことが主要な活動である。

★ Washington State Horticultural Association

P. O. Box 136, Wenatchee, WA 98807
ph(509)665-9641 fax(509)665-8541
Web site : www.wahort.org

1904年に設立されたワシントン州内の果樹産品生産者及び出荷業者約3,500会員を代表する非営利有志組織。ヤキマ、ウェナッチ地区の主要な果樹産品の生産及び出荷業者全員が加盟している。業界の利益代表として、政府、その他組織への働き掛けを行うと同時に、会員への教育・訓練セミナーを主催する。毎年恒例の年大会（3日間）及びポーストハーベスト大会は、この種の大会としては世界でも屈指の規模である。本協会の中に設置された等級梱包委員会（Grade & Pack Committee）は、りんご、なし、おうとう、あんず等の州出荷基準設定・変更を州政府へ申請する主要な窓口となっている。

★ Yakima Valley Growers-Shippers Association

105 South 18th Street, Suite 16, Yakima, WA 98901
ph(509)452-8555 fax(509)452-8754
Web site : www.treefruit.com/yvgsa/

1917年にヤキマバレー内の果樹産品出荷業者有志によって設立された非営利組織。現在約60の出荷業者が会員となっている。会員の主要出荷品目は、りんご、なし及び甘果おうとうで、地区内の生産、貯蔵、出荷状況に関わる情報を集計し、これを会員へ提供することが

主要な活動である。

★ Wenatchee Valley Traffic Association

37 South Wenatchee Avenue, Suite B, Wenatchee, WA 98801
ph(509)925-2202 fax(509)925-2203
Web site : www.treefruit.com/wvta/

1917年にウェナッチ地区内の果樹産品出荷業者有志によって設立された非営利組織。現在約60の出荷業者が会員となっている。会員の主要出荷品目は、りんご、なし及び甘果おうとうで、地区内の生産、貯蔵、出荷状況に関わる情報を集計し、これを会員へ提供することが主要な活動である。

第6章 試験研究及び普及啓発体制

米国における果樹関係の試験研究及び普及啓発に関する主要な活動は、個々の企業又は協同組合等の民間組織あるいはボランティアベースでの活動も行われているが、これらの活動が産業界全体に及ぼす影響力は極めて限定されており、もっぱら連邦及び州政府レベルでの活動を中心として構築されている。

第1節 連邦政府（農務省）

連邦政府による科学的農業試験研究及び普及体制への関与は、連邦農務省農業研究局（USDA-ARS）によって遂行される実質的な研究活動と、連邦農務省州協同研究教育普及局（USDA-CSREES）によって遂行される州レベルの試験研究及び普及啓発活動への助成事業との2系列に大別される。

これら連邦農務省の2機関を通じた長年にわたる試験研究及び普及啓発活動への努力が、今日の米国における安価で豊富な食料生産・供給体制を築く基盤となったことは、内外に広く認められているところである。

連邦農務省農業研究局傘下の試験研究施設の多くは、各州に設置された土地交付大学付属農業試験場と隣接して設置されており、施設の共同利用を通じて経費節約を図ると同時に、州レベルで遂行される研究事業と協調して、無駄な重複試験研究を避ける仕組みが整えられている。

連邦農務省農業研究局による研究活動は、当該州の土地交付大学付属農業試験場のみならず、他州の土地交付大学付属農業試験場、農業研究局内の他の研究組織、更には連邦政府内の他の官庁とも密接に連携しているのが一般的で、こうした協調／連携関係を通じて、より効率的な試験研究活動の推進が図られている。

連邦農務省農業研究局及び同省州協同研究教育普及局の両機関によって推進されている試験研究活動の基本方針は、連邦農務長官によって任命される30名の委員をもって構成する「全国農業研究・普及・教育及び経済諮問委員会（National Agricultural Research, Extension, and Economics Advisory Board）によって決定されている。

1 農業研究局

1) 概 観

農業支援を目標とする連邦農務省の試験研究事業は、同省の発足（1862年）とともに開始され、以後、長年にわたり連邦政府における試験研究活動の主幹をなしてきた。1940年代の初頭に至っても、連邦政府の全研究予算の40%までが同省に配分されていたと記録されている。

第二次世界大戦勃発後間もなく、戦争支援体制を向上させるため、連邦農務省内の全ての試験研究部署を統合した「農業研究管理局（Agricultural Research Administration）」が設立され、1953年になって再編成され、現在につながる「農業研究局（Agricultural Research Service）」が誕生した。

この農業研究局によって推進される試験研究事業に要する経費は、地方政府あるいは民間との共同試験研究が実施される一部の事例を除き、ほぼ100%が連邦政府の一般会計からの資金によって賄われている。1997年度における農業研究局予算は7億1,700万ドル（連邦政府の全試験研究予算の1%未満）であり、この予算の下で、1,950名の研究員を動員した1,100研究プロジェクトが全国104か所の試験研究所で推進された。

なお、農業研究局では、民間あるいは地方政府レベルでは扱い難い試験研究課題、例えば、調査対象が広範囲にわたり、あるいは長期にわたって多大な資金を要する課題、投資資金の回収が短期的には困難な課題等を主体に推進されている。

2) 組織の仕組み

農業研究局の組織図を図6-1に示した。すなわち、局長（Administrator）の下に、複数の専門事務スタッフ、国際研究部（International Research Programs）、技術移転部（Technology Transfer）、国立農業図書館（National Agricultural Library）、そして8つの地域事務所（Area Offices）が配置されている。

国際研究部は、世界各地に存在する貴重な遺伝資源（Germplasm）の導入窓口としての機能を果たしている部署であり、この目標推進のために、現在、世界51か国の試験研究機関との間で368件の共同研究を推進している。また、本研究部は、開発途上国への技術援助窓口としての役割も担っている。

技術移転部の主要な役割は、同局研究員によって推進された試験研究の成果を、民間、他の政府機関、大学等に、秩序ある規律の下にリリースすることにある。なお、知的財産である開発製品・技術等の実用化は、利用者への使用許可ライセンス供与、共同研究開発協定（民間、その他との共同開発研究の場合）等によって保護している。

図 6-1 米国連邦農務省農業研究局組織図（1998年現在）



国立農業図書館は、1862年に連邦農務省の発足と同時に設立され、蔵書数220万巻を誇る世界最大規模の農業図書館である。1994年の連邦農務省行政組織再編成に際して、農業研究局の傘下に配置された。

農業研究局の最主要任務である試験研究活動は、全国50州及び2準州（プエルトリコ及びバージン諸島）を地域割所管する8つの地域事務所、そしてそれらの地域事務所の下に全国106か所（うち、1か所はパナマ）に配置された試験研究組織を通じて推進されている。この8事務所の所在地及び管轄州／準州を表6-1に、また、各地域別の試験研究組織一覧を表6-2に示した。

表 6-1 米国連邦農務省農業研究局の地域事務所一覧（1999年3月現在）

事務所	住所	管轄州／準州
太平洋西部地域事務所 Pacific West Area Office	800 Buchanan St. Albany, CA 94710 ph : 510-559-6060 fax : 510-559-5779	Washington(WA), Oregon(OR), Idaho(ID), California(CA), Nevada(NV), Hawaii(HI), Alaska(AK)
プレーンズ北部地域事務所 Northern Plains Area Office	1201 Oakridge Dr., Suite 150 Foothills, CO 80525 ph : 303-229-5557 fax : 303-229-5565	Colorado(CO), Kansas(KS), Montana(MT), Nebraska(NE), North Dakota(ND), South Dakota(SD), Utah(UT), Wyoming(WY)
プレーンズ南部地域事務所* Southern Plains Area Office	7607 Eastmark Dr., Suite 230 College Station, TX 77840 ph : 409-260-9346 fax : 409-260-9415	New Mexico(NM), Texas(TX), Oklahoma(OK), Arkansas(AR)
中西部地域事務所 Midwest Area Office	1815 North University Street Peoria, IL 61604 ph : 309-681-6602 fax : 309-681-6684	Minnesota(MN), Missouri(MO), Ohio(OH), Wisconsin(WI), Illinois(IL), Michigan(MI), Indiana(IN), Iowa(IA)
中南部地域事務所 Mid South Area Office	P. O. Box 225 Stoneville, MS 38776 ph : 601-989-5265 fax : 601-686-5459	Alabama(AL), Louisiana(LA), Mississippi(MS), Tennessee(TN), Kentucky(KY)
大西洋北部地域事務所 North Atlantic Area Office	600 East Mermaid Lane Philadelphia, PA 19118 ph : 215-233-6593 fax : 215-233-6719	Maine(ME), New Hampshire(NH), Vermont(VT), Massachusetts(MA), Rhode Island(RI), Connecticut(CT), New York(NY), Pennsylvania(PA), New Jersey(NJ), Delaware(DE), Maryland(MD), West Virginia(WV)
ベルツビル地域事務所 Beltsville Area Office	Building 003, BARC-West Beltsville, MD 20705 ph : 301-504-6078 fax : 301-504-5863	Beltsville area in Maryland, Washington D.C.
大西洋南部地域事務所 South Atlantic Area Office	P. O. Box 5677 Athens, GA 30604 ph : 706-546-3311 fax : 706-546-3398	Florida(FL), Georgia(GA), North Carolina(NC), South Carolina(SC), Virginia(VA), Puerto Rico(PR), U.S. Virgin Islands

(注) * パナマ国内に配置された米国連邦農務省農業研究所も所管する
(出所)米国農務省農業研究局

3) 果樹関係試験研究機関

これら多数の農業研究局内の研究組織の中で、果樹産業との関連が深い試験研究活動を行っている主な組織は、表6-2で◎印を付した21組織である。この21組織の地理的位置をみると、米国の主要な果樹生産地域に集中配置されている様子が窺える。すなわち、太平洋西部地域に9、大西洋南部地域に5、太平洋北西部地域に3、プレーンズ南部地域に2、中南部及びベルツビル地域に各々1となっている。

表6-2 米国連邦農務省農業研究局の試験研究組織一覧（1999年3月現在）

地域 (Area)	所在地(Location)	研究組織名称 (Name of research center, laboratory or unit)
大西洋西部 Pacific West	Wenatchee, WA Yakima, WA Pullman, WA Prosser, WA Pendleton, OR Corvallis, OR Burns, OR Boise, ID Kimberly, ID Dubois, ID Aberdeen, ID Reno, NV Davis, CA Albany, CA San Francisco, CA Salinal, CA Fresno, CA Shafter, CA Riverside, CA Brawley, CA Phenix AZ Tucson, AZ Hilo, HI	◎Tree fruit Research Laboratory ◎Agricultural Research Laboratory ARS/Animal Disease Research Unit and other units Western Regional Plant Germplasm Introduction Station Irrigated Agriculture Research Extension Center Clumbia Plateau Conservation Research Center ◎Horticultural Crops Research Laboratory National Forage Seed Production Research Center ◎National Clonal Germplasm Repository Eastern Oregon Agricultural Center Northwest Watershed Research Center Northwest Irrigateion Soils Research Laboratory U.S. Sheep Experiment Station Small Grain and Potato Germplasm Research Center ARS/Landscape Ecology of Rangelands Research ARS/Rice Genetics Research Unit ◎National Clonal Germplasm Repository for Tree Fruit/Nut Crops and Grapes Western Regional Research Center Plant Gene Expression Center Genome Sequencing Laboratory Western Human Nutrition Research Center U.S. Agricultural Research Station ◎Horticultural Crops Research Labolatory Water Management Research Laboratory Schafter Research Station ◎National Clonal Germplasm Repository for Citrus and Dates U.S. Salinity Laboratory Irrigated Deseart Research Station Western Cotton Research Laboratory U.S. Water Conservation Laboratory Cal Hayden Bee Research Center ◎Pacific Basin Agricultural Research Center ◎National Clonal Germplasm Repository
プレーンズ北部 Northern Plains	Akron, CO Fort Collins, CO Manhattan, KN Miles City, MT Sidney, MT Clay Center, NE Lincoln, NE Fargo, ND Grand Forks, ND Mandan, SD Brookings, SD Logan UT	Central Great Plains Research Station ARS/Great Plains Systems Research Unit and other units National Seed Storage Laboratory Grain Marketing and Production Research Center Fort Keogh Livestock and Range Research Laboratory Northern Plains Agricultural Laboratory Roman L. Hruska U.S. meat Animal Research Center ARS/Soil and Water Conservation Research Unit and other units Red River Valley Agricultural Research Center Grand Forlks Human Nutrition Research Center Northern Great Plains Research Laboratory Northern Grain Insects Research Laboratory Forage and Range Research Laboratory

地域 (Area)	所在地(Location)	研究組織名称 (Name of research center, laboratory or unit)
プレーンズ北部 Northern Plains		Bee Biology and Systematics Laboratory Poisonous Plant Research Laboratory High Plains Grasslands Research Station Arthropod-Born Animal Disease Research Laboratory
プレーンズ南部 Southern Plains	Cheyenne, WY Laramie, WY Las Cruces, NM Mesilla Park, NM Beaumont, TX Bushland, TX College Station, TX Huston, TX Kerrville, TX Lubbock/Big Springs, TX Somerville, TX Temple, TX Weslaco, TX El Reno, OK Lane, OK Stillwater, OK Woodward, OK Booneville, AR Fayetteville, AR Little Rock, AR Pine Bluff, AR Stuttgart, AR Panama City, Panama	Jormada Experimental Range Cotton Ginning Research Laboratory ARS/Rice Research Unit Conservation and Production Research Laboratory Food Animal Protection Research Laboratory Southern Crops Research Laboratory Children's Nutrition Research Center Knipling-Bushland U.S. Livestock Insects Laboratory Cropping Systems Research Laboratory ◎Crop Germplasm Research Unit/Pecan Breeding and Genetics Grassland Soil and Water Research Laboratory ◎Kika De La Garza Subtropical Agricultural Research Center Grazinglands Research Laboratory South Central Agricultural Research Laboratory Plant Science and Water Conservation Research Laboratory Southern Plains Range Research Station Dale Bumpers Small Farms Research Center ARS/Poultry Production and Product Safety Research Unit Arkansas Children's Nutrition Center ARS/Agriculture Systems Research Unit Dale Bumpers National Rice Research Center National Aquaculture Research Center ARS/Screwworm Research Unit
中西部 Midwest	Morris, MN St. Paul, MN Columbia, MO Columbus, OH Coshocton, OH Wooster, OH Madison, WI	North Central Soil Conservation Research Laboratory Cereal Disease Laboratory ARS/Plant Science Research Unit and other units ARS/Animal Physiology Research Units and other units ARS/Soil Drainage Research Unit ARS/North Appalachian Experimental Watershed Research Unit ARS/Appalachian Technology Research Unit and other units ARS/Cereal Crops Research Unit nad other units U.S. Dairy Forage Research Center
中南部 Mid South	Auburn, AL Baton Rouge, LA Houma, LA New Orleans, LA Mississippi State, MS	ARS/Fish Disease and Parasites Research Unit and other unit ARS/Soil and Water Research Unit and other unit ARS/Sugarcane Research Unit Southern Regional Research Center Crop Science Research Laboratory

地域 (Area)	所在地(Location)	研究組織名称 (Name of research center, laboratory or unit)
中南部 Mid South	Oxford, MS	ARS/Natural Products Utilization Research Unit National Sedimentation Laboratory
	Poplarville, MS	◎U.S. Small Fruit Research Station
	Stoneville, MS	Jamie Whitten Delta States Research Center
	Jackson, TN	ARS/Soybean Production Research Unit
大西洋北部 North Atlantic	Newark, DE	ARS/Beneficial Insects Introduction Research Unit
	Frederick, MD	ARS/Foreign Disease-weed Science Research Unit
	Boston, MA	Jean Mayer Human Nutrition Research Center on Aging
	Ithaca, NY	U.S. Plant Soil and Nutrition Laboratory
	Geneva, NY	ARS/Plant Protection Research Unit
	Greenport, NY	◎ARS/Plant Genetic Resources Unit
	University Park, PA	Plum Island Animal Disease Center
	Wyndmoor, PA	Pasture Systems and Water Management Research Laboratory
	Beckley, WV	◎Eastern Regional Research Center/Plant Science and Technology Research Unit
	Kearneysville, WV	Appalachian Soil and Water Conservation Laboratory
ベルツビル Beltsville	Leetown, WV	◎Appalachian Fruit and Research Station
		National Center for Cool and Cold Water Aquaculture
大西洋南部 South Atlantic	Beltsville, MD	◎Beltsville Agricultural Research Center/Plant Science Institute
	Washington, DC	National Arboretum
大西洋南部 South Atlantic	Brooksville, FL	Subtropical Agricultural Research Station
	Canal Point, FL	U.S. Sugarcane Field Station
	Fort Lauderdale, FL	Aquatic Plant Management Research Laboratory
	Gainesville, FL	ARS/Crop Genetics & Environmental Research Unit
	Miami, FL	Center for Medical, Agricultural, and Veterinary Entomology
	Orlando, FL	◎Subtropical Horticulture Research Station
	Winter Haven, FL	◎U.S. Horticultural Research Laboratory
	Athens, GA	◎U.S. Citrus & Subtropical Products Research Laboratory
	Byron, GA	Richard B. Russell Agricultural Research Center
	Dawson, GA	Southeast Poultry Research Laboratory
	Griffin, GA	◎Southeastern Fruit & Tree Nut Research Laboratory
	Tifton, GA	National Peanut Research Laboratory
	Watkinsville, GA	Plant Genetic Resources Conservation Research Unit
	Raleigh, NC	ARS/Forage & Turf Research Unit and other units
	Mayaguez, PR	Insect Biology & Population Management Research Laboratory
	Charleston, SC	J. Phil Campbell Senior Natural Resource Conservation Center
	Clemson, SC	ARS/Food Science Research Unit and other units
	Florence, SC	◎Tropical Agriculture Research Station/Tropical Crops and Germplasm Research Unit
	St. Croix, Virgin Islands	U.S. Vegetable Laboratory

(注) ◎ 果樹産業と関連の深い研究組織
(出所) 米国連邦農務省農業研究局

この 21 試験研究機関の概要は、次のとおりである。

★ Tree Fruit Research Laboratory
1104 N. Western Avenue, Wenatchee, WA 98801
ph : (509)664-2280
fax : (509)664-2287

Web site : www.tfrl.ars.usda.gov/
ワシントン州立大学果樹研究センターの一角に立地する。りんご、なし及びおうとうを中心とした果樹の植物生理及び病理、生物化学、微生物学に関わる分野での研究が主体である。連邦農務省動植物衛生検査局と協調した果実の外国市場輸出に伴なう植物衛生関連研究も多い。全国屈指のポーストハーベスト研究の施設を装備している。

★ Agricultural Research Laboratory
5230 Knewac Pass Road, Wapato, WA 98951
ph : (509)454-6550
fax : (509)454-5646

Web site : <http://pwa.ars.usda.gov/yarl/>
果実及び野菜の生産・流通に影響を及ぼす害虫・益虫に関する研究を主体とする。現在の研究ターゲットは、交尾妨害によるコドリンガ、ハマキムシ等の防除、日本向け輸出を対象としたコドリンガ駆除のための臭化メチル燐蒸に替わる商品消毒技術の開発等が含まれる。

★ Horticultural Crops Research Laboratory
3420 N. W. Orchard Avenue, Corvallis, OR 97330
ph : (541)750-8765
fax : (541)750-8764

Web site : www.ars-grin.gov/ars/PacWest/Corvallis/hrci/hrci.html
植物生理及び病理、育種及び遺伝、機械的及び生物学的病害防除、有益微生物の生態に関する基礎研究が中心である。研究対象は園芸作物一般であるが、特に太平洋北西部地区で生産されるベリー類 (small fruits)、ぶどう及び苗類を対象とした研究が多い。

★ National Clonal Germplasm Repository
Oregon State University, Corvallis, OR 97331
Web site : www.ars-grin.gov/ars/PacWest/Corvallis/ncgr/ncgr.html

全国植物遺伝資源保存システム (National Plant Germplasm System /NPGS) に含まれる 18 の国立遺伝資源保存庫 (Repository) の一つである。
本保存庫の主要な収集品目は、ヘーゼルナッツ、イチゴ、ホップ、ミント、なし、カラント (房すぐり)、グースベリー、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー及びクランベリーである。

★ National Clonal Germplasm Repository for Tree Fruit/Nut Crops and Grapes
1 Shields Avenue, University of California, Davis, Davis, CA 95616
Web site : www.ars-agrin.gov/ars/PacWest/Davis/
全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つである。カリフォルニア州立大学デ

イビス校の果実栽培学部（Pomology Dept.）及びぶどう栽培、ワイン醸造学部（Viticulture & Enology Dept.）との共同管理下に置かれている。

本保存庫の収納責任品目には、キウイフルーツ、かき、いちぢく、くるみ、桑、オリーブ、ピスタチオナッツ、アーモンド、あんず（アプリコット）、おうとう、もも、すもも（プラム）、ウイングナッツ、ざくろ及びぶどうが含まれる。

★ Horticultural Crops Research Laboratory

2021 Peach Avenue, Fresno, CA 93727

ph : (559)453-3000

web site : <http://pwa.ars.usda.gov/fresno/hcrlhome.htm>

研究対象品目は、生鮮及び乾燥用園芸作物で、特に収穫後の取り扱い（ポストハーベスト）に関連した課題が研究の中心である。近年は、作物貯蔵、そして国内及び国外市場への流通に影響を与える検疫害虫防除のための臭化メチル燻蒸に替る代替技術開発に力が入れられている。生鮮及びレーズン用ぶどう、核果類の育種も盛んである。

本研究施設における最も主要な研究対象品目は、ぶどう、核果類、柑橘類、くるみ及びアーモンドである。生鮮ネクタリン及びくるみの対日輸出に関連した試験研究は、ここで行われた。

★ National Clonal Germplasm Repository for Citrus and Dates

1060 Martin Luther King Blvd., Riverside, CA 92507

ph : (909)787-4399

fax : (909)787-4398

web site : <http://www.ars-grin.gov/ars/PacWest/Riverside/>

全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つで、柑橘及びなつめやしの遺伝資源保存庫である。

★ Pacific Basin Agricultural Research Center

P. O. Box 4459 (Kulani Road/Stainback Hwy), Hilo, HI 96720

ph : (808)959-4300

fax : (808)959-4323

web site : <http://pwa.ars.usda.gov/hlo/index.html>

熱帯果実、野菜及び鑑賞植物を対象とした遺伝資源収集、病害虫防除・駆除、輸出を可能とするための収穫後防疫技術確立、附加価値商品開発が、本研究所における主要な研究領域である。本部及び主体研究施設は、ハワイ島のヒロ市に位置しているが、オアフ及びカウアイ両島にも農業試験所を設けている。

本研究施設における活動は、連邦農務省動植物衛生検査局、ハワイ州立大学、海洋研究所及びハワイ州農務省と密接に連携している他、グアム島、米領サモア、北マリアナ諸島及びミクロネシア連邦に位置する土地交付大学付属農業研究所とも協調した活動を行っている。

★ National Clonal Germplasm Repository

P. O. Box 4887, Hilo, HI 96720

ph : (808)959-5833

fax : (808)959-3539

web site : <http://www.ars-grin.gov/PacWest/Hilo/>

全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つで、熱帯植物の遺伝資源保存庫である。

★ Crop Germplasm Research Unit/Pecan Breeding and Genetics

Route 2, Box 133, Somerville, TX 77879

ph : (409)272-1402

fax : (409)272-1401

web site : <http://estension-horticulture.tamu.edu/carya/>

全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つで、ペカンナッツの遺伝資源保存庫である。

★ Kika De La Garza Subtropical Agricultural Research Center

2301 S. International Blvd., Weslaco, TX 78596

ph : (956)565-2423

fax : (956)565-9584

web site : <http://rsru2.tamu.edu/>

総合的かつ持続的農業システムの確立、益虫放飼等による生物学的害虫駆除、そして害虫駆除・防除のための新情報収集・技術開発が主要な研究課題である。メキシコ国境から僅か5マイルという距離に位置していることから、駆除・防除研究対象害虫は、同国境を越えて侵入するミバエ類（fruit flies）が主体となっている。

★ U.S. Small Fruits Research Station

P. O. Box 287, Poplarville, MS 39470

ph : (601)795-8751

fax : (601)795-4965

web site : <http://199.133.80.141/area/poplarville/index.html>

メキシコ湾岸地区の自然環境に適合したベリー類の品種改良と同生産管理技術向上が主要な研究課題である。

★ ARS/Plant Genetic Resources Unit

Cornell University, Geneva, NY 14456

web site : <http://www.ars-grin.gov/ars/NoAtlantic/Geneva/>

全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つである。米国の最主要りんご遺伝資源保存庫として知られている。りんご以外の主要な収集品目には、寒冷地性ぶどう、酸果おうとう、たまねぎ、トマト等が含まれる。

★ Eastern Regional Research Center/Plant Science and Technology Research Unit

600 E. Mermaid Ln, Wyndmoor, PA 19038

ph : (215)233-6530

fax : (215)233-6406

web site : <http://www.arserrc.gov/ps/>

農産物に附加価値を加えた新製品の開発、そして近年、市場進出が著しいカット野菜、果実、更に生鮮果汁、野菜ジュースの品質及び安全性向上が主要な研究課題である。

- ★ Appalachian Fruit Research Station
45 Wiltshire Road, Kearneysville, WV 25430
ph : (304)725-3451
fax : (304)728-2340
web site : www.arserrc.gov/naa/home/afrs.htm
ジョージア州からメイン州に至る米国東部地区における落葉果樹及びベリー類の主要研究基地である。遺伝子工学を適用した品種改良、生産から選果・貯蔵に至るまでの効率的かつ総合的農業システムの確立、水耕栽培研究等が主要な研究テーマである。
- ★ Beltsville Agricultural Research Center/Plant Science Institute
10300 Baltimore Blvd
Beltsville, MD 20705
ph : (301)504-6571
fax : (301)504-5062
web site : www.barc.usda.gov/psi/psi.html
米国連邦農務省農業研究局の総本山である本センターは、世界最大規模の農業研究施設である。このセンターの一部を形成する果実研究室では、ベリー類及び果樹の品種改良と生産技術改良を目標とした、より基礎的な研究に焦点が絞られている。
- ★ Subtropical Horticulture Research Station
13601 Old Cutler Road, Miami, FL 33158
web site : www.ars-grin.gov/80/ars/SoAtlantic/Miami/homeshrs.html
全国植物遺伝資源保存システムに含まれる組織の一つで、亜熱帯植物の遺伝資源保存庫である。また、亜熱帯果実及び野菜の昆虫学研究、同品目の流通過程における品質向上、管理研究、そしてフロリダ半島南部の湿地帯エバグレイズの陸水研究の計4研究ユニットで構成されている。
- ★ U.S. Horticultural Research Laboratory
2120 Camden Road, Orlando, FL 32803
ph : (407)897-7304
fax : (407)897-7309
web site : www.ars-grin.gov/ars/SoAtlantic/Orlando/orlando.html
柑橘類を中心とする亜熱帯園芸作物が主な研究対象である。病害虫防除研究、ポーストハーベスト課題に係わる基礎的な植物生理、病理、生物化学研究、穂木、台木開発、臭化メチル燻蒸代替技術開発等の研究が進められている。
- ★ U.S. Citrus & Subtropical Products Research Laboratory
600 Avenue S, NW, Winter Haven, FL 33881
ph : (941)293-4133
fax : (941)299-8678
web site : www.citrus.usda.gov/
柑橘類、その他亜熱帯植物を素材とした加工製品開発、その品質改善、廃棄物再利用等が主な研究対象である。冷凍濃縮オレンジ果汁製造技術は、本研究所で開発された。

- ★ Southeastern Fruit & Tree Nut Research Laboratory
111 Dunbar Road, Byron, GA 31008
ph : (912)956-5656
fax : (912)956-2929
web site : www.ars-grin.gov/SoAtlantic/Byron/seftnrl
南東部地域の自然環境に適合したもも、すもも、ネクタリン及びペカンナッツの品種改良と、品質及び生産技術向上に係わる研究を主体としている。
- ★ Tropical Agriculture Research Station/Tropical Crops and Germplasm Research Unit
2200 Avenue Pedro Albizu-Campos, Suite 201, Mayaguez, PR 00680
ph : (787)831-3435
fax : (787)831-3386
web site : www.ars-grin.gov/ars/SoAtlantic/Mayaguez/mayaguez.html
全国植物遺伝資源保存システムの一つで、熱帯植物の遺伝資源保存庫である。

2 州協同研究教育普及局

1) 概 観

州協同研究教育普及局は、農業に関連した試験研究・普及及び高等教育推進に関する連邦農務省と各州政府との連携役を担っている。

同局の最主要な機能は、農業関連試験研究・普及及び高等教育支援のための連邦政府助成金の割当てに際し、連邦農務長官及び米国議会の意向を反映させるべくリーダーシップをとることであり、また、地方レベルの意向が連邦政策に反映されるべく、各州政府の意向を汲み上げることである。

連邦政府による州政府への農業関連試験研究・普及及び高等教育支援のための助成は、1862年の制定されたモリル法 (The Morrill Act of 1862) により、土地交付大学の基盤ができあがった時に始まる。同法は、当時の米国民の主要な職業であった農業の振興を図る目的で、バーモント州選出のジャスティン・スミス・モリル議員によって連邦議会に法案が提出され、制定されたものである。同法の規程に基づき、連邦政府は、各州に国有地の一部を供与し、各州政府は、この土地を売却した収益金をもって農業及び機械技術向上のための高等教育機関、すなわち、土地交付大学を設立することが可能となった。

このようにして各州に設立された土地交付大学に農業試験場の併設を命じたのは、87年制定のハッチ法 (The Hatch Act of 1887) であり、同法により各州の農業関係試験研究基盤が整備されると同時に、その試験研究成果と高等教育との連携体制も確立さ

れた。その後、1914年にスミス／レバー法 (The Smith/Lever Act of 1914) が制定されたことにより、全ての土地交付大学に対して、その研究成果の州民への普及が義務付けられると同時に、その普及活動への連邦政府の資金支援が明記され、ここに連邦／州／郡政府が協同して農業高等教育・試験研究・普及に携わるという一環システムが誕生するに至った。そして、食品、農業及び自然資源に関わる高等教育を促進し、試験研究活動を通じて各州の食品、農業及び自然資源関連産業を振興し、更にその試験研究活動の成果を州民に還元し、州民生活の質的向上を図ることが、同システムの真髄とされている。

州協同研究教育普及局による連邦政府資金の割当対象は、一般大学では利益享受が困難な少数民族層等を対象とした特別教育機関にも順次拡大され、現在では、全国 50 州 (3,150 郡)、ワシントン DC、及び 6 準州等 (プエルトリコ、バージン諸島、グアム、米領サモア、北マリアナ諸島及びミクロネシア) 内に設置された次の研究教育普及施設が含まれている。これらの地方機関と州協同研究教育普及局との協調関係は、第 2 章第 1 節第 2 項 (55 頁参照) で記述した「資金移動型」パートナーシップの典型例である。

- 各州、ワシントン DC 及び準州の土地交付大学を含む 130 校以上の農学部
- 全米各地の農業試験場 (約 9,500 名の研究員を含む)
- 全米各地の農業普及局 (全米 3,150 郡で勤務する約 9,600 名の普及員を含む)
- 全米 63 の林産学校
- 全米 16 の黒人大学 (1890 Historically black land-grant institutions and Tuskegee University)
- 全米 29 の米国先住民教育機関 (1994 Native American land-grant institutions)
- 全米 190 のヒスパニック系教育機関 (Hispanic-Serving Institutions)

なお、州協同研究教育普及局職員（全員がワシントン DC にある連邦農務本省で勤務）は、連邦政府の方針が地方レベルで確実に反映されるように指導及び監督の役割を果たすのみで、実質的な研究・教育及び普及活動は、各州の大学、試験研究及び普及施設の職員によって遂行される仕組みとなっている。

州協同研究教育普及局によって割当てられる連邦政府資金は、各州の人口、農家戸数等に応じて交付される基本助成金 (Formula Funding)、使用用途が限定された指定交付金 (Earmarked Grants)、特定目標達成のためのプロジェクト企画案を募集し、その応募の中から選ばれた優秀なものを対象に交付される競争交付金 (Competitive Grants)、そして連邦政府によって優先的研究の必要性が認められた特別事業 (Special Projects) の 4 種類に大別される。

州協同研究教育普及局を通じて交付された連邦政府資金は、各州での自己負担分を前提として交付される仕組みとなっており、それ故に、州及び地方レベルでの試験研究・

教育・普及活動を啓発する上で、極めて重要な役割を果たしているといえる。一般的には、連邦政府資金 1 ドルに対して、州、郡及び民間から 4 ~ 5 ドルを負担しており、各州での年間農業関連研究教育普及活動予算の全国平均資金源別内訳は、連邦政府 20%、州政府 40%、郡政府及び民間 40% となっている。このうち、郡政府は、建物、土地、車輌、事務機器、事務職員等を提供することによって、同事業への経済的貢献を行っている場合が多い。

1999 年度 (1998 年 10 月～1999 年 9 月) の州協同研究教育普及局の助成金予算総額は 9 億 2,380 万ドルで、うち、4 億 8,582 万ドルが研究及び教育分野に、残りの 4 億 3,799 万ドルが普及分野に割当てられている。

2) 組織の仕組み

同局の組織図を図 6-2 に示した。すなわち、局長 (Administrator) の下に、複数の専門事務スタッフ、家庭・4-H・栄養課、自然資源・環境課、植物・動物システム課及び経済・地域社会システム課の 4 課 (Team) が配置され、これらの各課が、各自の管轄領域に属する全国各地の土地交付大学付属研究組織等との連携、そして、これら組織への連邦資金交付窓口の役割を果たしている。

図 6-2 米国連邦農務省州協同研究普及教育局組織図 (1998年現在)



(出所) 米国農務省州協同研究教育普及局

更に、これら4課に横断的に関与して職務遂行を支援する課として、全米の食品及び農業科学技術の高等教育事業の優位性を維持するための資源開発に当たる科学・教育資源開発課、競争研究事業を企画管理する競争研究交付金・表彰管理課、そして、研究成果の地域社会への還元と遠隔地教育の促進に当たる通信・技術・遠隔地教育課が設置されている。

第2節 州 政 府

1 カリフォルニア州（州立総合大学農業自然資源部門）

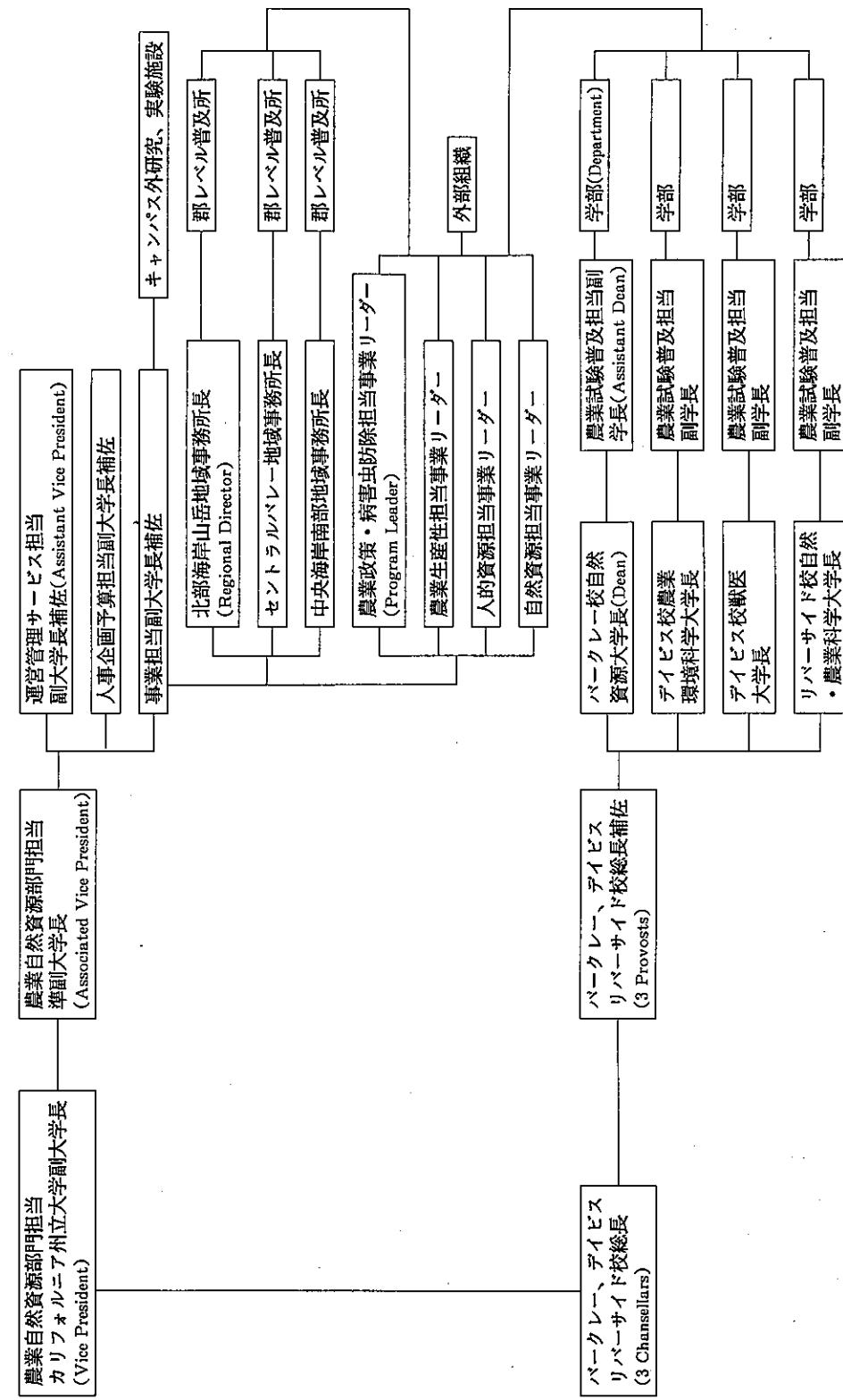
カリフォルニア州政府による農業関係試験研究及び普及体制は、同州における土地交付大学であるカリフォルニア州立総合大学の農業自然資源部門（Division of Agriculture and Natural Resources, University of California）を中心に構築（図6-3）されている。

州内 9 か所にキャンパスを構える同大学のシステムの中で、農業自然資源部門を有するのは、バークレー、デイビス及びリバーサイドの 3 キャンパスに位置する 4 大学、すなわち、バークレー校自然資源大学 (College of Natural Resources, UC Berkeley)、デイビス校農業環境科学大学 (College of Agriculture and Environmental Sciences, UC Davis)、デイビス校獣医学院 (School of Veterinary Medicine, UC Davis) 及びリバーサイド校自然・農業科学大学 (College of Natural and Agricultural Sciences) であり、これらの 4 大学に所属する約 1,100 名の職員が、キャンパス内に設置された農業試験研究施設、州内 33 か所に設置の自然保留地 (Natural Researves) 及び州内 64 か所に配置された郡レベル普及所 (Cooperative Extension Office) を通じて、農業試験研究及び技術普及を推進している。

カリフォルニア州立総合大学農業自然資源部門の組織は、本調査時点では、再編成作業の真っ最中であり、1999年7月1日には、図6-3で示したものとなる運びとなっているが、今回の組織再編成の最大の焦点は、各種事業の総括推進役としての事業担当副大学長補佐（Assistant Vice President-Programs）のポストを新設することである。

64 の郡レベル普及所は、北部海岸山岳地域 (North Coast and Mountain Region)、セントラルバレー地域 (Central Valley Region) 及び中央海岸南部地域 (Central Coast and Southern Region) の各々に設置された 3 地域事務所 (Regional Office) によって分担管理されているが、これら 3 事務所の長 (Rigional Director) が、今回の組織再編成で、事業担当副大学長補佐の管理下に置かれることになっている。

図6-3 カリフォルニア州立総合大学農業自然資源部門組織図（1999年7月1日付け予定）



(出所) カリフォルニア州立大学農業自然資源部門

また、同補佐の手元に、農業政策・病害虫防除、農業生産性、人的資源、自然資源を担当する事業リーダー（Program Leader）が配置され、これらのリーダーが、郡レベル普及所並びに同大学の農業自然資源部門に属する4大学の各学部、更に農業自然資源部門以外の組織とも連携して、各々の分野の試験研究普及事業の企画・推進の役割を果たすことになる。更に、同補佐は、キャンパス外に設置された試験研究施設をも直接管理する立場に置かれることになっている。このように、同補佐の下に、キャンパス内外の試験研究普及組織を一括配置することにより、効率的で州内に一貫した事業展開が図れる構想となっている。

連邦農務省及びバークレイ校、デイビス校及びリバーサイド校の3校の総長（Chancellor）を含む外部の上部組織との交渉は、副大学長（Vice President）が担当し、また、カリフォルニア州立総合大学農業自然資源部門の運営基本方針は、副大学長、準副大学長（Associated Vice President）、3名の副大学長補佐（Assistant Vice President）及び4大学の学長（Dean）を構成メンバーとする「農業自然資源部門役員会（DANR Executive Council）」によって決定される一方、より具体的な事業企画及び予算案等の作成は、事業担当副大学長補佐によって招集される「農業自然資源部門事業委員会（DANR Program Council；構成メンバーは、事業担当副大学長補佐、3地域事務所長、4事業リーダー及び4大学の農業試験研究普及担当副学長（Assistant Dean）」の場で決定されることとなっている。

カリフォルニア州内における連邦／州／郡政府の資金負担の平均的な内訳は、20%/60%/20%で、全国平均に比較して、州政府の資金負担比率が高い。

郡レベルの普及所は、各郡の農務局（County Agriculture Commissioner's Office）と同一の建物あるいは同一の敷地に設置されているのが一般的である。

生産農家及び地域住民との窓口となる普及所職員（Advisors）は、講習会、ワークショップ、ニュースレター、電話/Eメール通信等により、農業、栄養、青少年リーダーシップ育成活動等の分野での指導に当るとともに、4Hクラブ等の青少年活動の分野では多数の民間ボランティアを包含した地域活動の総括役ともなっている。

農業担当専門の普及所職員（Farm Advisors）は、修士号以上の学位を有する研究員であるのが一般的で、他の普及所職員又は大学キャンパス内の学部に配置された研究員（Specialists/Faculties）と協調して、管理地域内農家から持ち込まれる問題の解決に努めるほか、管理地域特有な課題の解決に向けた試験研究、事業リーダーの下に組織された州レベルの試験研究事業等にも取り組み、農家とカリフォルニア州立総合大学農業自然資源部門の研究母体との知識・技術交信の架け橋としての役割を果たしている。

カリフォルニア州立総合大学農業自然資源部門に属する試験研究組織の中で、特に果樹産業との関連が深いのは、キャンパス外に設置された次の3施設である。これらの3研究普及施設は、全て、セントラルバレー地域に立地しており、ここで推進される試験研究事業の資金は、連邦／州／郡政府からの拠出金に加え、マーケティングプログラム管理組織、民間企業等からの委託調査費によって賄われている。なお、マーケティングプログラム管理組織が、生産・流通関連の試験研究事業を委託する場合は、カリフォルニア州での土地交付大学であるカリフォルニア州立総合大学に優先的に提案しなければならないことが、州法によって規定されている。

★ Kearney Agricultural Center
9240 South Riverbend Avenue, Parlier CA 93648
ph(559)646-6500
fax(559)646-6513
web site : www.uckac.edu

最新機器を装備した20の実験室と250名収容可能な講堂を有する。カリフォルニア州立大学農業自然資源部門の研究システムの中で最大規模の研究施設である。主要な研究対象品目は、落葉果樹、ナツツ及びぶどうであり、その品種開発、灌漑技術開発、病害虫防除技術開発及び施肥技術開発の分野では、世界的に注目される研究が行われている。本センターでは、生鮮市場向け果実の品質向上をめざしたポストハーベスト生物学分野での研究も盛んである。

★ Lincove Research and Extension Center
22963 Carson Avenue, Exeter, CA 93221
ph(559)592-2408
fax(559)592-5947
web site : www.uckac.edu/danrscr/fldstns/lincove.htm

1959年に、サンホアキンバレー内の柑橘生産者及びカリフォルニア州立大学リバーサイド校園芸科学部によって設立された。シェラネバダ山脈山麓の71haを包含する本センターは、柑橘果樹の生育に適した気候及び土壤に恵まれ、トリステザウイルス（tristeza virus）の侵入も少ない地域に立地している。柑橘類の穂木・台木及び管理技術の評価が主要な研究分野である。

★ West Side Research and Extension Center
17353 West Oakland Avenue, Five Points, CA 93624
ph(559)884-2411
fax(559)884-2216
web site : www.uckac.edu/danrscr/fldstns/wsfs.htm

フレズノ市南西のサンホアキンバレー西部の沖積平地に立地する。カリフォルニア州立大学農業自然資源部門の10学部に属する研究員に加え、連邦農務省所属の研究員も本センターで研究を行っている。研究対象は、綿、穀類、アルファルファ、ぶどう、紅花、砂糖大

根、トマト、豆類、各種ナッツ類、メロン類、その他野菜類と多彩である。歴史的に綿に関する研究に重点が置かれてきたが、近年は、他の農産物、特に野菜類の研究事業も増加している。品種改良、除草、病害虫防除、土壤管理、灌漑、塩害管理等が主要な研究分野である。

2 フロリダ州

フロリダ州政府による農業試験研究及び普及への関与は、同州での土地交付大学であるフロリダ州立総合大学の食品農業科学部門（Institute of Food and Agricultural Sciences, University of Florida）を通じて行われる場合と、同州政府の1官庁である柑橘局（Department of Citrus, State of Florida）によって遂行される場合の2系列に大別される。

州立総合大学系列の研究普及活動は、他州での土地交付大学における運営と同様、連邦／州／郡の3政府資金を基盤としている一方、柑橘局系列の研究普及活動は、州法に基づき、柑橘類生産者から徴収される賦課金を基盤として遂行されている。

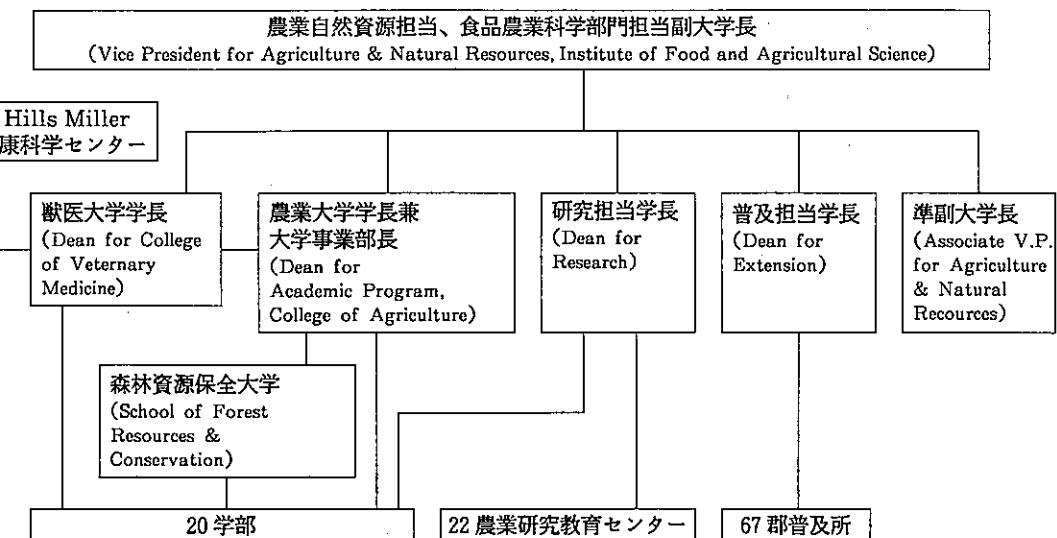
1) 州立総合大学食品農業科学部門

フロリダ州立総合大学における農業研究教育普及事業は、同大学の農業自然資源分野の長であると同時に、連邦農務省州協同研究教育普及局がフロリダ州内で先導する事業を一括管理する食品農業科学部門の長をも兼任する副大学長（Vice President for Agriculture and Natural Resources, Institute of Food and Agricultural Sciences）を最高責任者として組織（図6-4）されている。

同副大学長の監督の下に展開される食品農業科学部門の高等教育、研究及び普及活動は、ゲンズビル市内のキャンパスに拠点を構える獣医学大学（College of Veterinary Medicine）、農業大学（College of Agriculture）及び農業大学の一部である森林資源保全大学（School of Forest Resources and Conservation）の3大学に属する20学部、研究担当学長（Dean for Research）の下に組織された22の農業研究教育センター、普及担当学長（Dean for Extension）の下に州内の全郡に配置された67の郡レベル普及所を通じて推進されている。

なお、農業大学長は、農業自然資源部門全体の教育事業推進の長も務めており、また、研究担当学長は、上記20学部における研究活動を監督する地位にある。

図6-4 フロリダ州立大学食品農業科学部門組織図（1998/99年度）



（出所）フロリダ州立総合大学

1996/97年度のフロリダ州立総合大学食品農業科学部門所属の常勤職員数は907名で、その内訳は、ゲインズビルキャンパスあるいは州内各地の研究教育センターでの教育担当者が123名、同キャンパスあるいは研究教育センター駐在の研究員が393名、普及スペシャリストが138名、そして各郡レベル普及所での勤務者が253名であった。これらの職員は、カリフォルニア州の場合と同様、修士号以上の学位を有しているのが一般的で、各々の専門分野あるいは担当地区の知識・経験を分かち合い、連携・協調の下に任務を遂行している。

フロリダ州内における連邦／州／郡政府の資金負担の平均的な内訳は、カリフォルニア州内と同様、通常、20%／60%／20%となっている。

フロリダ州立総合大学食品農業科学部門が管轄する農業試験研究組織の中で、果樹産業との関わり合いの深い組織は、次の2組織である。

★ Citrus Research and Education Center

700 Experiment Station Road, Lake Alfred, FL 33850

ph(941)956-1151

web site : <http://tangelo.lal.ufl.edu/>

225エーカー（91ha）の試験農園を含む柑橘専門の試験研究施設。1917年に、生産者から寄贈された土地、園地及び建物をもって設立された。生産関連研究、柑橘加工製品開発、梱包技術に係わる研究が盛んである。柑橘加工のパイロット工場も完備している。フロ

リダ州立大学大学院レベルの教育実験活動も、本センターで実施されている。

★ Tropical Research and Education Center
18905 S. W. 280 Street, Homestead, FL 33031
ph(305)246-6340
fax(305)246-7003
web site : www.ifas.ufl.edu/~trecweb

フロリダ半島南端に位置する熱帯及び亜熱帯果実を対象とした植物病理、生理及び昆虫学分野の研究、教育が主体である。州立大学レベルとしては、米国本土内で唯一の熱帯、亜熱帯果実研究施設である。

2) 柑橘局

フロリダ州柑橘局による試験研究活動は、同局の生鮮科学調査部門及び加工科学事業部門（第1章第3節第2項；28頁参照）に所属する研究員によって遂行されている。これらの研究員は、上述のフロリダ州立総合大学食品農業科学部門の22の農業研究教育センターのうちの1つである「柑橘類研究教育センター（Citrus Research and Education Center）」の一角を借りて事務所を構え、同施設を利用して、各々の研究を推進している。

1997／98年度における同局の試験研究予算額は400万ドル強で、その内訳は、生鮮市場向け柑橘類に関する研究に170万ドル、収穫技術に関する研究に99万ドル、そして加工向け柑橘類に関する研究に22万ドルとなっている。

現時点における同局の主要研究テーマは、フレッシュカット柑橘製品を製造するための自動皮剥機及び鮮度保持技術の開発、来るべき労働者不足を見込んでの加工用オレンジ及びグレープフルーツの機械収穫技術の開発、加工製品の品質改善、そして新加工製品の開発にある。

3 ワシントン州（州立総合大学農業家政学部門）

ワシントン州政府による農業関係試験研究及び普及体制は、同州における土地交付大学であるワシントン州立総合大学の農業家政学部門（College of Agriculture and Home Economics, Washington State University）の所属職員によって遂行されている。

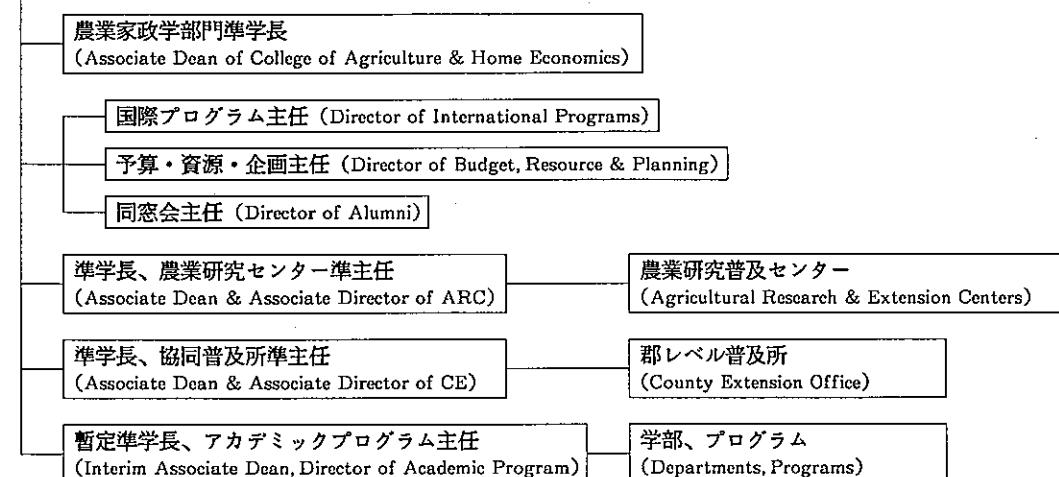
同大学は、1890年に、プルマン市に位置する農業単科大学として発足したが、その後、総合大学へと拡張され、現在は、プルマン、スポケン、タライシティー地区（パスコ、リッチモンド及びケネウッド市近郊を指す）、そしてオレゴン州との州境に位置するバンクーバー（Vancouver）の4か所にキャンパスを構えている。

カナダ

同大学農業家政学部門の学長（Dean of College of Agriculture and Home Economics）は、農業研究普及センター主任（Director of Agricultural Research and Extension Center）及び協同普及所主任（Director of Cooperative Extension）をも兼任しており、同学長の下に、州内の農業研究普及事業が一括管理される体制（図6-5）となっている。

図6-5 ワシントン州立総合大学農業家政学部門組織図（1999年3月現在）

農業家政学部門学長、農業研究センター主任、協同普及所主任
(Dean of College of Agriculture & Home Economics, Director of Agricultural Research Centers, Director of Cooperative Extension)



（出所）ワシントン州立総合大学

1999年3月現在のワシントン州立総合大学農業家政学部門に所属する職員は、教授陣が542名、管理職員が134名、普及員・技術助手等の専門スタッフが443名の計1,119名で、これらの職員が相互に密接な連携・協調体制の下で、州内4か所のキャンパス、州内のキャンパス外の7か所に配置された農業研究普及センター、39の各郡に配置された郡レベル農業普及所を通じて、農業、食品、自然資源、家庭、青少年及び消費者関連分野の教育・研究・普及活動に当たっている。

ワシントン州立総合大学農業家政学部門が所管する農業試験研究施設の中で、果樹産業と関連の深い施設は、ウェナッチ市内に設置の果樹研究普及センター（Tree Fruit Research and Extension Center）である。同センターにおける研究普及事業は、連邦／州／郡政府からの資金、及び州コミッショ等の産業界からの委託研究費によって賄われている。

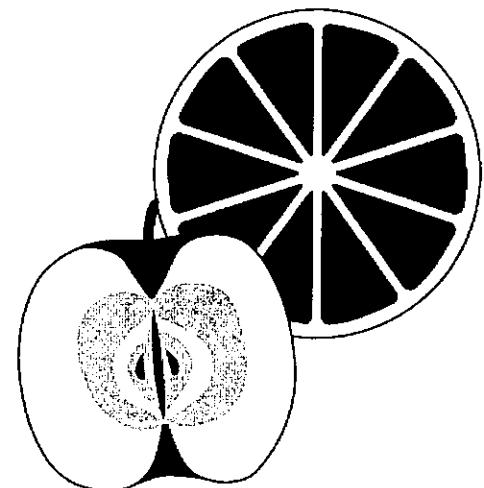
同センターの概要は、次のとおりである。

☆ Tree Fruit Research and Extension Center
1100 North Western Avenue, Wenatchee, WA 98801
ph(509)663-8181
fax(509)662-8714
web site : www.tfrec.wsu.edu/

本センターで推進される研究・普及事業は、ワシントン州におけるりんご、その他の落葉果樹産業発展に大きく貢献してきた。センター敷地の一角に立地する連邦農務省農業研究局の果樹研究ユニット、更に連邦気象局と協調した研究活動も行われている。

主要な研究対象作物は、りんご、甘果とうとう、なしを中心とする落葉果樹であり、園芸学、植物病理及び生理学、昆虫学、土壤科学等に及ぶ分野の研究がすすめられている。

ウェナッチ及びその近郊3か所に実験農場を有する。



無断転載を禁じます

本書の内容等について、ご質問やお気付きの点がありましたら、
下記あてにご連絡下さるようお願い致します。

財団法人 中央果実基金 生産流通部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル内

【電話】03-3586-1381

【FAX】03-5570-1852